

令和6年度 中部ブロック 発注者協議会 幹事会

令和6年6月28日

「中部ブロック発注者協議会」規約

（設置）

- 第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）（平成17年法律第18号）」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会（以下「協議会」という）を設置する。

（目的）

- 第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（事務）

- 第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。
- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
 - 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
 - 三 発注者に対する支援施策について
 - 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

- 第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

（会長及び副会長）

- 第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。
- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
 - 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

（会議）

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
 - 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
 - 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

- 第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。
- 併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。
- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
 - 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。
この規約は、平成24年5月16日から施行する。
この規約は、平成25年1月21日から施行する。
この規約は、平成26年10月31日から施行する。
この規約は、平成28年2月29日から施行する。
この規約は、平成29年9月28日から施行する。
この規約は、平成30年2月27日から施行する。
この規約は、平成30年7月27日から施行する。
この規約は、令和元年7月25日から施行する。
この規約は、令和2年6月19日から施行する。
この規約は、令和3年7月30日から施行する。
この規約は、令和4年6月24日から施行する。
この規約は、令和5年6月30日から施行する。
この規約は、令和6年 月 日から施行する。

第4条関係（委員）

会 副 委 員	長	国土交通省	中部地方整備局長
	副会長	農林水産省	東海農政局長
	委員	警察庁	中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
		警察庁	中部管区警察学校長
		財務省	東海財務局 総務部次長
		財務省	名古屋税関 総務部長
		国税庁	名古屋国税局 総務部次長
		厚生労働省	東海北陸厚生局長
		厚生労働省	岐阜労働局長
		厚生労働省	静岡労働局長
		厚生労働省	愛知労働局長
		厚生労働省	三重労働局長
		林野庁	中部森林管理局長
		経済産業省	中部経済産業局 総務企画部長
		国土交通省	中部運輸局長
		海上保安庁	第四管区海上保安本部 総務部長
		環境省	中部地方環境事務所長
		岐阜県	副知事
		静岡県	副知事
		愛知県	副知事
		三重県	副知事
		静岡市	副市長
		浜松市	副市長
		名古屋市	副市長
		岐阜県部会で決定する者	
		静岡県部会で決定する者	
		愛知県部会で決定する者	
		三重県部会で決定する者	
		中日本高速道路株式会社	名古屋支社長
		(独)都市再生機構	中部支社長
		(国)日本原子力研究開発機構	核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 所長
		(独)水資源機構	中部支社長
		静岡県道路公社	理事長
		愛知県道路公社	理事長
		名古屋高速道路公社	理事長
		名古屋港管理組合	副管理者
		四日市港管理組合	副管理者
		日本下水道事業団	東海総合事務所長
オブザーバー		法務省名古屋法務局	
		名古屋高等裁判所	

第7条関係（幹事）

幹事長	国土交通省	中部地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	東海農政局	農村振興部長
幹事	警察庁	中部管区警察局	総務監察・広域調整部 会計課長
	警察庁	中部管区警察学校	庶務部長
	財務省	東海財務局	会計課長
	財務省	名古屋税関	会計課長
	国税庁	名古屋国税局	総務部 営繕監理官
	厚生労働省	東海北陸厚生局	総務課長
	厚生労働省	岐阜労働局	総務部長
	厚生労働省	静岡労働局	総務部長
	厚生労働省	愛知労働局	総務部長
	厚生労働省	三重労働局	総務部長
	林野庁	中部森林管理局	総務企画部長
	経済産業省	中部経済産業局	総務企画部 会計課長
	国土交通省	中部地方整備局	総務部長
	国土交通省	中部地方整備局	営繕部長
	国土交通省	中部地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	中部運輸局	総務部長
	海上保安庁	第四管区海上保安本部	経理課長
	環境省	中部地方環境事務所	統括自然保護企画官
	岐阜県	県土整備部長	
	静岡県	交通基盤部長	
	静岡県	経済産業部農林水産担当部長	
	愛知県	建設局長	
	愛知県	農林基盤局長	
	三重県	県土整備部理事	
	三重県	農林水産部長	
	静岡市	建設局長	
	浜松市	財務部長	
	名古屋市	財政局	契約監理監 担当局長（契約監理）
	岐阜県部会で決定する者		
	静岡県部会で決定する者		
	愛知県部会で決定する者		
	三重県部会で決定する者		
	中日本高速道路株式会社	名古屋支社	環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構	中部支社	住宅経営部次長
	(国)日本原子力研究開発機構		核燃料・パッケージ研究開発部門
		東濃地科学センター	総務共生課長保安・施設管理課マネージャー
	(独)水資源機構	中部支社	事業部長 次長
	静岡県道路公社	道路部長	
	愛知県道路公社	事業部長	
	名古屋高速道路公社	総務部長	
	名古屋港管理組合	建設部担当部長	(技術調整担当)
	四日市港管理組合	経営企画部理事	
	日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課長
オブザーバー	法務省名古屋法務局		
	名古屋高等裁判所		
	国土交通省	中部地方整備局	建政部

1. 協議会概要と現状

新・担い手3法(品確法・建設業法・入契法)

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

R1.6成立

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

第7条第3項（発注者の責務）

発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、**他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。**

第21条第4項（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言を適切に行う能力を有する者の活用の促進、**発注者間の連携体制の整備**その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

基本方針（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

11 施策の進め方

各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成・確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

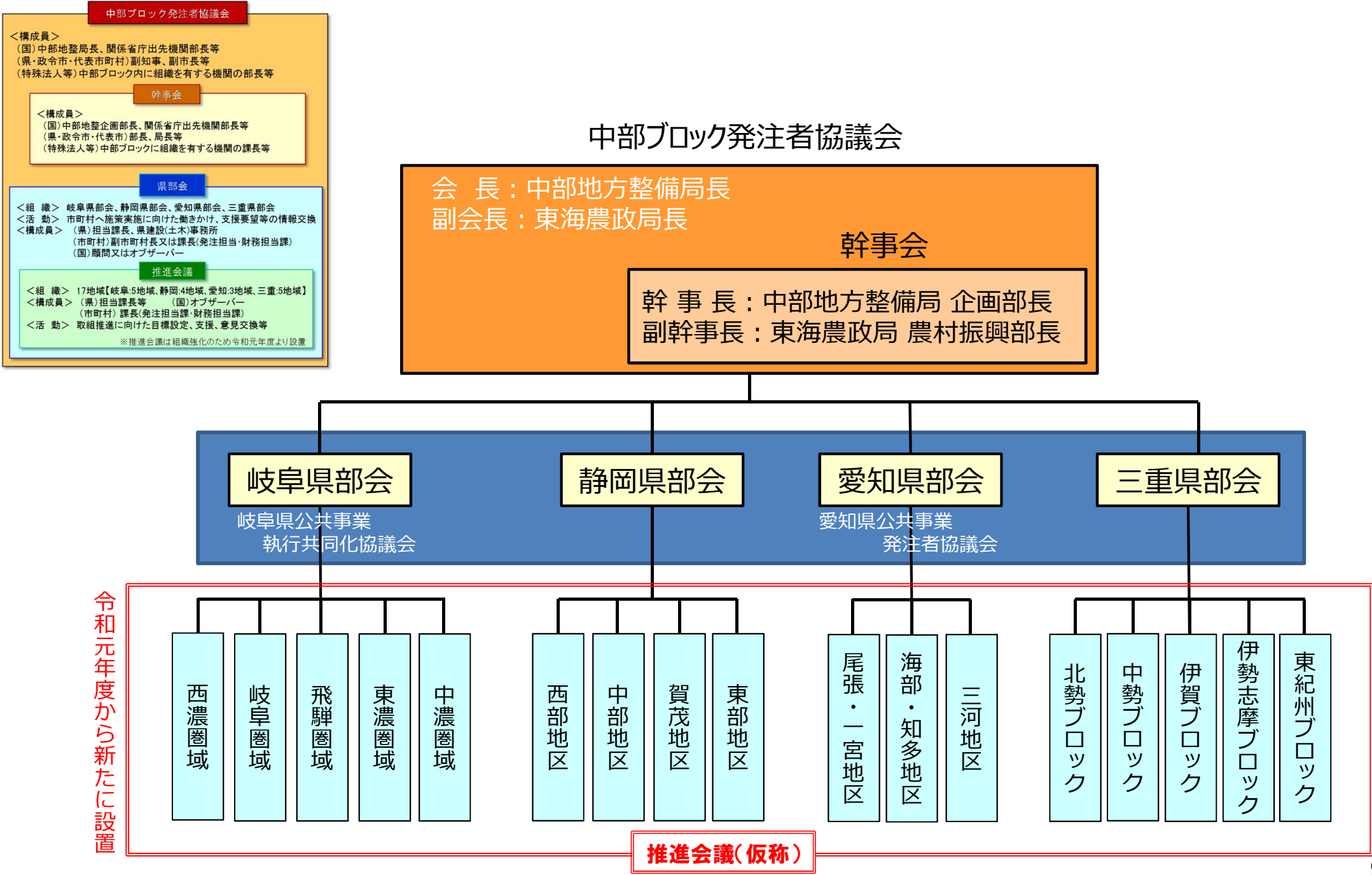
運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

3 発注体制の強化等 3-2 発注者間の連携強化

（発注者間の連携体制の構築）

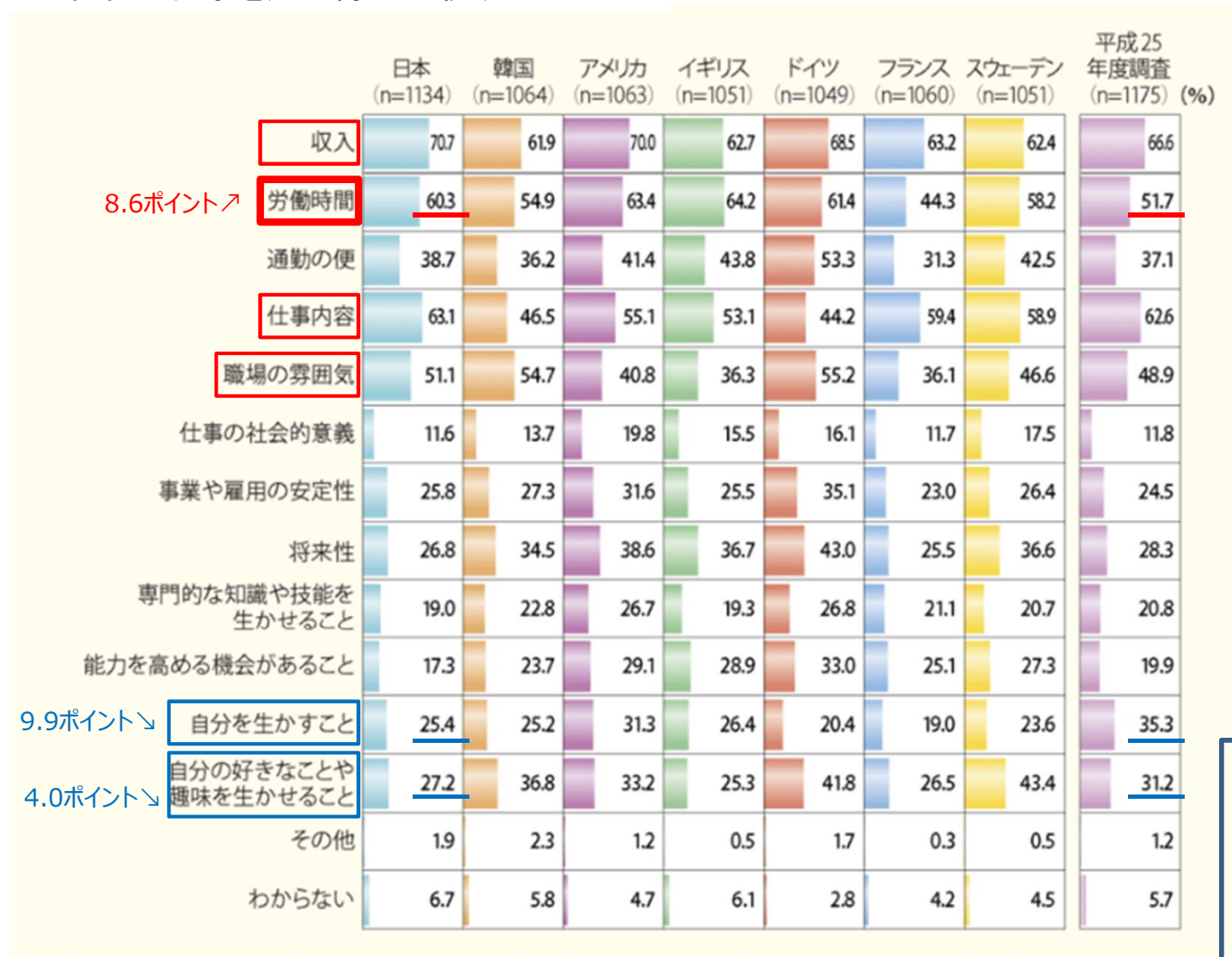
各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それを踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、**支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。**さらに、国土交通省が全国の事務所等に設置している「品確法運用指針に関する相談窓口」を活用し、実務担当者間での意見交換等を実施するための体制を構築する。



内閣府 平成30(2018)年度「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査 より 抜粋

若者が仕事を選ぶ際に重視すること

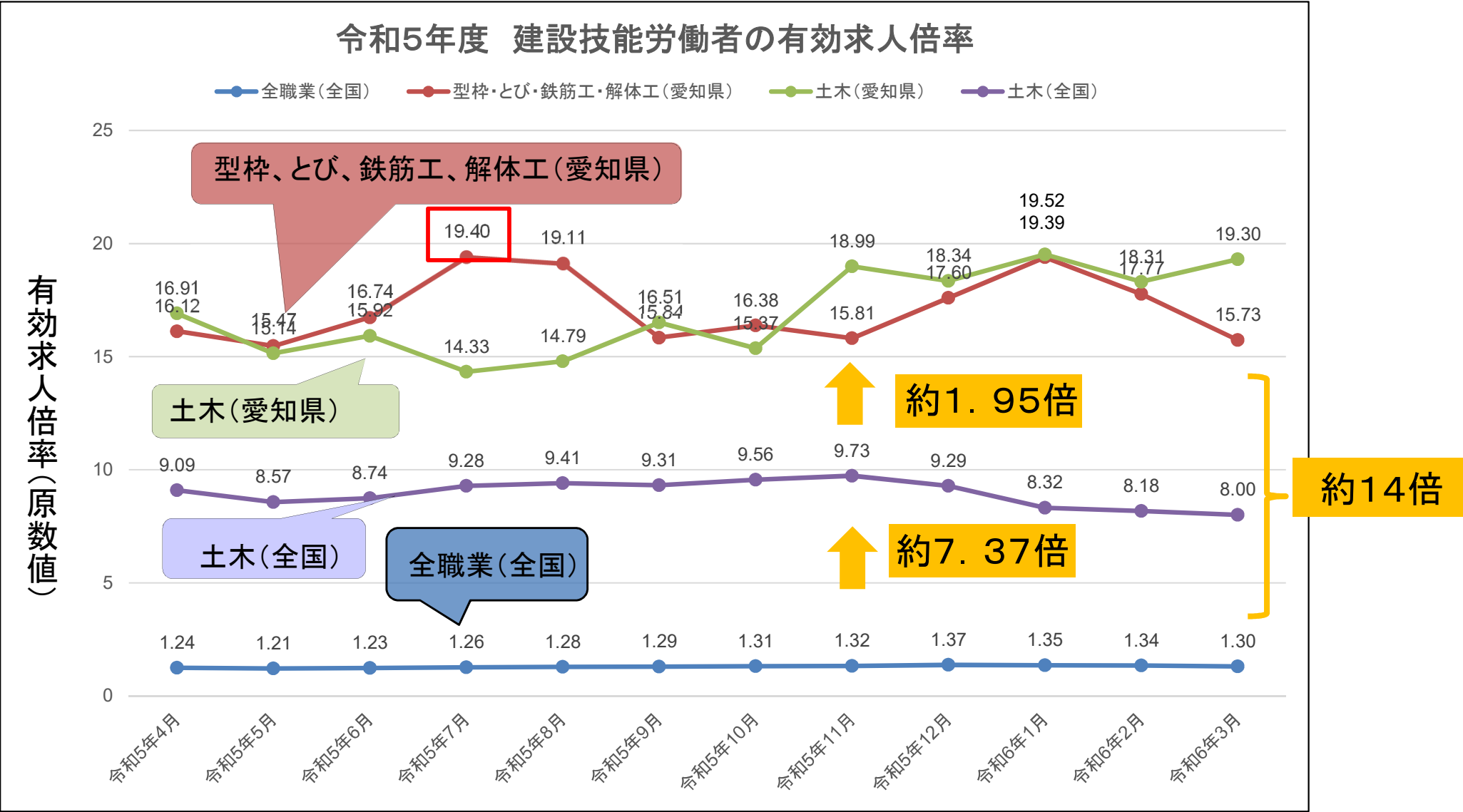


重視する点で、割合が最も高かったのは、「収入」であり、「仕事内容」、「労働時間」、「職場の雰囲気」と続く。

また、平成25年度の調査時と比較すると、上記四項目はすべて上昇、その中でも「労働時間」を選択した者の割合は8.6ポイントも上がっている。（ダントツの上昇）

一方で、求職に対し「自分を生かすこと」、「自分の好きなことや趣味を生かせること」を重視点とした者の割合はH25時点よりそれぞれ9.9、4.0ポイント低下している。

このように、日本の若者は、仕事を選ぶ際に自己実現につながるかどうかを重視する者の割合が低下する一方、労働時間など私生活の充実が、かなう労働条件の職業の選択が上昇しているといえる。



現在、土木業界は全職業に比べ人手不足が慢性的に続いている
また、工種によってはさらに深刻な人手不足が発生している

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)
必ず 実施す べき事 項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	0.80
	④	適正な工期設定	100%
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値 週休2日対象工事件数 全工事件数	1.00
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%
実施に 努める 事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%

運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)
必ず 実施す べき事 項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00
	③	平準化率 第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 年度の業務稼働件数	0.40 以下
	④	適正な履行期間の設定	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・ 活用状況	100%
実施に 努める 事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%

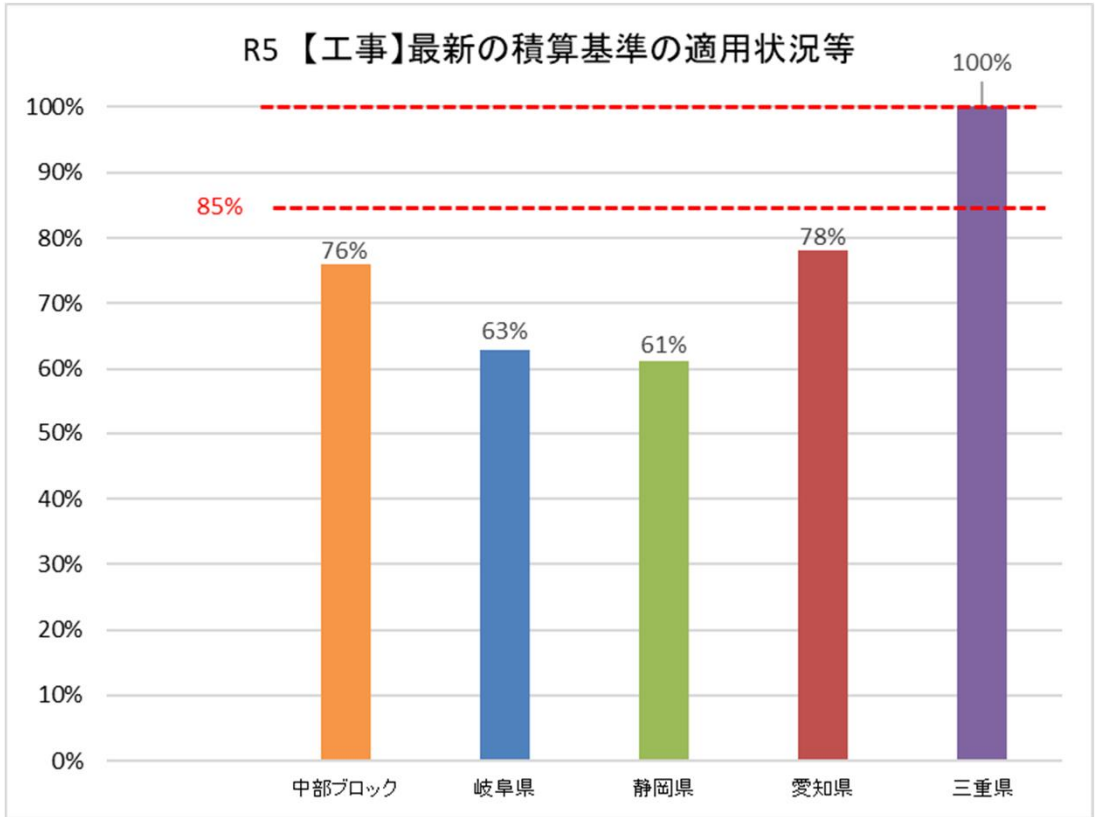
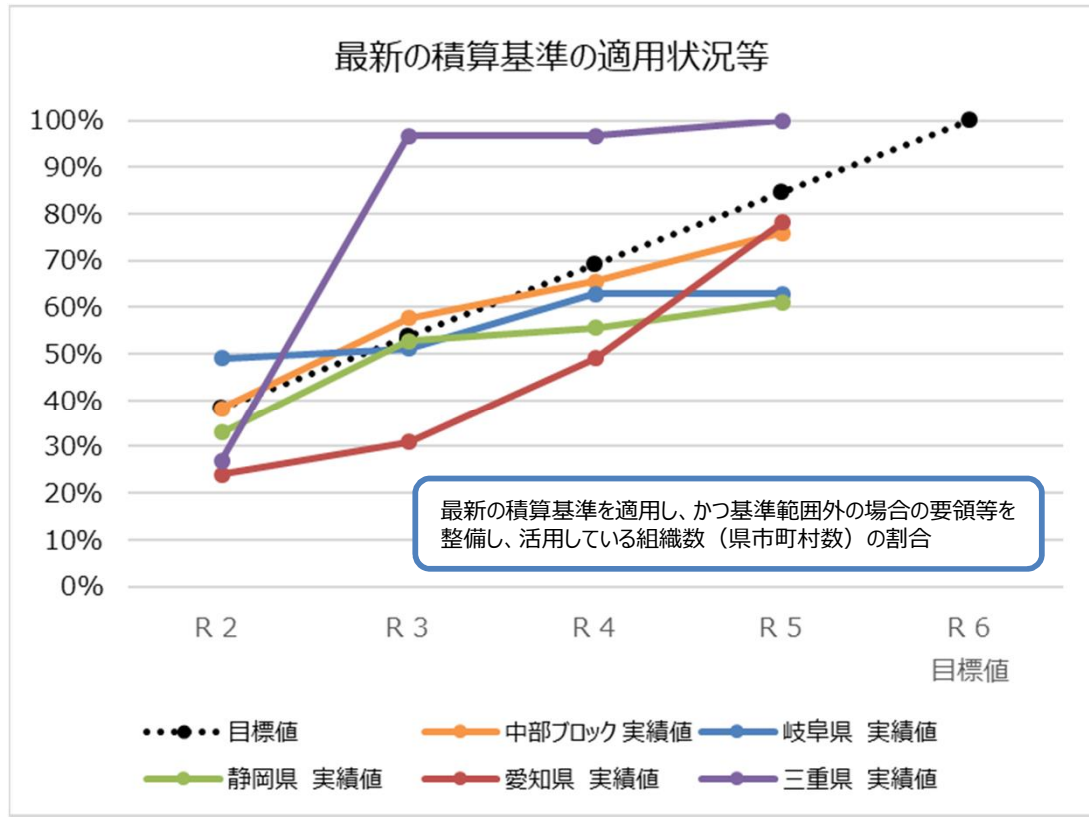
※赤字は全国統一指標

2. 取組指標の令和5年度達成度

運用 指針		【工事】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R5)	R6目標達成◎ R5目標達成○ R5目標2%以内△ R5目標未達成× R4比較 →				
					中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	85%	✕→	✕→	✕→	✕→	◎→
	②	低入札価格調査基準価格及び 最低制限価格の設定 設定した入札件数 年度の発注工事件数	1.00	岐阜0.91 静岡0.98 愛知0.97 三重0.99	—	✕ →	✕ →	✕ →	△ →
	③	平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	0.80	中部0.76 岐阜0.77 静岡0.76 愛知0.75 三重0.76	✕ →	△ →	✕ →	✕ →	✕ →
	④	適正な工期設定	100%	87%	✕→	✕→	○→	✕→	◎→
	⑤	週休2日工事の 実施状況 ※市町村を除く値 週休2日対象工事件数 全工事件数	1.00	中部0.94 岐阜1.00 静岡0.95 愛知0.92 三重1.00	○ →	◎ →	○ →	○ →	◎ →
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	95%	✕→	✕→	◎→	✕→	◎→
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入状況	100%	78%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑧	受発注者間の工事情報の共有状況	100%	77%	✕→	✕→	✕→	✕→	✕→
	⑨	総合評価落札方式の導入状況	100%	94%	✕→	△→	△→	✕→	✕→

運用 指針		【業務】指 標	目標値 (R6)	目標値 (R5)	R6目標達成◎ R5目標達成○ R5目標2%以内△ R5目標未達成× R4比較 →				
必ず実施すべき事項					中部ブロック	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
	①	最新の積算基準の適用状況等	100%	98%	○ ↗	◎ →	◎ →	◎ ↗	◎ →
	②	※市町村を除く値 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 $\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$	1.00	岐阜0.90 静岡0.99 愛知0.97 三重1.00	—	◎ →	△ →	○ →	◎ →
	③	※市町村を除く値 平準化率 $\frac{\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$	0.40 以下	中部0.41 岐阜0.40 静岡0.41 愛知0.40 三重0.40 以下	× ↗	◎ ↗	△ ↗	× ↘	◎ ↘
	④	適正な履行期間の設定	100%	81%	× ↗	× ↗	× →	× ↗	◎ →
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況	100%	86%	× ↗	× ↗	× ↗	× ↗	◎ →
実施に務める事項	⑥	総合評価落札方式の導入状況	100%	80%	× ↗	× ↗	× →	× ↗	× →

- ◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+11%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き目標達成。最新の積算基準を使用しているものの、基準範囲外の要領等を整備していない組織が多い。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
原材料価格の高騰を反映した資材価格の設定、休日や天候等による作業不能日を考慮した経費補正を実施し、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残45機関
国等3機関
42市町村

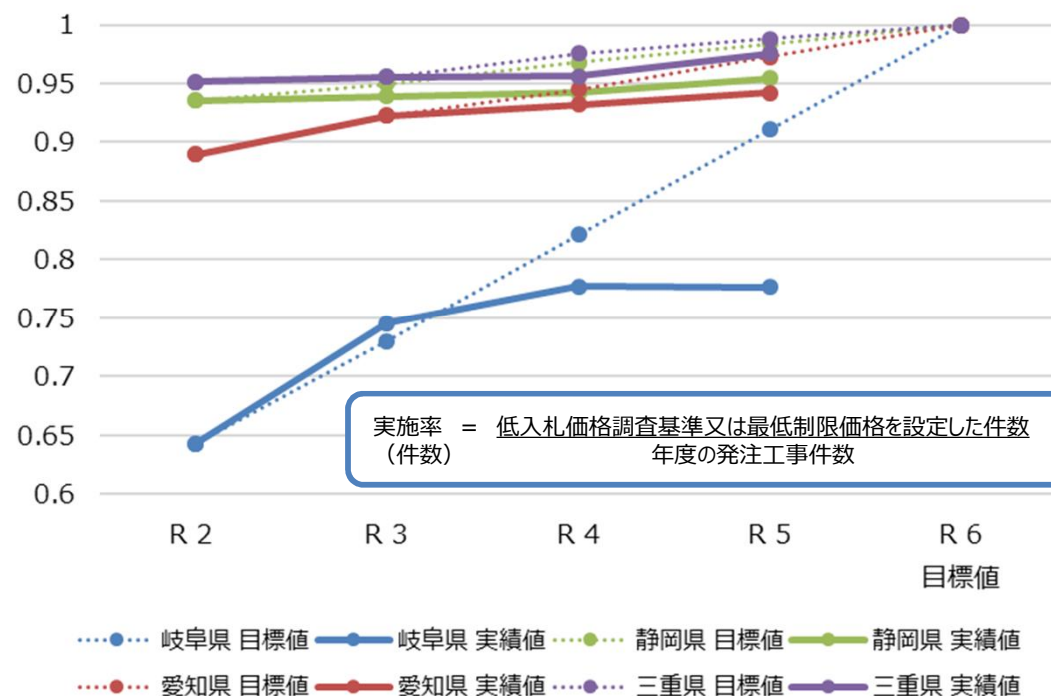
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R5達成度】岐阜× 静岡× 愛知× 三重△

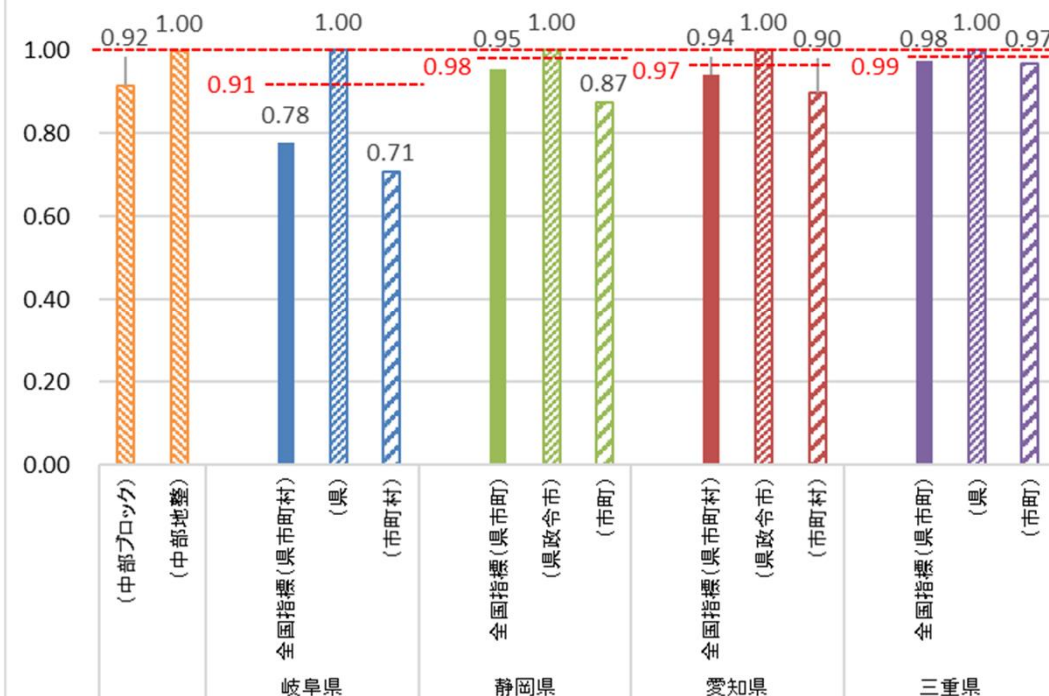
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 三重県・愛知県の市町村の取組は上昇したが、静岡県和市町村はおおむね横ばいである。
○ 令和5年度の各県(県市町村)の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



R5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

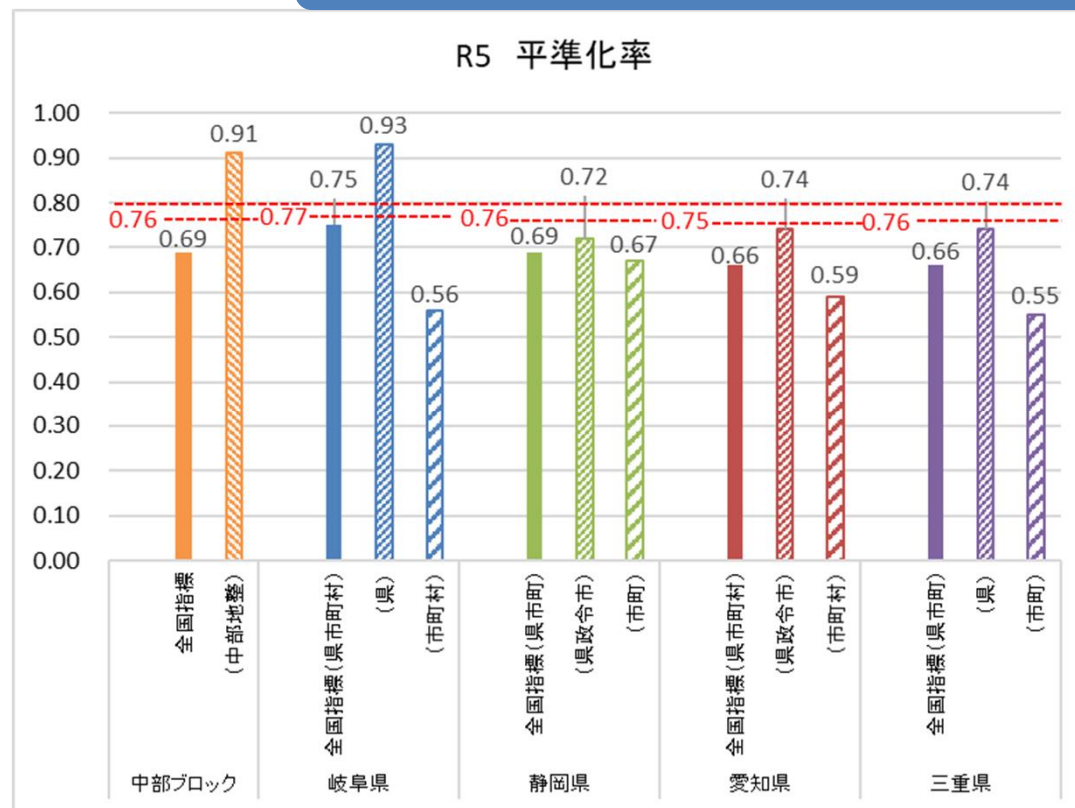
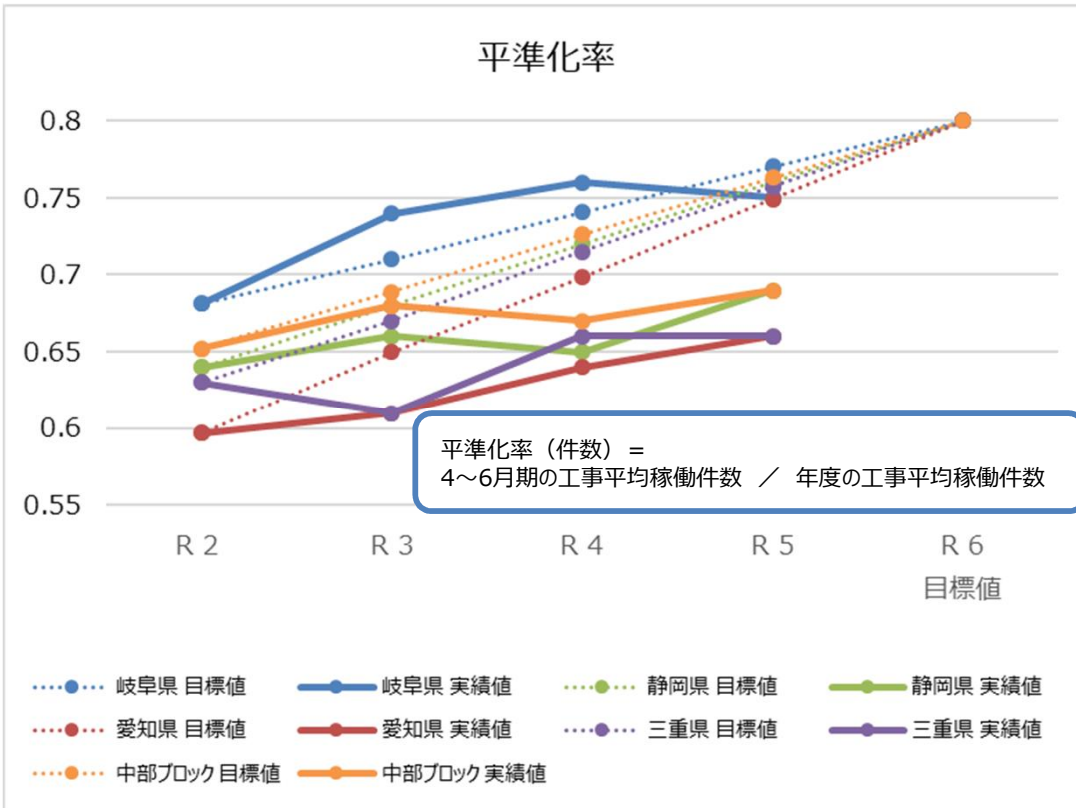
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇**し令和3年度より上がった。(0.01ポイント)

○ 令和5年度の実績値は**岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。**

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



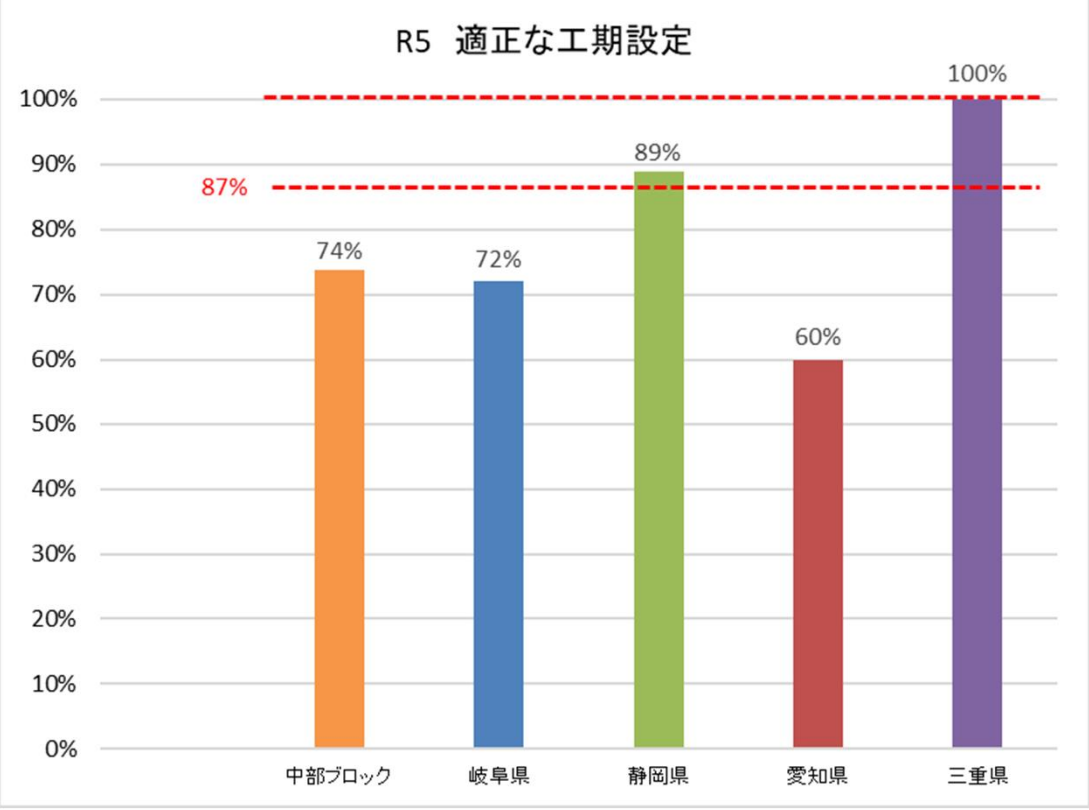
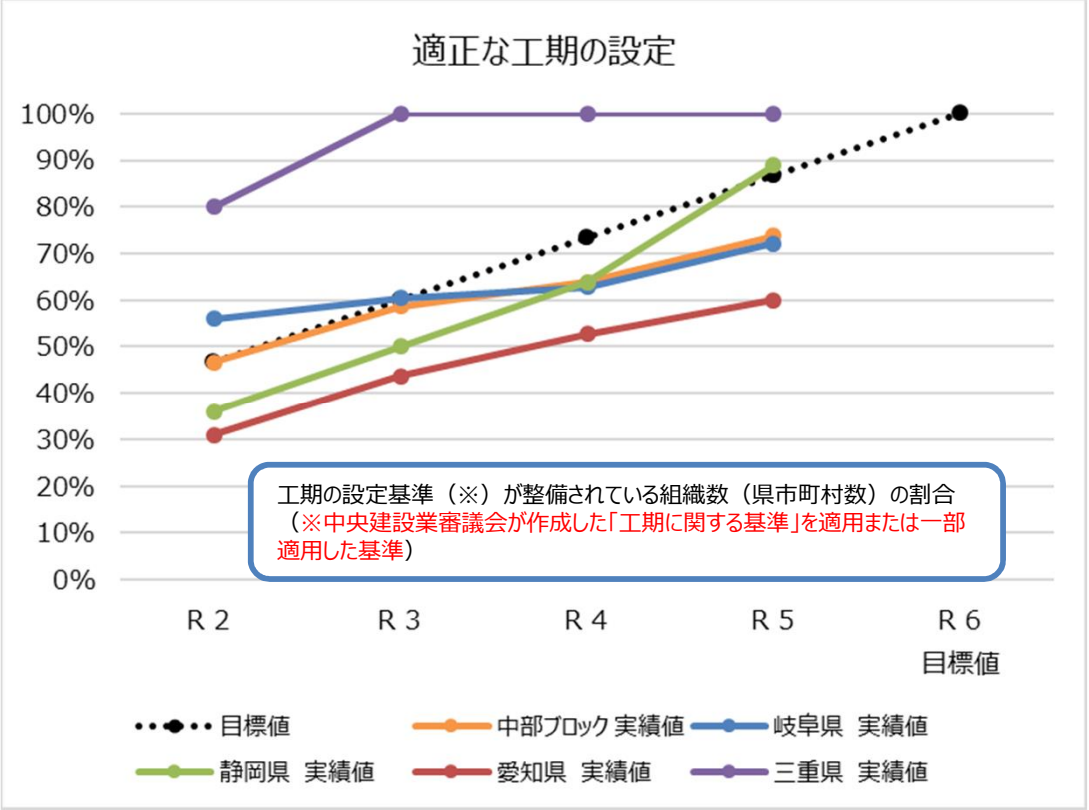
◇ 目標達成のメリット

- ・発注者の負担軽減
不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。
- ・人材や資機材の効率的な活用
工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。
- ・経営の安定化
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。
- ・地域住民への配慮
集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡○ 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+10%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き目標達成し、静岡県がついに目標達成。
- フレックス工期の設定は各県で進んでいる



- ◇ 目標達成のメリット
- ・不調不落対策
休日や天候等による作業不能日を考慮した工期設定を実施し、受注者の想定する工期との乖離をなくす。
 - ・品質確保
建設工事については、多様な関係者の関与があり、また、工事毎に目的物、天候、施工条件等によって、適正な工期を設定する必要がある。
品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、適正な工期設定により、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮される。
 - ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

残50機関
国等12機関
38市町村

【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

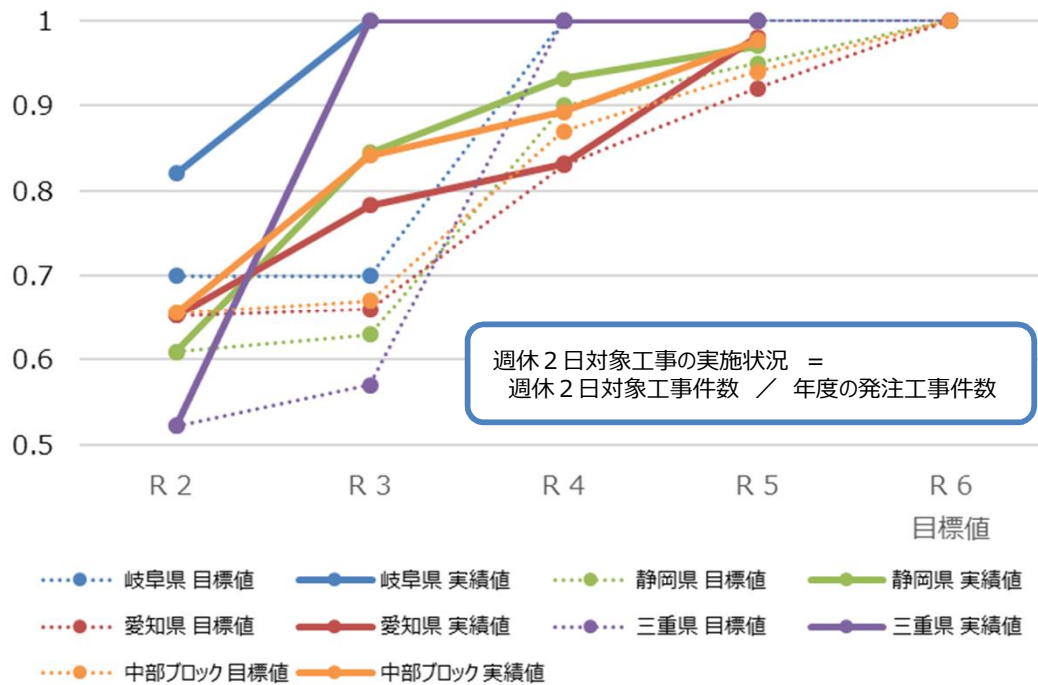
○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.89→0.98)**。

○ 令和5年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

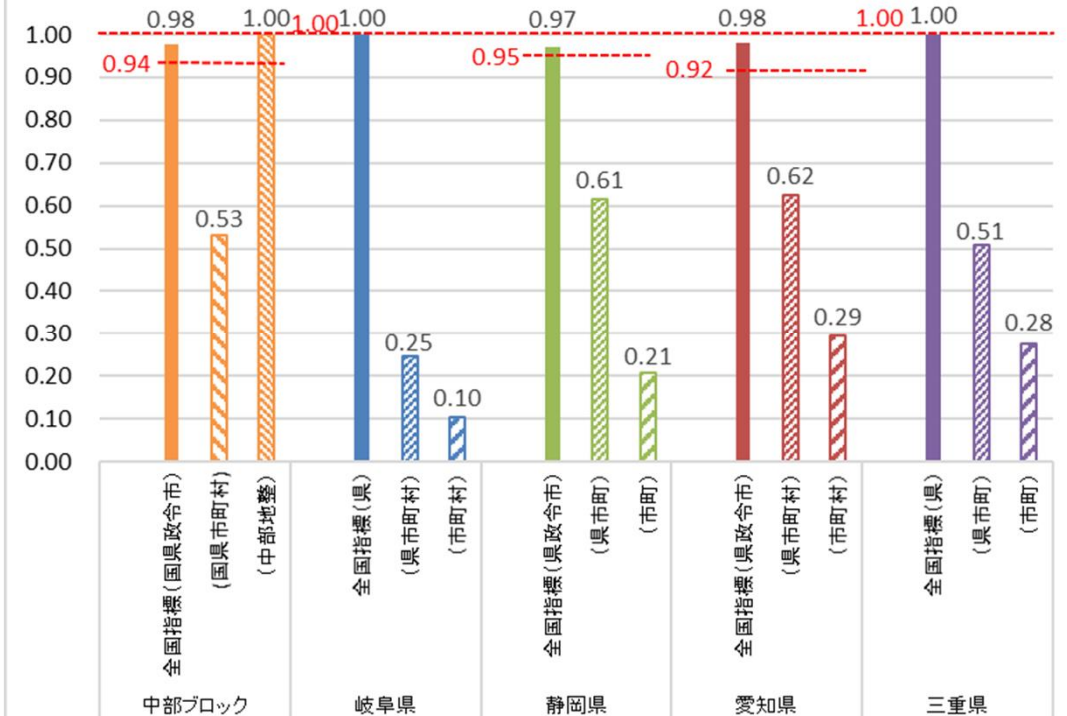
しかし、**市町村では取組が進んでいない**。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R5 週休2日工事の実施状況

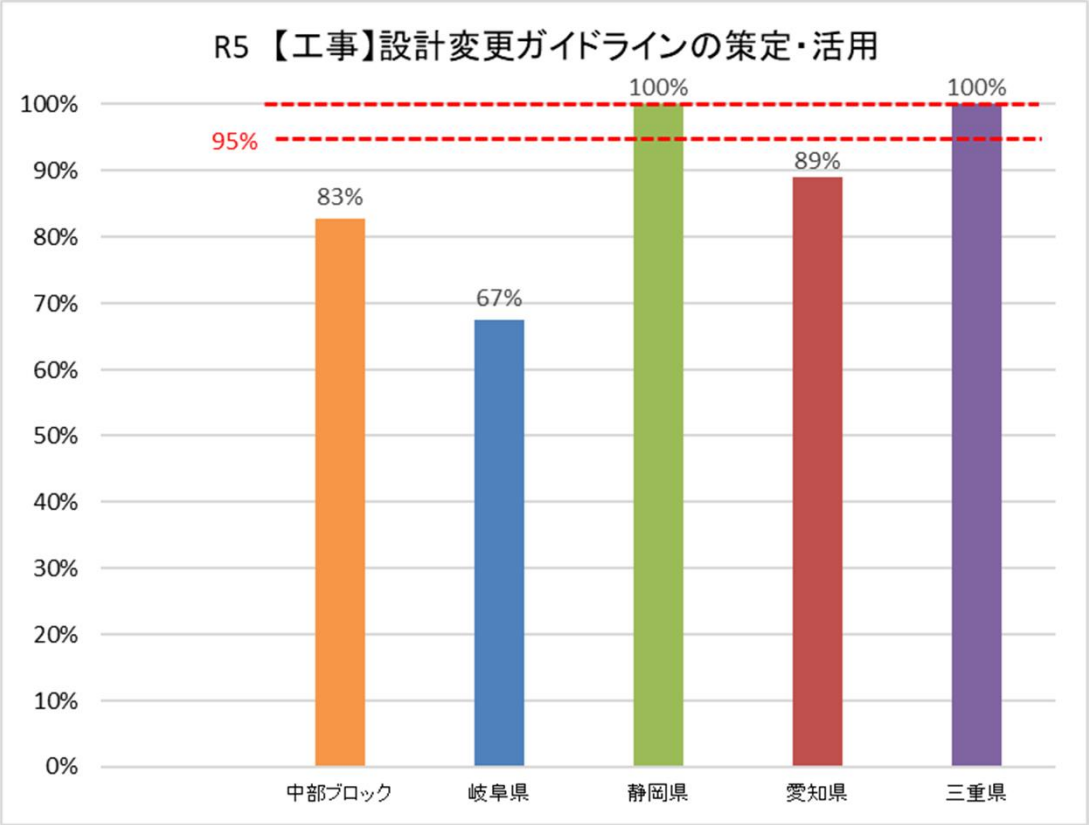
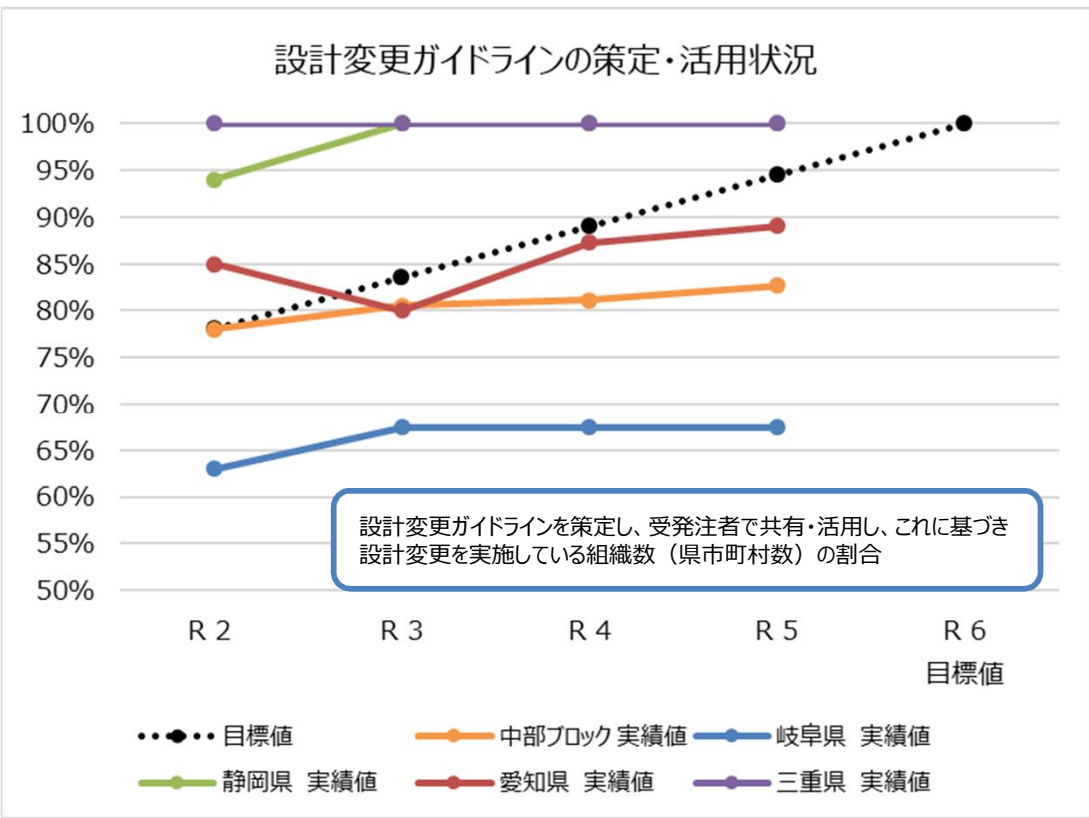


◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

- ◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組
- 【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡◎ 愛知× 三重◎

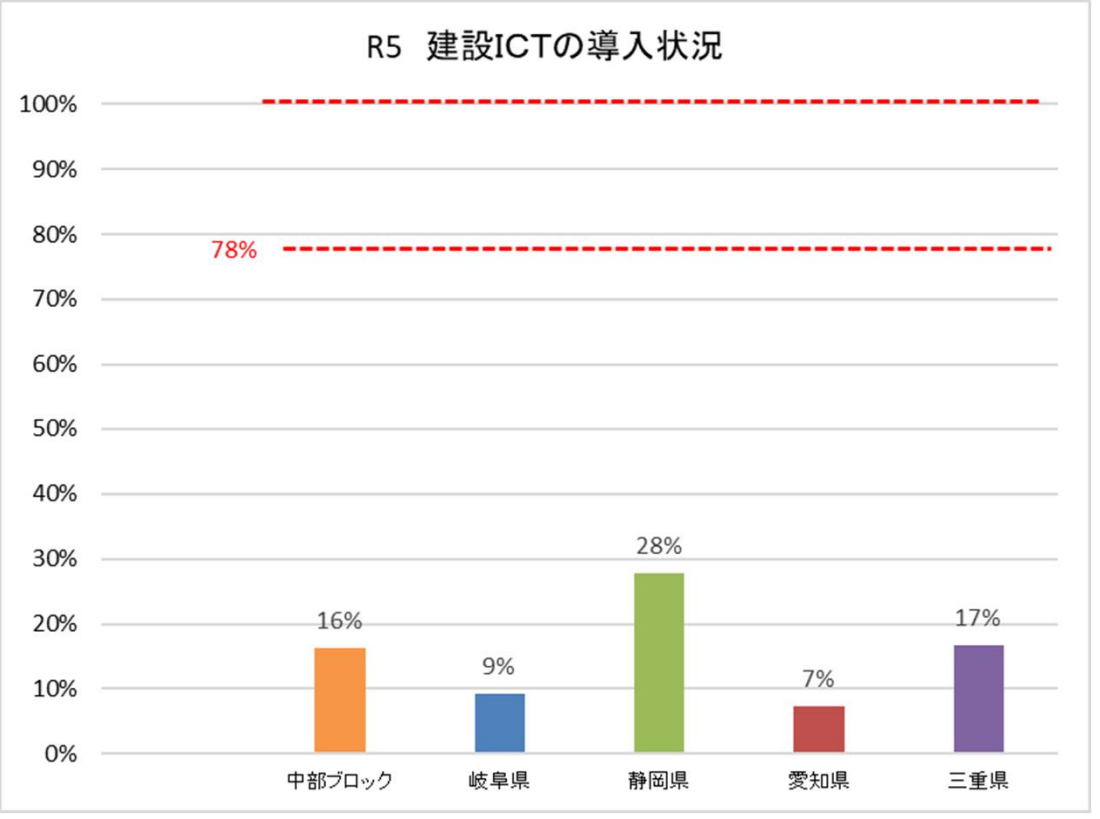
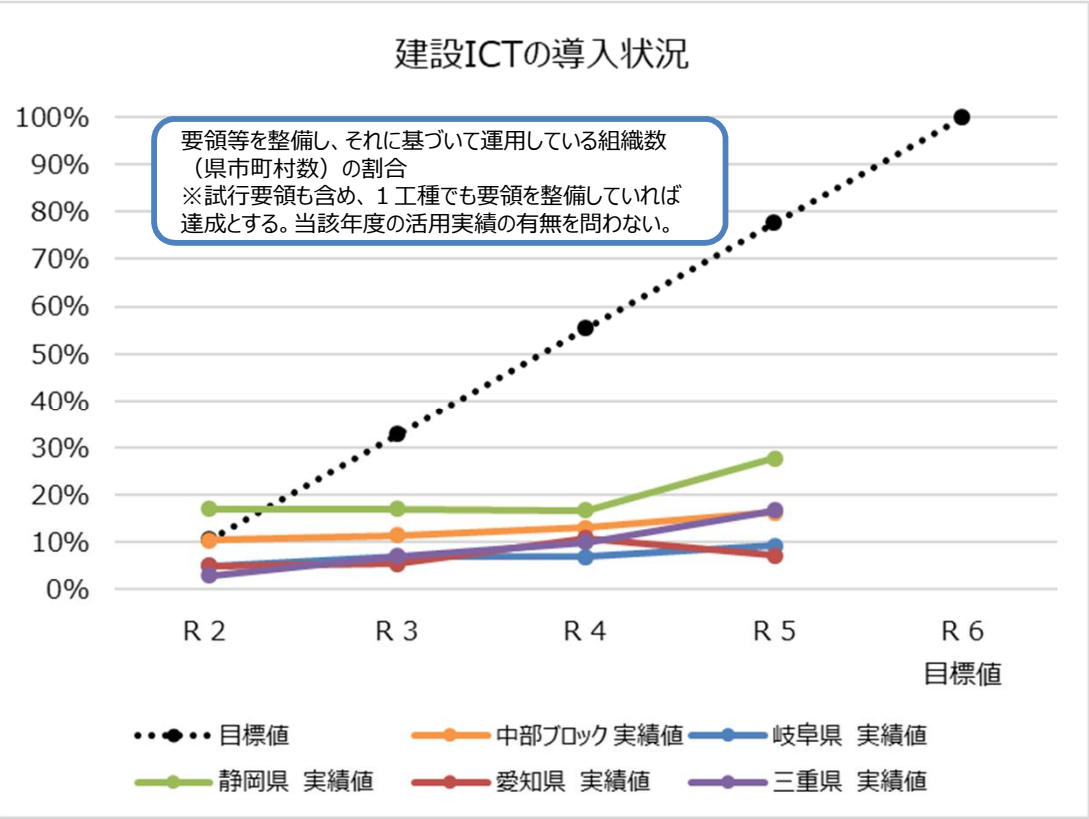
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇したが、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は静岡県、三重県が引き続き目標を上回り、100%達成している。



- ◇ 目標達成のメリット
- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残33機関
国等13機関
20市町村

- ◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組
- 【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はやや上昇(+3%)。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



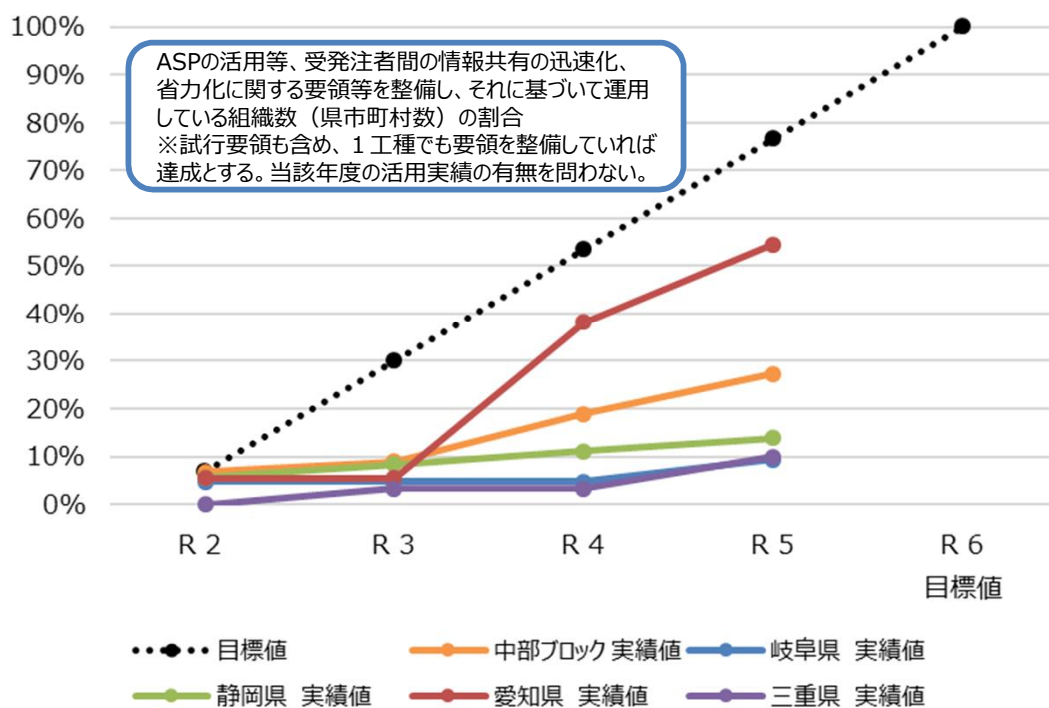
- ◇ 目標達成のメリット
- ・業務効率化、高度化
計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図る。
また、監督・検査業務にICT技術を活用することで、書類の簡素化や、遠隔臨場による移動時間の短縮、リアルタイムの確認も可能。
 - ・作業の安全性向上
建設業における労働災害発生要因としては、建設機械との接触による事故が多く、ICT技術により現場の人的作業を削減することで、事故発生要因の削減が期待できる。

◇ 受発注者間の工事情報を共有（ASPの活用等）することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

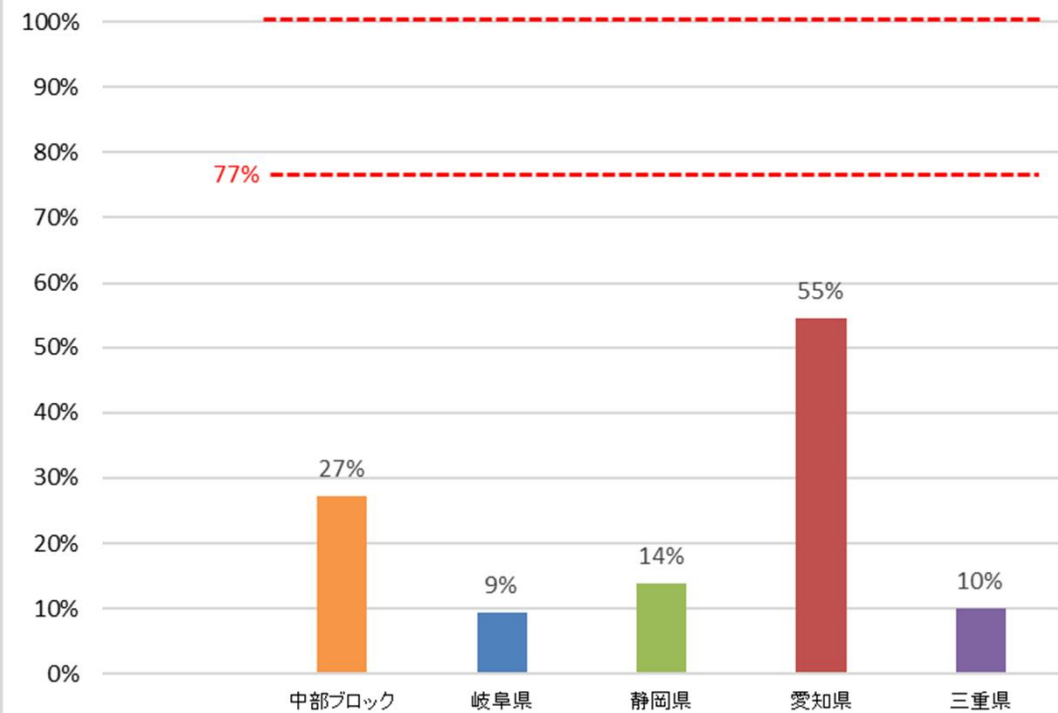
【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇している(+8%)が、目標達成していない。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。

受発注者間の工事情報の共有（ASP等）



R5 受発注者間の工事情報の共有（ASP等）



◇ 目標達成のメリット

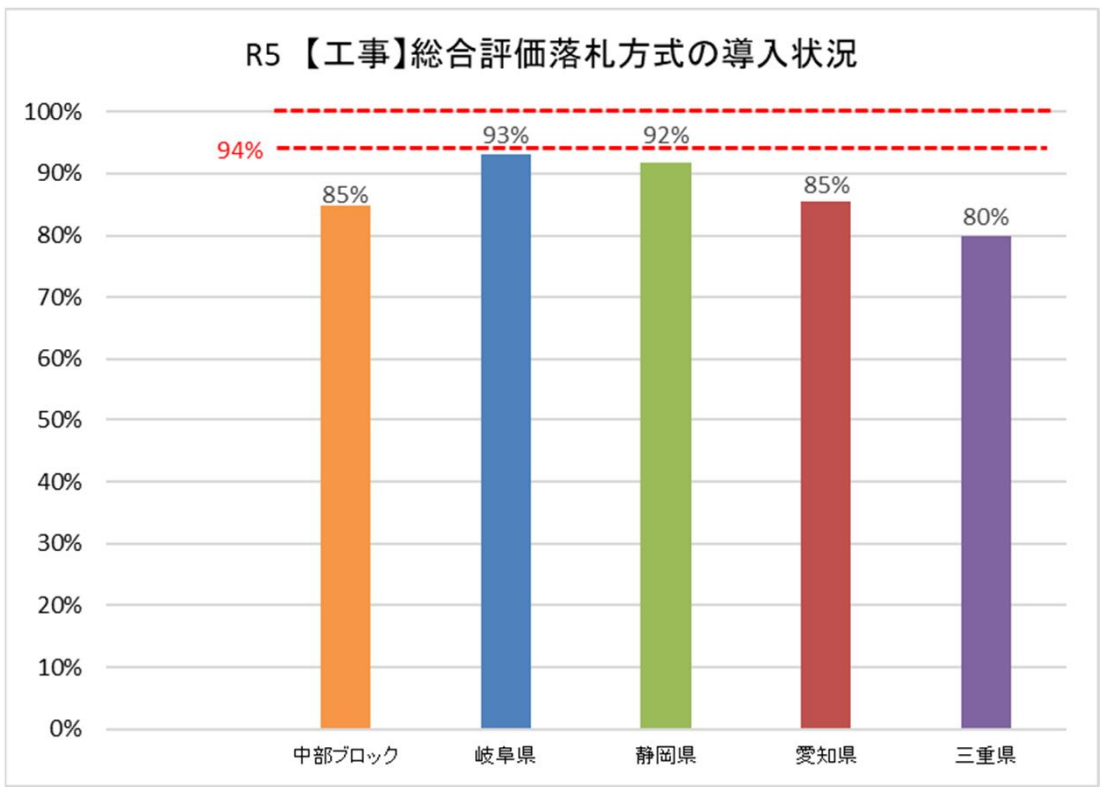
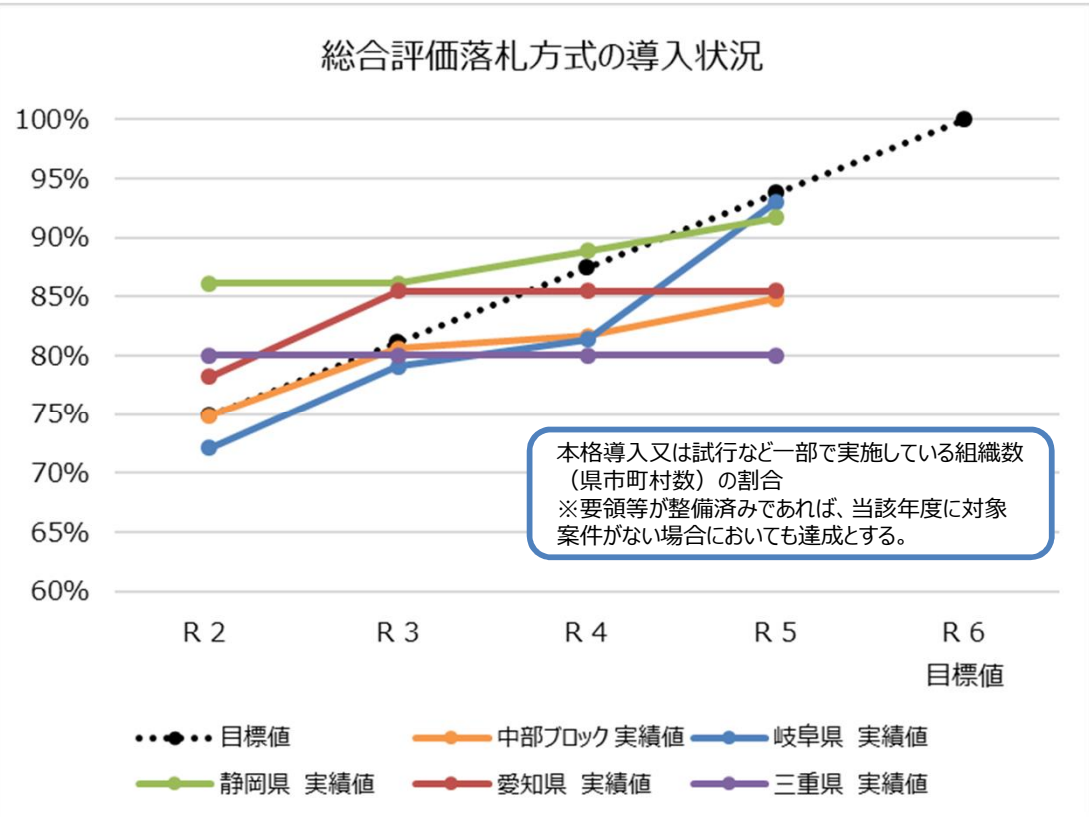
・業務の効率化

情報共有システムの活用により、受発注者間の工事帳票の処理の迅速化、工事帳票の整理作業の軽減、検査準備作業の軽減、情報共有の迅速化、及び日程調整の効率化が図られる。

・事業全体の円滑化

関係機関・地元協議資料、安全管理資料などを隣接工事及び後行程の業務や工事の関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑に進めることが可能。

- ◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組
- 【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡△ 愛知× 三重×
- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+3%)。
- 令和5年度の実績値は静岡県・愛知県が目標達成まであとわずか。

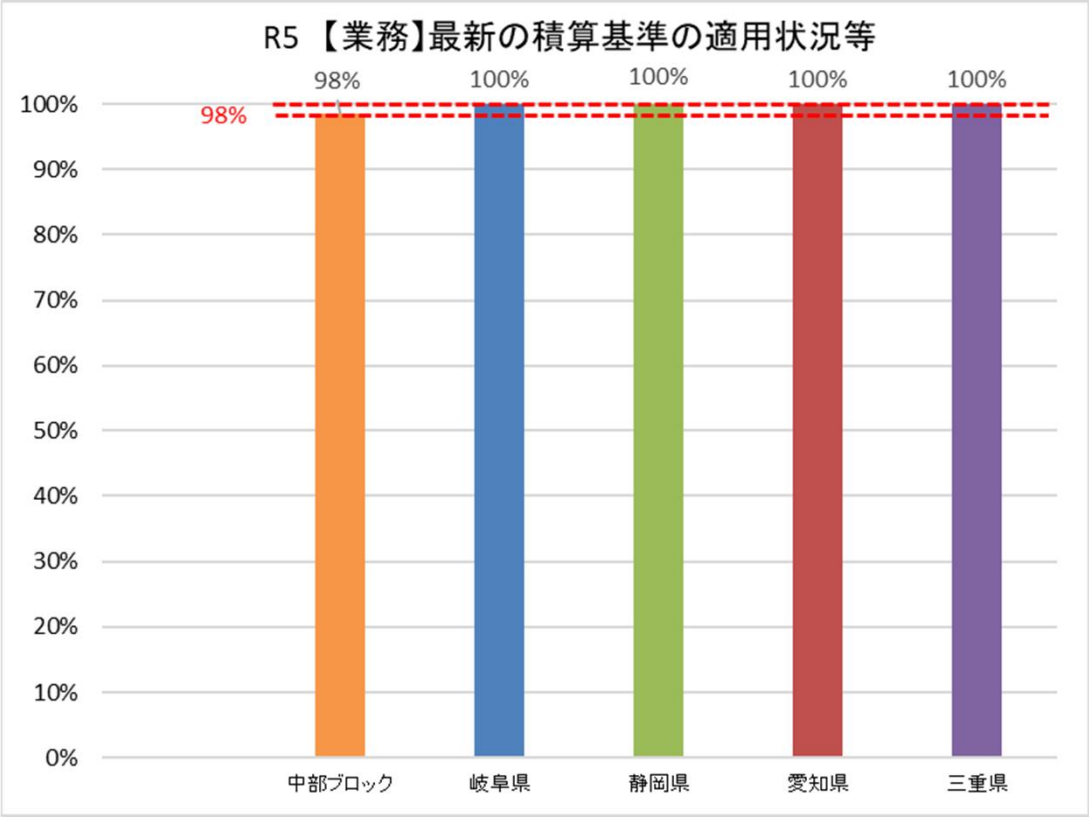
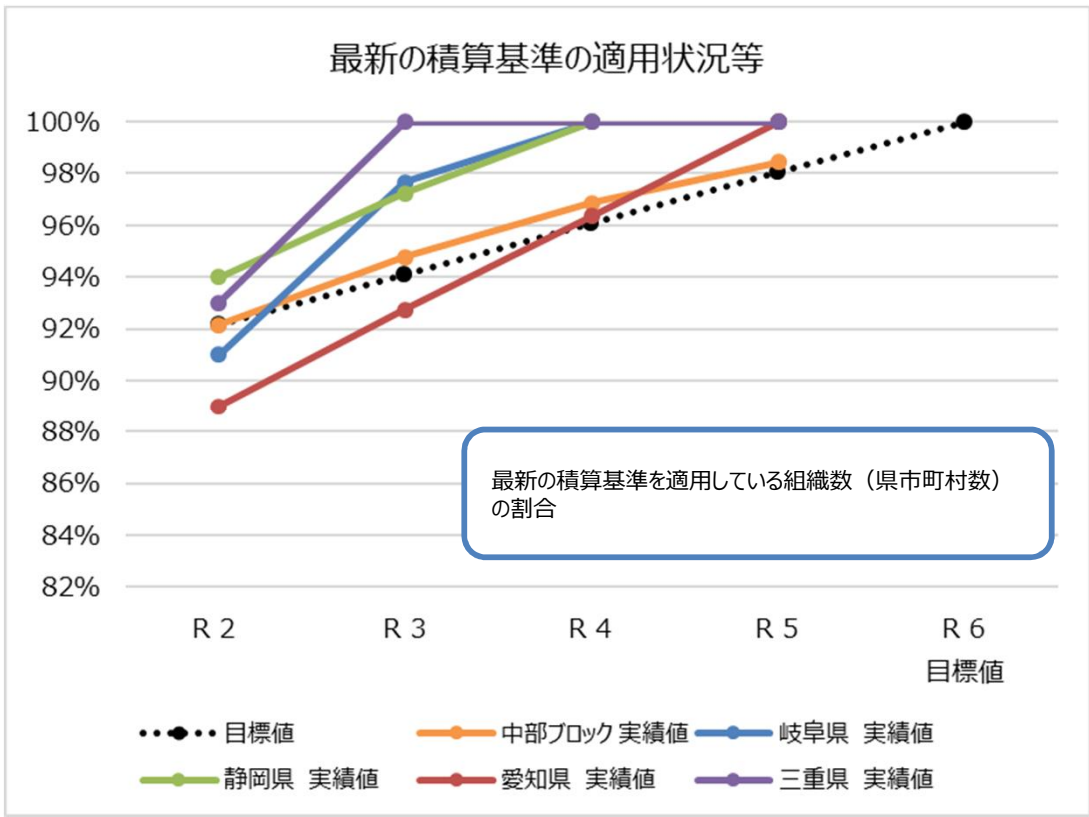


- ◇ 目標達成のメリット
- ・適切な技術力を持つ企業の選定
- 公共工事は、施工者の技術力等により品質が左右されるため、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、工事の品質を確保する。

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡◎ 愛知◎ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
- 令和5年度の実績値は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県ともに目標達成。全県において、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・価格設定根拠の説明責任
適正な予定価格の設定をしていれば、説明責任が果たせる
積算担当者の違いによる積算のばらつきを防止し、違算にも気づきやすいため、適正な予定価格を設定できる
- ・不調不落対策
最新の技術基準への対応や実態調査の結果を踏まえ、受注者の想定する費用との乖離をなくす

残3機関
国等3機関

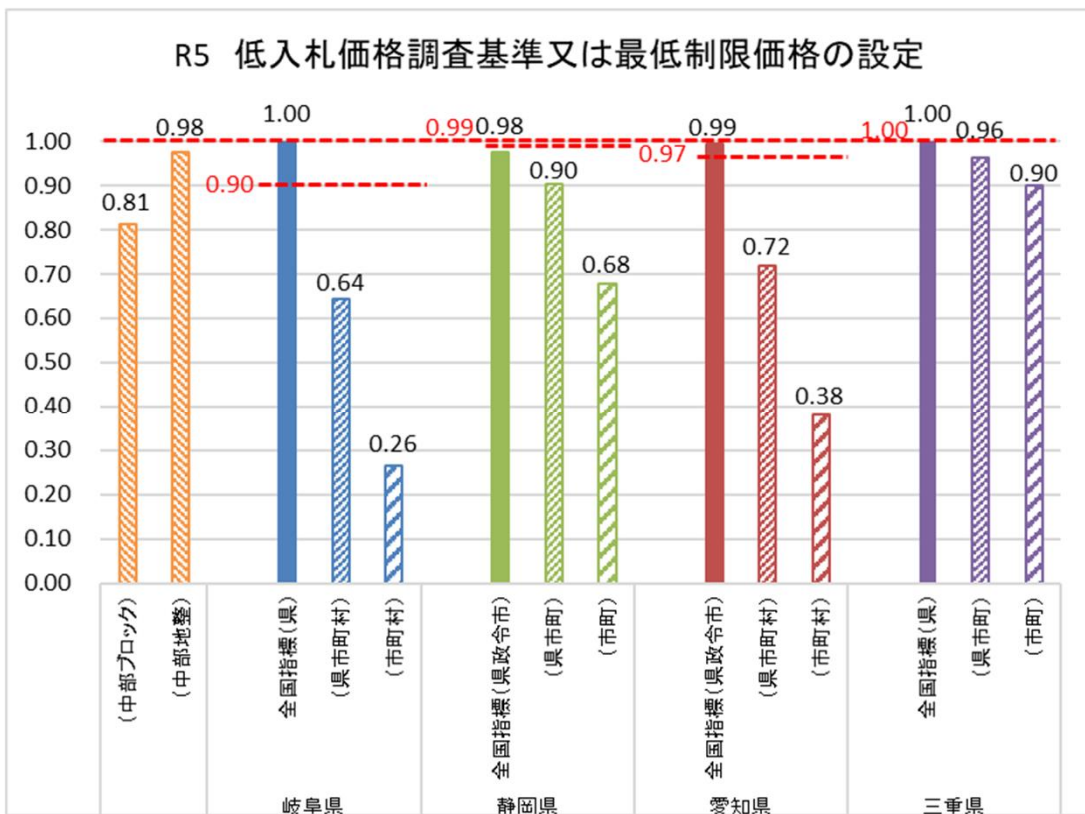
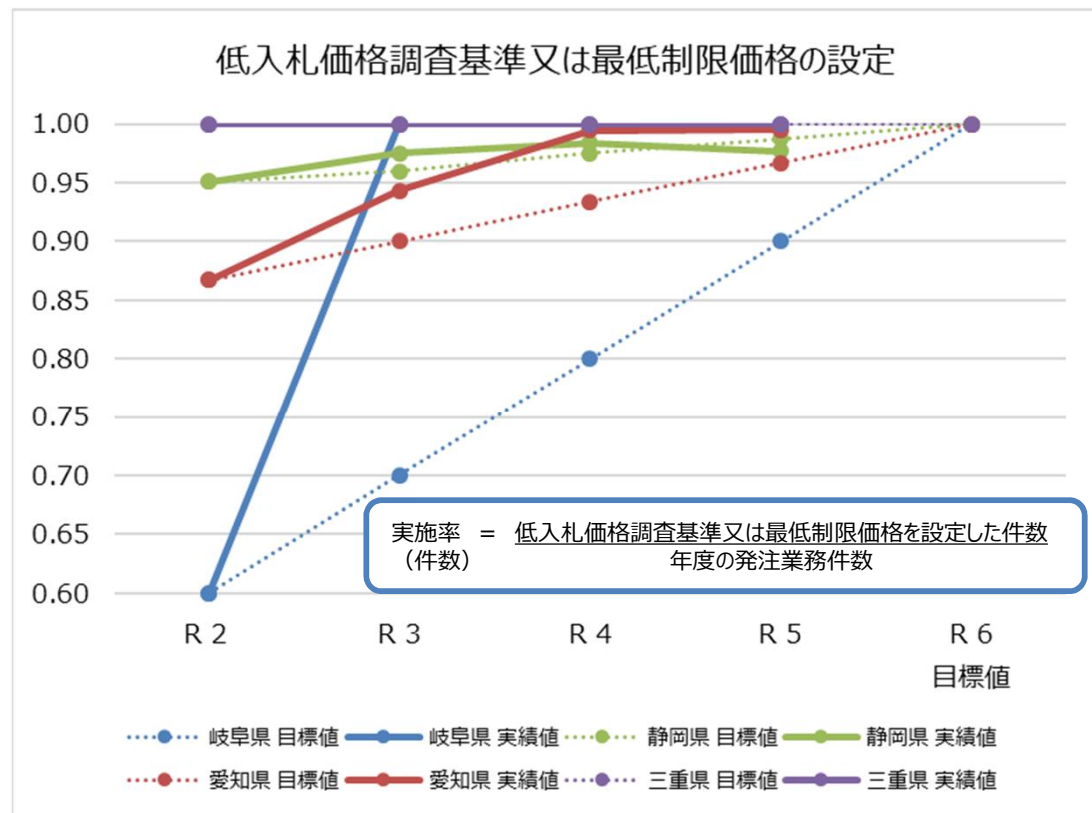
【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R5達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知○ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率はわずかに上昇している。
- 令和5年度の岐阜県・愛知県(県政令市)・三重県の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

【業務③】 平準化率

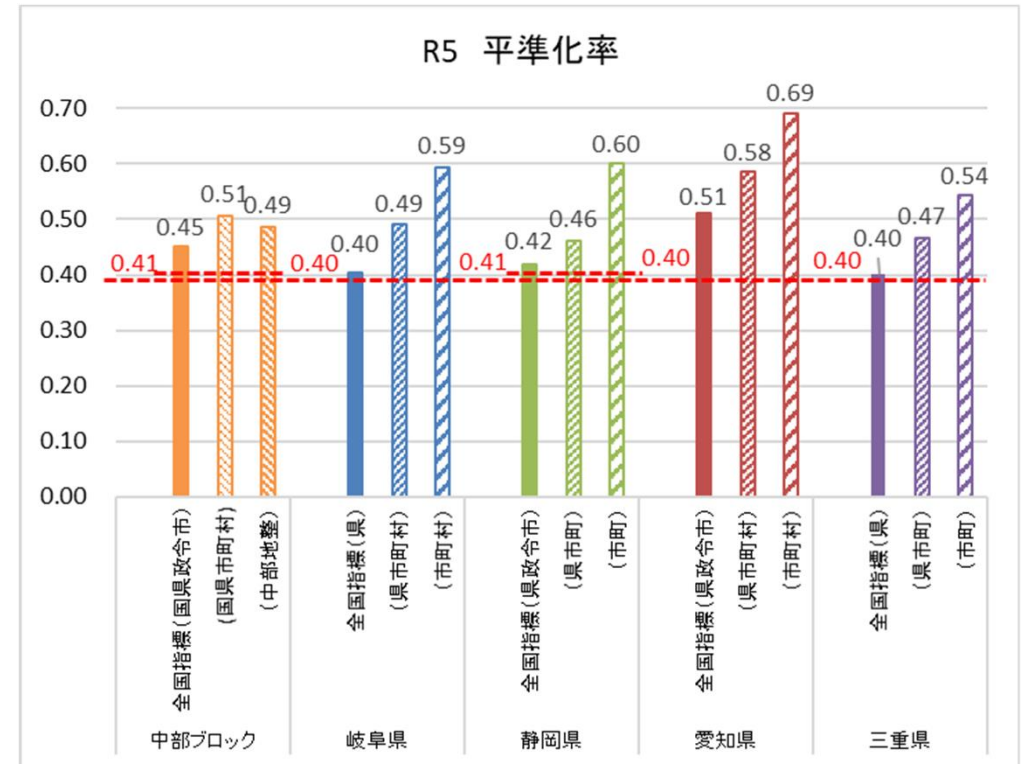
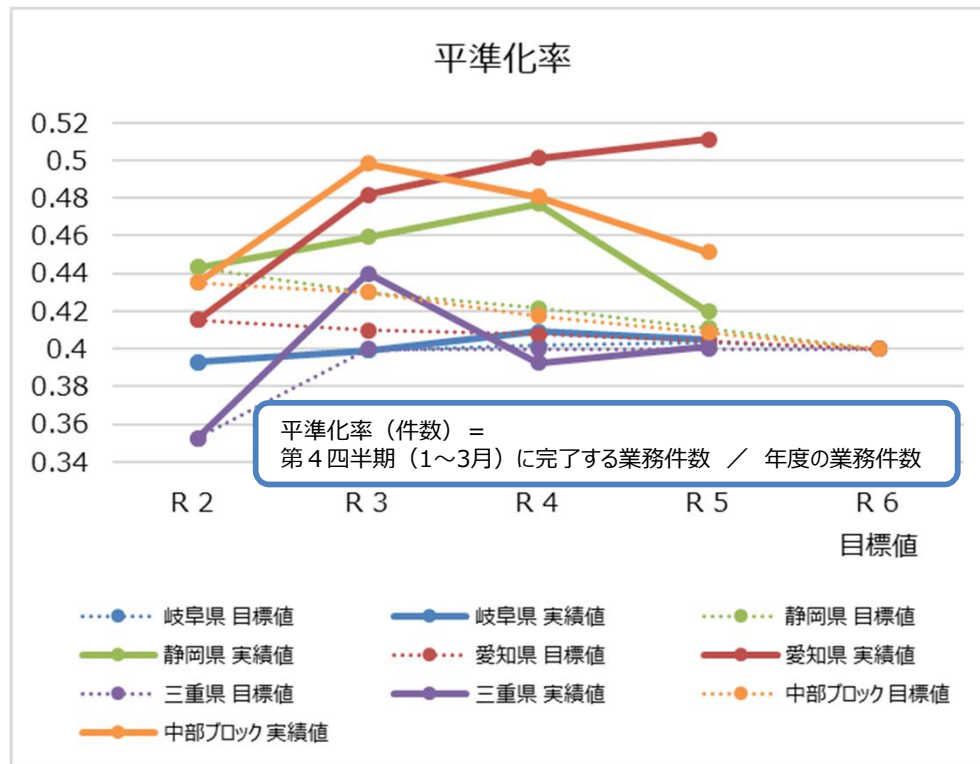
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜◎ 静岡△ 愛知× 三重◎

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和5年度の実績値は岐阜県・三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される

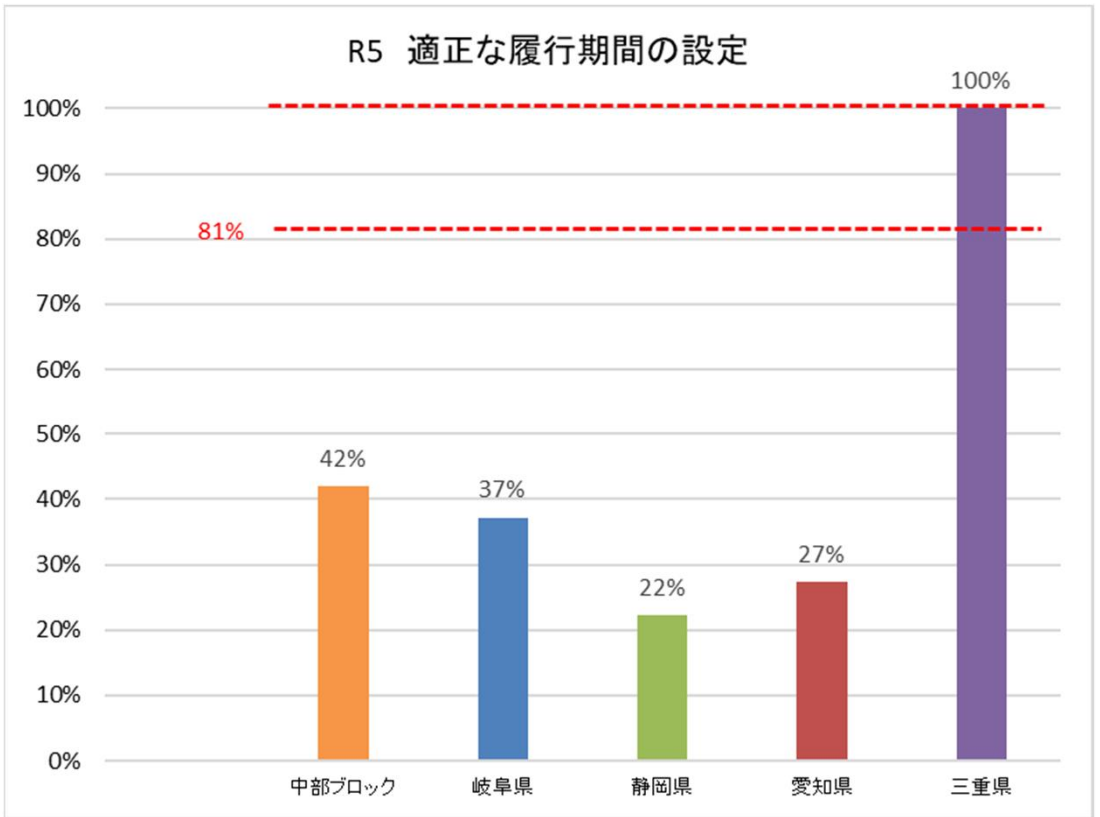
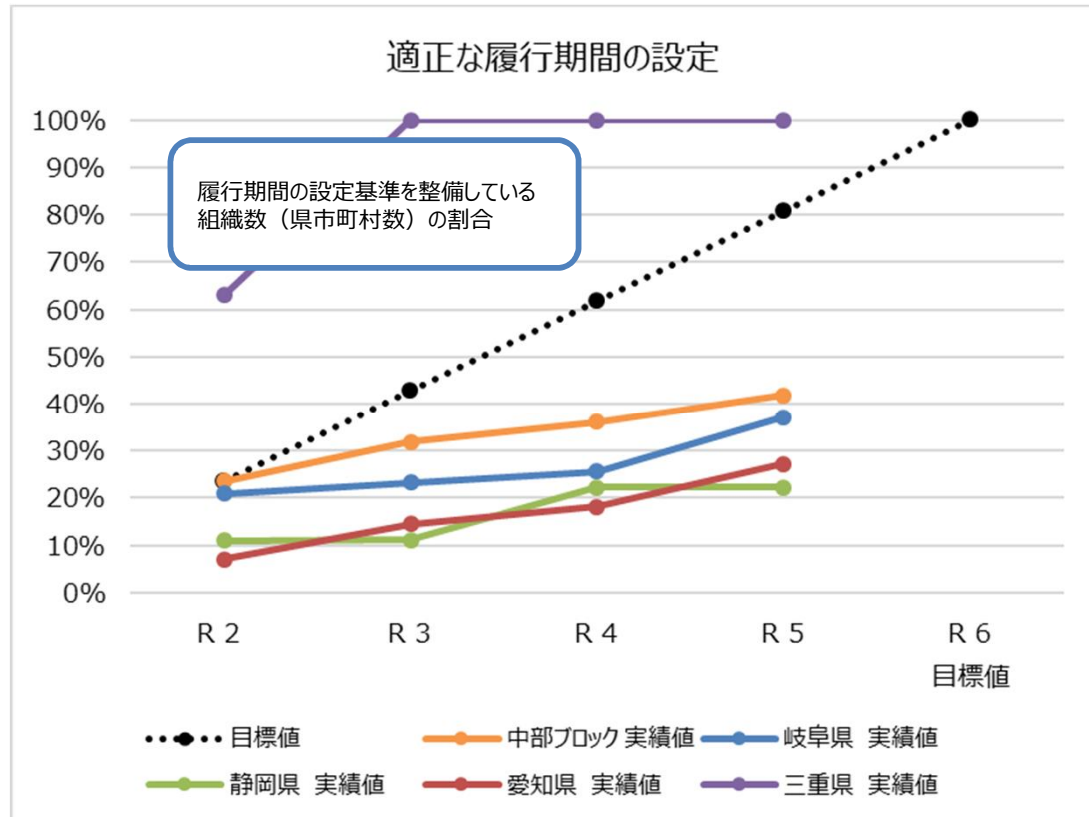
・受注者の経営環境の改善

履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値はわずかに上昇している(+6%)。
- 令和5年度の実績値は三重県が目標達成、100%を達成している



◇ 目標達成のメリット

- ・不調不落対策

業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査機関や、業務に従事する者の休日や、その他のやむを得ない事由による作業不能日を考慮した履行期間の設定を実施し、受注者の想定する履行期間との乖離をなくす。

- ・時間外労働の是正

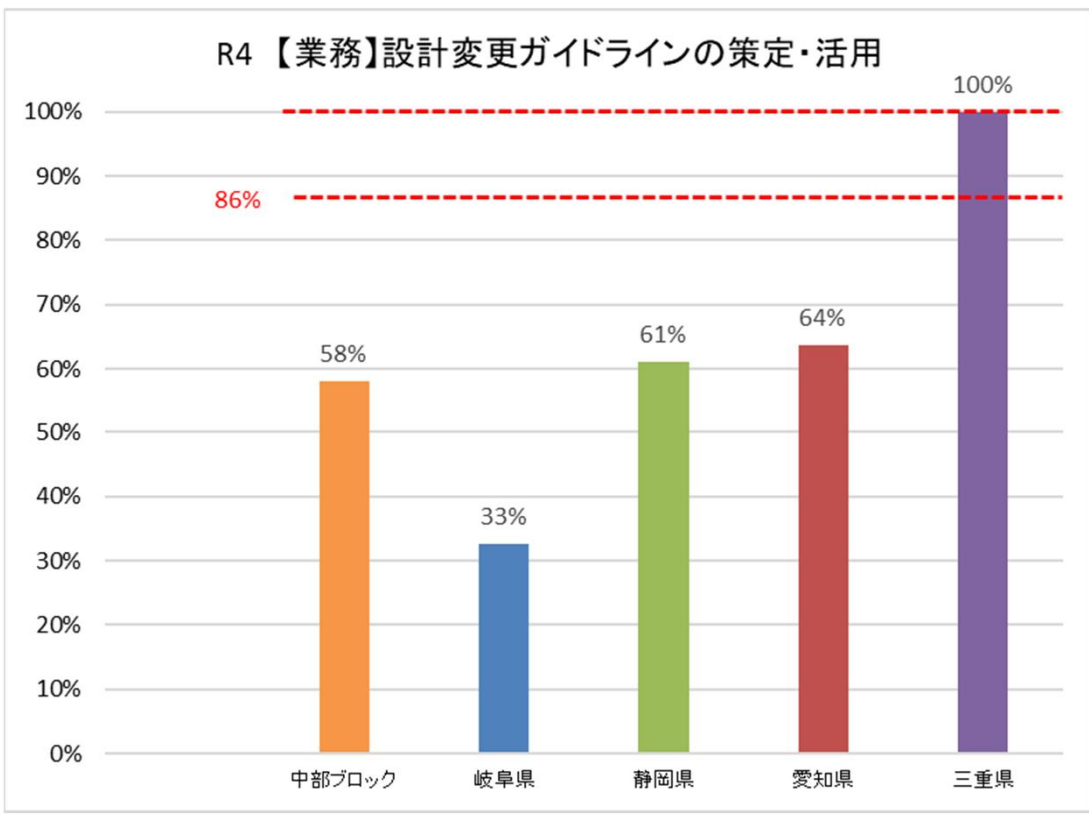
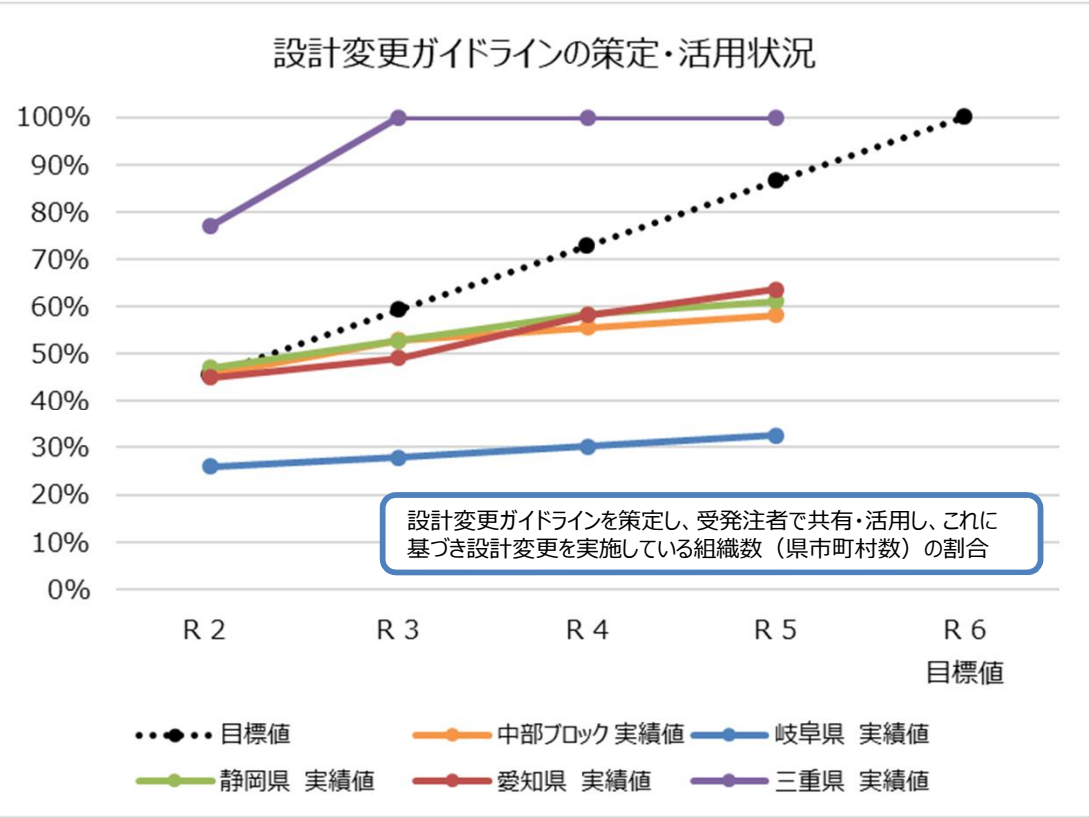
平成31年4月（中小企業は令和2年4月）より、罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用となっており、適正な履行期間の設定は必須。

残111機関
国等16機関
95市町村

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+3%)。
- 令和5年度の実績値は三重県が引き続き100%で目標達成。



◇ 目標達成のメリット

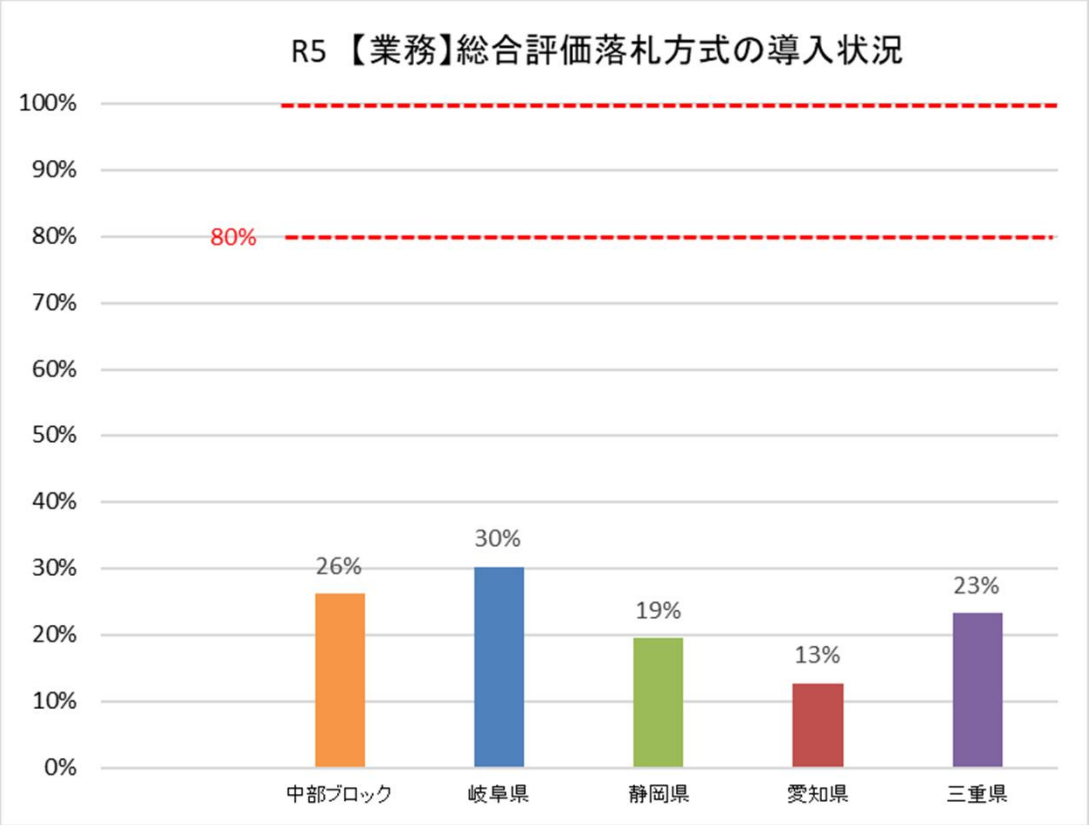
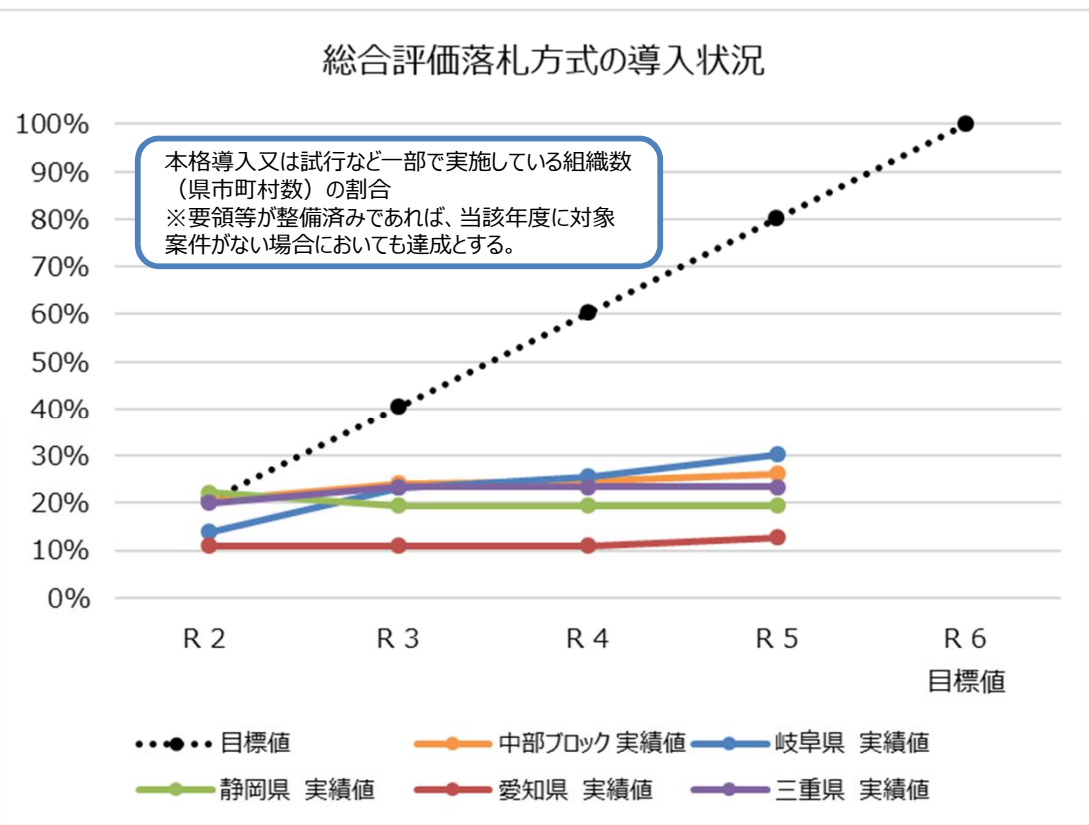
- ・設計変更の円滑化
ガイドラインの整備により、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等を十分理解できる。
また、対外に向けて、設計変更の説明責任が果たせる。
- ・対等の立場における合意
発注者と受注者が協議し、対等の立場における合意に基づいて、適切に設計変更を行うことができる。

残80機関
国等17機関
63市町村

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜× 静岡× 愛知× 三重×

- 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は横ばい(+1%)。
- 令和5年度の実績値は各県とも取組は進まず、目標達成していない。



◇ 目標達成のメリット

- ・適切な技術力を持つ企業の選定
個々の業務の内容に応じて適切な技術力を持つ企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や、適切な監督・検査等の実施により、品質を確保する。
- ・技術提案による品質向上
業務の内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上が期待される。

3. 個別案件

- ・ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
- ・ 平準化
- ・ 週休2日

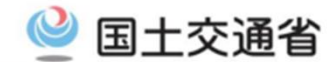
3. 個別案件

- ・ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

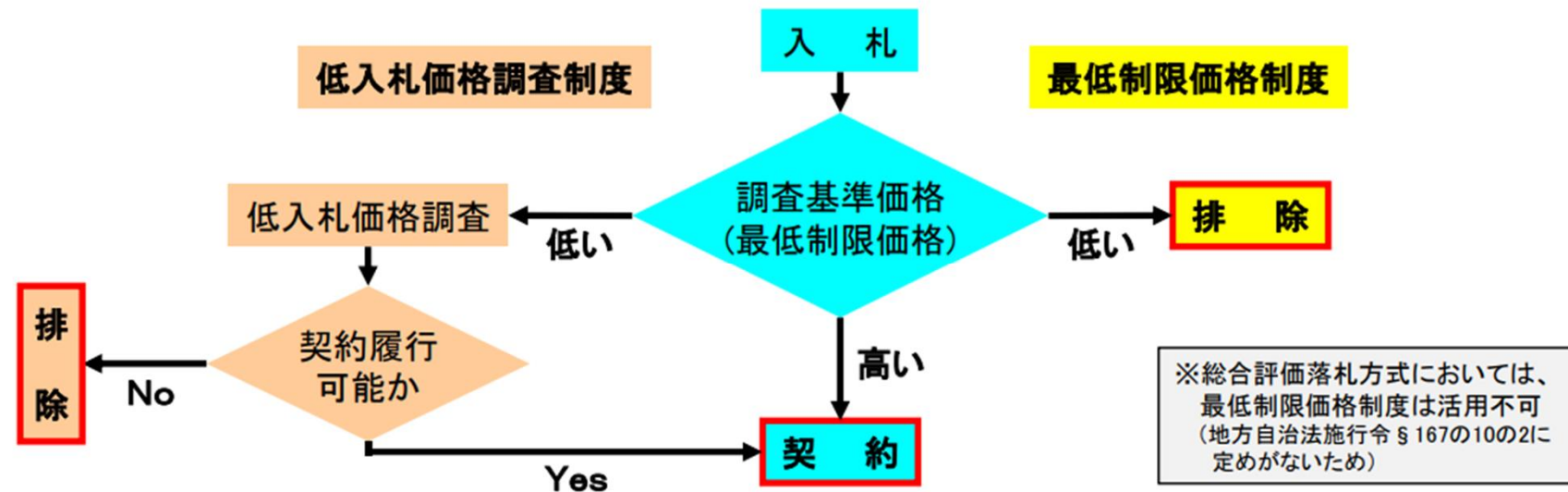
【工事】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

(参考)令和4年11月1日記者発表「地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」(工事)」より

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要



- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが会計法及び地方自治法の原則(最低価格自動落札の原則)
- ただし、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度(後者は地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には契約から排除することができる



○ 会計法 § 29の6 第1項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、政令の定めるところにより、次順位者との契約も可能

○ 予算決算及び会計令 § 85,86

- ・ 「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合」の基準を作成
- ・ 上記基準に該当した場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか調査

○ 地方自治法 § 234 第3項

- ・ 予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者との契約も可能

○ 地方自治法施行令第167の10

- ・ 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合、次順位者との契約も可能
- ・ 予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

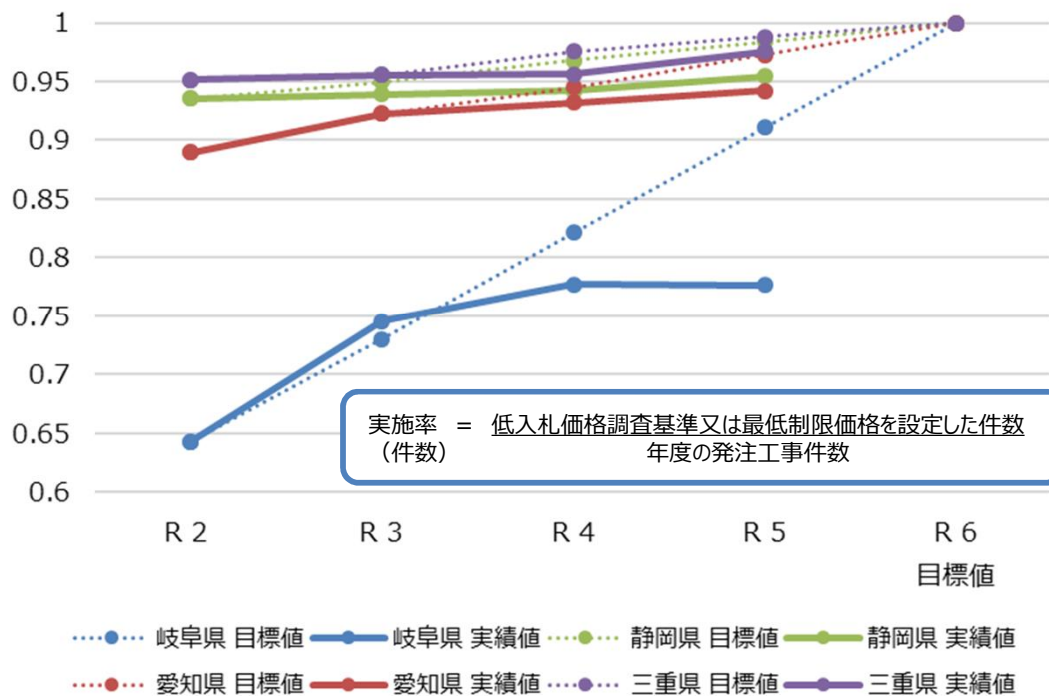
【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組 【R5達成度】岐阜× 静岡× 愛知× 三重△

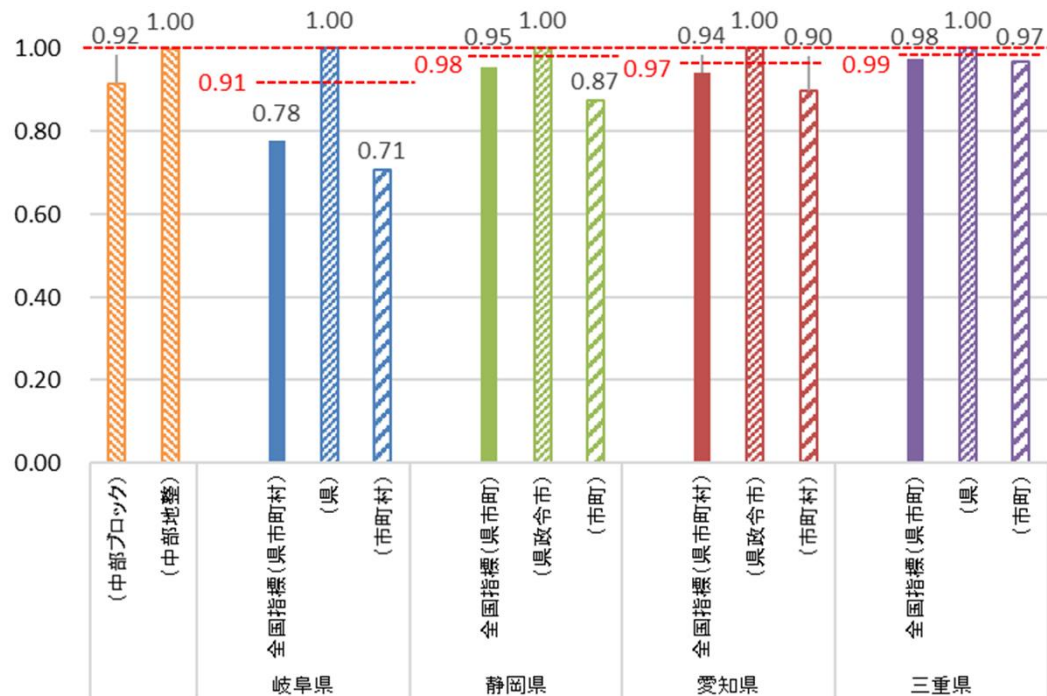
- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の設定率は横ばいか、わずかに上昇している。
○ 三重県・愛知県の市町村の取組は上昇したが、静岡県和市町村はおおむね横ばいである。
○ 令和5年度の各県(県市町村)の実績値は目標値を下回っている。

全国指標対象工事：県、政令市、市町村発注の工事（随意契約を除く）

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



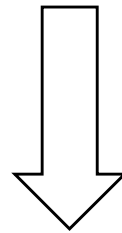
R5 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、適切な技術力を持たない受注者による不良工事の発生を防止。
- ・コスト縮減
低入札による不良工事は、メンテナンス費用も含めるとコスト増大の可能性。
- ・労働条件の改善
下請の建設企業の含め、適正な賃金水準や安全対策、社会保険加入に必要な費用を確保出来る。

- R6年度までにすべての県・市町で工事請負契約に係る低入札価格調査又は最低制限価格を導入予定。
- 低入札価格調査又は最低制限価格の算定式について、中央公契連モデル(最新モデル又は旧モデル)を適用していない市町がある。



・ 令和6年度は、個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

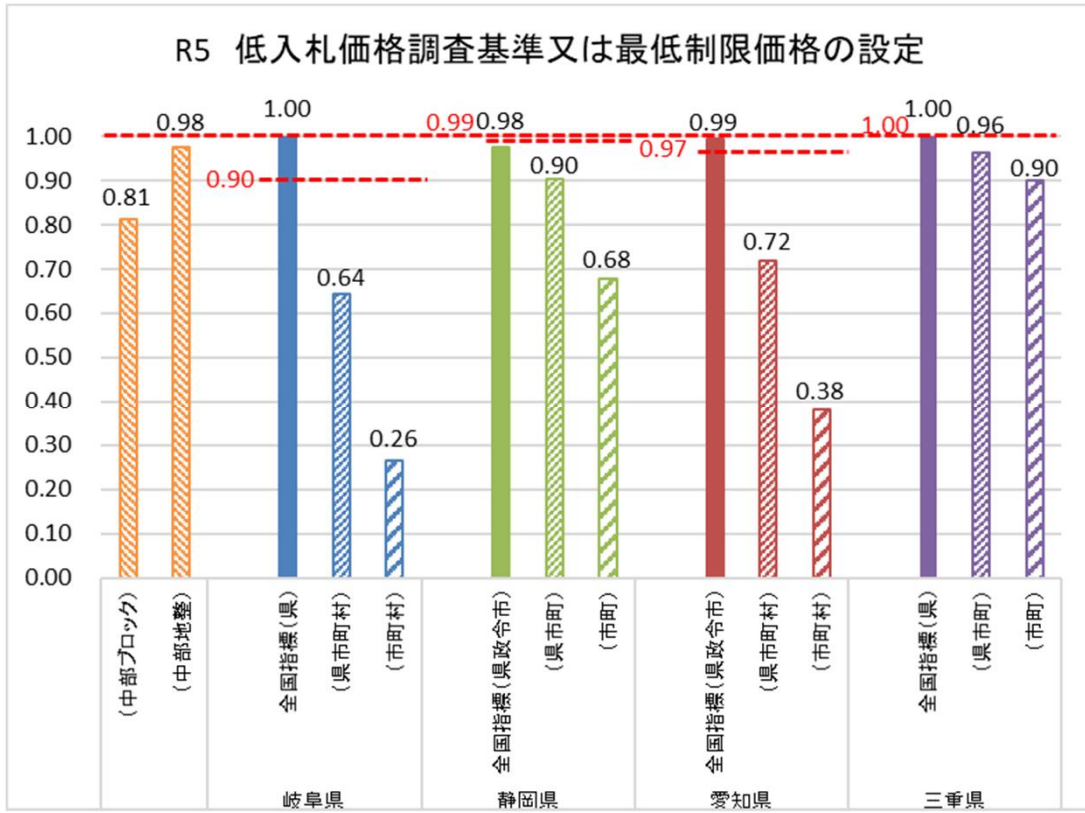
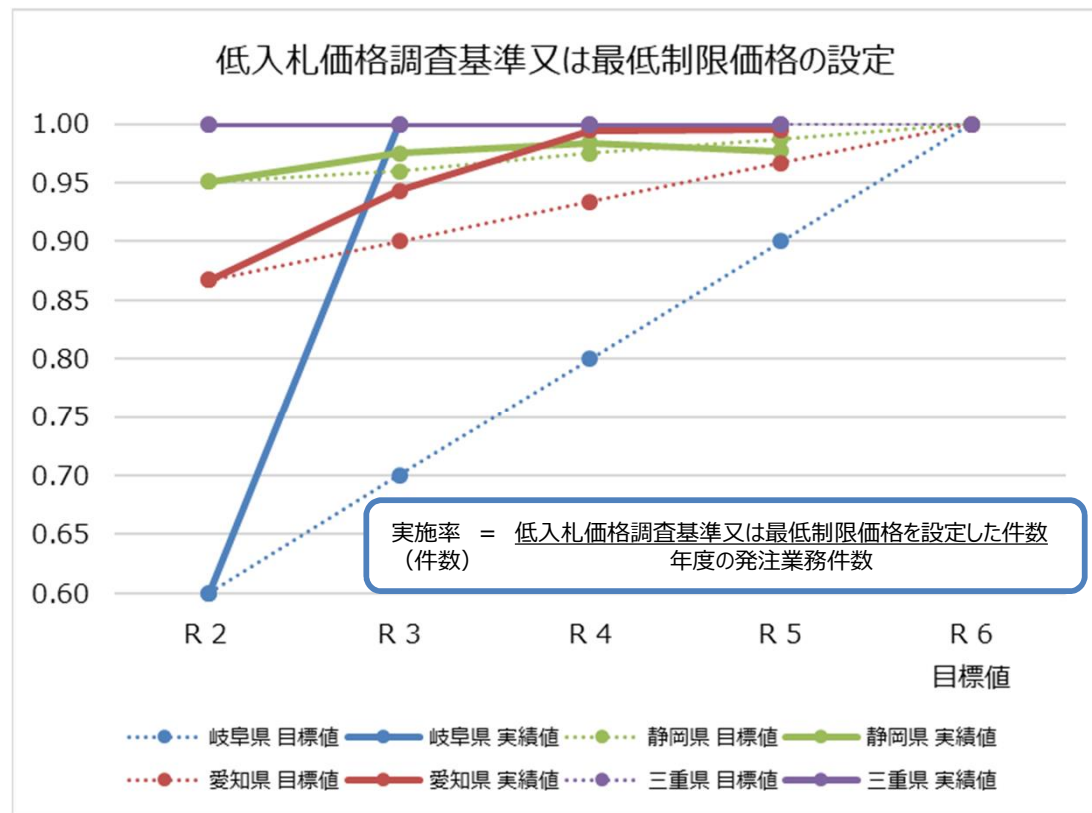
【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

【R5達成度】岐阜◎ 静岡△ 愛知○ 三重◎

- 令和4年と令和5年を比較すると、各県の実績率はわずかに上昇している。
○ 令和5年度の岐阜県・愛知県(県政令市)・三重県の実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

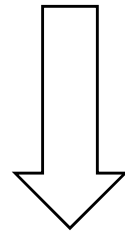
全国指標対象業務：県、政令市発注の業務（随意契約を除く）



◇ 目標達成のメリット

- ・工事の品質確保
公共工事に関する測量・調査・設計業務は、建設生産プロセスの上流に位置し、社会インフラの品質を確保する上で重要。業務の手抜きにつながりやすいダンピング受注を防止。
- ・労働条件の改善
賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底を防止し、必要な利潤を確保。

- 国等でR6年度までに業務契約に係る低入札価格調査基準又は最低制限価格を導入していない機関がある。
(対象業務がない機関も含む)



令和6年度は、必要に応じて個別にヒアリング等しながら、課題を共有、今後の方針を整理

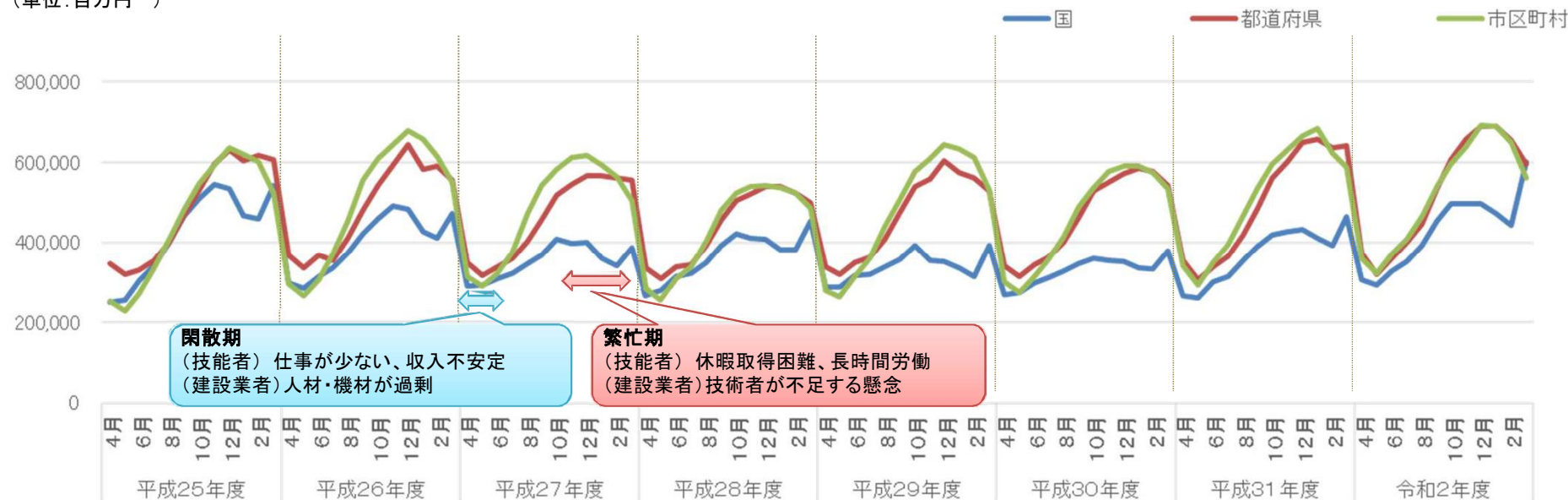
3. 個別案件

- ・ 平準化

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
⇒ 新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定
改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化

公共工事における工事出来高の状況

(単位:百万円)



施工時期の平準化の推進

技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

- 技能者の処遇の改善(特に休日の確保等)
- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

施工時期の平準化（工事平準化率の算出）

○ 平準化率とは、通常閑散期である4～6月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標

平準化率（件数） = $\frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}}$

=0.80
（令和6年度目標）

- STEP 1 当該年度に稼働した工事の工期を把握し、各月における工事稼働件数※を算出
- STEP 2 4～6月期の月あたり平均稼働件数（4～6月において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記赤枠内の月平均稼働件数）を算出
- STEP 3 年度全体の月あたり平均稼働件数（当該年度全体において1月あたり平均何件の工事が稼働したか。下記青枠内の月平均稼働件数）を算出
- STEP 4 平準化率を算出

【参考】求め方の具体例

工事名	工期												
	過年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A工事 工期：前年度11/3～9/26													
B工事 工期：6/5～1/13													
C工事 工期：9/17～3/28													
D工事 工期：1/21～翌年度5/25													
各月における工事稼働件数		1件	1件	2件	2件	2件	3件	2件	2件	2件	3件	2件	2件
4-6月期の月平均稼働件数		4/3（件/月）											
年度全体の月平均稼働件数		24/12（件/月） = 2（件/月）											

※工事稼働件数は、稼働日数に関わらず各月1件ずつカウント
（例えば、工期が4/1～5/1の工事の場合、
4月と5月の工事の稼働件数はそれぞれ1件としてカウント）

平準化率（件数） = $\frac{\text{（4～6月期の月あたり平均稼働件数）}}{\text{（年度全体の月あたり平均稼働件数）}} = \frac{4/3}{2} = 2/3 = \mathbf{0.67}$

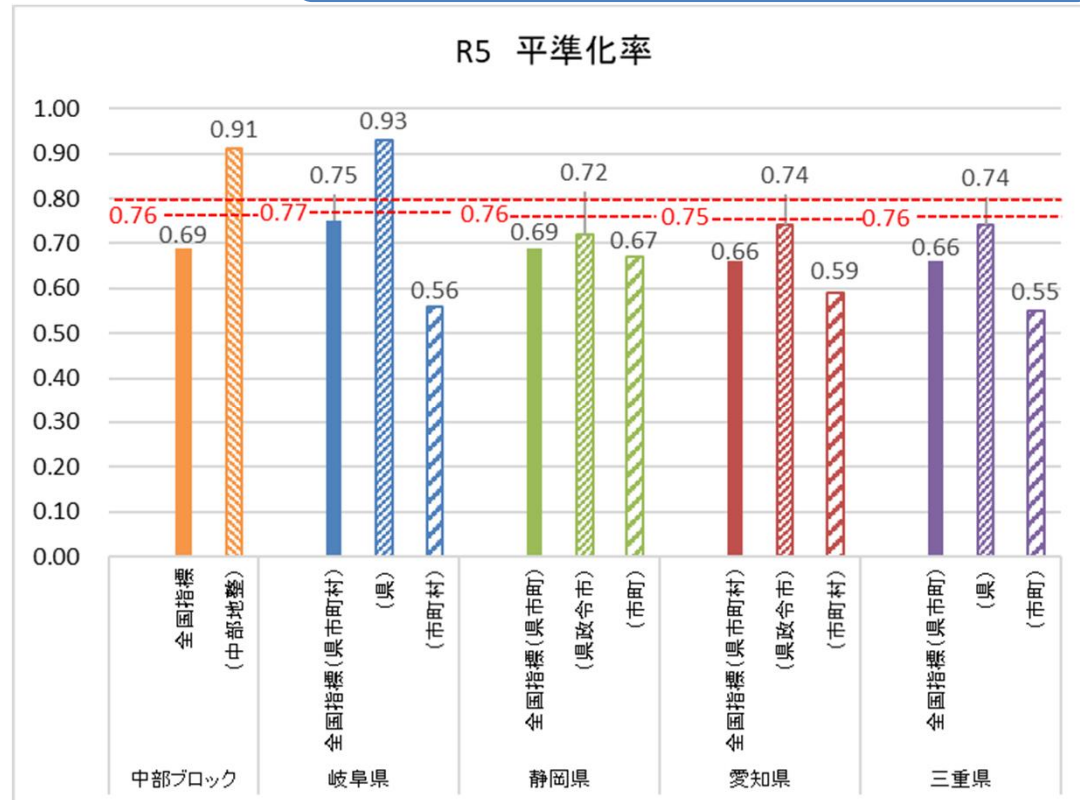
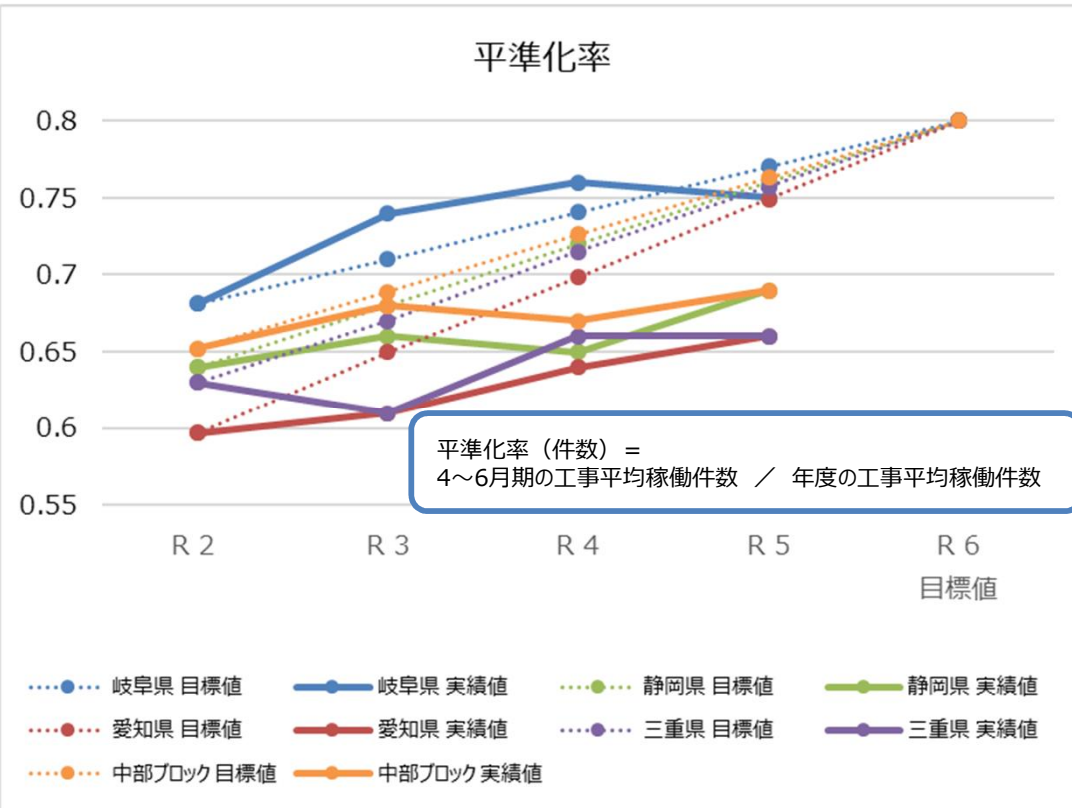
【工事③】 平準化率

◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。【R5達成度】中部ブロック× 岐阜△ 静岡× 愛知× 三重×

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は上昇し令和3年度より上がった。(0.01ポイント)

○ 令和5年度の実績値は岐阜県のみ目標達成。各県とも市町村の平準化率が低い。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市、市町村発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

・発注者の負担軽減

不調・不落の抑制や、安定的な施工の確保により、発注担当職員の事務作業の負担軽減や、中長期的な公共工事の担い手確保が期待される。

・人材や資機材の効率的な活用

工事量の繁忙期は人材や資機材が不足し、価格も高騰、閑散期は人材や資機材が過剰となるが、平準化により効率的な活用が可能。

・経営の安定化

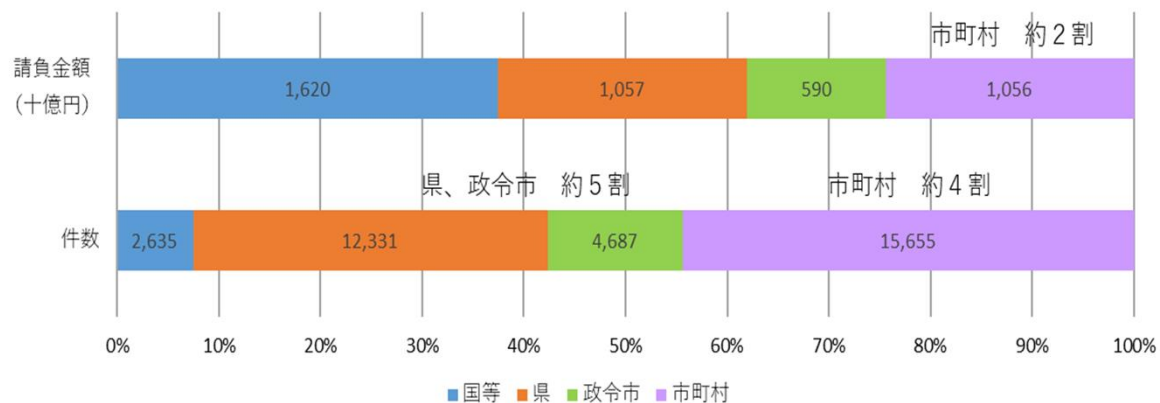
年度内の工事を平準化することにより、労働者の収入の安定や、人材、資機材の計画的な準備が可能。

・地域住民への配慮

集中工事による不便や生活環境変化を防止する。

【工事】 平準化率

R 5 稼働工事 発注機関別比較



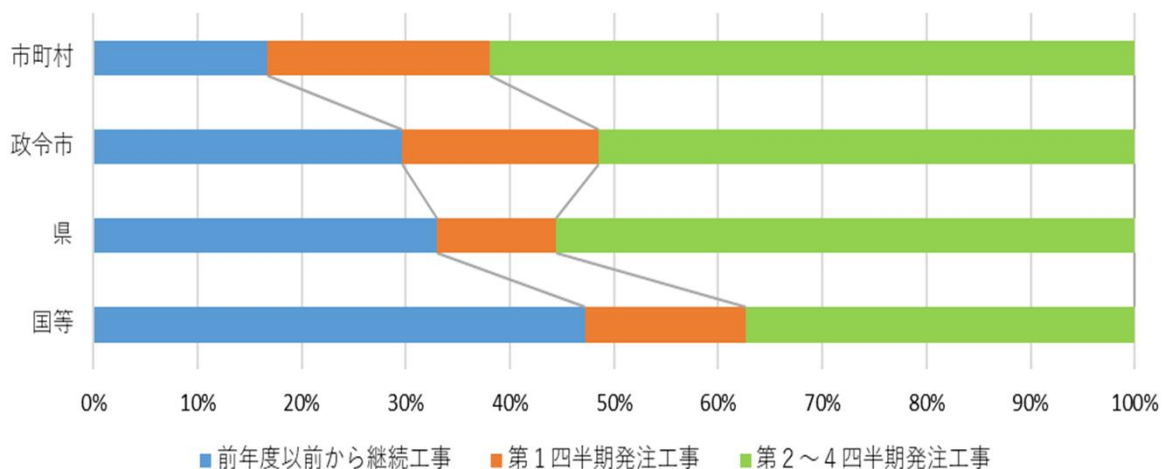
◇ 発注機関別 件数・請負金額

・市町村工事について、発注金額は全体の2割程度だが、発注件数は全体の4割以上となっている。

・県と政令市の工事をあわせると、発注件数は全体の5割程度となっている。

・平準化率の数値を上げるためには、発注件数の多い県、政令市において取り組みを進めるとともに、市町村においても、取り組みを推進していく必要がある。

R 5 稼働工事の発注時期



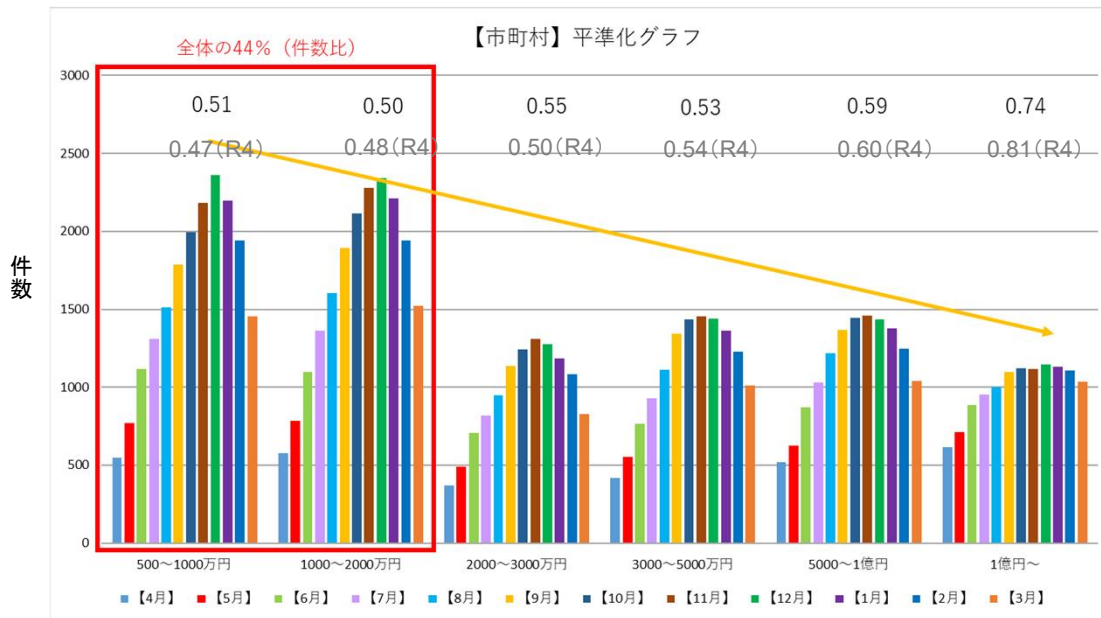
◇ 発注時期

・市町村工事は、前年度以前からの継続工事が16%となっており低い水準

・平準化率の数値を上げるためには、年度を跨ぐ工事の割合を上げる必要がある

⇒債務負担、繰り越しの活用等を推進する必要

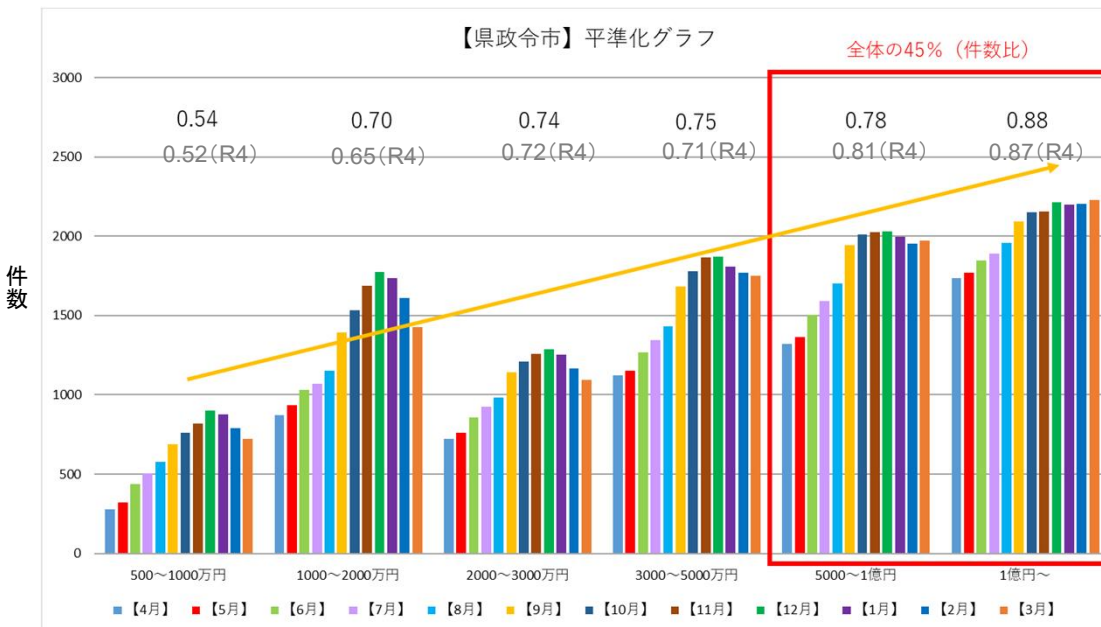
【工事】 平準化率



◇ 発注金額毎の平準化率

- ・市町村では、500～2000万円の工事が全体の44%を占める。
- ・市町村で発注件数が多い少額の工事（500～2000万円）では、平準化率が低い水準となっている。

※2000万円以下の工事では特に平準化率が低いものの、R4年度に比べると、意識は向上している。



◇ 発注金額毎の平準化率

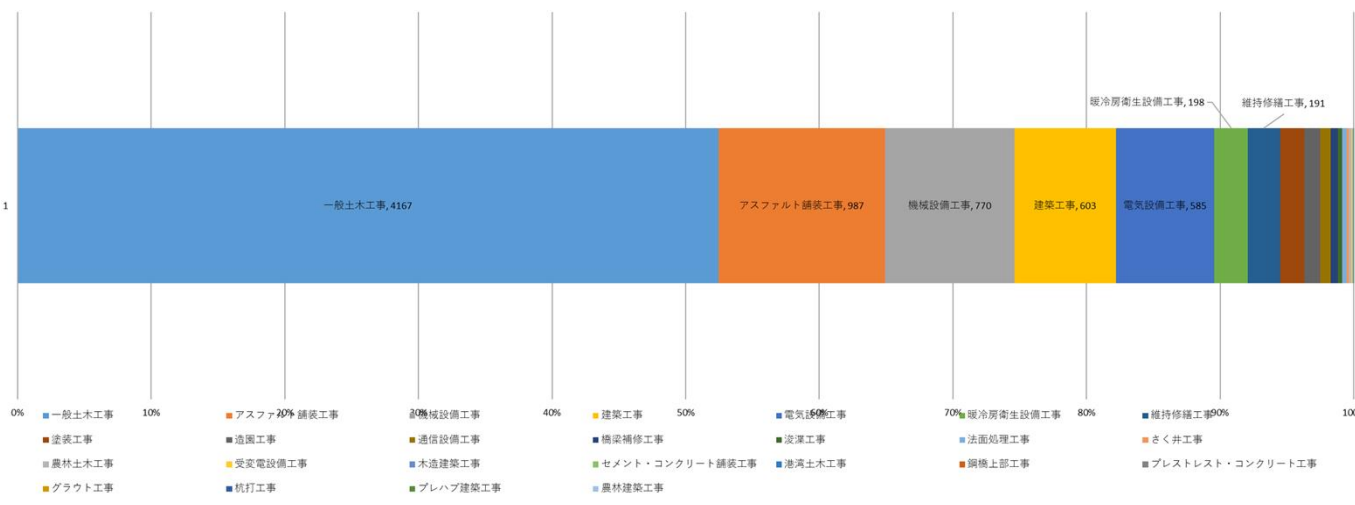
- ・県政令市では、5000万円以上の工事が全体の45%を占める。

- ・県政令市で発注件数が多い高額工事（5000万円以上）では、平準化率が高い水準となっている。

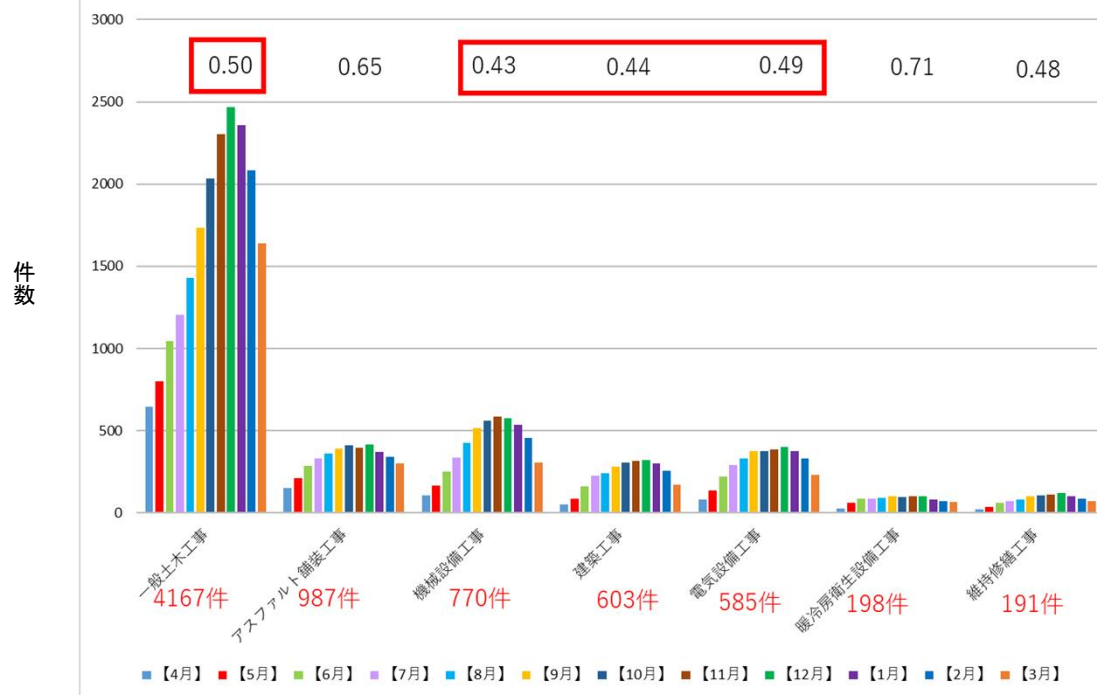
※5000万以上の工事では、平準化率の高い水準を保っている。

【工事】平準化率

【市町村】500万円～2000万円の工事内訳



【市町村】500～2000万円の平準化グラフ



◇ 工事分野別

(コリンズデータの入札参加資格区分より)

・市町村発注工事のうち、件数が多い工事 (500万円～2000万円、7,939件) の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

・一般土木は0.50のため、平準化の取り組みの推進が必要。

・機械設備工事、建築工事、電気設備工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。

⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

◇ 平準化推進の課題

(市町村からの聞き取り)

・入札参加資格区分「一般土木」「維持修繕」に含まれる工事は、要望対応の工事や、少額の対処法的な工事も含まれるため、前倒しができない

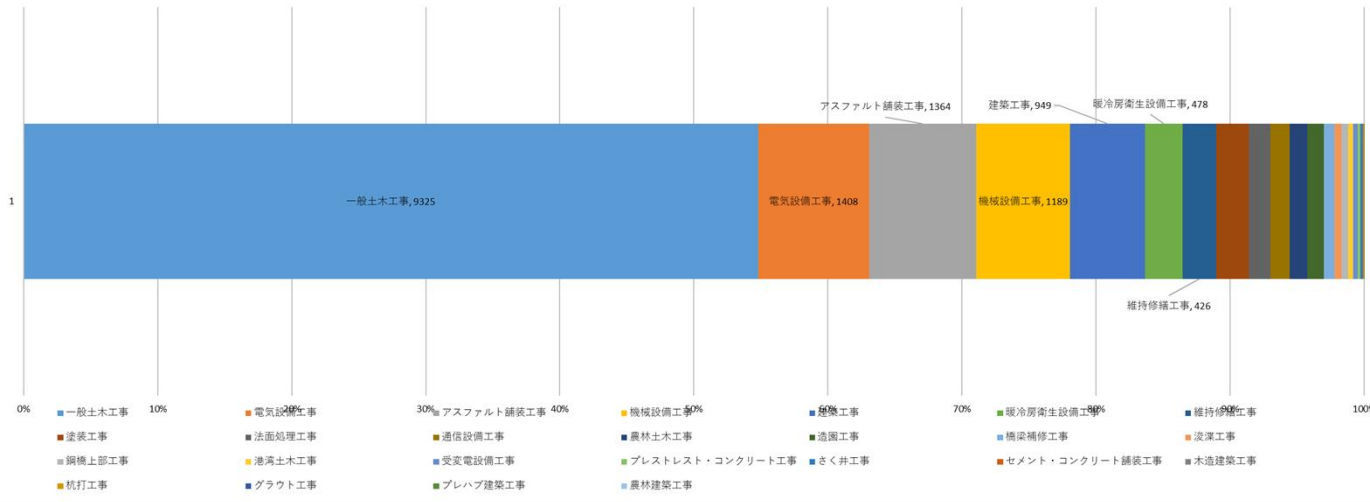
・平準化算出に含まれない、さらに少額(500万円以下)工事や、役務等の契約を年度当初に発注しているので、前倒しができない。

・不測の事態に対応するための予算を確保しておく必要があるため、第1四半期発注が困難。

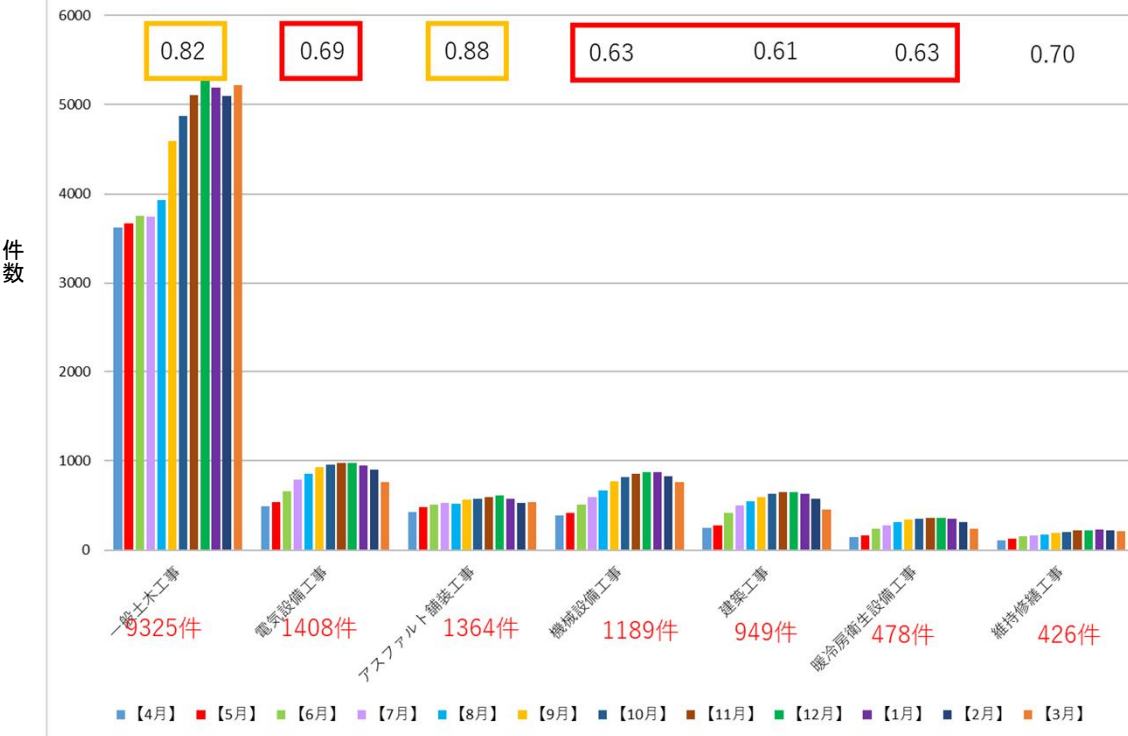
⇒一般土木、維持工事の実施は難しい？

【工事】平準化率

【県政令市】工事内訳



【県政令市】平準化グラフ



◇ 工事分野別

(コリンズデータの入札参加資格区分より)

・県政令市発注工事(17,018件)の内訳をみると、一般土木工事が半数以上を占める。

⇒平準化率は0.82と高い水準なので、引き続き平準化の取り組みを維持していただきたい。

・電気設備工事、機械設備工事、建築工事は、発注件数に占める割合が高いが、平準化率が低い水準。

⇒これらの工事の第1四半期稼働件数を増やすことも平準化率の向上に有効と考えられる。

第4四半期納期率（件数）＝
$$\frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

=0.40以下
(令和6年度目標)

- ・集計対象工事
測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

	履行期限																	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	第4四半期			4月	5月	6月
A業務																		
B業務																		
C業務																		
D業務																		
E業務																		

第4四半期納期率（件数）＝
$$\frac{\text{第4四半期（1～3月）に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}$$

= 1 / 5 = 0.2

【業務③】 平準化率

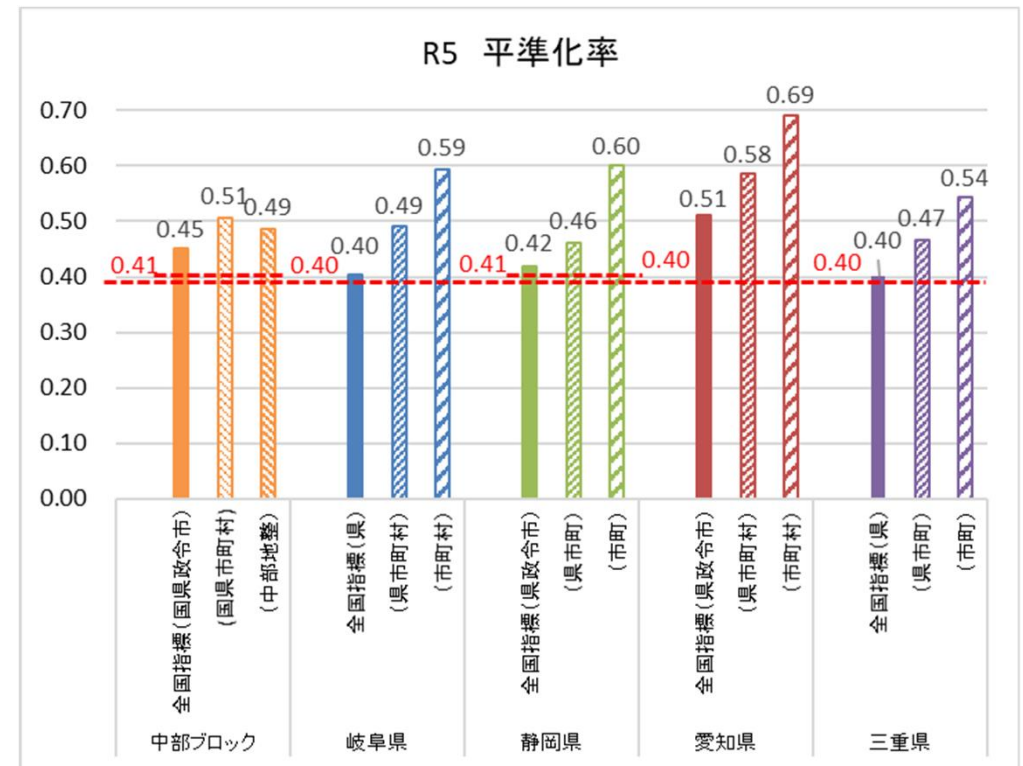
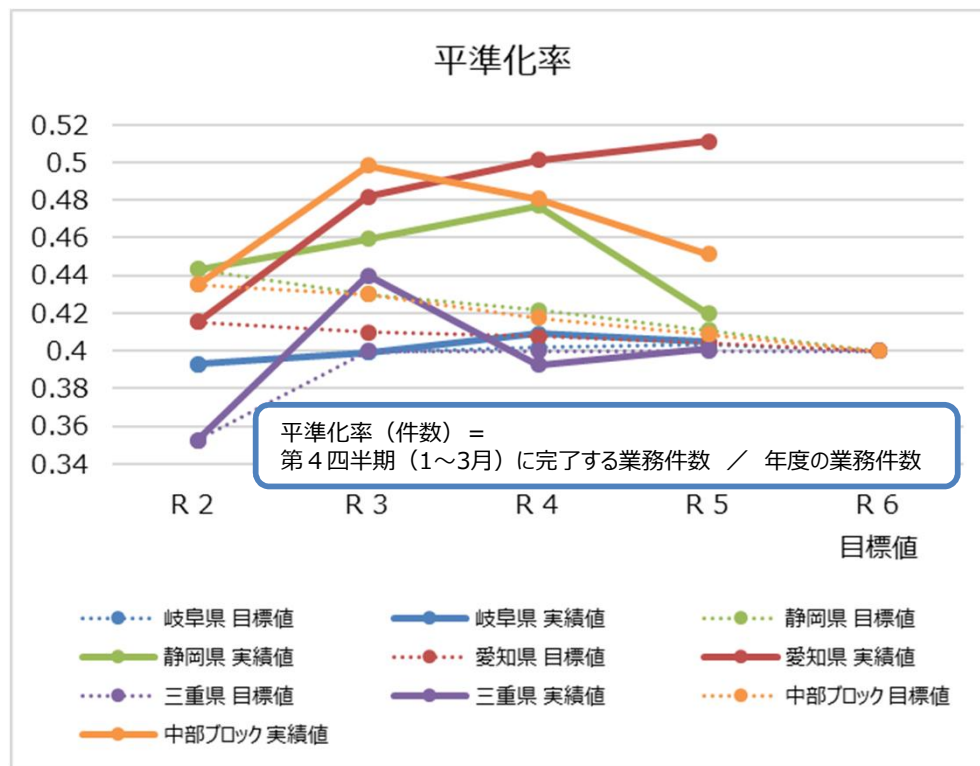
◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。

【R5達成度】中部ブロック× 岐阜◎ 静岡△ 愛知× 三重◎

○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は下がっている(-0.03ポイント)が、目標達成していない。

○ 令和5年度の実績値は岐阜県・三重県が目標達成。各県とも市町村の平準化率が高い。

全国指標対象業務：国の機関（※）、県、政令市発注の業務
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）



◇ 目標達成のメリット

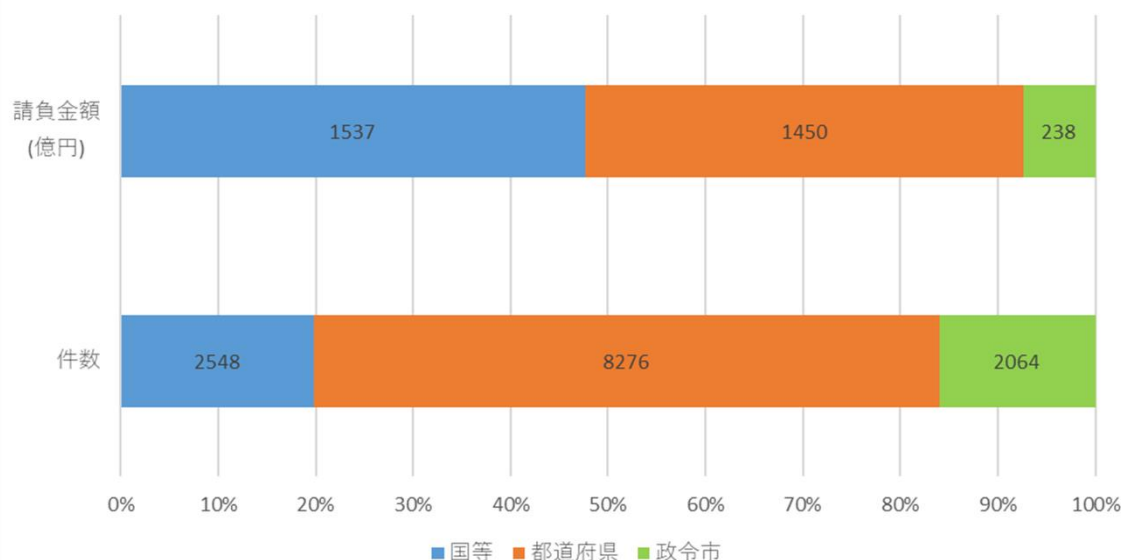
・発注者の負担軽減

年度末に履行期限を集中させず、分散させることで、発注担当職員の事務作業や、監督職員の検査の負担軽減が期待される

・受注者の経営環境の改善

履行期限を分散させることにより、効率的な人員配置が可能となり、休日の確保等処遇の改善につながる

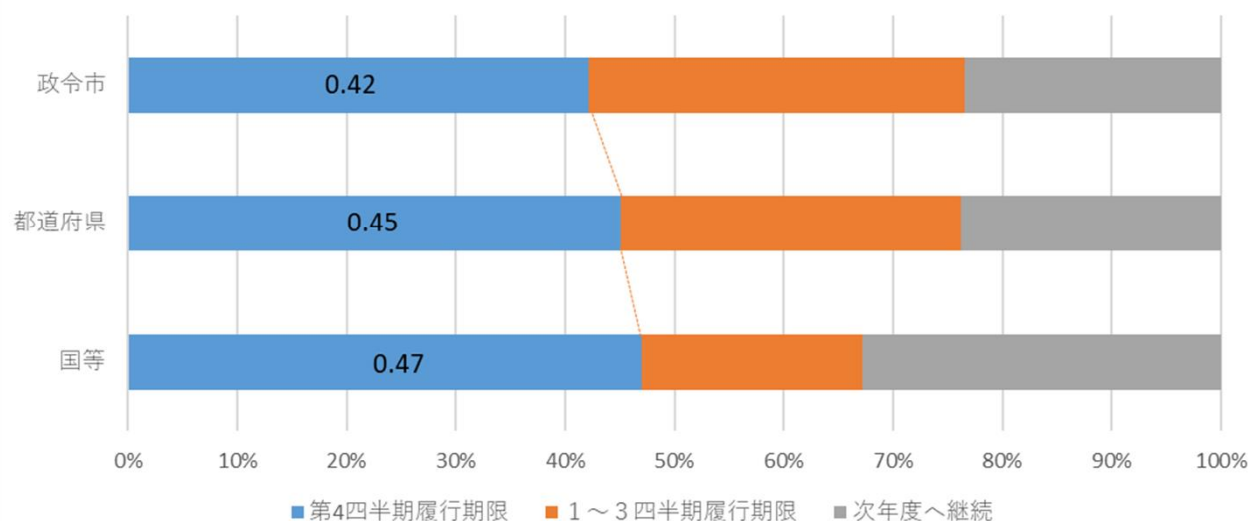
R5稼働業務 発注機関別比較



◇ 発注機関別 件数・請負金額

・県政令市業務について、発注金額は全体の5割程度だが、発注件数は全体の8割となっている。

R5稼働業務の履行期限



◇ R5稼働業務の履行期限

・国等・県・政令市ともに、第4四半期納品が半数程度（業務平準化率は0.45前後）

・次年度へ継続する業務の割合は、国等で3割以上あるが、県・政令市は2割となっている。

【業務】平準化率

◇ 発注金額別

・平準化率は大きな差が無い。

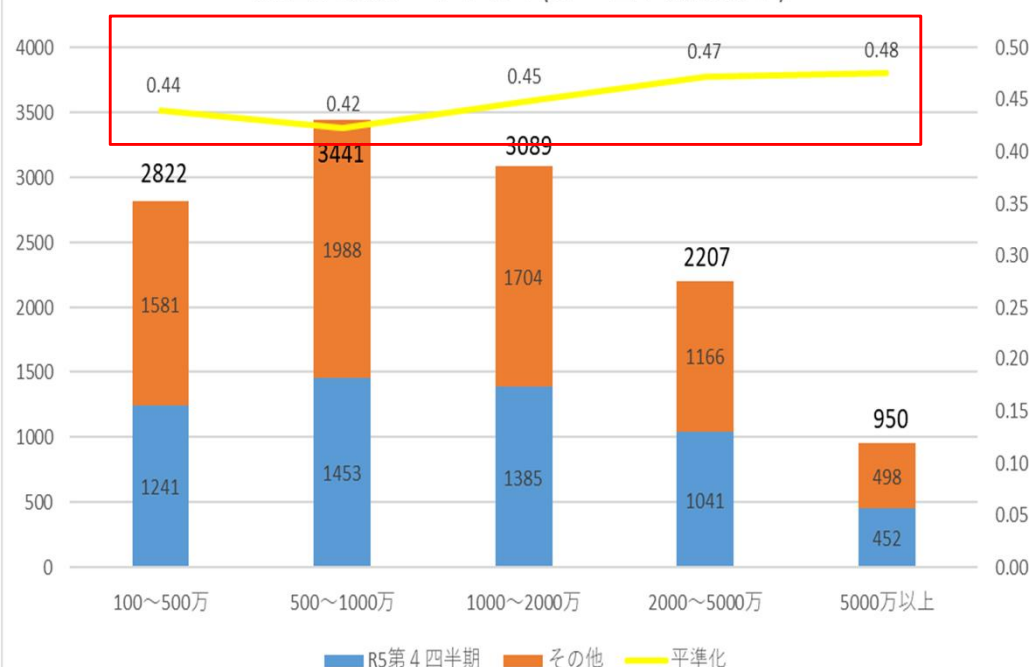
◇ 業務内容別

・発注件数の大半を占めているのは 調査設計業務(テクリス)であるので、平準化率の値を下げるためには、調査設計業務の計画的な発注が必要。

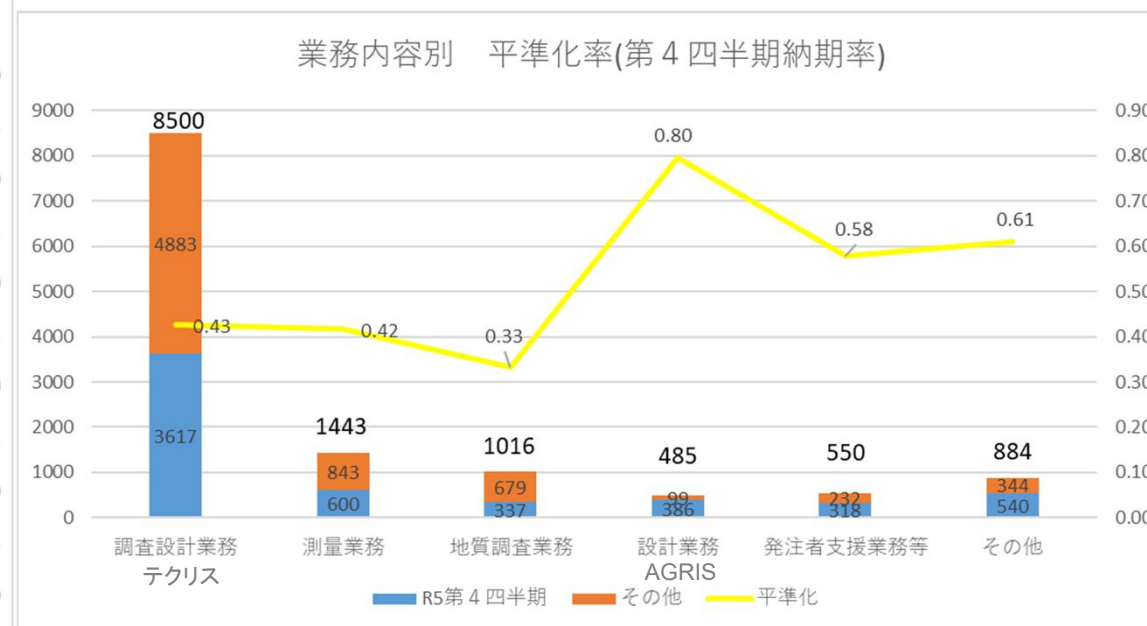
・設計業務(AGRIS)で平準化率0.8と高い値で、改善の余地あり。

⇒業務内容を整理、積算で工期を設定、関係業務との関係を整理した時点で、年度を超えそうなら繰り越し手続きを行って発注。

発注金額別 平準化率(第4四半期納期率)



業務内容別 平準化率(第4四半期納期率)



◆上越市の取り組み事例

- ・R2から、財政部局を含めた、関係課との調整会議を繰り返し実施
※調整会議の中で、**毎年ある「舗装工事」の発注で、債務負担行為を設定していくことを合意**
- ・議会に対しては、主に建設業の実情を繰り返し説明し、平準化への理解を得た

◆柏崎市の取り組み事例

- ・早期に財政部局と協議
- ・債務負担行為の設定に向けたスケジュールの確立、共有
- ・財政部局、議会に対しては、**「業団体からの要望」「品確法に基づく平準化」「建設業の環境」を丁寧に説明**

◆九州地方整備局の取り組み事例

- ・**9月議会での繰越設定**について、各県政令市へ実施可能かの調査実施
※他の自治体の事例を参考に、繰越の必要性が生じた時点、9月、12月議会で設定する自治体が増加

◆市議会議長会等を通じた働きかけ

施工時期を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

講演

日 時：令和4年11月28日（月） 13:00～ （第175回建設運輸委員会）
講 演 者：不動産・建設経済局建設業課長 岩下 泰善
講 題：『地域の安全・安心を支える建設産業の持続的な発展に向けて』



概要

○背景・目的

入札契約制度の適正化に向けた取組は、各地方公共団体における取組に加えて議会の理解も不可欠
（例：施工時期の平準化に資する債務負担行為の設定や速やかな繰越手続は、議会の承認が必要であり特に関わりが深い）

→地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題や入札契約適正化に向けた取組の重要性等について、
全国市議会議長会を通じて市議会議長に直接働きかけを実施

→“**施工時期の平準化**”や“**ダンピング受注の防止**”など、各地方公共団体における取組を一層推進

○講演内容

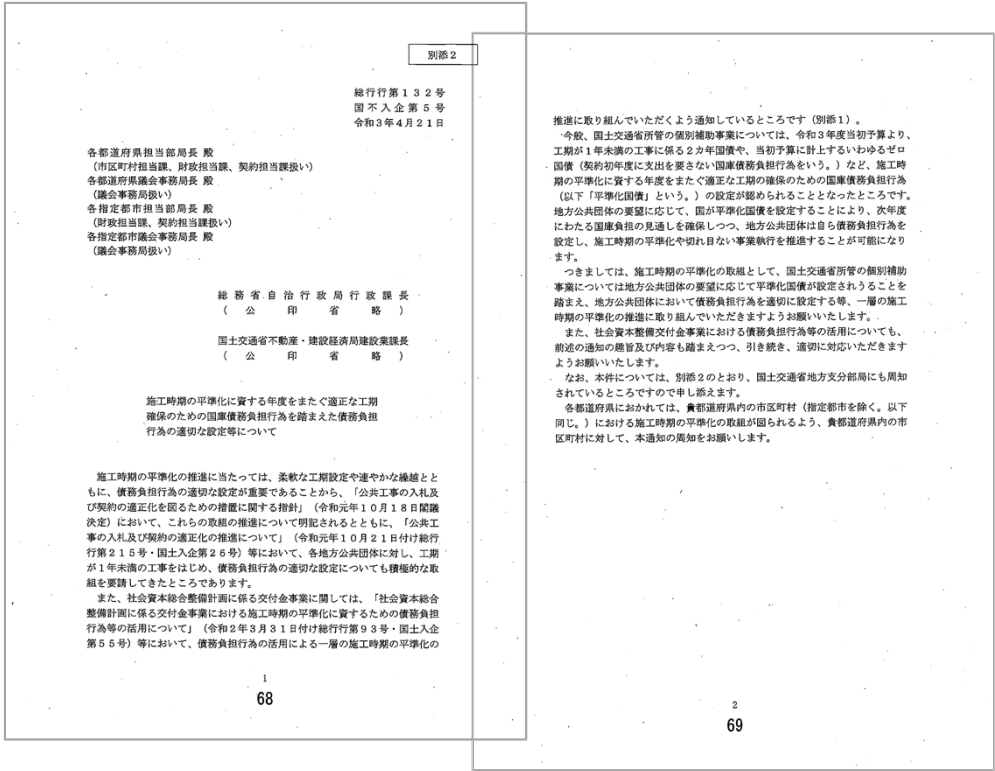
1. 地域の安全・安心を支える建設産業の役割・課題
2. 5か年加速化対策・令和5年度予算概算要求
3. 建設業の賃金引上げに向けた取組
4. 建設資材の価格高騰
5. 働き方改革等の推進



→令和4年12月には、全国町村議会議長会会員専用HPに本講演資料を掲載し、町村議会の議長にも働きかけ

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



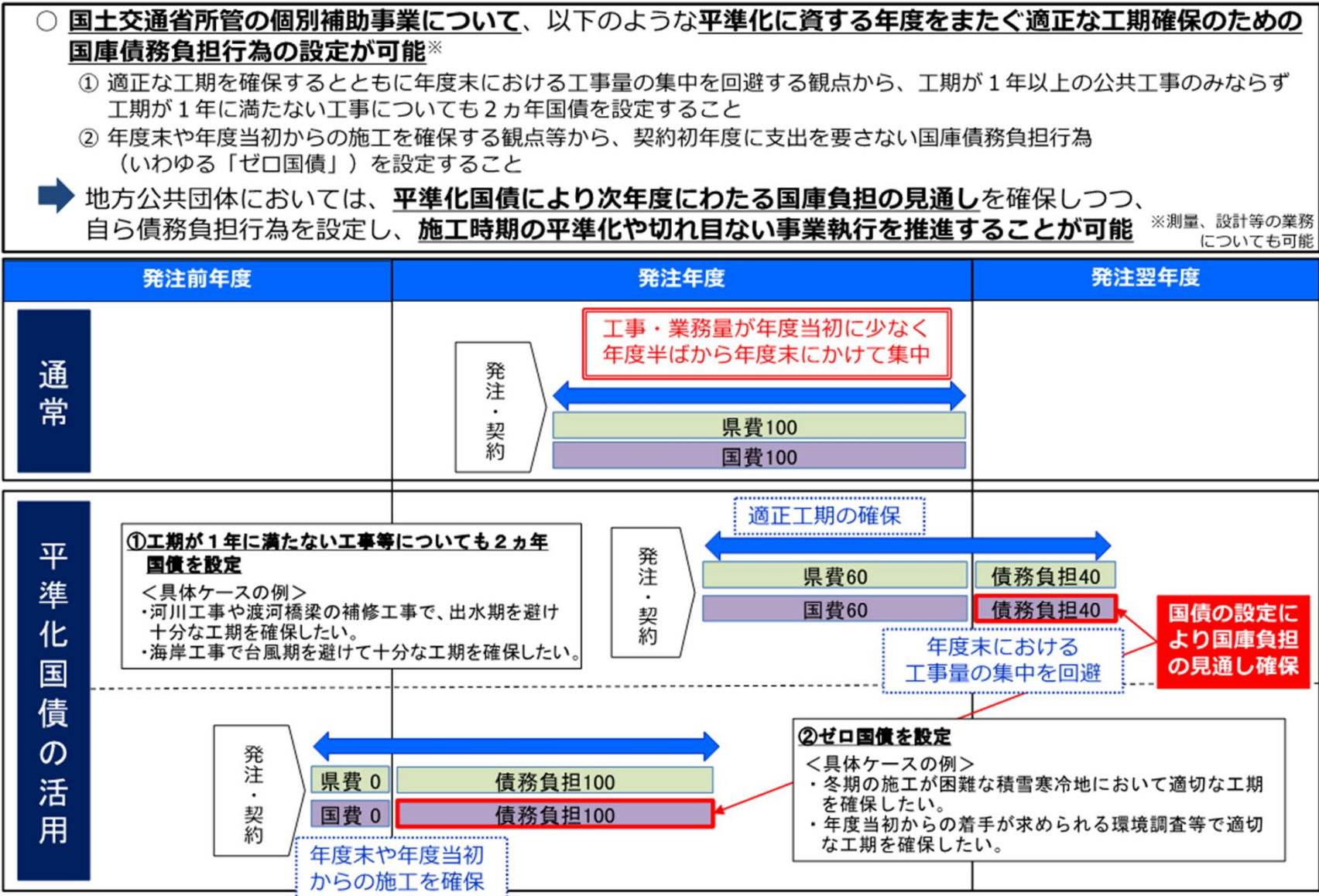
令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

◆施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為（平準化国債）の活用

※下水道事業についても活用可能 7月頃に下水道事業課から地整の建政部を介して自治体へ執行予定調書が展開、そのタイミングで要求



【平準化】②債務活用

- ◆ 社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について(通知)
(R02.03.31_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 交付金事業について、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進が必要

別添 1

総 行 第 9 3 号
国土入企第 5 5 号
令和 2 年 3 月 3 1 日

各都道府県担当部長 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会事務局長 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市担当部長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市議会事務局長 殿
(議会事務局扱い)

総 務 省 自 治 行 政 局 行 政 課 長

国土交通省土地・建設産業局建設課課長

社会資本総合整備計画に係る交付金事業における
施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について

施工時期の平準化については、従来より「公共工事の円滑な施工確保について」(平成 3 年 2 月 8 日付け総行第 2 6 号・国土入企第 4 5 号)等により取組を要請してきたところですが、令和元年 6 月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 1 2 年法律第 1 2 7 号)において、公共工事の発注者に対し施工時期の平準化を図るための措置を講ずべきことが努力義務化されたことから、各地方公共団体において、施工時期の平準化の取組をより一層加速することが重要です。

施工時期の平準化の推進に当たっては、柔軟な工期設定や速やかな繰越とともに、債務負担行為の適切な設定が重要であることから、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(令和元年 1 0 月 1 8 日閣議決定)において、これらの取組の推進について明記されるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年 1 0 月 2 1 日付け総行第 2 1 5

号・国土入企第 2 6 号)において、各地方公共団体に対し、工期が 1 年未満の工事をはじめ、債務負担行為の適切な設定についても積極的な取組を要請したところであり、

つきましては、社会資本総合整備計画に係る交付金事業(以下「交付金事業」という。))について、下記の制度を活用することを通じて、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(政令指定都市を除く。以下同じ。))における施工時期の平準化の取組が図られるよう、貴都道府県内の市区町村の長及び議会の議長に対して、本要請の周知をお願いします。

なお、貴団体の社会資本整備総合交付金担当部局に対しては別途、国土交通省大臣官庁社会資本整備総合交付金等総合調整室から本要請の周知がなされることとしておりますのでご承知ください。

記

1. 交付金事業における債務負担行為の活用
交付金事業に関しては、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成 2 8 年 2 月 1 7 日付け総行第 4 1 号・国土入企第 1 7 号)記 1. で通知したとおり、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされ、また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為(いわゆる「ゼロ債務負担行為」)を設定して事業を実施することもできるとされているので、交付金事業においても債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を計画的に推進すること。

2. 一括設計審査や早期着手交付申請の活用
社会資本整備総合交付金等を充てて施行しようとする事業については、
・「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」(平成 2 3 年 3 月 1 1 日付け国官会第 2 3 7 9 号国土交通事務次官通知) 第 2 章第 7 に記載のとおり、施行上設計を分割することが困難なもので等々を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が 2 年度以上にわたる工事を実施する場合には、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができること
・社会資本整備総合交付金等の交付決定に当たって、一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業や適正工期の確保のための早期着手が必要な事業であるなど、真にやむを得ない理由がある場合には、社会資本整備総合交付金等の交付決定日にかかわらず、その効力を 4 月 1 日から生じさせるものとして取り扱うことができること(早期着手交付申請)
とされており、これらは、交付金事業の早期執行等のみならず、施工時期の平準化の取組の推進にも資するものであることから、施工時期の平準化を計画的に推進する観点からも一層の活用を図ること。

◆ 地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることが可能。

◆ ゼロ債務負担行為でも可能。

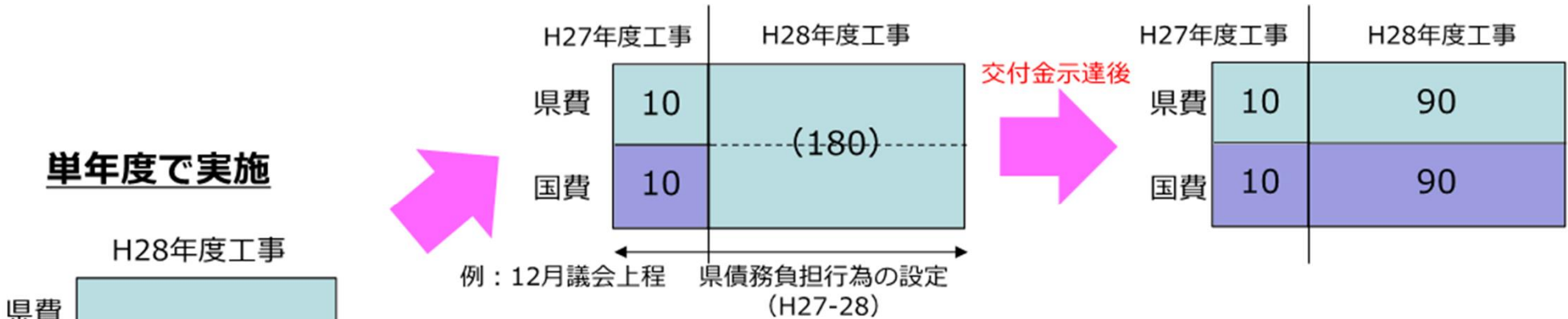
◆ 一括設計審査や、早期着手交付申請の活用も可能

◆社会資本総合交付金事業における債務負担行為の活用

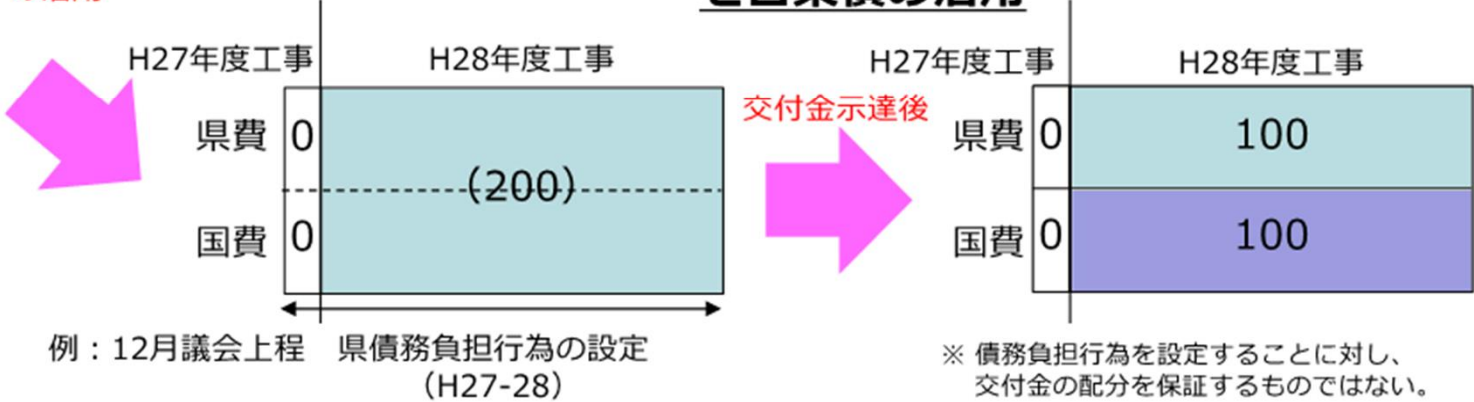
○ 事業の平準化を図る観点から、国土交通大臣に提出された社会資本総合整備計画に係る交付金事業において、地方公共団体が債務負担行為を設定し事業を実施することも可能。
(過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができる。)

【債務負担行為の活用の例】

二カ年県債の活用



ゼロ県債の活用



◆新潟県の取り組み事例

- ・**債務負担行為の設定・活用が常態化**（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
- ・土木部局の事業で、工程上、年度を跨ぐ必要があるもの（工程上、12ヶ月を超えるもの 等）

◆山口県の取り組み事例

- ・ゼロ県債 対象事業
 - ・事業の種類や工種に特に制限はしていない。（交付金事業、国庫補助事業でも実施）
※年度当初から工事着手可能な箇所（用地ストックがある箇所等）や完成・供用開始が前倒しできる箇所、梅雨時期までに施工が必要となる箇所等
- ・工期が12カ月未満の工事における債務設定 対象事業
 - ・**週休2日や余裕期間制度の導入など、適正な工期設定をするためには、これまで年度内に完了していた工事が年度内での完了が難しくなった工事**
 - ・年度当初において、発注計画に基づき、想定される着手可能時期から年度末までの間、必要な工期が確保できない工事
※非出水期工事、漁期などの制約がある工事、地権者などに制約のある工事など

◆中部地整管内での取り組み事例

- ・債務の設定（R4実績）
愛知県：645件（252億円） 岐阜県：482件（30億円） 三重県：416件 静岡県：795件 名古屋市：473件 静岡市：119件 浜松市：180件
- ・繰越の設定（R4実績）
愛知県：1356件 岐阜県：2,153件 三重県：40件 静岡県：809件 名古屋市：159件 浜松市198件

◆平準化グラフ作成ツールの活用

- 今後予定される工事の平準化の取組を検討するため、予算執行計画書の作成に合わせ「平準化グラフ作成ツール」を活用。
- 平準化グラフ作成ツールにより、平準化の現状を把握し、債務負担行為の活用等を含めた発注計画の立案や、予算要求に役立てる。
- 町ではこのツールを活用して、令和2年3月補正予算において初めてゼロ債務負担行為を設定した。

予算執行計画書（エクセルデータ）

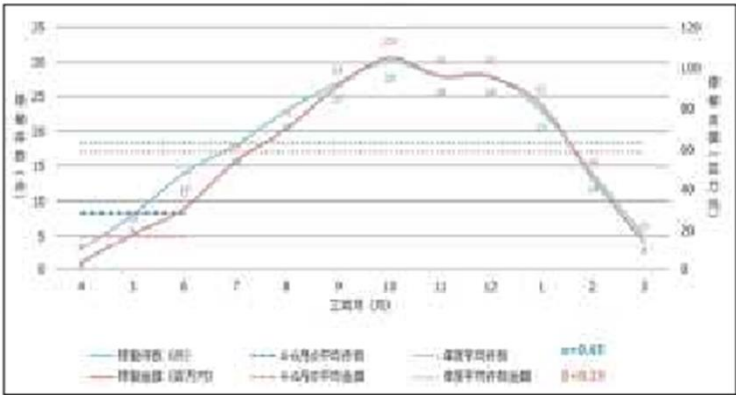
所属	会計	予算科目						細目番号	事業概要	単価：千円	契約方法	入札・契約 時期	工期（H30）												長期継続契約など				
		款	項	目	大	中	節						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H31	H32	H33	H34	H35
●●室	1	2	1	17	5	1	11	4	●●修繕料	●●交換	720	随受	2019年	11	月														
●●室	1	2	1	17	5	1	13	1	●●保守点検委託料	●●の保守点検	1,000	随受	2019年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
●●室	1	2	1	17	7	1	13	2	●●業務委託料	●●工事の管理	4,850	随受	2019年	9	月				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
●●室	1	2	1	17	7	1	15	1	●●更新工事	●●の工事	137,921	随受	2019年	9	月				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
●●課	1	2	1	13	1	1	11	1	●●消耗品	●●購入	850	その他	30年	4	月	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	

※予算執行計画書に記載される各工事ごとに工期と契約金額をもとにして、毎月の工事の稼働件数や、稼働金額（月平均）をエクセルデータ化

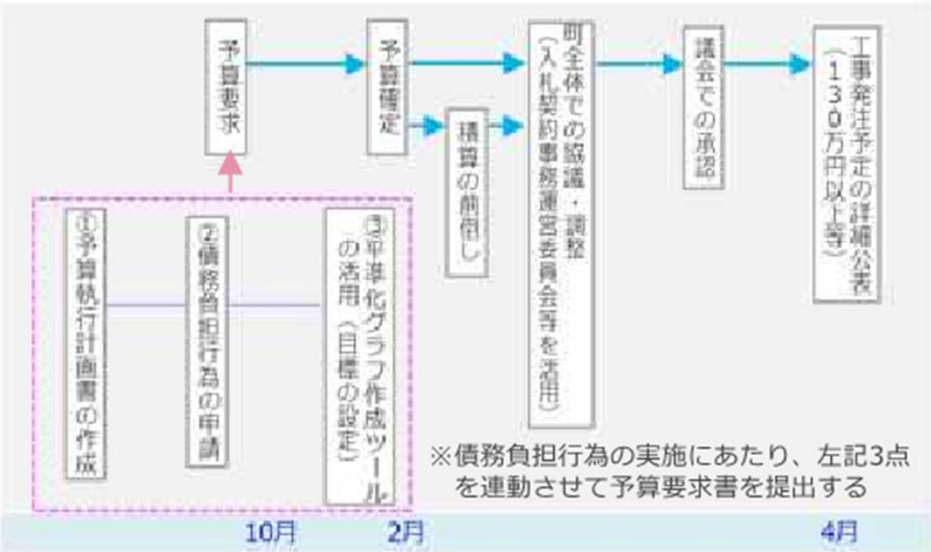
平準化を意識した
発注計画立案や現
状把握に有効

予算執行計画書から平準化率の計算や、平準化グラフの作成が可能（発注規模に合わせて500万円以上、130万円以上の2パターンに対応）

平準化グラフ作成ツール



αとは、工事稼働件数の平準化率を表したもの
βとは、工事稼働金額の平準化率を表したもの



- 平準化の現状・見込みを可視化することで、財政当局や議会の理解が得られやすい。
- 平準化グラフ作成ツールの活用により、各課の発注を管理する意識が高まった。

◆三重県の取り組み事例

- ・第三次三重県建設産業活性化プランの目標項目として平準化率を設定し取組を推進。
- ・発注工事の進捗管理表から自動算出する平準化率簡易算定ツールにより、平準化率をマネジメント。

○進捗管理表

令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】

令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試行工事 進捗管理表【令和4年12月31日時点】										各種試行工事の 取組状況									
令和4年度 試																			

◆三重県の取り組み事例

○平準化率簡易算定ルール

各部局、発注事務所、担当課の各単位で平準化率の確認が可能。

平準化率簡易算定ツール

年度R4部局県土

事務所名県土全体課名全体

Ver.202102資料3

○平準化率（簡易算定式）

R4 年度見込み												
四半期	第1	第2	第3	第4								
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
稼働件数（件）	431	413	396	375	404	545	569	598	622	618	580	543
4～6月平均稼働件数	410			441			596			580		
年度平均稼働件数	507											
稼働金額（百万円）	3,753	3,672	3,522	3,495	3,715	5,030	5,143	5,260	5,449	5,442	5,362	5,226
4～6月平均稼働金額	3,649			4,080			5,284			5,343		
年度平均稼働金額	4,589											
α：稼働件数	0.81			0.87			1.18			1.14		
β：稼働金額	0.80			0.89			1.15			1.16		

チェックポイント

①第1四半期の稼働金額βの値（行動計画目標数値0.80）

②年間を通して稼働金額（件数）の波を穏やかに。（各四半期が0.80から1.20以内）

③年間総稼働金額の対前年度比

④年度契約額の対前年度比

⑤契約進捗率

【参考1】年間総稼働状況と年度契約状況の見込み

稼働金額	R3	R4	R5	前年比								
年間総稼働金額（百万円）	54,276	55,069	23,894	101%								
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5
稼働金額	0	4,696	18,176	31,404	3,246	1,176	21,587	29,060	456	2,653	20,785	
年度契約額	53,597				52,121				97%			

稼働件数	R3	R4	R5	前年比								
年間総稼働件数（件）	1,150	1,087	425	95%								
契約年	H30	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R5
稼働件数	0	13	392	745	2	9	407	669	3	16	406	
年度契約件数	745				669				90%			

【参考2】契約の進捗管理（工事請負費）

（金額：百万円）

R4 契約														進捗	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計		
契約件数	予定	9	8	23	44	62	131	101	65	57	47	47	74	668	75%
	実績	11	5	27	48	67	171	51	64	53	1	0	0	498	
請負金額	予定	920	413	1,780	3,483	5,457	9,138	6,989	3,335	4,822	3,113	6,410	6,262	52,121	64%
	実績	773	432	1,894	3,518	4,358	13,356	2,135	3,085	3,862	45	0	0	33,459	

稼働状況

稼働金額(前年・現年別)

稼働件数(前年・現年別)

年度別稼働金額

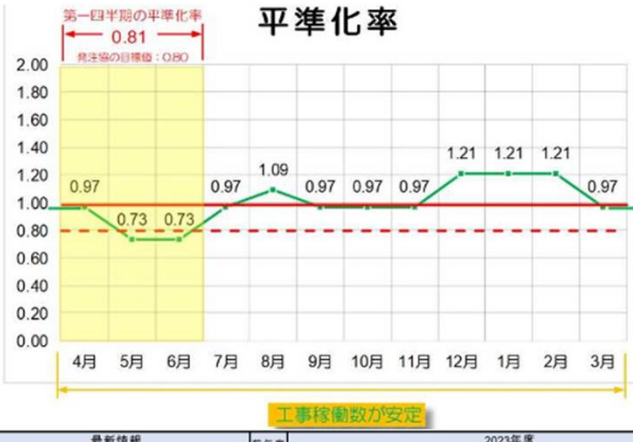
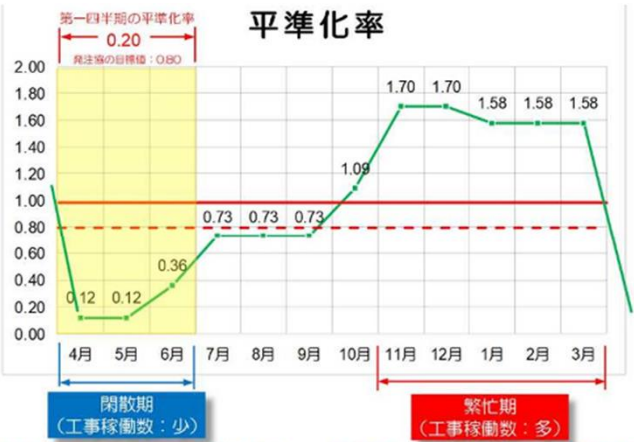
契約状況(件数)

契約状況(金額)

58

◆愛知県の取り組み事例

・市町村へ、平準化率の算定方法とスケジュール見直し方法を指導



工事稼働数が安定すると
(受注者)
⇒経営が安定
(技能者)
⇒年間を通じて収入が安定
⇒休暇が取得しやすい

件名	最新情報										前年度からの継続	2022年度												次年度継続	
	工期					請負金額 (百万円)	2022年												該当	継続時期					
	開始			終了			4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	年	月			
下水道工事(その5)	2021	10	1	2022	12	20	250	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
下水道工事(その1)	2022	6	10	2023	3	20	150			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
側溝改良工事(その1)	2022	10	10	2023	3	20	5							1	1	1	1	1	1						
街路樹剪定工事	2022	7	10	2023	3	20	5			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
道路築造工事(その1)	2022	7	20	2023	3	20	25			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
河川改修工事(その1)	2022	11	1	2023	3	20	20							1	1	1	1	1	1						
道路舗装工事(その1)	2022	11	20	2023	3	20	5								1	1	1	1	1						
排水施設更新工事	2022	11	1	2023	3	20	20								1	1	1	1	1						
下水道工事(その2)	2021	6	10	2024	3	20	100			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
側溝改良工事(その2)	2022	11	1	2023	3	20	5							1	1	1	1	1	1						
小学校耐震工事	2022	7	10	2023	9	20	25					1	1	1	1										
保育園空調更新工事	2022	11	10	2023	3	20	10								1	1	1	1	1						
道路舗装工事(その2)	2022	10	20	2023	3	20	5							1	1	1	1	1	1						
農業用水補修工事	2022	10	10	2023	3	20	25							1	1	1	1	1	1						
下水道工事(その3)	2022	10	10	2023	3	20	50							1	1	1	1	1	1						

※指標対象:50万円以上(コリス登録)

工事稼働件数(件/月)	1	1	3	6	6	6	9	14	14	13	13	13	Σ= 99 件/年
平準化率(月あたり)	0.12	0.12	0.36	0.73	0.73	0.73	1.09	1.70	1.70	1.58	1.58	1.58	Av= 8.25 件/月
工事稼働件数(件/四半期)	5	5	18	37	39								
工事稼働件数(件/月平均)	1.67	6.00	12.33	13.00									
平準化率(四半期あたり)	0.20	0.73	1.49	1.58									

件名	最新情報				前年度 からの 継続	2023年度												次年度継続			
	工期			請負金額 (百万円)		2023年												2024年		該当	継続時期 年 月
	開始		終了			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
下水道工事(その5)	2022	10	1	2023	12	20	250	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
下水道工事(その1)	2022	8	10	2023	5	20	150	○	1	1											
河川改修工事(その1)	2022	12	1	2023	4	20	20	○	1												
排水施設更新工事	2022	12	1	2023	4	20	20	○	1												
保育園空調更新工事	2023	1	10	2023	5	20	10	○	1	1											
農業用水補修工事	2022	11	10	2023	4	20	25	○	1												
下水道工事(その1)	2023	8	10	2024	5	20	150						1	1	1	1	1	1	○	2024 5	
側溝改良工事(その1)	2023	4	10	2023	9	20	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
街路樹剪定工事	2023	6	10	2024	2	20	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
道路築造工事(その1)	2023	7	20	2024	3	20	25			1	1	1	1	1	1	1	1	1			
河川改修工事(その1)	2023	12	1	2024	4	20	20			1	1	1	1	1	1	1	1	1	○	2024 4	
道路舗装工事(その1)	2023	4	20	2023	8	20	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
排水施設更新工事	2023	12	1	2024	4	20	20							1	1	1	1	1	○	2024 4	
下水道工事(その2)	2023	6	10	2024	3	20	100			1	1	1	1	1	1	1	1	1			
側溝改良工事(その2)	2023	10	1	2024	2	20	5						1	1	1	1	1	1			
小学校耐震工事	2023	7	10	2024	9	20	25			1	1	1	1	1	1	1	1	1			
保育園空調更新工事	2023	1	10	2024	5	20	10									1	1	1	○	2024 5	
道路舗装工事(その2)	2023	10	20	2024	3	20	5						1	1	1	1	1	1			
農業用水補修工事	2023	11	10	2024	4	20	25							1	1	1	1	1	○	2024 4	
下水道工事(その3)	2023	5	10	2023	10	20	50			1	1	1	1	1	1	1	1	1			

債務負担行為又は繰越や早期発注により
第一四半期の稼働件数を増やす。

◆愛知県（農林部局）の取り組み事例

- ・通年で施工可能な工事について、早期発注を実施

農地関係における工事発注

◆通年で施工が可能な工事

- ・排水機場工事

敷地内での施工

旧機場を残したまま新設し、旧機場を撤去 ➤ 出水期でも施工可能

※工期が長くなるため、債務負担行為を活用

- ・道路舗装工事

道路用地内での施工

迂回路の設定 ➤ 営農への影響を少なく施工可能

※施工延長の増減により発注単位の調整が比較的容易

- ・環境整備工事

農村公園や農業用水路沿いの遊歩道等の整備 ➤ 営農に影響なく施工可能

- ・海岸整備工事

海岸堤防等の整備（耐震補強等） ➤ 営農に影響なく施工可能



○地整発注工事(事務所発注)の平準化パターン ※通常発注、受託工事で、県の議会承認が必要な繰越工事発注、債務工事 のスケジュールの例

	1年度目(発注調整年次)												2年度目(施工年次)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
①通常発注 単費													調整、積算開始		調整	公告			契約	工期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

※③④平準化国債を活用する場合は、0年度(工事発注一年前)の概算要求時に、国債および受託枠をセットする。
※契約期間(公告～契約: 2.5か月で設定 200百万円程度の工事規模を想定)
※議会調整: 調整～議会(約3か月で設定(☆～★))

	1年度目												2年度目									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
年間の維持修繕工事の例 12か月④							公告		契約	工期												
12か月④		国債枠セット																公告			契約 工期	

☆ 年度当初から施工を開始するには、前年度にほとんどの作業を ”完了” しておく必要があります。

◆北海道開発局の取り組み事例

- ・冬期の降雪の影響もあることから、できるだけ夏場のいい時期に施工を行い品質の確保
- ・建設業の働き方改革にあたり適切な工期設定・履行期間の確保及び週休2日の取り組み推進
→早期に工事発注(第1四半期)を行っており、第1四半期の稼働につながっている

◆柏崎市の取り組み事例

- ・発注する各部署が月ごとの発注計画を作成し、第2四半期までに全体の80%の発注目標を設定
- ・基本的に工期を1月末とする取り組みを実施

履行期限の平準化 対応方針

平準化に向けた取り組み

1. 早期発注の活用

- 翌年度業務の入札手続きを前年度内から開始する。

2. 国債の活用

- 履行期限の平準化を図るため、ゼロ国債・平準化国債を積極的に活用する。
※例年、年度当初4月～年度末3月を履行期限として発注している業務については、業務成果を必要とする期日を考慮した上で国債を活用し履行期限の見直しを検討。

3. 翌債・繰越制度の活用

- 翌債制度を積極的に活用する。“発注前繰越”の事例集を作成する。

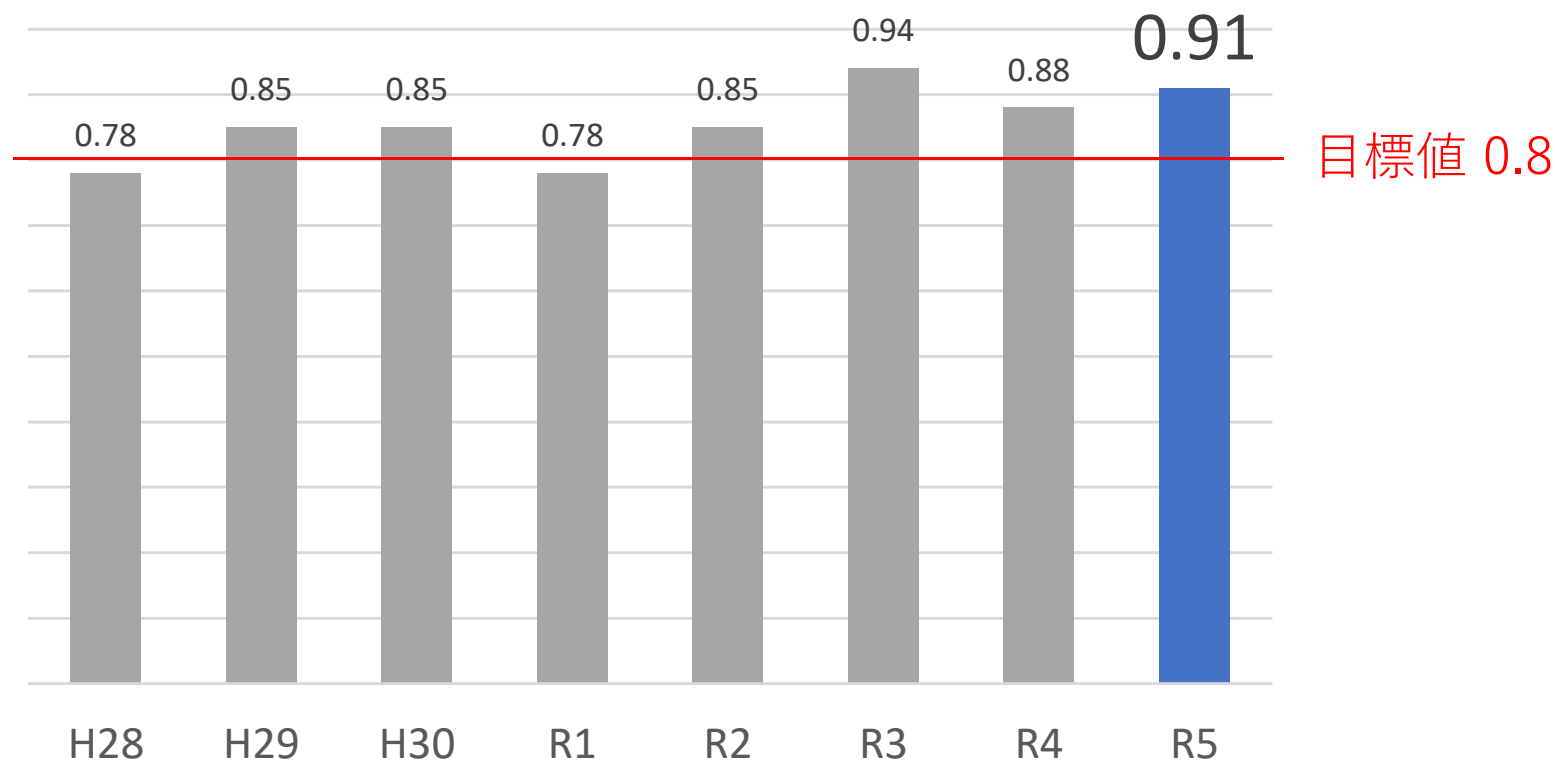
4. 履行期限設定のマネジメント

- 災害復旧等、緊急的に対応が必要となったやむを得ない理由により、『履行期限としてはならない期間※』を履行期限として業務発注（変更契約含む）を行う場合は、他業務の履行期限を変更するなど、各部署毎に平準化に取り組む。
※歳出予算発注業務は第4四半期の履行期限を原則不可とする。（変更契約も原則適用）

工事施工時期の平準化 取組状況

- 中部地方整備局 発注工事の平準化率(件数)は以下に示すとおりであり、中部ブロック発注者協議会で定めるR5目標値を達成。
- 年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等を図る。

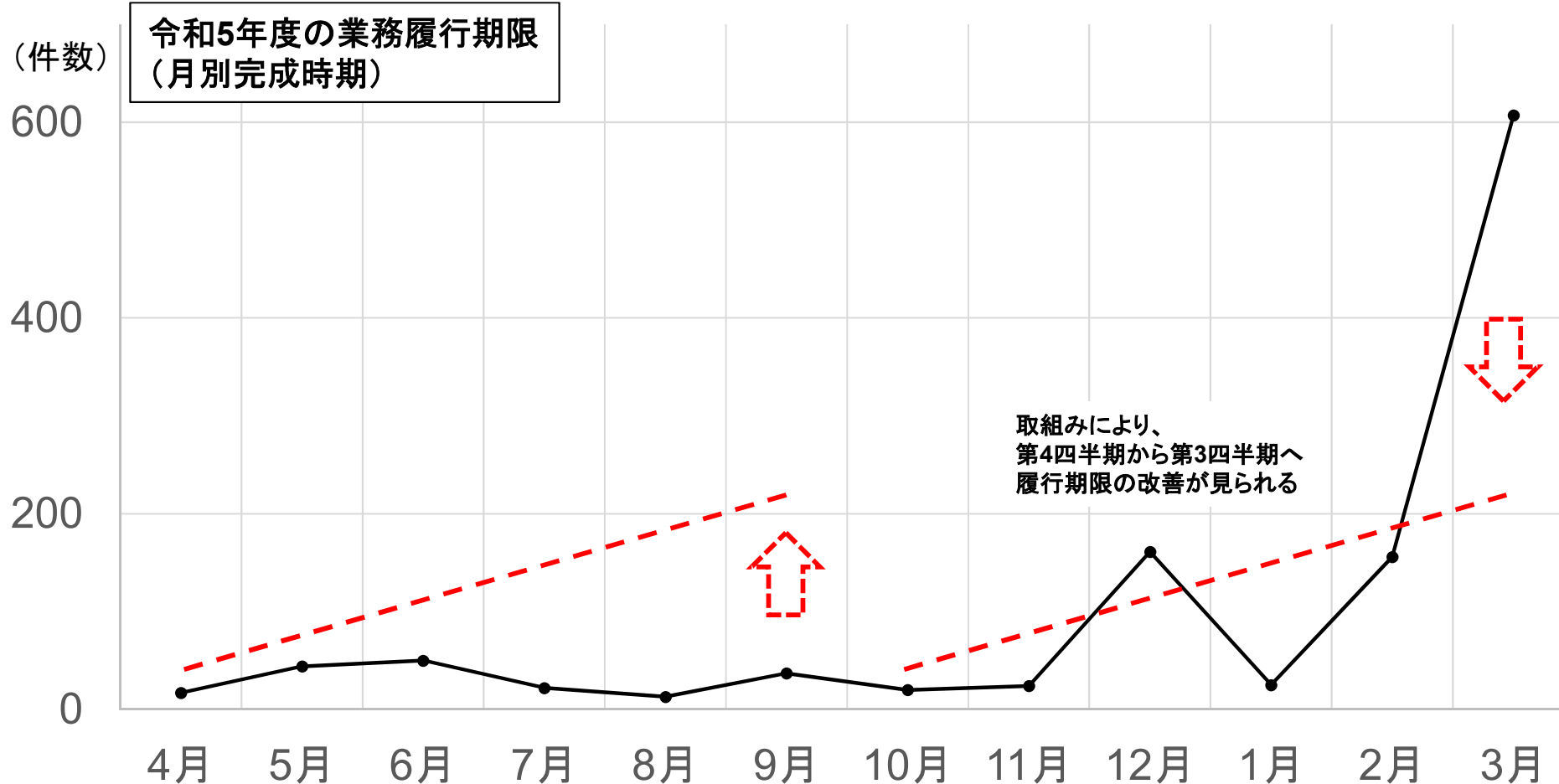
$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{第1四半期（4～6月期）の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$$



< 中部地方整備局 発注工事 平準化率（稼働件数） >

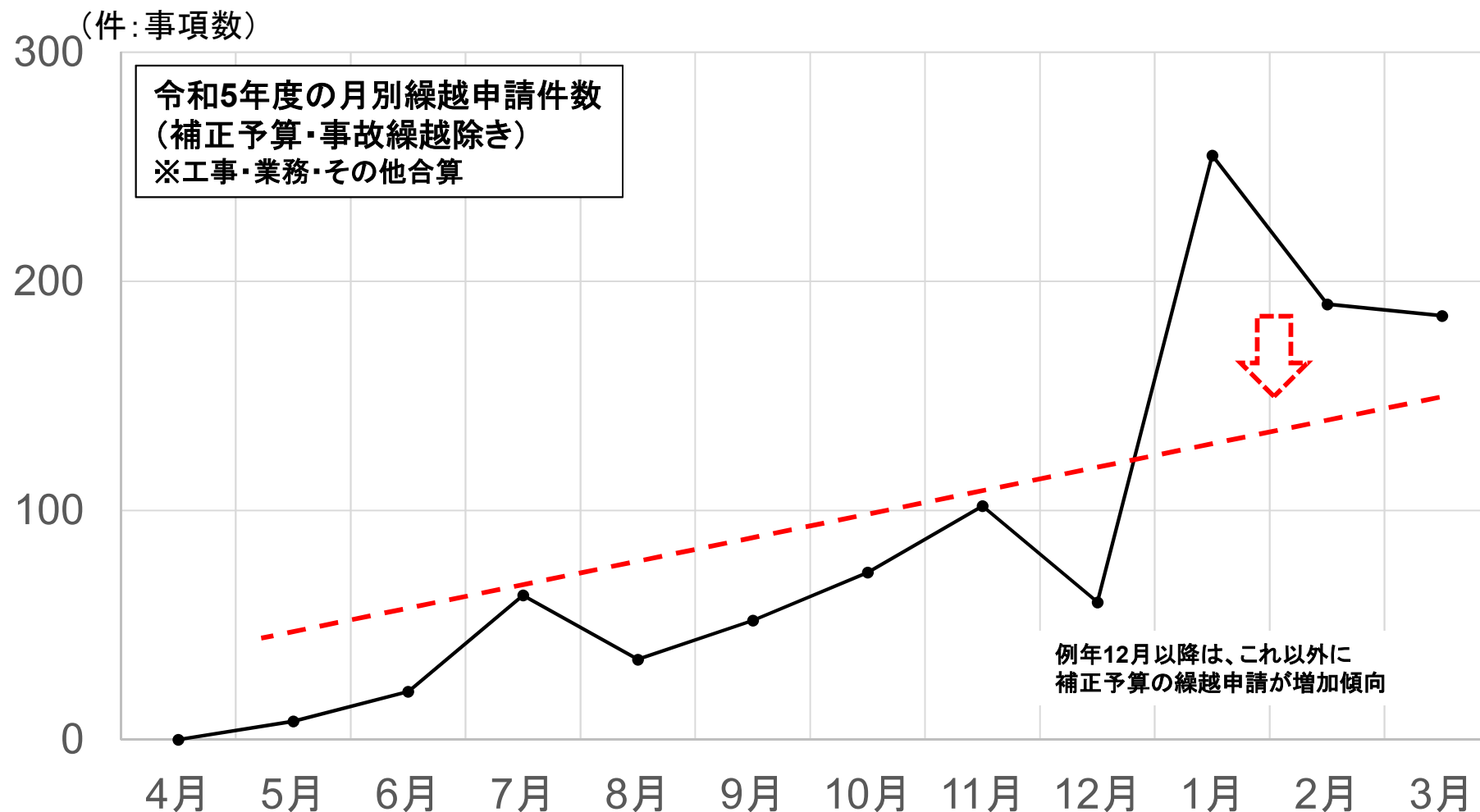
業務の履行期限の平準化 取組目標

- 業務履行期限について、平準化の取組を進めているが、依然、第4四半期に集中。
 - ⇒国債・翌債・繰越制度を活用し、業務履行期限の平準化を目指す。
(上半期50%、下半期50%と、履行期限を上期・下期に2分割することを目標)
 - ⇒当初予算発注業務は第4四半期の履行期限を原則不可とする。(変更契約も原則適用)
 - ⇒早期発注、国債、繰越を活用し、適正な履行期間確保と平準化を図る。



繰越申請時期 取組目標

- 繰越申請件数について、中部地方整備局も他機関同様に第4四半期に多い傾向にある。
 - ⇒事由発生後の速やかな繰越手続きにより、申請時期と履行期間の平準化を目指す。
 - ⇒発注前の繰越手続きにより、適正な履行期間を確保する。



翌債(主に発注前)の早期申請イメージ

GOAL 平準化による申請

⇒ 平準化を理由とした
繰越事由区分の創設

STEP3 一括申請の実施

⇒ 翌債申請する業務を一括化
翌債申請のさらなる簡素化を図る

さらなる
簡素化

STEP2 繰越事由の統一化

⇒ 繰越事由を数パターンに統一化
統一事由によって翌債申請の簡素化を図る

簡素化

STEP1 早期（第1四半期内）翌債申請の習慣化

⇒ 発注前の翌債申請事例集を作成
事例を参考に、発注前翌債申請の拡大を図る

発注前申請を
あたりまえにする

繰越申請事由の簡素化

- 繰越申請事由について、「計画に関する諸条件 キ」を中心に簡素化を図る。
⇒令和5年12月14日付事務連絡第4600号「繰越（翌債）事務手続きの一部改正について」
を念頭に改善予定。

計画に関する諸条件 キ

【従来の記載例】

- ・先行する業務において検討した高水流量計算の成果を用いて、具体的な整備内容の検討を行う予定であったが、4月に開催した委員会での意見を受け、気候変動を考慮した降雨に対する検討等を追加で整理する必要が生じたことにより、先行業務の完成が遅れる見込みのため。（5月～7月）

【簡素化イメージ】

- ・外部有識者からの指摘を踏まえた、気候変動を考慮した降雨に対する検討の実施。（5月～7月）

繰越申請事由の簡素化(参考)

令和5年12月14日付事務連絡第4600号「繰越（翌債）事務手続きの一部改正について」

別添2のうち『箇所別調書及び理由書の繰越事由欄の記載方法（R5.12.14）』の主な変更箇所

繰越事由（その他）	記載例・類似例
計画に関する諸条件（キ）	➤〇〇（例：入札不調、入札不落、低入札価格調査による遅延、契約相手の倒産等）に伴う△△（例：整備計画、システム開発計画、仕様等）の変更（●月）
	➤外部専門家（外部有識者等）からの指摘（要請等）を踏まえた〇〇（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更（●月）
	➤外部専門家（外部有識者等）からの指摘（要請等）を踏まえた△△（例：関係者、地元等）との調整（●月）
設計に関する諸条件（ウ）	▶外部専門家（外部有識者等）の説明として、以下の注書きを追記。 ※外部専門家（外部有識者等）とは、事業主体及び所管省庁に所属している職員などは含まれず、客観的事実に基づいて「外部」の者であることが説明可能な者に限る。
	➤〇〇（例：先行事業、関連事業等）において発生（判明）した△△（外部的要因による事由を簡潔に記載）に伴う□□（例：整備計画、システム開発計画、仕様、工期等）の変更（●月）
資材の入手難（オ）	➤〇〇（例：世界情勢の急変、サプライチェーンの混乱等）による△△（例：電子部品、半導体等）の不足に伴う□□（具体の製品・装置等の名称を記載）の納期遅延（●月）

（参考）「資材の入手難 オ」の整理を踏まえ、「資材の入手難 エ」欄に以下の注書きを追記。
※特注品以外の製品・装置等の納期遅延は「資材の入手難 オ」とし、当該記載例欄を参照すること

◆発注関係事務を支援する「公共工事発注者支援機関」

発注者の業務負担増、人員不足に対応し、発注関係事務を適正に実施するための支援（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査）を行う。

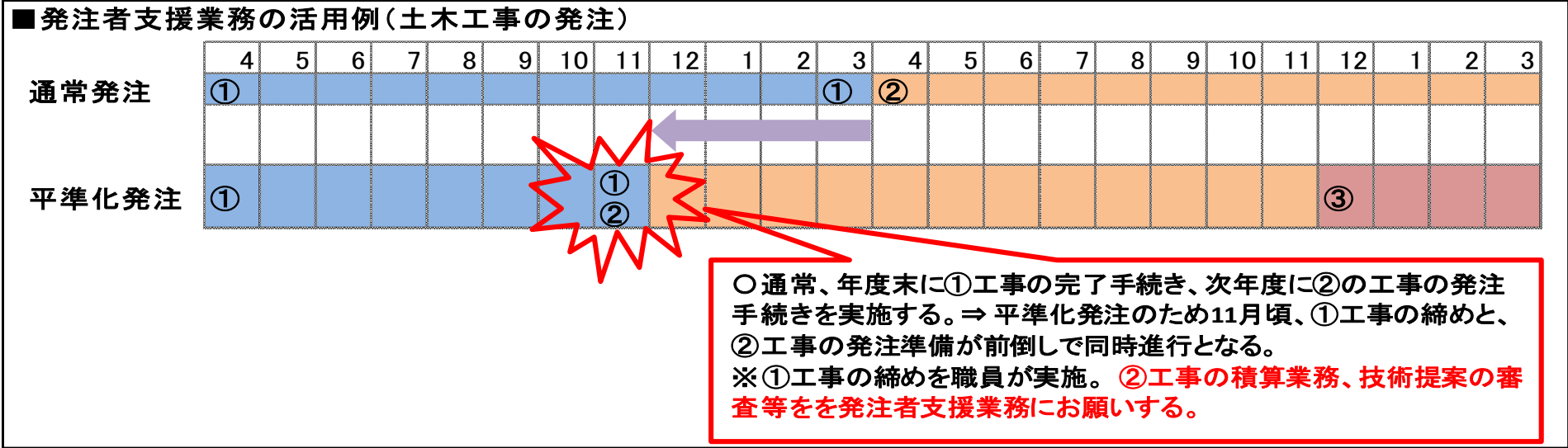
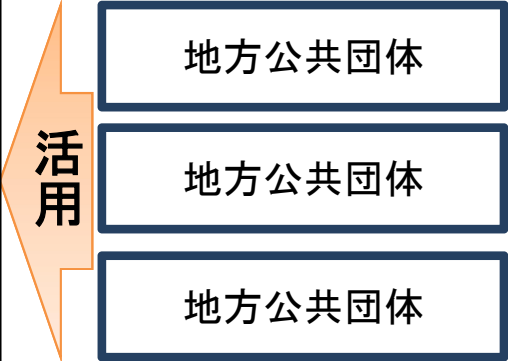
公共工事発注者支援機関（10機関）

○認定機関[土木]

(公財)岐阜県建設研究センター
(公財)愛知県都市整備協会
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会
(一社)ふじのくにづくり支援センター

○認定機関[建築]

(公財)岐阜県建設研究センター
(一財)静岡県建築住宅
まちづくりセンター
愛知県住宅供給公社
(公財)三重県建設技術センター
(一社)中部地域づくり協会



◆ 日建連 意見交換会（令和6年6月17日：中部） 日建連HP掲載「2024年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

2.（1）予算確保と適切な発注の推進

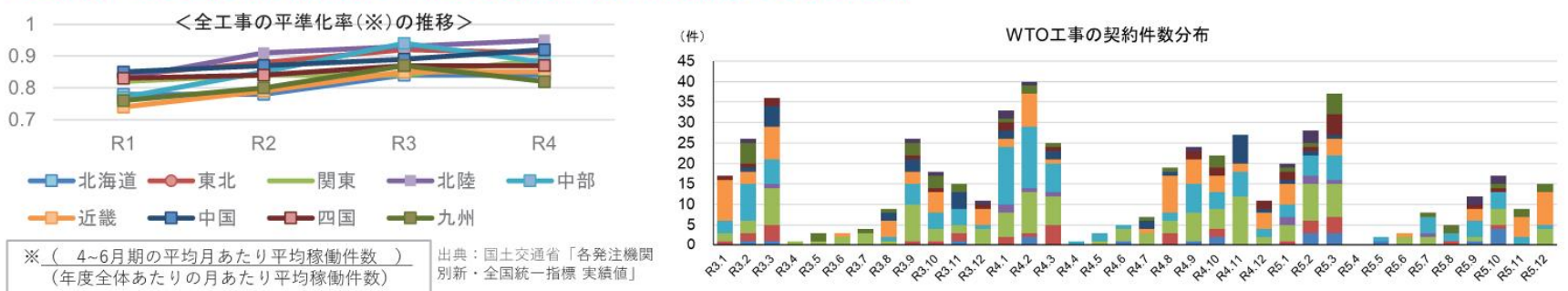
① 予算確保と発注の平準化



国土強靱化の根幹的施設を計画的に整備するため、必要な予算を安定的に確保することが重要である。効率的な施工のためには、発注の平準化や計画的な早期執行が求められることから、債務負担行為や事業加速円滑化国債の活用拡大などにより適切な規模・工期を確保した上で発注していただきたい。

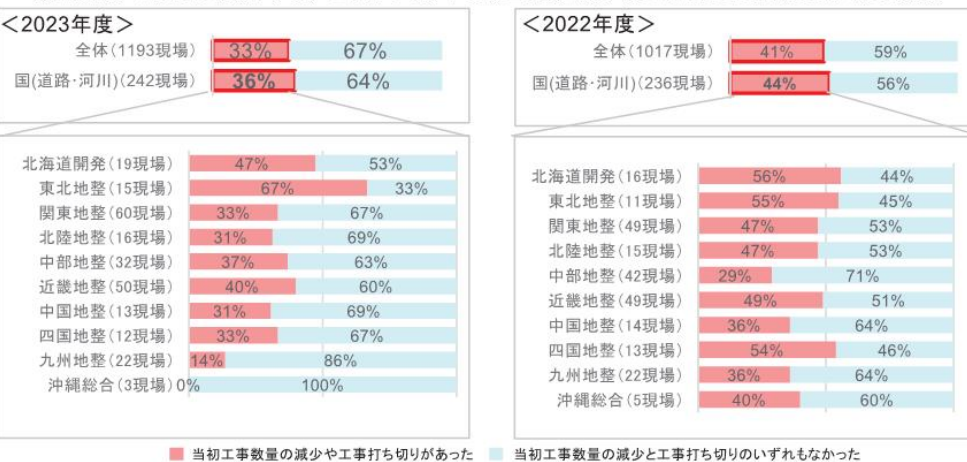
一方、国土交通省の発注工事では、予算の制約により契約工事数量減や工事打ち切り等が約4割の現場で発生していることから、契約変更に必要な予算の確保に努めていただきたい。

A) WTO工事の発注の平準化
全工事の平準化率は改善傾向だが、WTO工事の契約件数分布は依然として山谷がある

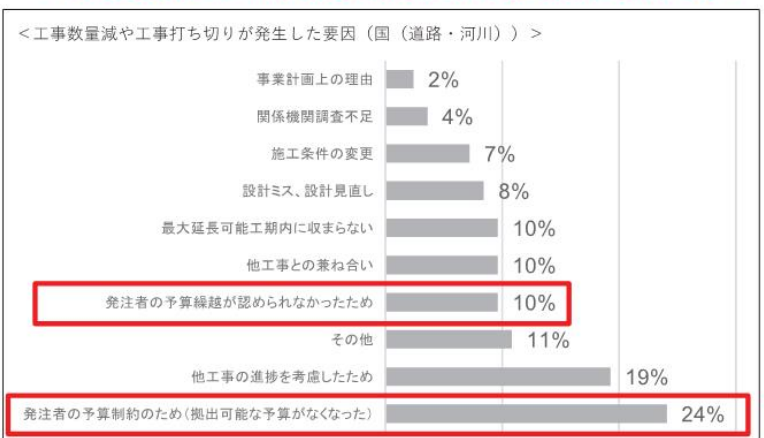


B) 予算の制約を理由とした工事数量減や工事打ち切りの発生状況
年度で比較すると改善傾向ではあるが、依然、国（道路・河川）で設計変更が行われた現場のうち、約4割で当初工事数量減や工事打ち切りが発生している

<設計変更が行われた現場のうち、工事打ち切りや当初工事数量減が発生した割合 22年度と23年度の比較>



予算関連の要因（予算制約、繰越が認められなかった）が最多



◆道建協（令和6年5月25日）

■年間を通じた工事の平準化

・年度末に工期末が集中すると、業務が増加する年度末にさらに作業が集中するため、土日出勤や超過勤務が多くなる可能性があります。工事の平準化については推進していただいているところですが、引き続き以下の事項を要望します。

○既に取り組んで頂いている2箇年国債、ゼロ国債、事業加速円滑化国債および繰り越しを更に活用し、年度をまたぐ柔軟な工期の設定をお願いします。

○工事の平準化については、契約している工事本数や契約金額による平準化ですと、工事ごとの現場施工のピークなどは考慮されません。変更の可能性も踏まえた工期末の分散など、実際の現場の作業負荷の変動を考慮した平準化となるよう検討をお願いします。

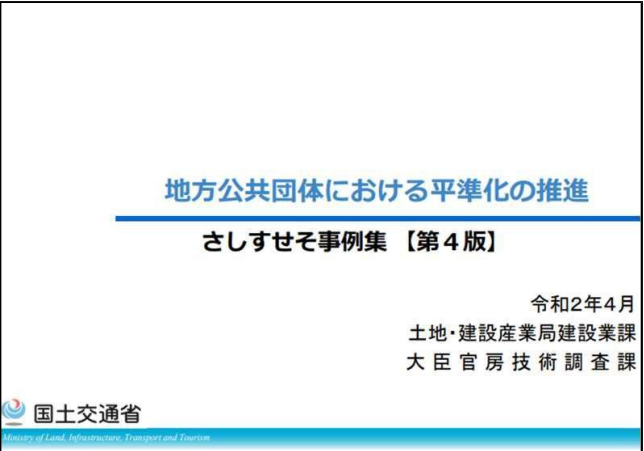
◆岐阜建協（令和5年8月1日）

■働き方改革について

・いまだに発注時期と完成時期が集中しております。同時期に同工種の工事が多く発注されますと、下請業者や職人も一時的に不足し十分な施工体制が確保できず、結果として休日出勤が発生している状況にありますので、更なる発注の平準化を進めていただきますようお願いします。

- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、
「地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「さ・し・す・せ・そ」※の実施事例について紹介
- ※(さ)債務負担行為の活用
 - 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
- (し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
 - 執行率等の設定・発注見通しの公表

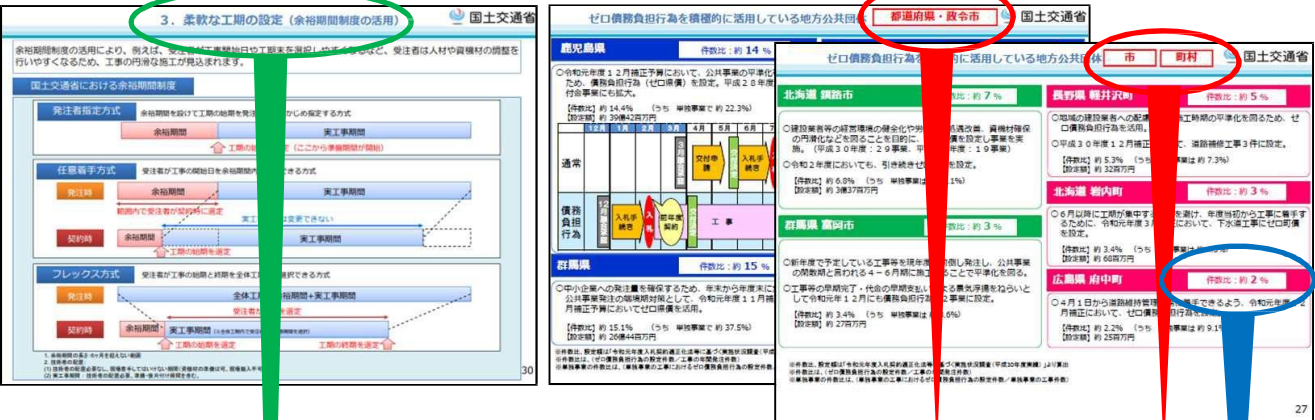
表紙・構成



1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)
<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

掲載例



ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について
都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める
実施割合(件数比)を掲載

ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

速やかな繰越手続きについて（１）

資料4

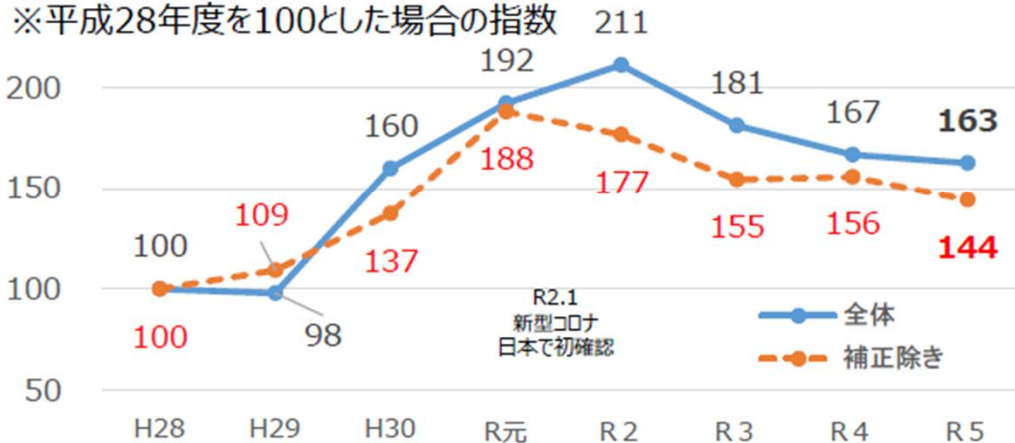


工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所数）は依然として高水準

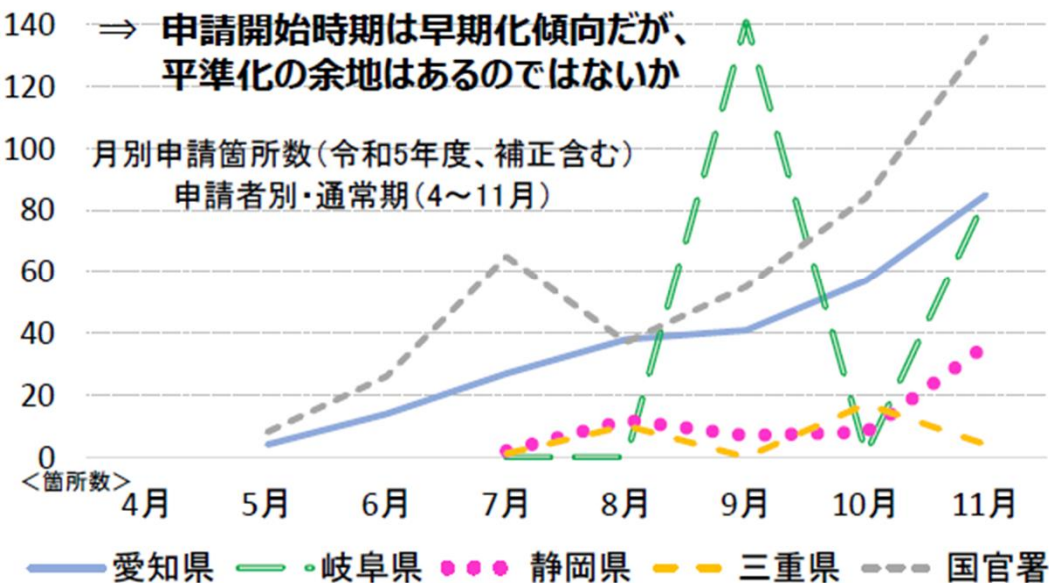
※平成28年度を100とした場合の指数



③R5年度 通常期（4～11月）の繰越申請の状況

⇒ 申請開始時期は早期化傾向だが、平準化の余地はあるのではないか

月別申請箇所数（令和5年度、補正含む）
申請者別・通常期（4～11月）



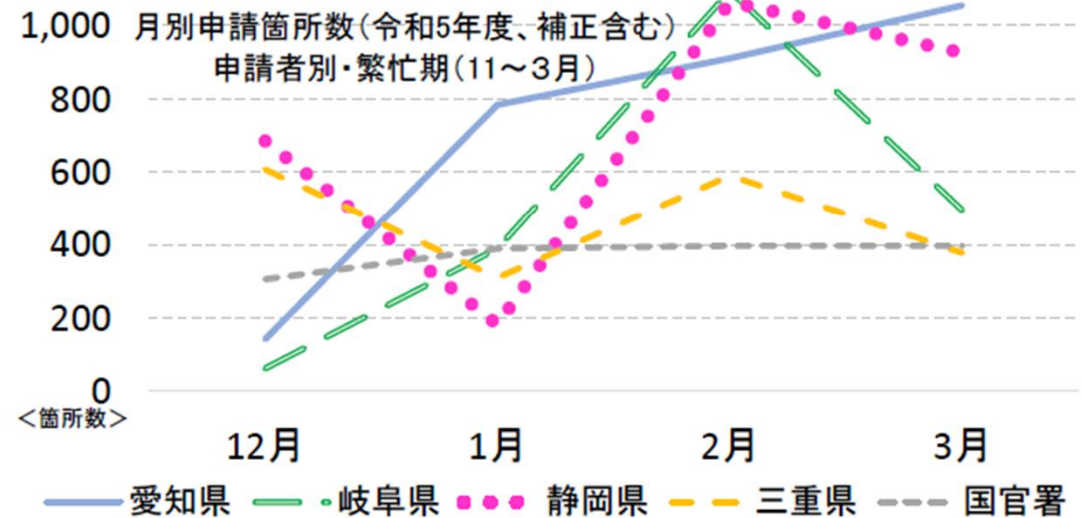
②R5年度 繰越申請の年度末処理の状況

⇒ 繰越申請は年度末に集中（12～3月で全体の9割超）



④R5年度 繁忙期（12～3月）の繰越申請の状況

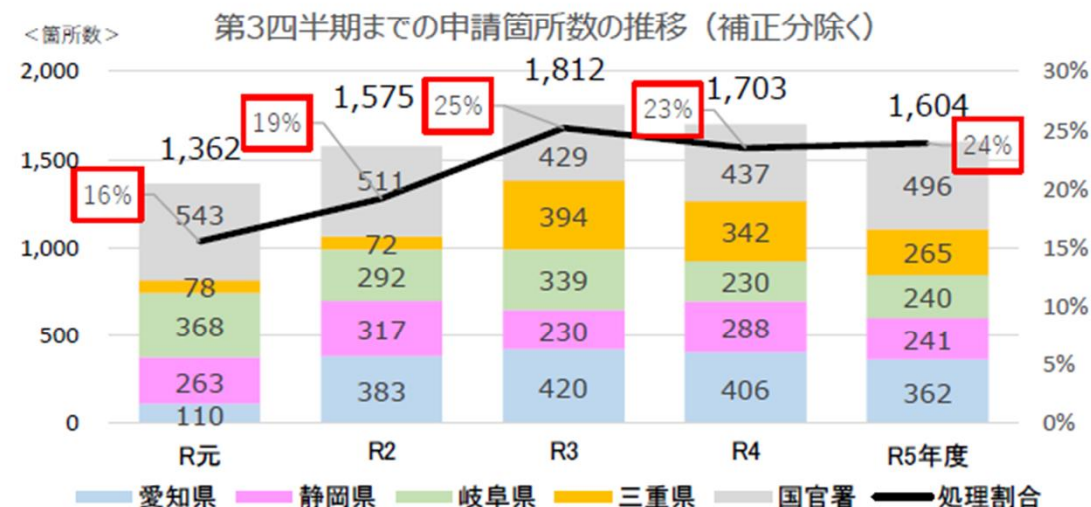
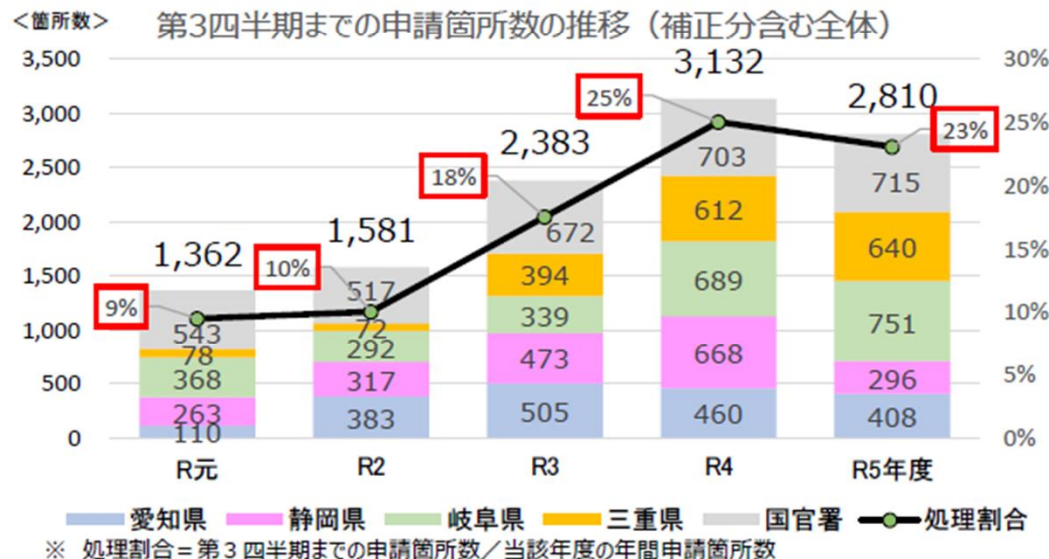
⇒ 2月の申請が増加し、2～3月に申請が集中する傾向は悪化



速やかな繰越手続きについて（２）

⑤R5年度 速やかな繰越手続き（第3四半期までの申請）の状況（直近5か年）

⇒ 第3四半期まで（年内）の繰越申請数は年々増加（但し、前ページ②のとおり、その内7割が12月に集中）



⑥繰越明許費の当初予算計上について

地方自治法（抜粋）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、**予算の定めるところにより**、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

- 工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。
- 地方自治法に規定されている繰越明許費は、国の会計規程に準じて会計年度独立の原則の特例を設けたものであり、**当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上**することも可能です。

②繰越申請にあたっての留意事項

※ 東海財務局HP > 財政 > 国家予算・予算執行調査
> 歳出予算の繰越し



試験し（受験）の手続きについての詳細は、試験しガイドブックをご覧ください。



(1)明許繰越・翌債：令和7年3月17日（月）まで
(2)事故繰越※：令和7年1月27日（月）まで
※ 資料の事前提出期限。事故繰越については個別に随時対応を行うが、明許繰越・翌債申請に比べて必要資料も多く、審査等に時間を要するため、案件が発生した場合は、処理希望日の1ヵ月以上前を目途に、まずは当局担当者まで相談されたい。

⇒ 事故発生 の 報告を受けた 応接録 など、
業者との やり取りを 記録化することが 重要 です。

また、この報告書の作成に当たっては、関係機関に対して資料提供等を行っている関係があるため、その関係も併記し、関係機関については、関係機関の名称を記載しております。

平準化

- ⇒ 事務局 : 平準化に関する情報収集・提供
 関係機関へのヒアリング等による課題の共有、今後の方針を整理

- ⇒ 国、県、政令市 : 債務負担行為の活用、繰越明許費の活用
 市町村 (当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上することについて検討・活用)
 早期発注の実施
 発注課との連携
 - ・発注スケジュールの再確認
 - ・発注規模に応じた平準化率の底上げ

3. 個別案件

- ・ 週休2日

○建設業は、良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、一方で他産業と比較して労働時間が長く休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていく必要があります。

○また、建設業は令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されたことから、働き易い職場環境づくりは急務になっています。

若者が建設業に就職・定着しない主な理由

【収入・福利面】

- 収入の低さ
- 社会保険等の未整備

【働くことへの希望、将来への不安】

- 職業イメージの悪さ
- 仕事量の減少への不安

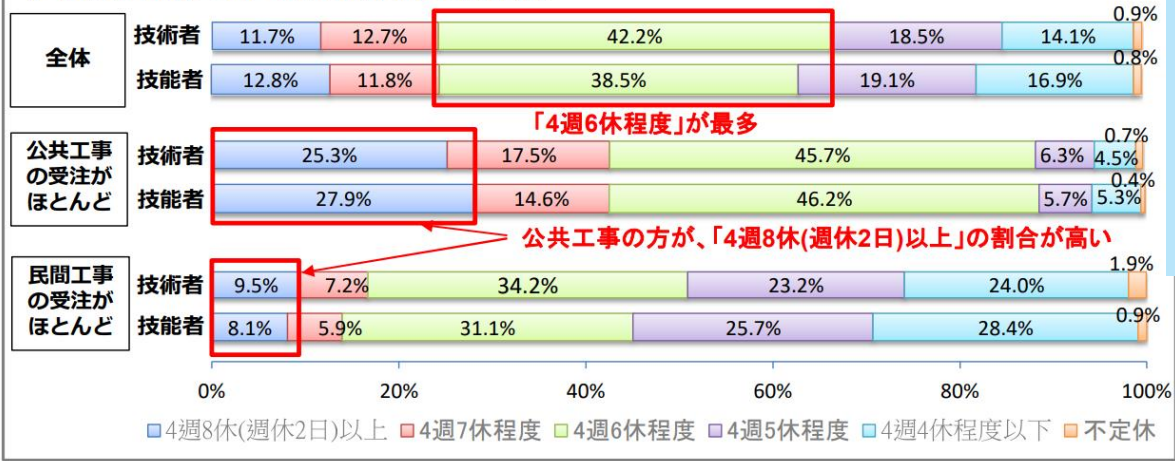
【休日確保や労働環境】

- 仕事のきつさ
- 休日の少なさ
- 作業環境の厳しさ

2002年4月～公立学校の多くで毎週土曜日が休校日となり、若い世代は、土日休みが当たり前の環境で育っている。

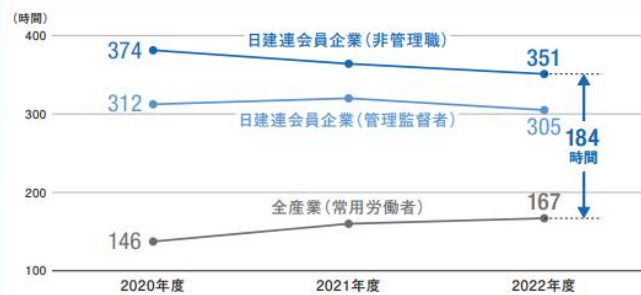
※ 建専連「建設技能労働者の確保に関する調査報告」から入職しない理由のアンケート結果より

建設業における平均的な休日の取得状況



※ 出典:国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

時間外労働時間



平均時間外労働時間

全産業
167時間

日建連会員企業(非管理職)
351時間

2022年度の調査では、時間外労働時間の全産業平均167時間に対して、日建連会員企業社員の非管理職は351時間、管理職は305時間と、約2倍もの時間外労働を行っています。

時間外労働上限規制の2022年時点での達成状況

時間外労働上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
30,827人 40.9%	44,536人 59.1%	75,363人 100.0%	46,986人	122,349人

有効回答者数 81社

特別条項適用時の上限規制と同等の条件の達成状況

非管理職			管理監督者	合計
上限規制内	上限規制超過	合計		
55,069人 77.3%	16,153人 22.7%	71,222人 100.0%	44,779人	116,001人

有効回答者数 72社

上限規制超過
59.1%

特別条項超過
22.7%

2024年度から適用される残業時間の上限規制。その上限規制について、現時点での達成状況をみると、会員企業の非管理職の上限規制超過は59.1%、特別条項適用時でも22.7%にも上ります。

※日建連リーフレット「建設業の担い手、働き方の現状」より

【工事】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

【R5達成度】中部ブロック○ 岐阜◎ 静岡○ 愛知○ 三重◎

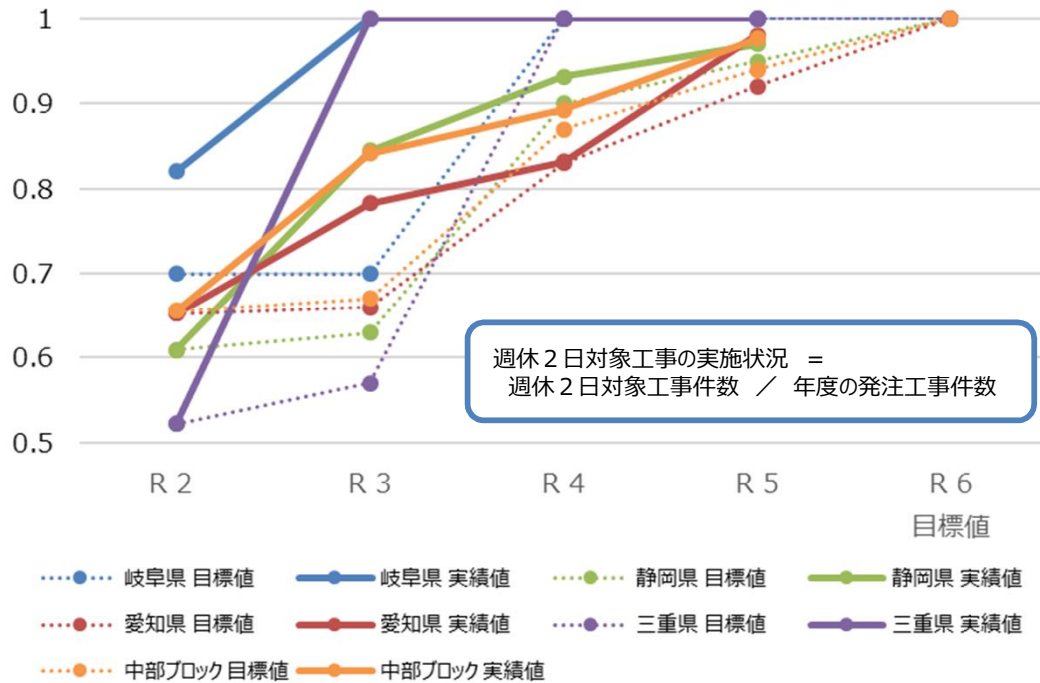
○ 令和4年と令和5年を比較すると、中部ブロック全体の実績値は**上昇(0.89→0.98)**。

○ 令和5年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。

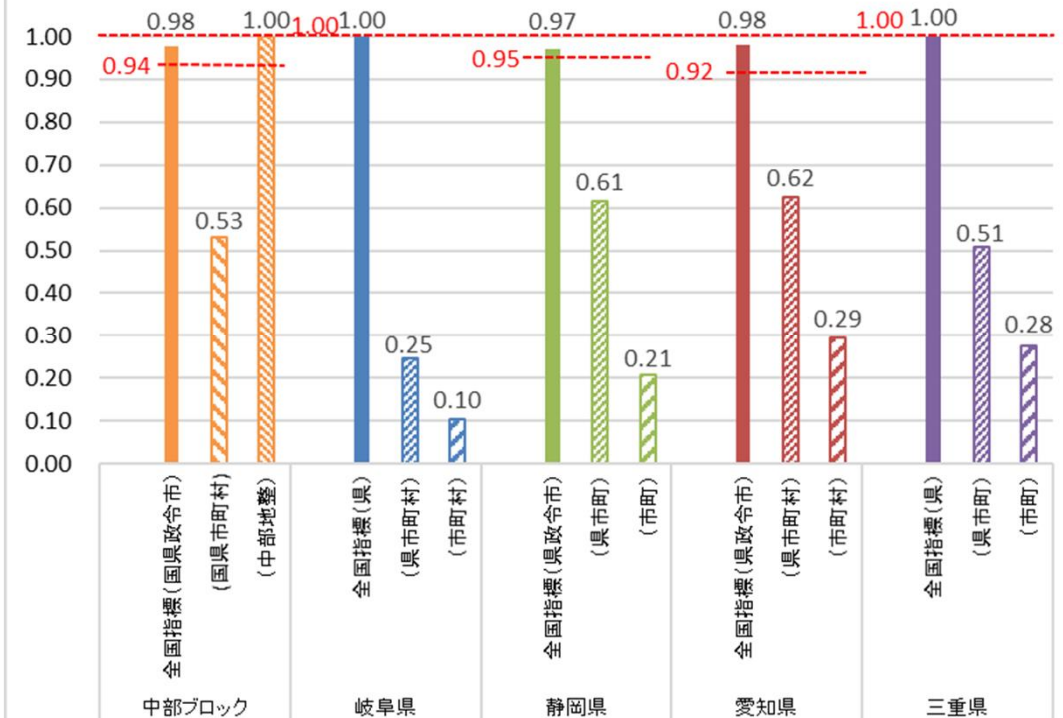
しかし、**市町村では取組が進んでいない**。

全国指標対象工事：国の機関（※）、県、政令市発注の工事
（※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる）

週休2日工事の実施状況



R5 週休2日工事の実施状況



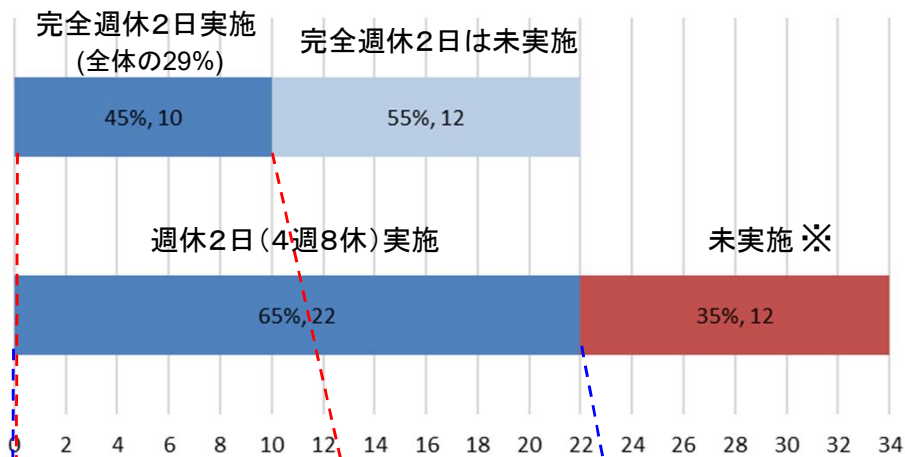
◇ 目標達成のメリット

- ・担い手確保
週休2日の確保により、ワークライフバランスの改善が図られること、また、他産業で当たり前となっている週休2日を建設業全体で推進し新規入職者を増やすことで、将来の担い手確保につながる。
- ・時間外労働の是正
建設業は他産業と比較して、長時間労働が常態化。また、他産業で当たり前となっている週休2日を確保している技術者は2割以下。
令和6年4月より、建設業においても罰則付きの時間外労働規制(労働基準法)が適用となるため、適正な工期設定は必須。

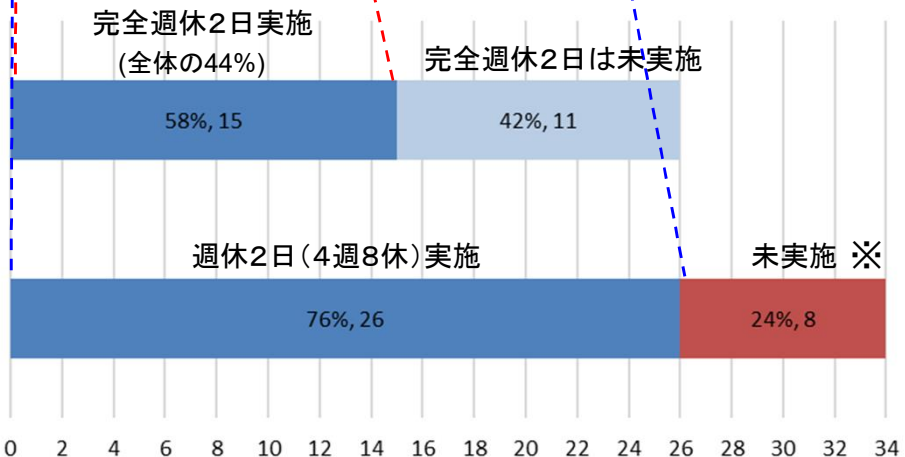
【工事】 週休2日工事の実施状況

- 国等・県・政令市における週休2日実施機関数の割合は、週休2日（4週8休）実施65%⇒76%に（ ---- ）、そのうち完全週休2日 実施29%⇒44%（ - - - - ）に。
- 週休2日（4週8休）工事の取り組み割合は増加してきており、完全週休2日の取り組みも、徐々に浸透してきている。

週休2日 実施機関数（R4実績）



週休2日 実施機関数（R5実績）



（参考）今後の週休2日の取り組みについて

・受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者が1ヵ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように留意すること。

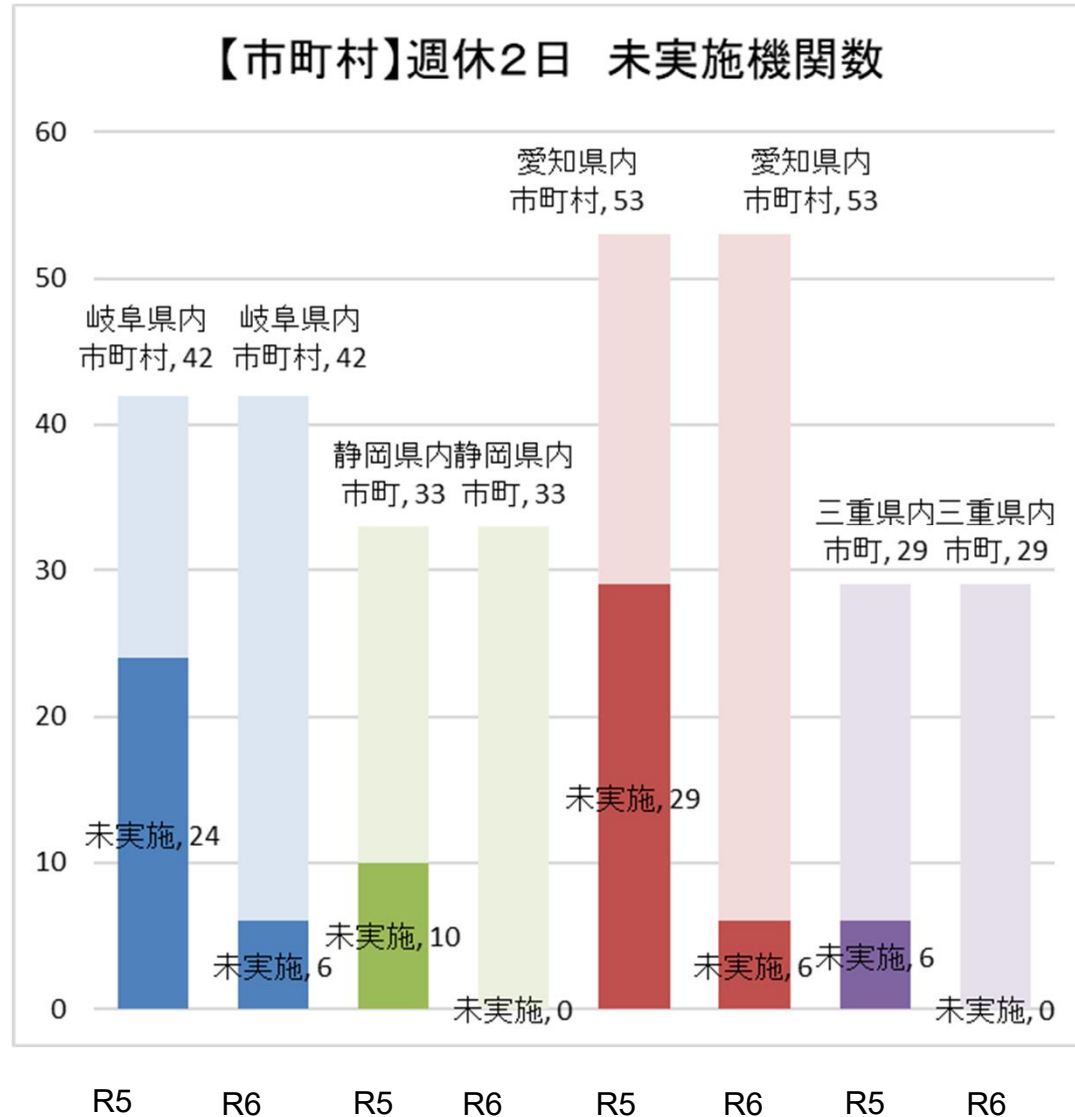
（令和4年3月31日 本省→整備局通知「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」より抜粋）

⇒ある月でまとめて休日を取得するのではなく、工期全体にわたってまんべんなく休暇を取得できるようにする。

※未実施、週休2日未実施（実施件数が0件）なのは、国等で12機関⇒8機関に。（対象工事がない機関含む）

【工事】 週休2日工事の実施状況

- 市町村で、週休2日未実施(実施件数が0件)なのは、78⇒69市町村。
- R6年度は、週休2日を進める市町村はさらに進む目標としている。



◇ 市町村で週休2日を進める必要性

国・県・政令市の工事を受注している下請業者が、土日等の週休日に市町村工事に携わる可能性あり。

時間外労働の上限規制の適用を見据えると、建設業全体で週休2日を進める必要あり。

◇ 市町村における週休2日の課題(聞き取り)

- ・経費補正のための予算確保に課題
予算にあわせて、事業量を減らすことになる
- ・施工時期が限られている工事では、週休2日の現場閉所が難しい

○建設業における週休2日の取り組み加速することを目的として、発注者協議会参加機関における公共工事を対象とした「**まんなかホリデー**」を実施

- ◆実施日 : 毎週土曜日
- ◆実施期間 : 令和5年10月～※

※令和4年7月より取組を開始し、一斉休工日を段階的に増加

【実施に関する事項】

○対象工事
原則全ての工事(災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事は除く)

○対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間

○休工
対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていること(巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く)

- その他
- ・受注者に対し、チラシを現場に掲示するよう依頼
 - ・静岡県内は「ふじ丸デー」の取り組みと合わせての実施
 - ・三重県内は現状の取り組みを実施

建設業者の皆様へ

“まんなかホリデー”
中部地方の公共工事は土曜日を一斉休工日にしよう

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

**毎週土曜日は
一斉休工日です**

令和5年10月～
全ての公共工事を週休2日に！

全ての公共工事

中部ブロック発注者協議会

※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを後押ししていきます。
各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。
なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。
※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中
※三重県内は月2回土日完全週休2日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会・各業団体
国土交通省中部地方整備局・中部運輸局・農林水産省東海農政局
警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校・財務省東海財務局・名古屋税関・国税庁名古屋国税局
厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局
林野庁中部森林管理局・経済産業省中部経済産業局・海上保安庁第四管区海上保安本部
環境省中部地方環境事務所・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・静岡市・浜松市・名古屋市
中日本高速道路株式会社名古屋支社・(独)都市再生機構中部支社
(国)日本原子力研究開発機構東海地科学センター・(独)水資源機構中部支社・静岡県道路公社
愛知県道路公社・名古屋高速道路公社・名古屋港管理組合・四日市港管理組合
日本下水道事業団東海総合事務所・岐阜県内市町村・静岡県内市町・愛知県内市町村・三重県内市町
(一)岐阜県建設協会・(一)静岡県建設協会・(一)愛知県建設協会・(一)三重県建設協会
(一)日本道路建設協会中部支部・(一)日本橋梁建設協会
(一)プレストレスト・コンクリート建設協会中部支部・(一)愛知県土木研究会

◆ 日建連 意見交換会(令和6年6月17日:中部) 日建連HP掲載「2024年度公共工事の諸課題に関する意見交換会」説明資料より

1. (2)土日現場閉所による完全週休二日の実現

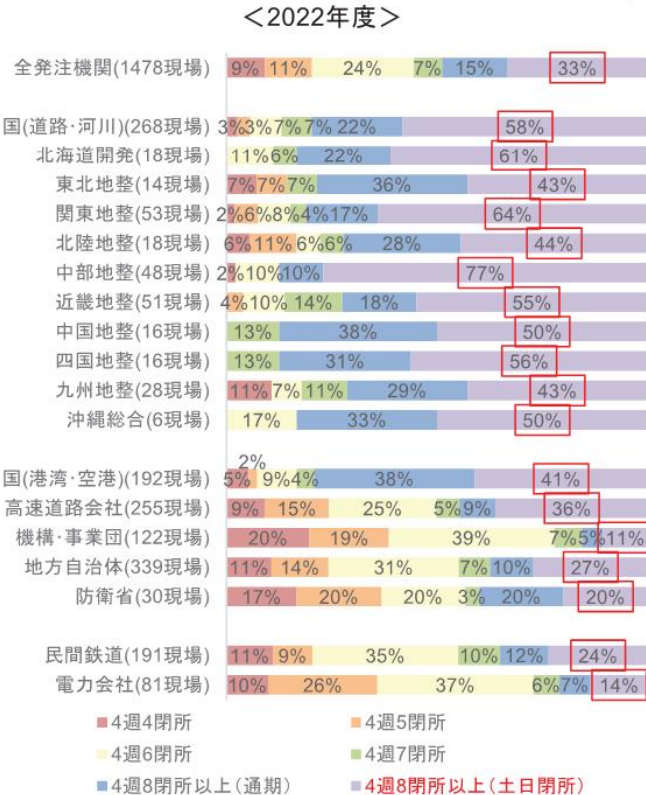
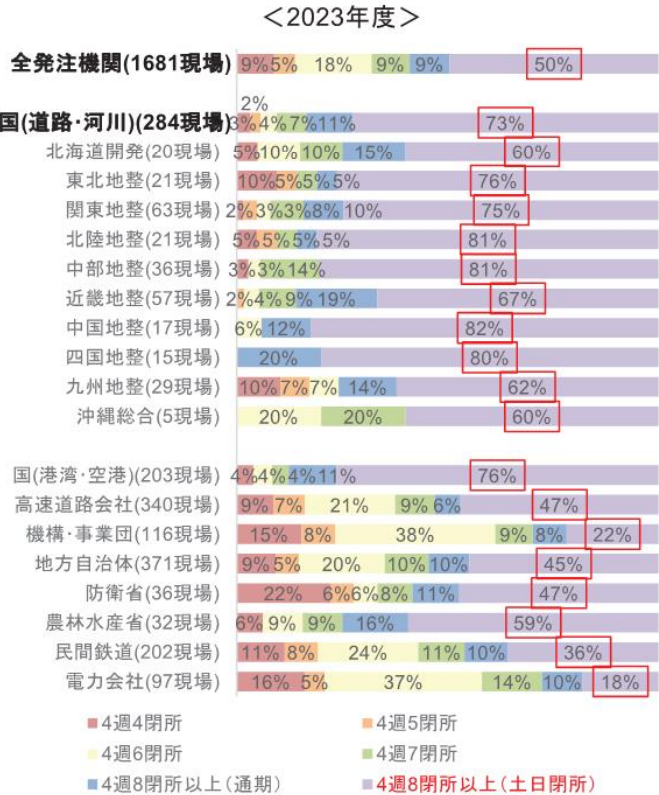


建設業の担い手（技術者・技能労働者）を確保し、時間外労働の上限規制を遵守するためには、土日閉所を基本とした週休二日の実現が不可欠である。国土交通省をはじめとする全ての発注機関において、既契約を含む全ての工事で土日閉所による週休二日制工事（完全週休二日）を原則導入していただきたい。

また、やむを得ず完全週休二日の導入が困難な工事については、生産性向上策（建設機械等の大型化、プレキャスト採用等）の導入に加え、入札公告時に発注者の指定による交替制や施工途中で週休二日制と交替制を柔軟に切り替える仕組みを導入していただきたい。その際、増員となる技術者や生産性向上策の導入に係る費用等について設計変更により適切に負担していただきたい。

A) 現場閉所実績 ◆ 工期開始日から本日まで（竣工済みの場合は竣工まで）の現場閉所日数を教えてください。

土日閉所による4週8閉所以上の達成現場はいずれの発注機関も増加傾向にある。 出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査（日建連／2023年11月、2022年11月）



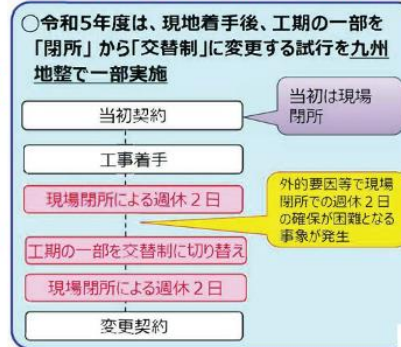
B) 月単位の閉所状況

通期で4週8閉所以上を達成している現場でも4週8閉所未満の月がある。



C) 週休二日制と交替制の選択制(九州地整:試行工事)

外的要因等で現場閉所での週休二日が困難となった場合に、工期の一部を交替制とする仕組みが必要。



◆静岡建協（令和5年6月21日）

「働き方改革の着実な推進」（週休二日制と時間外労働の上限規制）

静岡県では、第2・第3土曜日を「ふじまるデー」として休工とする運動を行ってきた結果、会員からは、「週休二日制度がほぼ浸透してきたため休日が取得しやすい職場環境に改善されてきていると感じます。**この実情を次の担い手や外部へアピールしていけばより担い手確保が実現できると考えます。**」との意見が寄せられています。国におかれましても、引き続き完全週休二日制に向けた啓発をお願いします。

◆愛知建協（令和5年8月30日）

2024年4月に適用となる時間外労働時間の上限規制への対応は、喫緊の課題であり、適正な工期設定、現場業務の効率化などが必要となります。工事発注にあたっては、原則土日閉所の週休2日を確保していただくとともに地方公共団体、民間発注者にも導入が拡大するようお願いいたします。また、工程管理に加え、書類作成等にも多大な時間を要しており、これまで以上に提出書類の簡素化や公共事業発注者間での書式の統一化など時間外労働時間を削減するための環境整備をお願いします。

◆PC建協（令和5年11月21日）

・週休2日の完全実施を実現するため、発注者指定型の土日閉所による完全週休2日制モデル工事の発注推進をお願いします。また、地方自治体やNEXCO等の発注機関についても、各管内のブロック発注者協議会などの場において、完全週休2日制モデル工事の発注への取組みの周知をお願いします。

週休2日工事の導入

- ⇒ 事務局 : まんなかホリデーの推進（R5.10月より全土曜日を対象）
 関係機関へのヒアリング等による課題の共有
- ⇒ 共通 : 時間外労働規制の改定（R6.4）についての十分な理解
 ・労働局との連携
- ⇒ 国、県、政令市 : 週休2日設定工事の普及・推進
- ⇒ 市町村 : 適正な工期設定の導入
 週休2日設定工事の増大
 受注者の生産性向上への手助け（助成金等の紹介）

4. 各機関の取り組み

東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県／中部地方整備局

東海農政局の取組み

令和6年6月

1. 東海農政局の取組(平準化・週休2日)

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成のための 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工期間の平準化)	- 早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期設定。 - 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応。 - 年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期設定。 平準化率：0.74	既設水路の改修工事が多く、非かんがい期（10月以降）での施工が必要となるため、十分な余裕期間を確保することで早期発注を行ったとしても、実質的な工事の平準化としての効果は限定的となる。	- 早期発注に努め、工事着手前に技術者、資機材の確保等の準備を行うための余裕期間や準備期間を見込むなど、適切な工期とする。 - 当該年度内に完了しない工事の工期延伸に対応するための繰越手続については、財務局等に相談、協議し、円滑な対応をとる。 - 年度をまたがる工期が必要となる工事の場合には、国債を活用するなど適切な工期を設定する。（3件）
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	- 受注者希望方式による4週8休の取組を原則全ての工事を対象に実施。 - 令和5年度に完了した東海農政局管内20工事の全てで4週8休の目標を達成した。 目標達成率：1.00		- 引き続き4週8休の取組を継続する。 - 月単位の週休2日相当の現場閉所を行ったことが認められた場合は、工事成績評定で加点評価を行う。そのうえで、全ての土曜・日曜日に現場閉所を行った場合は、さらに加点する。これらの取り組みにより、週休2日の確保を促進する。
業務	地域平準化 (履行期限の分散)	- 原則全ての地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取り組む。 - ただし、環境調査及び現場技術業務等のように年間を通じて実施する業務や、建築工事における工事監理のように他律的要因により履行期間が設定される業務については対象外とする。 平準化率：0.93	第4四半期納期率が93%であり、目標値の40%以下を満足していない。	- 引き続き、原則全ての地質調査、測量、建設コンサルタント業務を対象として、履行期限の平準化に取り組む。 - まずは、可能な範囲で3月末工期を、1月～2月とし、平準化の推進をはかる。

1 重点の取組み

(1)適切な工期の設定と工事の円滑な実施

①適切な工期の設定 (H29年度～)

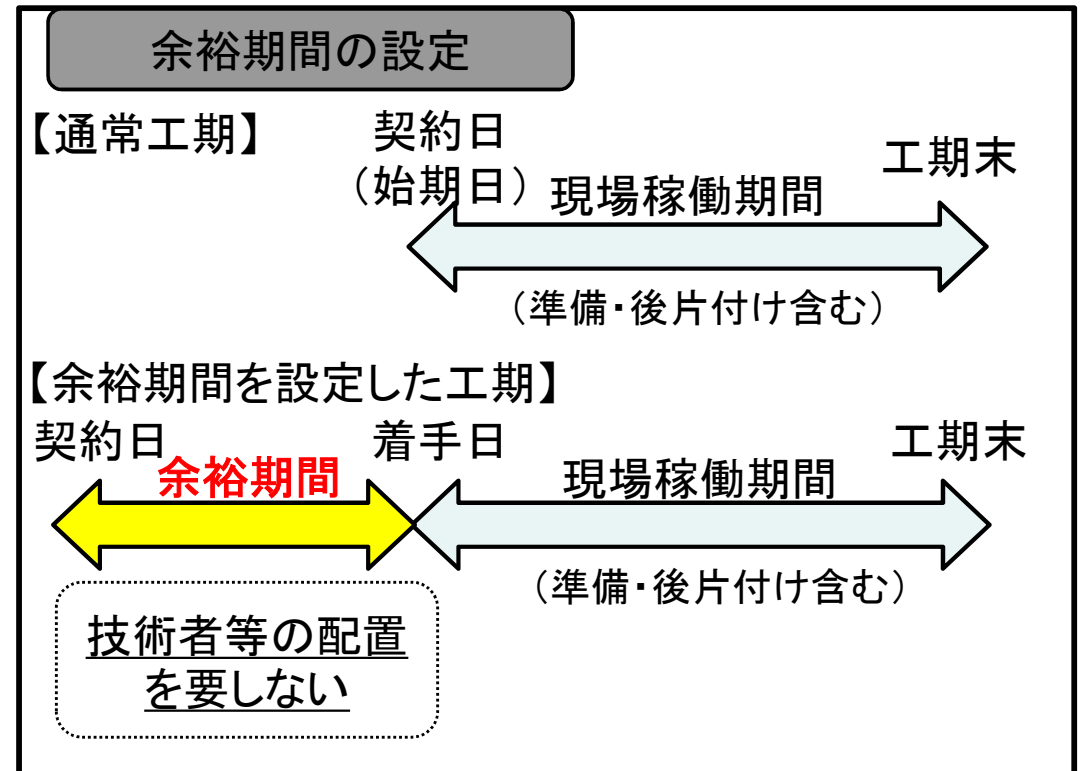
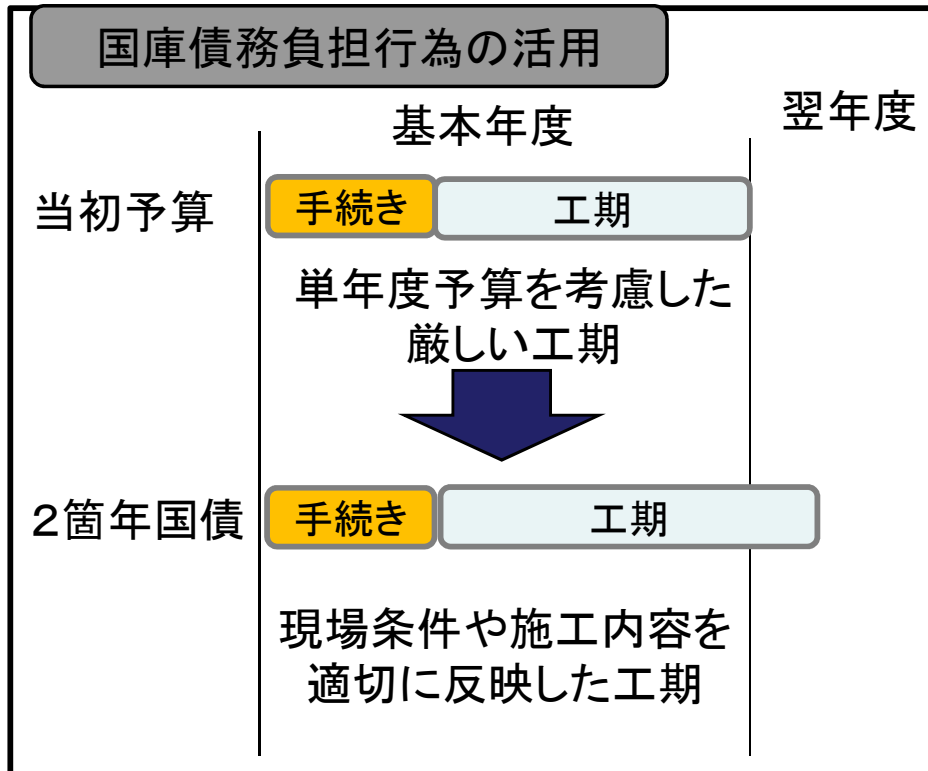
準備期間(30日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、工期末を3月上旬に設定し、適切な工期を設定。

②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。
(平準化国債:令和5年度1件実施、令和6年度3件予定)

③「余裕期間制度」の試行 (H27年度～、令和5年度20件実施、令和6年度全件で実施予定)

工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。
(任意着手方式、フレックス方式にも対応:令和2年1月14日通知)



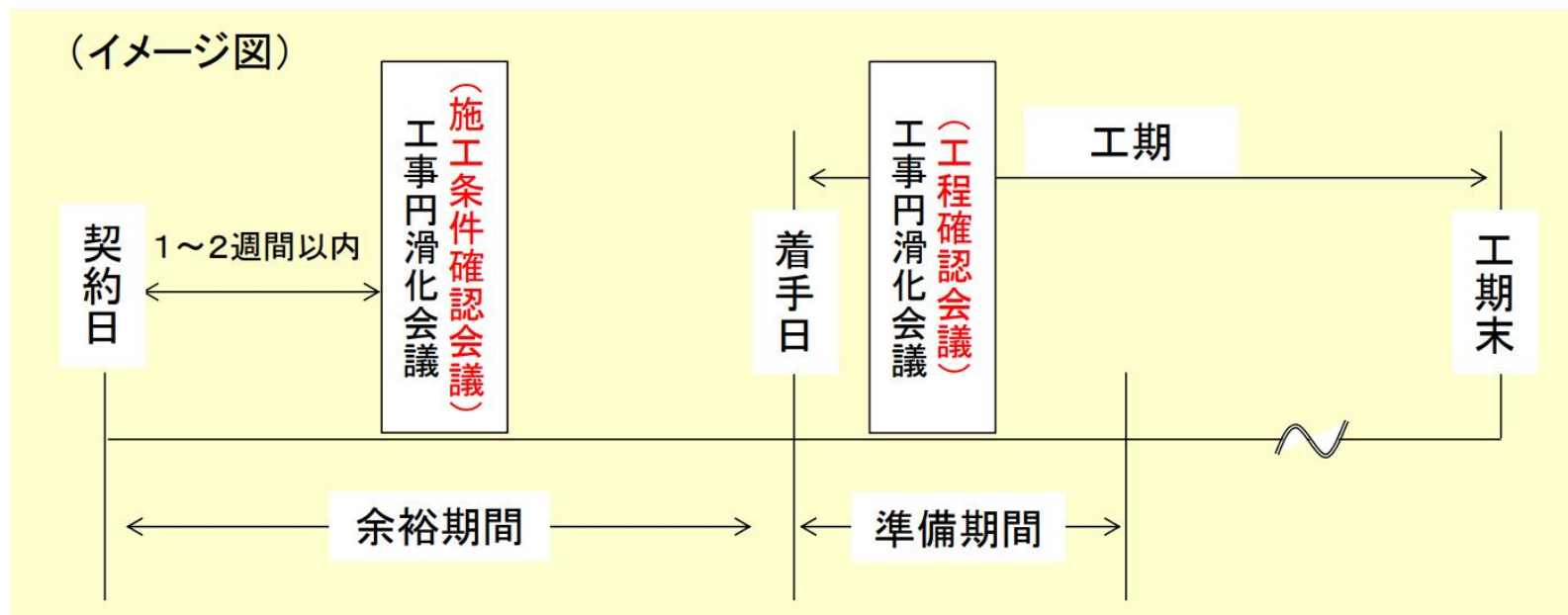
1 重点の取組み(続き)

④コンクリート構造物におけるプレキャスト製品の導入促進(令和4年～)

- ・ 国営土地改良事業等におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化する。

⑤工事の施工効率向上対策(十分な余裕期間の設定等の試行)(令和5年～)

- ・ 建設業の働き方改革への対応、適切な工期設定に一層取り組んでいくため、十分な余裕期間を確保した上で早期発注を行い、工事契約後速やかに、「工事円滑化会議」を開催する取組を行う。
- ・ 予定価格3億円以上の工事は40日以上、1.2億円から3億円の工事は20日以上、1.2億円以下の工事についても20日以上、余裕期間を原則確保するとともに、1.2億円以下の工事についても20日以上、余裕期間の確保に努める。
- ・ 工事契約後、速やかに(1～2週間以内)工事円滑化会議(施工条件確認会議)を開催し、クリティカルパスを示した発注者工程等を受注者に提示の上、現場着手前の工事円滑化会議(工程確認会議)において受注者の工事工程等を確認する。



1 重点の取組み(続き)

⑥入札公告時「積算参考資料(工程表)」の参考配布について(令和5年～)

- 適切な工期設定に一層取り組んでいくため、令和5年4月1日以降に入札公告を行う工事において、入札公告時に「積算参考資料(工程表)」として概略工程表を参考配布する。なお、数量・単位、班編成、設計作業日数、クリティカルパス、関連工事、制約条件等を幅広く記載することし、設計作業日数、クリティカルパスは必ず明示する。

【入札公告時に参考配布する「積算参考資料（工程表）」のイメージ】

[illegible]

1 重点の取組み(続き)

(2) 週休2日制工事の実施

○工事における週休2日の取得に要する費用の計上(令和2年4月1日通知)

- ・ 休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用(共通仮設費及び現場管理費)の計上を平成29年8月から試行。
- ・ 令和6年3月改正により、週休2日(4週8、休以上)について、実態調査の結果を踏まえて、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)の経費補正を継続。
- ・ 原則、すべての工事を対象に、発注者指定方式により発注(交替制工事は除く)。
- ・ 月単位の週休2日の実現に向けた取り組みについても検討。
- ・ 4週8休がおおむね取り組まれていることから、4週7休以上、4週6休以上の補正係数は廃止。

■ 現場閉所による週休2日の補正係数

R6年度	4週8休以上	
労務費	1. 05	⇒ 1. 02
機械経費(賃料)	1. 04	⇒ 1. 02
共通仮設費(率分)	1. 04	⇒ 1. 02
現場管理費(率分)	1. 09	⇒ 1. 05

1 重点の取組み(続き)

(2) 週休2日制工事の実施

○工事成績評定の加点評価(令和6年4月改正)

- ・ 月単位の週休2日相当(4週8休以上(現場閉所率28.5%以上))の現場閉所を行った又は現場に従事した技術者・技能労働者の平均休日数の割合(休日率)が28.5%と認められた場合は、工事成績評定の以下の考査項目において加点評価を行う。

①考査項目「創意工夫」

→他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合は最大2点

②考査項目「施工状況(工程管理)」

→現場閉所等による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保した場合は加点評価

《※加点数は、上記②がb→a評価となった場合、監督職員 4×0.4 + 事業(務)所長 $1 \times 0.2 = 1.8$ 点》

- ・ 週休2日相当(4週8休以上(現場閉所率28.5%以上))の現場閉所を行ったと認められたことに加え、全ての土曜・日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の以下の考査項目において加点評価を行う。(週休2日交替制は除く)

①考査項目「法令遵守」

→現場閉所による週休2日(4週8休以上の)の確保を行ったとともに全ての土曜・日曜日に現場閉所を行った場合は1点を加点評価

○履行実績取組証明書の発行(総合評価の企業評価項目の加点評価)

- ・ 現場閉所率が28.5%(8日／28日)以上を達成した場合は、履行実績取組証明書を発行

2 その他の取組み

(1) 農業農村整備プロセス全体で3次元データ活用

- 農業農村整備プロセス全体(調査設計、施工、維持管理、営農等)を通じた3次元データの活用を推進することにより、プロセス全体の生産性向上やスマート農業の導入促進にも寄与することが期待される。
- 「自動運転利用等に資する農地整備基盤整備データ作成ガイドライン」(令和5年3月)及び「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン(共通編・土工編・ほ場整備工編)」(令和5年4月)を策定。
- 令和6年4月に「国営土地改良事業等におけるBIM/CIM活用ガイドライン(頭首工編)」を策定し、今後も対象工種を拡大予定。



2 その他の取組み(続き)

(2) 農業農村整備における情報化施工技術の拡大に向けて

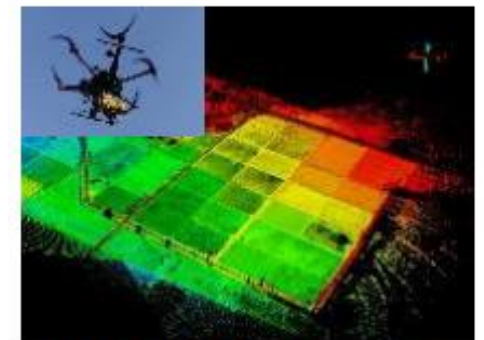
- ・ 農業農村整備では、現在のところ「情報化施工技術の活用ガイドライン」の対象としている工種・技術が限定的。
- ・ 新たに実用化されている技術を随時反映するとともに、農業農村整備独自工種に係る技術を体系化し、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の対象工種・技術の拡大等の環境整備が必要。

○情報化施工に係る基準整備状況【農業農村整備事業】

施工管理技術	工種	土工	ほ場整備工	ため池改修工	舗装工	付帯構造物※	暗渠排水工	水路工	地盤改良工	法面保護工
TS等光波方式を用いた出来形管理		●	●	●	●	●	●	●		●
空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理		●	●	●						●
地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理		●	●	●	●	●		●		●
無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理		●	●	●						●
地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理		●	●	●						●
TS(ノンプリ)を用いた出来形管理		●	●			●		●		●
音響測深機器を用いた出来形管理										
施工履歴データを用いた出来形管理		●	●				●		●	
RTK-GNSSを用いた出来形管理		●	●	●		●	●	●		●
TS・GNSSを用いた盛土締固め管理										
モバイル端末を用いた3次元計測技術		●		●						



ICTバックホウによる暗渠排水掘削



UAV搭載型レーザースキャナ

(3) 情報化施工技術の活用ガイドラインの改正

- ・ 国営土地改良事業等における情報化施工技術の積極的な活用を図るため、平成29年3月に「情報化施工技術の活用ガイドライン」を策定し、順次改正している。
- ・ 情報化施工技術を活用する工事については、総合評価落札方式の企業評価や工事成績評定において加点評価する仕組みを設けている。
- ・ 令和6年4月の改正において、新工種として「地盤改良工」と「法面保護工」を追加。

岐阜県部会の取組状況について

1. 岐阜県及び市町村の取組
2. 岐阜県部会の取組

令和6年6月

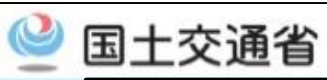
1. 岐阜県及び市町村の取組

1. 岐阜県・市町村の取組(平準化・週休2日)

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成のための 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	県の取組 - ゼロ県債、債務負担行為の活用、速やかな繰越を実施 「フレックス工期による契約方式」の本格導入 - 各自治体を対象としたハンズオン支援による入札制度改善に向けた勉強会を開催	—	各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施
		市町村の取組 - 令和6年度目標に達している自治体は5自治体 「さしすせそ」の実施に積極的に限り取組んでいるが、地元調整等により予定通りに発注出来ない案件や、短期間で完了する案件もあり、平準化率の達成に至っていない自治体がある。 - ハンズオン支援による勉強会を経て、入札制度改善に向けたロードマップを作成		- 早期発注に向けた体制の整備、技術職員の確保。 - 関係各課へ平準化（早期発注）の周知。 - 工事発注スケジュール等の見直しを図り、平準化に向けた取組みを推進。 - 他自治体の取組状況を関係各課へ共有 - 令和5年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	県の取組 - 令和5年度より、原則、週休2日制モデル工事（現場閉所又は交代制）により発注することとした。 - 各自治体を対象としたハンズオン支援による入札制度改善に向けた勉強会を開催	—	- 原則全ての工事を、発注者指定型「完全週休2日制」で実施。 - 各自治体が策定したロードマップのフォローアップの実施
		市町村の取組 - 令和5年度の実績において、令和6年度目標に達している自治体は1自治体 - 取組を進めている自治体もあれば、検討中の自治体もある。 - ハンズオン支援による勉強会を経て、入札制度改善に向けたロードマップを作成。		- 週休2日への取り組みに対する認識の改善。 - 費用負担の増に対する理解。 - 令和5年度に策定した入札制度改善ロードマップの実行
業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	県の取組 早期発注のほか、適宜適切に繰越を行った。	—	引き続き、早期発注及び適宜適切な繰越を行う。
		市町村の取組 - 令和6年度目標に達している自治体は5自治体 - 取組を進めている自治体、検討中の自治体、ばらつきがある。。		- 関係各課との連携等による発注スケジュール等の見直しを図るとともに、平準化に向けた取組みを推進。 - 他自治体の取組状況を関係各課へ共有 - 債務負担行為の積極的活用、すみやかな繰越手続きの実施等

入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用(勉強会の開催)

入札契約改善に向けたハンズオン支援の取組



※国土交通省HPより

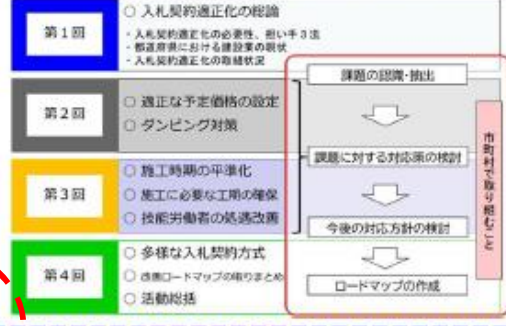
- 国土交通省が支援事業者と共に、地方公共団体における入札契約改善の取組を支援。
- 管内市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施。

支援の概要

支援の枠組み

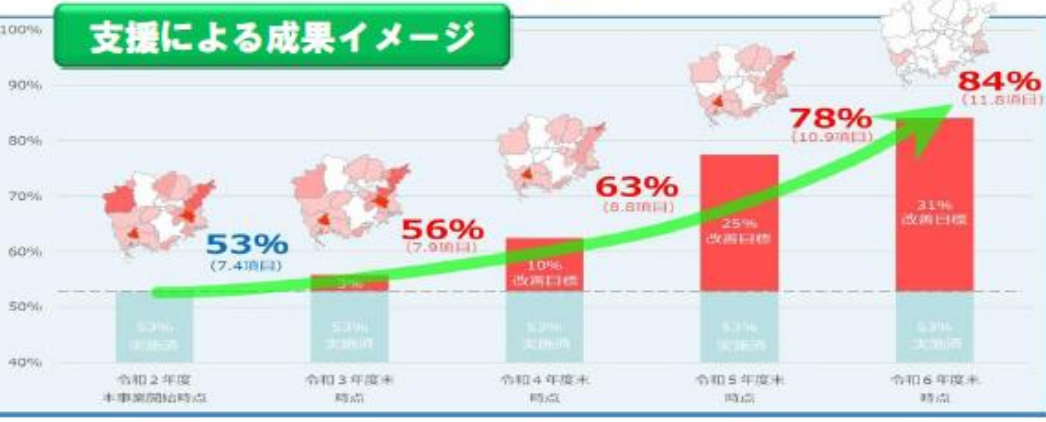


勉強会の開催



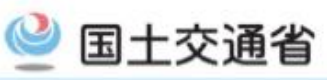
入札契約改善に向けた重点取組

① 総合評価落札方式の活用	⑩ 週休2日工事の実施
② 低入札価格調査制度(算定式)	⑪ 施工時期の平準化の取組
③ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑫ 設計室費ガイドラインの策定
④ 最低制限価格制度(算定式)	⑬ スライド条項の運用基準の策定
⑤ 最低制限価格制度(公表時期)	⑭ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
⑥ 法定権利費の適切な計上	⑮ 第三者機関等の設置
⑦ 予定価格の公表時期	⑯ 義務付け事項の実施



入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用(勉強会の開催)

令和5年度にハンズオン支援を実施した都道府県



※国土交通省HPより

団体名	市町村数	勉強会の開催	応募動機
茨城県	44団体 (32市) (10町) (2村)	第1回 8月9日 第2回 10月13日 第3回 12月13日 第4回 2月22日	- 平準化については、全国平均に比べ低い水準にあることから、取組を強化していく必要 - 週休2日制工事の導入については、令和6年4月から時間外労働の上限規制に対応するため、市町村発注工事への導入を促進していく必要 等
長野県	77団体 (19市) (23町) (35村)	第1回 7月31日 ~8月21日 (4ブロックに分けて開催) 第2回 10月11日 第3回 11月22日 第4回 2月7日	- 工事のダンピング対策未導入の市町村数が多いことから、取組を強化していく必要 - 平準化の推進に課題を感じている市町村がいる 等
岐阜県	42団体 (21市) (19町) (2村)	第1回 8月28日 第2回 10月5日 第3回 11月17日 第4回 2月2日	- 平準化については、県と市町村の財政・建設・契約部局からなる部会を設けて働きかけているところであるが取組みが進んでいない - ダンピング対策については、工事及び業務のいずれにおいても市町村の取組みが遅れている 等

入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用(勉強会の開催)

入札契約改善に向けた岐阜県の実施率(市町村平均)



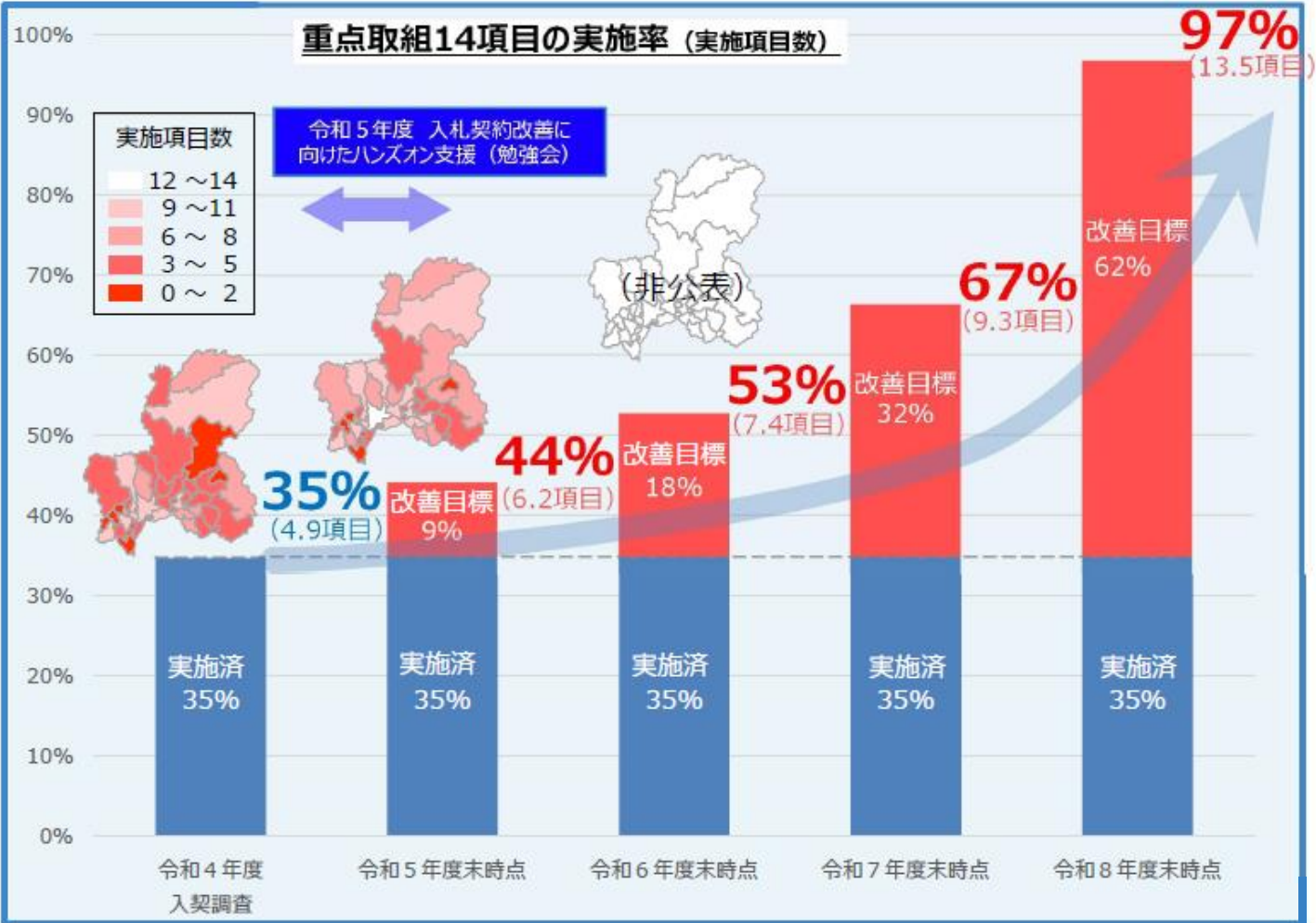
※国土交通省HPより

重点取組14項目について、

- 令和4年度入契調査では、実施率の市町村平均が約3割強
- 令和8年度末時点では、市町村平均で9割以上の実施率を目指す

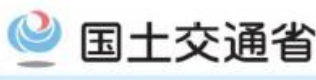
入札契約改善に向けた重点取組14項目

- ① 総合評価落札方式の活用
- ② 低入札価格調査制度(算定式)
- ③ 低入札価格調査制度(公表時期)
- ④ 最低制限価格制度(算定式)
- ⑤ 最低制限価格制度(公表時期)
- ⑥ 法定福利費の適切な計上
- ⑦ 予定価格の公表時期
- ⑧ 週休2日工事の実施
- ⑨ 施工時期の平準化の取組
- ⑩ 設計変更ガイドラインの策定
- ⑪ スライド条項の運用基準の策定
- ⑫ 下請からの社会保険等未加入業者の排除
- ⑬ 第三者機関等の設置
- ⑭ 義務付け事項の実施



入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用(勉強会の開催)

改善ロードマップの作成



※国土交通省HPより

改善ロードマップ フォーマット

(記入例)

公共工事入札契約 改善に向けたロードマップ

市 町 村 名 ○○ 作 成 日 令和3年11月0日		【凡例】		活動予定なし		課内検討		関係者調整		実施済									
No	項 目	現状の 取組予定	令和3年度				1年目（令和4年度）				2年目（令和5年度）				3年目（令和6年度）				特記事項
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
1	低入札価格調査制度 算定式（最新モデル）	改善に向け検討中																3. 特記事項を記入 ・優先的に取り組みたい事項 ・実施済の項目において更なる取組事項 ・進捗に障壁となっている事項 など	
2	公表時期	実施済																	
3	最低制限価格制度 算定式（最新モデル）	改善に向け検討中																	
4	公表時期	実施済																	
5	設計変更ガイドラインの策定	実施済																1. 凡例に倣って3段階の時期を設定 （セルに着色）	
6	法定福利費の適切な計上	改善に向け検討中																	
7	総合評価落札方式の活用	改善に向け検討中																	
8	一般競争入札の導入	実施済																	
9	予定価格の公表時期	改善に向け検討中																ロードマップの作成について 1. 要改善項目について、凡例に倣って3段階の時期を設定 2. 現状の取組状況を選択 3. 特記事項を記入	
10	週休2日モデル工事の実施	改善に向け検討中																	
11	下請による社会保険等未加入業者の排除	改善に向け検討中																	
12	第三者機関等の設置	実施済																	
13	中間前払い制度の導入	改善に向け検討中																県内すべての市町村が令和8年度までの改善目標を設定したロードマップを作成	
14	義務付け事項	実施済																	
実施済達成度		6/14項目 43%																	

自動で表示されます

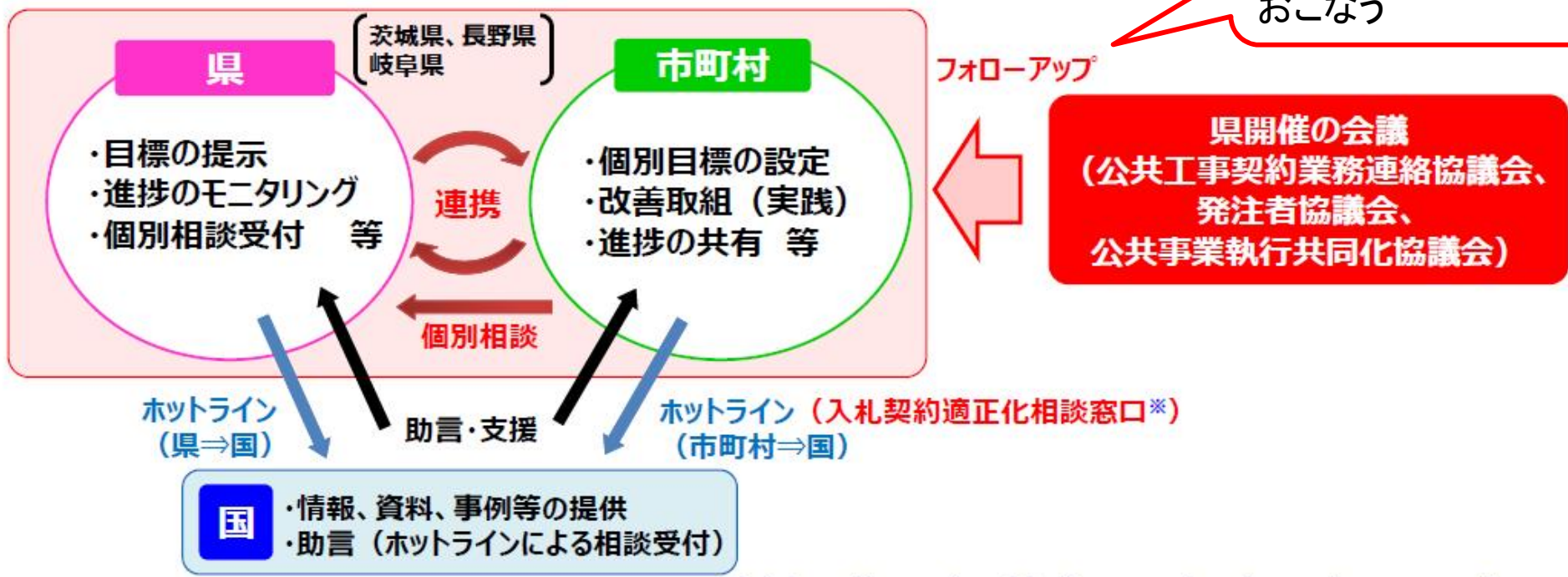
入札制度改善に向けたハンズオン支援の活用(勉強会の開催)

※国土交通省HPより

今後の取組に向けて(フォローアップ)

- 市町村での各年度の実行計画（ロードマップ）による改善に向けた実践を行い、各県との連携や国への相談窓口の活用を図り、**目標達成に向けた継続した取組が必要。**
- また、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、県開催の会議を通じたフォローアップを図り、県内市町村全体の入札契約改善に繋がることを期待。

令和8年度の目標達成が図られるよう、フォローアップをおこなう



(※) <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001486415.pdf>

概要

- 建設業は、地域の社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに、災害時の応急復旧や冬期の除雪作業など、地域の安全・安心の守り手であるが、29歳以下の若年層の入職数の低下に加え、今後の就労者の高齢化による大量の離職が見込まれることから、**将来の深刻な担い手不足が懸念**されている。
- 令和6年度は、ICTの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事を行うほか、リーディング認定企業制度においてWebプロモーションなどを行い、若い世代の入職を促進するなど、**人材確保事業の取組みを拡充**していく。

項目	取 り 組 み			
①適正な利潤の確保	○適正な予定価格の設定 ・実態に即した労務及び資材単価の設定	○ダンピング受注対策 ・低入札価格調査制度 ・最低制限価格制度	○適切な設計変更 ・設計変更ガイドライン ・工事の一時中止にかかるガイドライン	○建設職人基本法 岐阜県計画の推進
②生産性向上	○ぎふ建設人材育成 リーディング企業認定制度 ・制度及び認定企業の各種PR ・Webプロモーション ○総合評価落札方式での評価 ・建設工事 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続 ・建設関連業務 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続	○ICTを活用したモデル工事(H29～) ○情報機器を活用した現場遠隔確認 ・電波不感地帯で使用可能な通信機器等の導入 ○工事書類の簡素化・効率化 ○設計業務の品質向上	○施工時期の平準化 ・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化 ・フレックス工期契約制度の活用	市町村への取り組み展開 ○建設職人基本法 岐阜県計画の推進【再掲】 ○ウィークリースタンス
③労働環境改善			○社会保険未加入対策 ・建設業許可・更新における適切な社会保険加入の要件化 ○法定福利費の適切な支払い ○週休2日制モデル工事(H29～) ○建設現場環境改善モデル工事(H29～) ○建設キャリアアップシステム活用モデル工事(R3～)	
④人材育成		○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援 ・ICTによる生産性向上研修 ・ドローン操作研修 ・技術力・経営力向上研修 ・新人育成に関する研修 ・外国人材に関する相談窓口の案内業務やセミナー等 ○建設業関連団体(センター含む)の魅力発信 ・人材育成センターHPでの情報発信 ・工事現場見学会(工業高校、教諭、女性、小中学生の親子) ・意見交換会(工業高校教諭と建設業者、女性技術者等) ・工業高校OBによる就職サポート	○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事 ○技術者及び企業の表彰 ・優秀建設現場従事者表彰 ・優良工事施工者表彰	
⑤魅力発信			○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援 ・小学生、中学3年生・高校生向け情報誌、新聞への特集記事掲載 ・PR冊子の配布、PR動画の配信 ・中学生向け出前授業 ・転職希望者等を対象とした業界セミナー ・高校生等の資格取得支援 ・若手人材交流会 ○オール岐阜・企業フェスの開催 ・建設産業のPR	

新規：赤(太字+下線)
拡充：青(太字)

1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。
なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和5年度	単独事業	交付金、補助事業
ゼロ県債設定額	10億円（10億円）	20億円（20億円）

※()内は令和4年度実績

2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。
令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数	
令和5年度	9月議会	113	(117)
	12月議会	336	(500)
	3月議会	1,562	(1,536)
	合計	2,011	(2,153)

※()内は令和4年度実績

週休2日制モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部(公共建築課を除く)、農政部、林政部の発注工事
- ・令和5年度～
都市建築部の発注工事
現場閉所が困難な工事は「交替制」で実施(8月～)

実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	33件	受注者申入れ	0件	合計	33件
H30	： 発注者指定型	41件	受注者申入れ	8件	合計	49件
R01	： 発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計	133件
R02	： 発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計	281件
R03	： 発注者指定型	336件	受注者申入れ	245件	合計	581件
R04	： 発注者指定型	653件	受注者申入れ	119件	合計	772件
R05	： 発注者指定型	912件	受注者申入れ	24件	合計	936件

令和6年度の対応

原則、発注者指定型として完全週休2日制(4週8休)の「現場閉所」により発注し、「現場閉所」が困難な工事は「交替制」を適用している。

なお、発注者指定型以外の工事において、契約後に受注者からの申入れがあった場合、受発注者の協議により実施することができる。

今年度要領を改訂し、原則、発注者指定型として「月単位の週休2日」による発注とする予定。

建設現場環境改善モデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部(公共建築課を除く)の発注工事
- ・令和4年度～
農政部、林政部の発注工事(受注者申入れのみ)
- ・令和6年度
都市建築部(公共建築課及び住宅課を除く)の発注工事

実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	30件	受注者申入れ	0件	合計	30件
H30	： 発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計	97件
R01	： 発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計	221件
R02	： 発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計	236件
R03	： 発注者指定型	328件	受注者申入れ	74件	合計	402件
R04	： 発注者指定型	737件	受注者申入れ	26件	合計	763件
R05	： 発注者指定型	767件	受注者申入れ	6件	合計	773件

令和6年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所の予定価格5,000万円以上の工事は「快適トイレ」、「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」の全項目、5,000万円未満の工事は快適トイレに取り組む。
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ICTを活用したモデル工事について

対象工事

- ・平成29年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～
都市建築部の発注工事(農政部、林政部は独自に運用)
- ・ICTを活用できる工種の拡大
H29: 土工1,000m³以上、H30: 路盤2,000m²以上、R01: 河川浚渫工
R02: 法面工(植生工・吹付工)、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工(浅層・中層)
R03: 舗装修繕工(切削工)、法面工(吹付法枠工)、地盤改良工(深層)
R04: 土工(小規模施工)、構造物工(橋台・橋脚)、R05: 基礎工、擁壁工
R06: 構造物工(橋梁上部工)、暗渠工

実施状況・入札結果

H29	: 発注者指定型	4件	受注者希望型	12件	その他	2件	合計	18件
H30	: 発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	: 発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	: 発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件
R03	: 発注者指定型	44件	受注者希望型	4件	その他	23件	合計	71件
R04	: 発注者指定型	51件	受注者希望型	10件	その他	23件	合計	84件
R05	: 発注者指定型	98件	受注者希望型	8件	その他	13件	合計	119件

令和6年度の対応

1,000m³以上の土工を含むものについては「発注者指定型」とし、500m³以上1,000m³未満の土工、2,000m³以上の路盤工を含むものについては、「施工者希望型」として発注している。

さらに、その他の工事であっても受注者からの「申入れ」があった場合は、協議によりモデル工事として適用している。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

対象工事

- ・令和3年度～
県土整備部の発注工事
- ・令和4年度～
都市建築部の発注工事
- ・条件、基準
 - 事業者登録 : 元請のみ。下請の登録は求めない。
 - 技能者登録 : 1名以上
 - 管理者ID登録 : 当該現場の登録
 - カードリーダー設置 : 実働日数30日以上 of ICカード読取

実施状況・入札結果

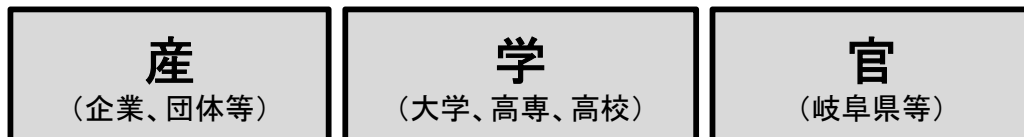
R03	: 発注者指定型	12件	受注者申入れ	制度なし
R04	: 発注者指定型	30件	受注者申入れ	3件
R05	: 発注者指定型	116件	受注者申入れ	7件

令和6年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所Aランク工事の5割以上を実施予定
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合わせ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す



ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

【設置目的】県内の建設人材を育成・確保するための対策について、その取り組み方針を決定

【基本方針】取り組み方針に沿った事業を推進

【設 立 日】平成30年6月13日

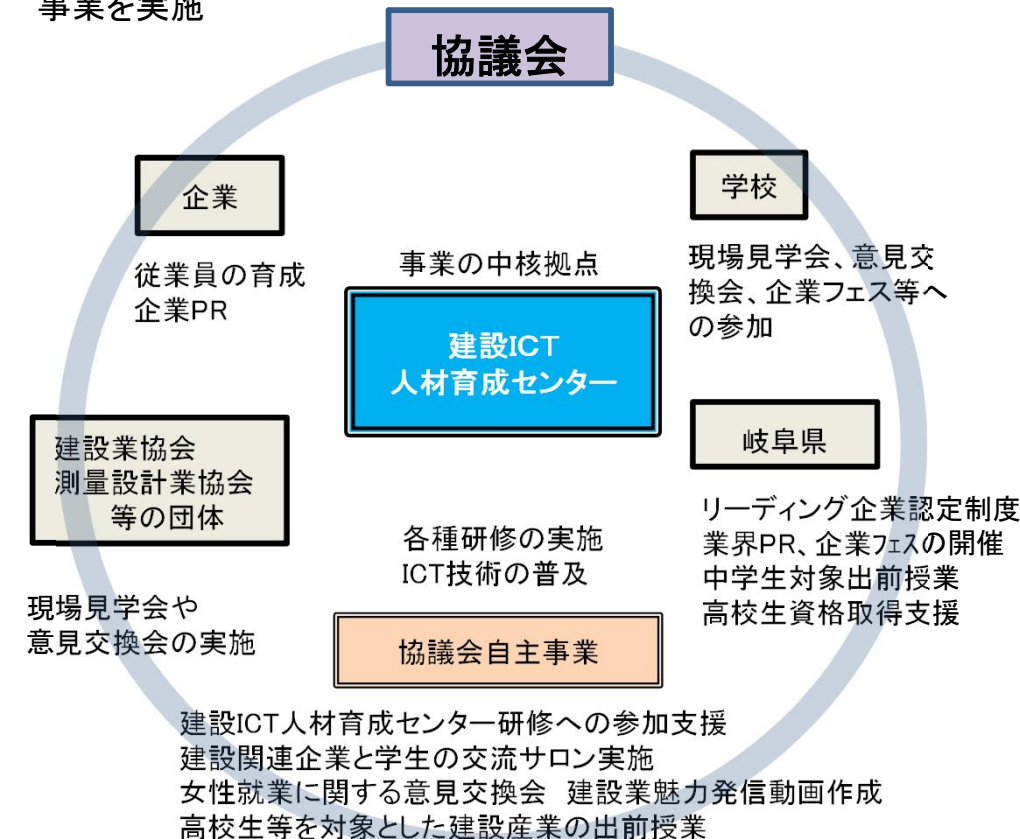
【会 員 数】198社
(令和6年4月末現在)



会 長 : 企業代表
構成員【産】企業建設関連団体
(県建設業協会・県測量設計業協会等)、
(公財)岐阜県建設研究センター
【学】岐阜大学、岐阜高専、
県高等学校教育研究会(工業部会建設系分科会)
【官】県、国(オブザーバー)等

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業を展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



将来の建設業を担う若者・女性・学生

建設ICT人材育成センター

平成30年4月に、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信に関する事業等を行っている。

○新規入職者の確保・定着と建設業の担い手育成に関する取組み

	R 6 予定回数	R 5 実施回数	R 5 受講者数
外国人材に関する相談窓口の案内業務	通年	通年	—
建設業初任者研修	2回	2回	36人
OJT研修	1回	1回	34人
ICT土エー括研修	1回	1回	20人
ドローン操作研修	3回	3回	59人
建設ICT PC研修	2回	2回	35人
建設ICT普及研修	1回	1回	48人
建設ICT技術研修	8回	8回	204人
建設ICTマネジメント研修	5回	5回	49人
技術力向上セミナー	5回	5回	221人
技術者基礎能力向上研修	6回	6回	190人
経営力向上セミナー	7回	5回	82人
合計	41回	39回	978人



<受講者の感想>

○法律や規制などを知ることができたこと、実際に操作が出来たことが良かった。
(ドローン操作研修)

○ソフト自体を使ったことが初めてだったが、慣れた時に簡単に3D出来形が作れそうだった。
(建設ICT技術研修)

○女性の働く環境の改善から会社内の環境の変化にも繋がるということがわかり勉強になった。
(経営力向上セミナー)

○オンラインだったがグループで演習を解き、意見交換をすることで、緊張感と技術力向上に繋がりが良いと思った。
(技術力向上セミナー)

○建設業界のイメージアップに関する取組み

	R 6 予定回数	R 5 実施回数	R 5 受講者数
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年	—
中学生を対象とした建設ICT体験学習	19回	11回	757人
建設関連企業と学生の交流サロン	12回	11回	373人
小・中学生の親子土木見学ツアー	2回	1回	35人
合計	33回	23回	1,165人

建設関連企業と学生の交流サロン

○令和6年度予定

開催時期: 9月～2月

開催回数: 12回

対象者: 高校1～2年生

実施概要: ①建設産業の概要説明

②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージを書き出す)

③意見交換(生徒と企業担当者)

④グループワーク(意見交換後に感じているイメージを書き出す)

⑤グループ発表

⑥総括



○令和5年度実績

開催時期: 9月～2月

開催回数: 11回(10校／岐阜総合学園高校、岐南工業高校、岐阜工業高校、岐阜農林高校、大垣工業高校、可児工業高校、中津川工業高校、恵那農業高校、高山工業高校、関商工高校)

【生徒の感想】

- ・職場環境が悪いイメージがあったが、様々な対策が取られていることが分かった。
- ・様々な企業の話聞くことができ、写真を使った説明もあり、分かりやすかった。進路選択に役立った。
- ・自分たちの手で仲間と協力して1つのものを作り上げることに魅力を感じた。人の役に立つとの話を聞き、やりがいを感じられた。

【企業の感想】

- ・今の学生達が建設業界にどんなことを思っているのかを知ることができ、求人活動の参考になった。
- ・学生達が持つ建設業に対するネガティブなイメージを改めることができた。
- ・自身の体験を伝えることで生徒が不安に感じていることを払拭でき、建設業の良さを伝えることができた。

ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し、幅広く広報することで建設業者及び建設関連業者の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。

○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- ①労働環境の整備、処遇の改善
- ②将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- ③魅力ある建設現場等の環境づくり

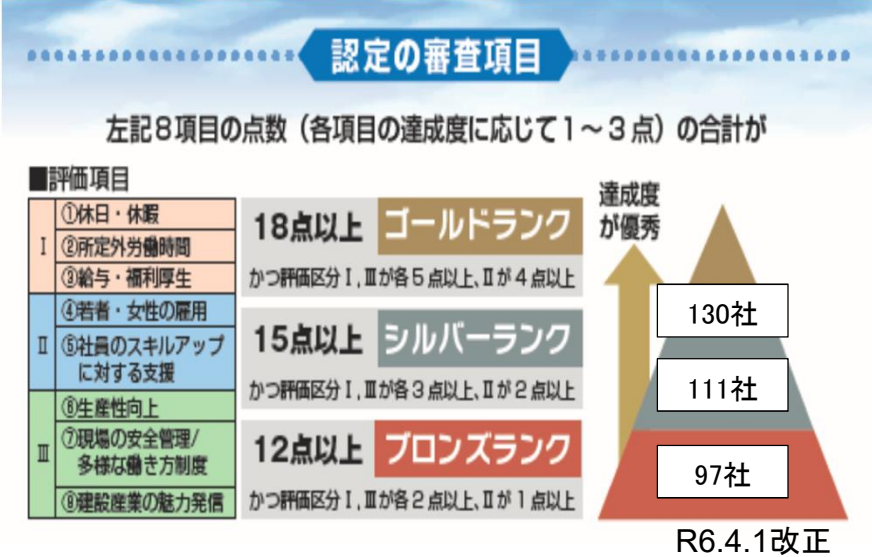
○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- ①ゴールドランク：評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- ②シルバーランク：評価項目についての達成状況が優秀な企業
- ③ブロンズランク：評価項目についての達成状況が優良な企業

○認定企業数(R3年度分以降記載)

認定年度		R3					R4					R5					辞退・取消 失効・消滅			第1回～第9回 累計					
認定回		○ H30 (第2回/第3回) 認定更新					○ R1 (第4回/第5回) 認定更新					○ R2 (第6回) 認定更新													
認定月		(R3.11)					(R4.11)					(R5.11)													
業種		建設		建設関連			建設		建設関連			建設			建設関連										
認定種別	新規	ラング アップ	同ラング 更新	新規	ラング アップ	新規	ラング アップ	同/下位 ラング更新	新規	ラング アップ	同ラング 更新	新規	ラング アップ	同/下位 ラング更新	新規	ラング アップ	同ラング 更新	建設	建設 関連	建設	建設 関連				
認定数	20	27	30	1	1	42	25	39	3	2	7	36	46	75	1	1	6	▲ 21	▲ 20	▲ 1	344	323	21		
ラング	ゴールド	1	9	9	0	1	4	14	13	0	2	7	3	23	39	0	1	6	▲ 3	▲ 2	▲ 1	130	114	16	
	シルバー	6	18	9	0	0	13	11	9	2	0	0	12	23	17	1	0	0	▲ 10	▲ 10	0	115	112	3	
	ブロンズ	13		12	1		25		17	1		0	21		19	0		0	▲ 8	▲ 8	0	99	97	2	
登録数	49			1		75			3			105			1			▲ 77	▲ 76	▲ 1	725	704	21		
業種別認定数		77		2			106		12			157			8										
年間認定総数		79					118					165													



○各種セミナーの開催

- ①ブラッシュアップセミナー(R3～R5)
既に認定を受けている企業の取組意識の向上を図るセミナー
(ランクアップセミナー)
- ②認定促進セミナー(R5)
まだ認定を受けていない企業に対し、リーディング企業認定取得に向けた、労働環境整備等に関するセミナー

建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

平成29年度に開始した「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」の試行を平成30年度から開始、令和6年度も継続する。

○人材育成の取組

評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易型1, 2)	評価点 (地域型)
ぎふ建設人材 育成リーディ ング企業への認 定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
	シルバー認定	1.5	0.75
	ブロンズ認定	1.0	0.5
	上記以外	0.0	0.0

○県内企業の活用率

評価内容	評価基準	評価 点
県内企業の 活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	1.5
	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	1.0
	県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	0.7 5
	県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	0.5
	県内企業活用金額率 50%未満	0.0

令和6年度も積極的に実施予定

人材育成(企業能力評価)型総合評価落札方式モデル工事の試行

- 次世代を担う若手技術者が実績を積む機会の拡大目的とし、令和4年2月1日から試行開始
- 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定や「岐阜県建設人材育成企業」の活用を評価

■人材育成型との違い

	人材育成型	人材育成(企業能力評価)型
一般競争入 参加資格要件	配置技術者の施工実績	項目削除
総合評価落札方式の加点項目 (簡易型①の場合のみ)	配置技術者能力	項目削除

■試行対象

《考え方》

工事難易度が高くなく、配置技術者の施工実績の評価を付加しないことが適当であると認められる工事

- ・県土整備部発注工事において試行開始
- ・3年間の試行を踏まえ一般化検討

建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、令和2年度から「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型(人材育成型)総合評価落札方式」試行を令和6年度も継続する。

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	4.0
		シルバー認定あり	3.0
		ブロンズ認定あり	2.0
		登録あり	1.0
		登録・認定なし	0.0

地域型(人材育成型)

- ・ 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- ・ 県土整備部予算の事業であって、予定価格が100万円以上の業務を対象とする。

オール岐阜・企業フェス

平成28年度から県が開催している企業及び学生が集う県内最大規模の合同企業説明会において、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。令和4年度は3年ぶりの対面での開催に加え初めての試みとなる「高校生の日」が開催された。

○令和6年度予定

開催時期 : 未定
開催方法 : 一般開催日3日間、高校生の日2日間、IT・理系の日(新設)、WEBサイト
出展数 : 一般開催日300社、高校生の日/IT・理系の日100社
主な対象 : 県内外の大学生、第2新卒、既卒、高校生、保護者など
主催 : 岐阜県、産学官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

○令和5年度実績

【一般開催日(開催場所:じゅうろくプラザ2階及び5階)】

開催期間 : 令和6年2月21日～22日、26日～27日(4日間)
参加者数 : 610人
出展数 : 367社(うち建設関連企業は89社)

【高校生の日(開催場所:じゅうろくプラザ2階及び5階)】

開催日 : 令和5年12月19日～20日(2日間)
参加者数 : 1,661人(岐阜工業、岐阜第一、県岐商業、大垣工業等)
出展数 : 236社(うち建設関連企業は61社)

【特設サイト】閲覧数24,436件(令和5年11月1日～令和6年3月31日)

【参加者アンケート】

○「とても良かった」:79%
○いろんな企業を知るいい機会になった。
○岐阜の企業をもっと調べてみようと思った。
○対面での説明会の方が学生さんの反応が分かりやすい。

【出展企業アンケート】

○「満足」及び「やや満足」:65%
○25卒だけでなく、26卒の動き出しの早い学生も多く参加しており、周知する良い機会となった。
○岐阜のイベントなのでアットホームな感じで話ができた。
○できれば理系の方にもっとお会いしたい。

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、子供や学生に対して建設業のイメージアップを図る。

○令和6年度予定

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:「マナビのトビラ」 年3回
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」 年3回
- ②新聞への特集記事の掲載
岐阜新聞 年1回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生へ配布
- ④中学生向け出前授業の実施 19回(19校)

- ⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
- ⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
岐阜・大垣・多治見の3か所と連携して実施 計6回
- ⑦【新規】若手人材交流会の開催
3年以内に新たに採用された職員を対象に、離職防止につなげるための交流会を開催

○令和5年度実績

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載
小学生:「マナビのトビラ」 年3回
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」 年3回
- ②新聞への特集記事の掲載
岐阜新聞 年1回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在」を県内公立高校生へ配布
- ④中学生向け出前授業の実施 11回(11校)

- ⑤工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援
2級土木施工管理技士等の資格取得に係るテキスト購入費支援
- ⑥転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
岐阜・大垣・多治見の3か所と連携して実施 計7回
- ⑦【新規】SNSを活用した建設業対象フォトコンテストの開催
若い世代を中心に利用されているSNSを活用し、県内の土木構造物や現場で活躍する人達を撮影したフォトコンテストを実施

○学生を対象としたその他の広報

- ①リーディング企業認定制度を紹介したチラシ・ポスターを配布
- ②専用Webサイトによるリーディング認定制度と企業を紹介
- ③Instagramによる建設産業の魅力や情報を発信



2. 岐阜県部会の取組

岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要 (R6.6.12時点)

岐阜県公共事業執行共同化協議会

H19.11.1設立

会 長：飛騨市（市長会会長）
副 会 長：八百津町（町村会会長）
協議会員：県内全市町村、県

オブザーバー
中部地方整備局
企画部技術開発調整官

岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会

幹 事 長：飛騨市（市担当課長（会長指名））
副幹事長：八百津町（町村担当課長（会長指名））
幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）
岐阜県 県土整備部 技術検査課長

協議会

幹事会

部会

実施機関(委託先)
(公財)岐阜県建設研究センター

総合評価
審査部会
(設立H19.11.1)
代表:大垣市

参加市町村
41/42

人材育成
部会
(設立H19.11.1)
代表:各務原市

参加市町村
42/42

工事成績
評定部会
(設立H19.11.1)
代表:高山市

参加市町村
42/42

維持管理
部会
(設立H19.11.19)
代表:岐阜市

参加市町村
42/42

平準化等推進部会
(設立R01.8.19)
代表:岐阜県技術検査課

参加市町村 42/42
(5圏域毎に開催)

事務局

岐阜市、岐阜県(技術検査課)

平準化等推進部会

【設立趣旨】

令和元年6月に品確法、建設業法、入契法(担い手3法)が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会(岐阜県部会)に平準化等推進部会(以下「部会」という。)を新たに設置。

【組織】

- ・代 表: 岐阜県技術検査課長
- ・副代表: 岐阜県技術検査課建設技術企画監、各土木事務所副所長
- ・会 員: 市町村の財務及び工務の管理職
- ・事務局: 岐阜県技術検査課

■ 令和5年度 平準化等推進部会実績

区分	開催日
5圏域合同 //	令和5年8月28日 令和6年2月2日

※「地方公共団体における入札契約改善に向けたハズオン支援勉強会」に合わせて実施

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
- ③維持管理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用

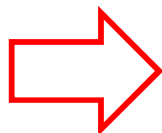
令和5年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

①総合評価審査(岐阜市を除く41市町村)

- ・総合評価共同会議を 25回 開催(会議形式 12回、メール形式 13回)
- ・審査自治体 9市町(22%)
- ・審査案件 87案件

②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	26講座(全29回)	665人
・岐阜県社会基盤整備協会等	9講座(全9回)	246人
合計	35講座(全38回)	911人



令和6年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

○発注者支援業務の内容

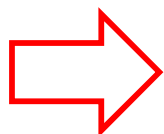
公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和5年度の実績は次のとおり。

・市町村「193件」＜191件＞、 県「78件」＜67件＞ ＜ ＞内は令和5年度



令和6年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

静岡県取組について

1. 静岡県部会の取組
2. 静岡県の取組

令和6年6月

1. 静岡県部会の取組

資料は技術調査課HPで公開

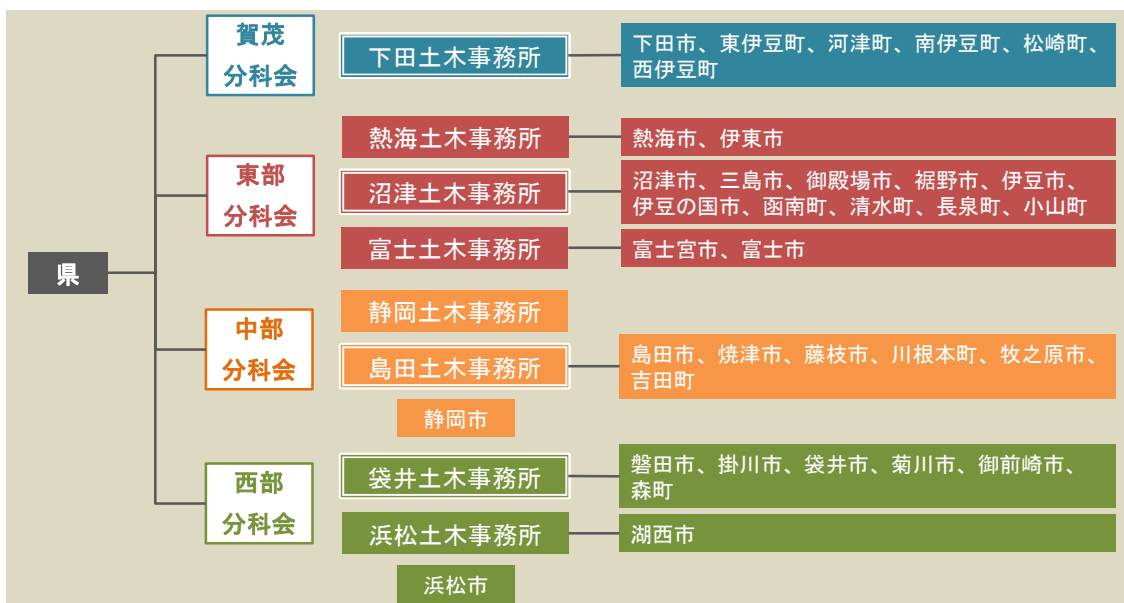
分科会(R5)の開催実績

【目的】

分科会

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

【構成】



分科会(令和5年12月)

対面・WEB併用開催 (計1回)

- 中部地整からの情報提供
- 令和5年度の取組状況等
- 意見交換

⇒市町ロードマップの進捗状況・課題について意見交換

【市町ロードマップ】

標準化率a

4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

↑：目標を超える改善
→：概ね目標達成
↓：未達成

○：実施、×：未実施

参考資料

市町	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (目標)	R5実績 (実績)	目標 達成	評価・分析（目標達成に向けた取組・課題等）	土木	上下水	建築	農林	土木	上下水	建築	農林	R6 (目標)	R4稼働 工事量 (参考)
静岡県	0.69	0.67	0.83	0.70	↓	(例)・市内関係部局ごとに目標設定している。 ・平準化や事業執行に向けた担当者会議を開催。 ・工期1年未満の工事について財政部局と債務設定協議中。 ・遅やかな繰越について議会手続きを実施中。	○	○	○	○	○	○	○	○	0.85	3,916
下田市	0.49	0.43	0.72	0.45	↓	・引き続き早期発注や債務負担の活用について周知を図ったところであるが、効果は見込めず、目標に届かない見込みとなっている。 ・今後は積算の前倒しや債務負担の活用を発注担当課に依頼することで、平準化率の向上に努めたい。	○	○	○	×	○	×	×	×	0.80	41
東伊豆町	0.34	0.52	0.60	0.40	↓	・発注担当の異動が多く、早期発注の件数が前年より少なかった。 ・今後は発注担当へ平準化への取り組みを依頼していく。	×	-	×	-	×	-	○	-	0.80	18
南伊豆町	0.49	0.72	0.79	0.71	↓	・年度前設計・早期発注を各担当課に周知している。	×	×	×	×	○	×	×	×	0.80	26
河津町	0.56	0.53	0.75	0.32	↓	・市内に設計書の前倒しについて周知を行った。 ・ゼロ債務負担行為の発注や繰越工事があるため、上昇の見込み	×	×	○	×	×	×	○	×	0.80	13
松崎町	0.61	0.62	0.80	0.84	↑	・議会へ平準化について説明し、遅やかな繰越、翌年度予算計上予定の工事を前年度補正予算に計上、同時に繰越手続きを行うことにより理解を得られた。	×	×	×	×	○	×	×	×	0.80	9
西伊豆町	0.49	0.42	0.70	0.58	↓	・小規模工事の年度内完成が多いため目標に達しなかった。	×	×	○	×	×	×	×	×	0.80	20
熱海市	0.41	0.75	0.50	0.43	↓	・発注担当職員数の減少により発注時期の見直しを余儀なくされた	○	○	○	○	○	○	○	○	0.80	94
伊東市	0.42	0.39	0.74	0.42	↓	・令和4年度に引き続きゼロ債務の活用することで平準化に努めている。	○	○	×	×	○	○	○	○	0.80	95
沼津市	0.67	0.69	0.65	0.63	↓	・早期繰越のため、議会手続きを実施。 ・市内関係部局にゼロ債務の活用を周知し、意識付けを促す	○	○	×	×	○	○	×	×	0.80	365
三島市	0.76	0.67	0.82	0.80	↓	・ゼロ債を活用した発注に市内 丸となって取り組んでいる。 ・繰越手続きについても状況を見つつ進めたい。	○	○	○	×	○	○	○	×	0.85	122
御殿場市	0.49	0.52	0.76	0.60	↓	・市内の各会議で平準化の呼びかけを引き続き行っていく	○	×	○	×	○	×	×	×	0.80	123
裾野市	0.48	0.47	0.71	0.42	↓	・市内関係部局にゼロ債務の活用を改めて周知	○	×	×	×	×	×	×	×	0.80	67
伊豆市	0.60	0.55	0.75	0.42	↓	・発注担当課に平準化促進を依頼	○	×	○	×	○	○	○	×	0.80	64
伊豆の国市	0.57	0.82	0.73	0.51	↓	・今年度は債務負担行為、早期繰越の対象案件なし。また、7月発注の案件が多かったため、来年度工事は担当課に早期発注を呼びかける。	×	×	×	×	×	×	×	×	0.80	73
函南町	0.47	0.25	0.73	0.30	↓	・事件数が少なく、担当課にて必要性を感じていない。	×	×	×	×	×	×	×	×	0.80	36
清水町	0.42	0.51	0.75	0.61	↓	・年度当初の発注件数を増やした。	×	×	×	×	○	○	○	×	0.80	45
長泉町	0.60	0.63	0.72	0.44	↓	・ゼロ債務負担行為を昨年度に引き続き2件実施し、今年度も2件発注。 ・債務負担行為を設定した工事を3件発注した。 ・会議で早期発注について工事担当に依頼。	○	×	○	○	×	×	×	×	0.80	70
小山町	0.82	0.58	0.77	0.54	↓	・4月～6月の稼働数が少ないわけではないが、それ以外の期間の発注が多く、目標達成できない見込み。	○	×	○	×	○	○	○	×	0.80	53
富士宮市	0.72	0.50	0.71	0.60	↓	・市内全課を対象とした次年度予算説明会時に平準化の必要性について説明し、主に市単費工事についてゼロ債務負担行為の設定を依頼。	○	○	×	×	○	○	○	×	0.80	162
富士市	0.46	0.53	0.70	0.59	↓	・ゼロ債の件数を増。繰越については発注課において判断し遅やかに手続き	○	○	○	○	○	○	○	○	0.80	30

12

指標・目標値

県部会で**重点的に進める取組**の指標・目標値

重点項目	指標	目標
施工時期の 平準化	地域平準化率α $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	【令和6年度】 0.8 ※県・市町の各平準化率αを加重平均
週休2日推進 工事	週休2日対象工事の設定率 $\frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率を加重平均
ダンピング対策 【工事・業務】	低入札価格調査基準または最低制限価格の設定率 $\frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{年度の発注件数}}$ (随契等は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率を加重平均

ロードマップ

▶ 各市町の年度目標も設定

R6.3

項 目		取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会／県部会】 R6目標
					R2	R3	R4	R5	R6	
①	平準化	平準化率α	地域平準化率 4～6月期の工事平均稼働件数 ／年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α：0.8以上
				実績	0.64	0.66	0.64	0.69	進捗に遅れ	
②	週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数 ／全発注工事件数(週休2日に馴染 まない工事は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	0.95	週休2日対象工事 設定率：1.0
				実績	0.34	0.41	0.48	0.61	進捗に遅れ	
		適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定 の有無 (実施市町／35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00	(週休2日工事) 適正な工期設定 + 必要経費の補正
				実績	0.37	0.49	0.66	0.89	残り4市町	
③	ダンピング対策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.91	0.94	0.94	0.95	目標どおり	
		(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.82	0.85	0.88	0.90	進捗に遅れ	

市町平準化の現状分析

各市町の平準化の状況を見える化

(現状分析の例)

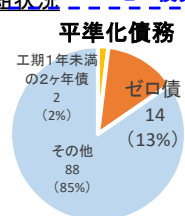
三島市

R3稼働工事: 104件
R3平準化率: 0.74
《対象工事》

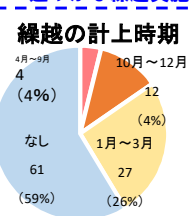
- ・ R3稼働工事(過年度契約も含む)
- ・ 契約額130万円以上の工事

1. 取組状況

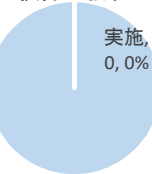
ゼロ債実施



速やかな繰越実施



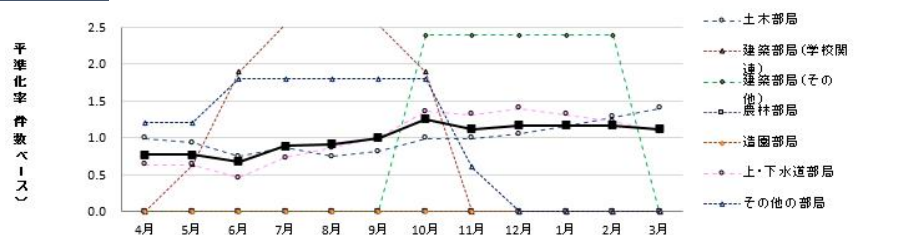
積算の前倒し



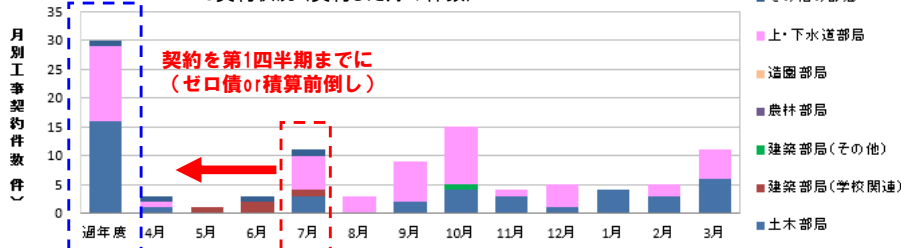
2. R3稼働状況・R3契約状況

(1) 部局別

R3稼働状況(各月の稼働件数/年平均の稼働件数)

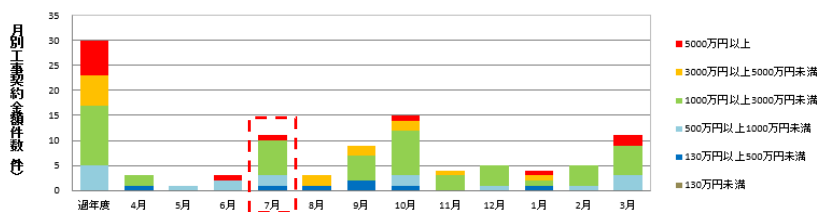


R3契約状況(契約した月の件数)



(2) 金額帯別

R3契約状況(契約した月の件数)



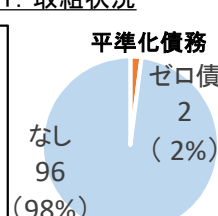
小山町

R3稼働工事: 98件
R3平準化率: 0.70
《対象工事》

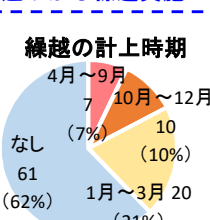
- ・ R3稼働工事(過年度契約も含む)
- ・ 契約額130万円以上の工事

1. 取組状況

平準化債務



速やかな繰越実施



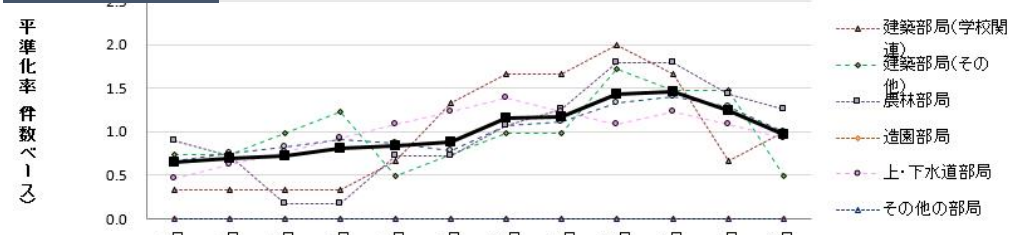
積算の前倒し



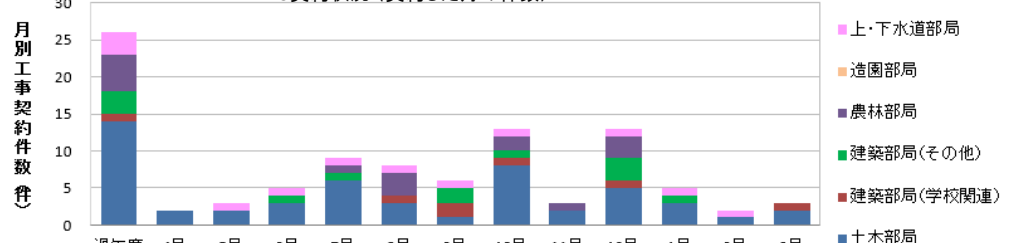
2. R3稼働状況・R3契約状況

(1) 部局別

R3稼働状況(各月の稼働件数/年平均の稼働件数)

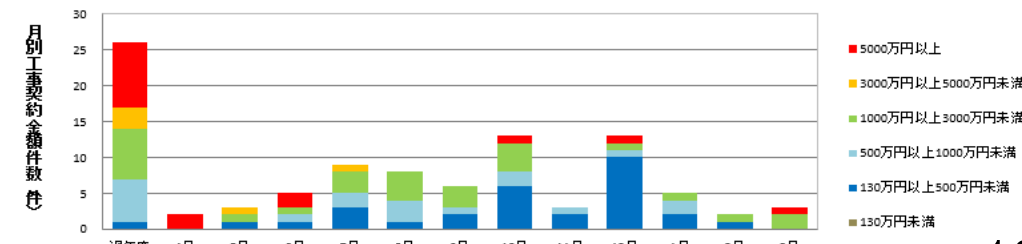


R3契約状況(契約した月の件数)



(2) 金額帯別

R3契約状況(契約した月の件数)

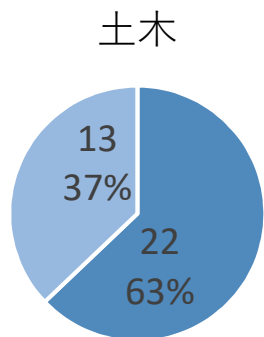


◇ 施工時期を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

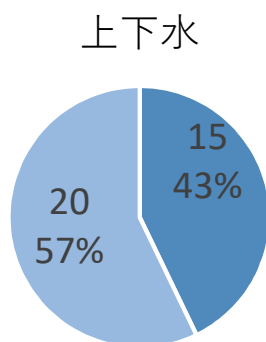
◆ 静岡県の取組事例 ▶ 各市町の工事分野ごとに取組実施状況を見る化

【さ：債務負担行為の設定】

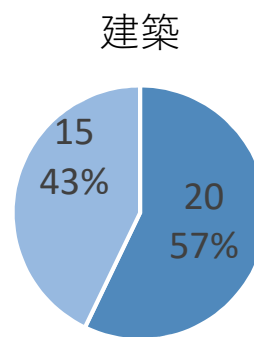
単位：市町数（全35市町）



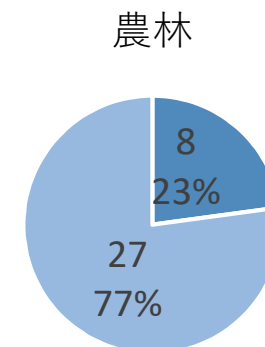
■ 実施 ■ 未実施



■ 実施 ■ 未実施



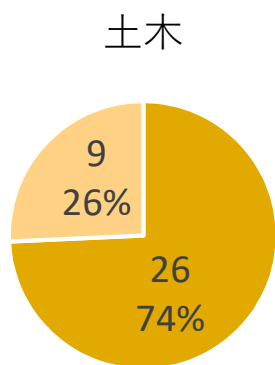
■ 実施 ■ 未実施



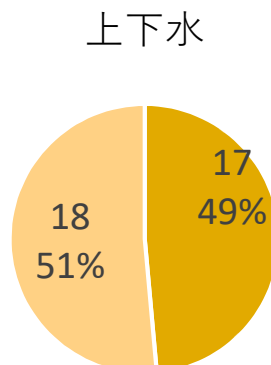
■ 実施 ■ 未実施

【す：速やかな繰越手続き】

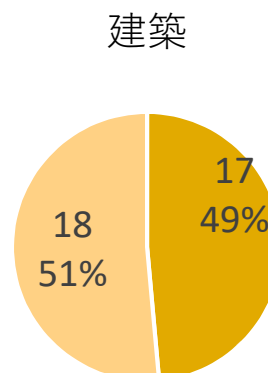
単位：市町数（全35市町）



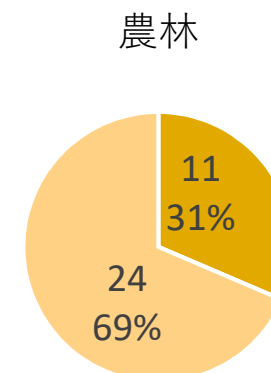
■ 実施 ■ 未実施



■ 実施 ■ 未実施

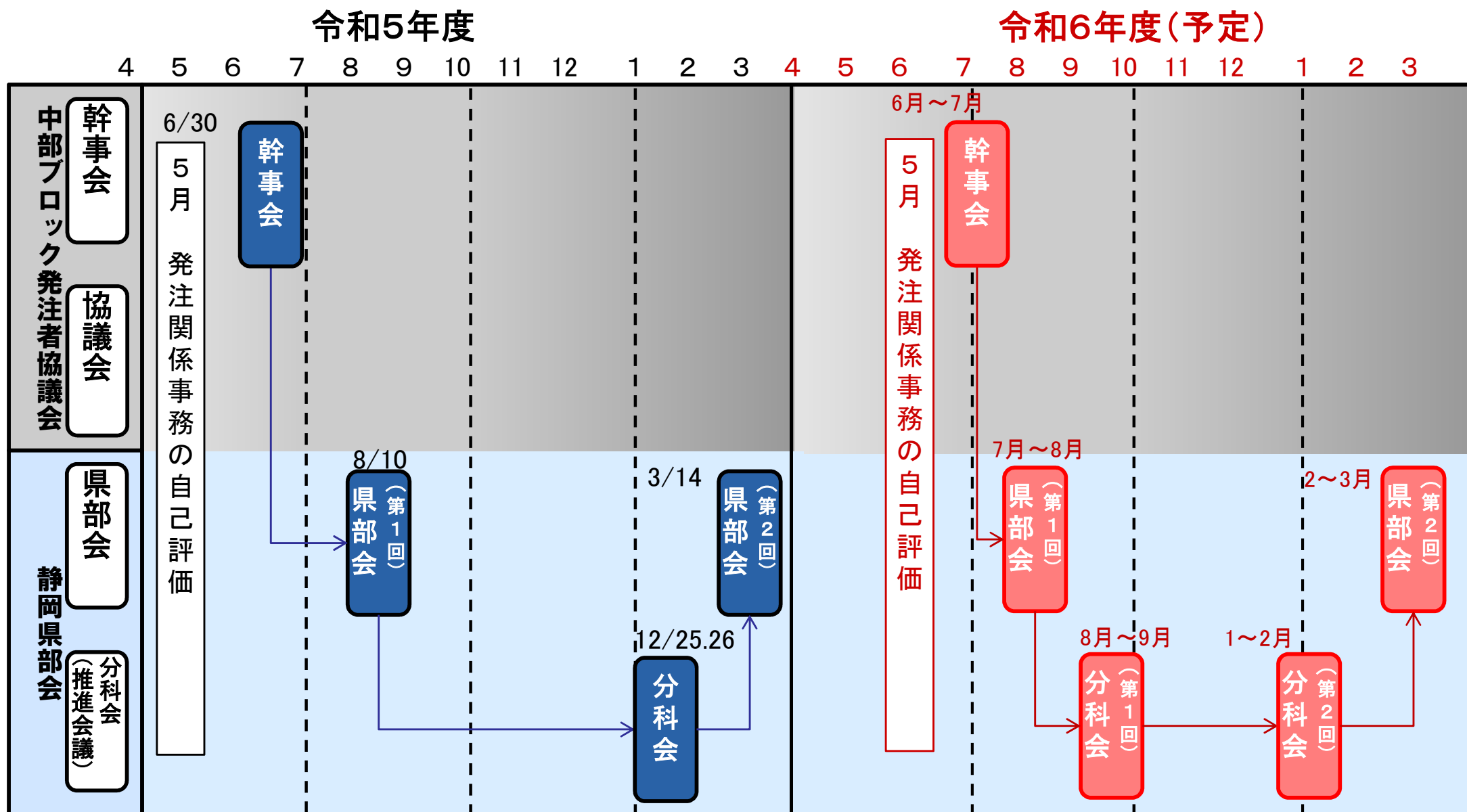


■ 実施 ■ 未実施



■ 実施 ■ 未実施

県部会スケジュール



→R6品確法の改正に伴い、会議日程が密になることが想定される

2. 静岡県の取組(平準化・週休2日)

【 静 岡 県 】

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成のための 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工期間の平準化)	県の取組 ・「さしすせそ」の取組を実施。 ・年度当初に出先事務所に平準化の意義や取組の推進の必要性を説明。 ・部内各局・出先機関で年間の公共事業発注計画を作成し、適正な進捗管理を徹底。	・土木以外の部局の取組みに遅れがある。	・土木部局以外への働きかけ。 ・好事例の水平展開。
		市町村の取組 ・部局を横断した要請、周知、会議(沼津市、三島市、静岡市、焼津市、藤枝市) ・部局別平準化率の見える化。 ・22市において債務負担行為を設定(土木) ・議会へ平準化について説明し、速やかな繰越等を実施(松崎町) ・各部局の平準化率を課長級会議で周知、進捗管理を徹底(静岡市) ・建設工事担当全職員を対象に研修を実施(焼津市)	・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。 ・土木以外の部局の取組みに遅れがある。 ・職員不足 ・工事件数が少ない。単年度完成工事が多いと率が下がる。	・債務負担行為、ゼロ債の積極的活用(特に補助事業) ・速やかな繰越手続きの実施 ・農林部局等、土木部局以外への働きかけ ・繰越に対するイメージの転換。 ・農林事業で債務負担行為を設定率した市町は8市のみ。
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	県の取組 ・令和5年度から、原則すべての工事を発注者指定型とした。 ・週休2日推進工事の発注率は74% ・そのうち、週休2日の達成率は98%	・週休の実施率の向上	・ふじ丸デーの取組みを推進
		市町村の取組 ・10市町において、週休2日工事を設定していない。 ・4市町において試行導入を開始。令和6年度本格導入予定。 ・建築事業へ対象工事を拡大した。(藤枝市・磐田市) ・すべての建設工事を発注者指定型にした。(浜松市) ・災害本復旧工事も対象とした。(静岡市)	・週休2日工事の制度(要領)が未導入である。 ・経費増に伴う予算措置等の課題があり、制度を活用できていない。 ・土木工事以外での普及が課題。 ・受発注者ともに週休2日推進工事に対する意識が依然低い。	・先行している県、他市町の基準を参考に実施要領を策定・適用する。 ・発注者指定型の導入をすすめる
業務	地域平準化 (履行期限の分散)	県の取組 ・工事と同様に「さしすせそ」の取組みを推進。 ・令和5年4月から「履行期間設定実施要領」を本格施工。原則すべての対象業務で積算システムを用いた履行期間の設定を実施することとした。 ・適正な履行期間を確保した上で履行期限の分散を図る。	・業務委託は工事に比べて債務設定や繰越計上への理解が得にくい。	・関係各課に早期発注、適正な履行期間設定の周知 ・履行期間を設定しにくい分野の導入を検討していく。(補償算定業務、地質調査、土質調査、道路台帳業務等)
		市町村の取組 ・発注担当課に早期発注及び納期の前倒しを促している自治体がある。	・履行期間が延びると納期率が悪化する。 ・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。	・債務負担行為の積極的活用 ・速やかな繰越手続きの実施

平準化の取組

■債務負担行為の活用拡大

- ・ 1年未満の短期工事における年割債務
- ・ 維持管理業務を7月からの13か月契約
- ・ ゼロ債務設定に公共関連事業の追加【平成28年度～】

<件数>

R3	R4	R5
652	795	619

■柔軟な工期の設定

- ・ 「工事着手日選択型工事」の導入【平成28年度～】
⇒単年度及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象【令和2年度～】
- ・ 「工事着手日選択型工事」をすべての工事に拡大【令和3年度～】

<件数>

R3	R4	R5
250	315	345

■速やかな繰越手続き

- ・ 2月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】
⇒ 9月議会に前倒し計上【令和2年度～】

<件数>

R3	R4	R5
668	809	649

■発注見通しの早期公表

- ・ 業務委託も含め、4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

【令和5年度～】 ⇒発注者協議会幹事及び県部会員に農林担当部局を加え連携を強化

週休2日推進工事の実施

【これまでの実施】

- 平成27年度から導入 ⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月から、共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- 令和2年度から、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与
- 令和3年度から、市場単価の補正を導入
- 令和4年度から、実働日数が「30日以下」も対象
- 令和5年度から、原則すべての当初発注工事を発注者指定型とした。（受注者希望型削除※変更対応はあり）

対象工事	原則、すべての工事を対象とする。ただし、 <u>以下を対象外とする</u> 。 ① 災害復旧工事（改良復旧工事含む）、通年維持工事 ② 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事（供用開始時期が決められている工事など）	
インセンティブ	《工事成績》 週休2日推進工事の達成程度に応じ、 評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当：0.8点、4週7休相当：0.4点、4週6休相当：0.2点	《総合評価》 前年度の週休2日推進工事の実施に応じ、 評価基準に加点 ⇒ 4週8休相当（複数）：1点、4週8休相当：0.5点

【週休2日推進工事契約件数】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発注者指定型	32	27	17	36	533	524	594	1,992
受注者希望型	-	-	-	-	1,201	1,023	1,251	11
計	32	27	17	36	1,734	1,547	1,845	2,003

2. 静岡県の取組(週休2日推進工事)

【静岡県】

一斉休工日“ふじ丸デー”

【概要】

働き方改革の機運醸成を図るため、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

【対象工事】

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

【対象期間】

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

【これまでの取組】

- 令和3年度から毎月第2土曜を一斉休工日として取組開始
 - 令和4年度から毎月第2・第4土曜に拡大
 - 令和5年4月からは毎月第2・第3・第4土曜日に実施
 - 令和5年10月からは毎週土曜日に実施
- 業界からも民間工事への波及が期待されるとして高く評価

【令和6年度】

- 令和6年度も取組を継続、建設産業における働き方改革の定着を図る
- 受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼

現場掲示用チラシ

令和6年度も
毎週土曜日は
“ふじ丸デー”
一斉休工定着に
取り組みます!



「ふじ丸」とは・・・
県内建設産業の働き方改革の取組を応援することをイメージしたロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

周知用チラシ

令和6年度も継続取組
毎週土曜日は一斉休工!
“ふじ丸デー”
～県内公共工事の一斉休工定着に取り組めます!



働きやすい職場環境を目指しています!
皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・
県内建設産業の働き方改革の取組を応援することをイメージしたロゴマークの愛称です。

建設現場も働き方改革@静岡

◆一斉休工日“ふじ丸デー” 令和6年度 実施日

4/6・13・20・27	5/4・11・18・25	6/1・8・15・22・29
7/6・13・20・27	8/3・10・17・24・31	9/7・14・21・28
10/5・12・19・26	11/2・9・16・23・30	12/7・14・21・28
1/4・11・18・25	2/1・8・15・22	3/1・8・15・22・29

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設業団体連合会
国土交通省中部地方整備局
静岡県
静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊豆市、島田市、富士市、静岡市、
焼津市、袋井市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、西岡町、
清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町 (全35市町)
※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

2. 静岡県の取組

（スマートシティ施策・VIRTUAL SHIZUOKA project・建設DX）

『スマートシティ施策』の推進

○目的

地域が抱える社会的課題の解決
と新たな価値の創造



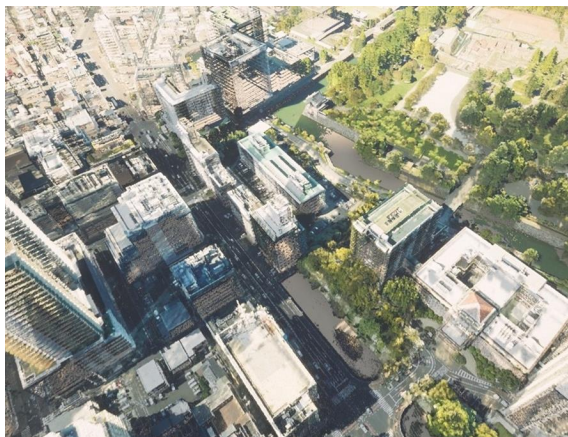
スマートシティの実現

○交通基盤部の役割

- ✓ スマートシティ関連施策の司令塔として、
庁内の調整役を担う
- ✓ スマートシティに係る市町及び民間からの
ワンストップ窓口
- ✓ 市町やまちづくりの主体となる民間団体との
連携により、実行性の高い施策を展開

○3本の柱

①VIRTUAL SHIZUOKA project



- ・静岡県内の3次元データを取得
- ・利活用の推進・検討

②建設DXへの取組



- ・包括管理、イノベーション技術
- ・ICT活用工事

139

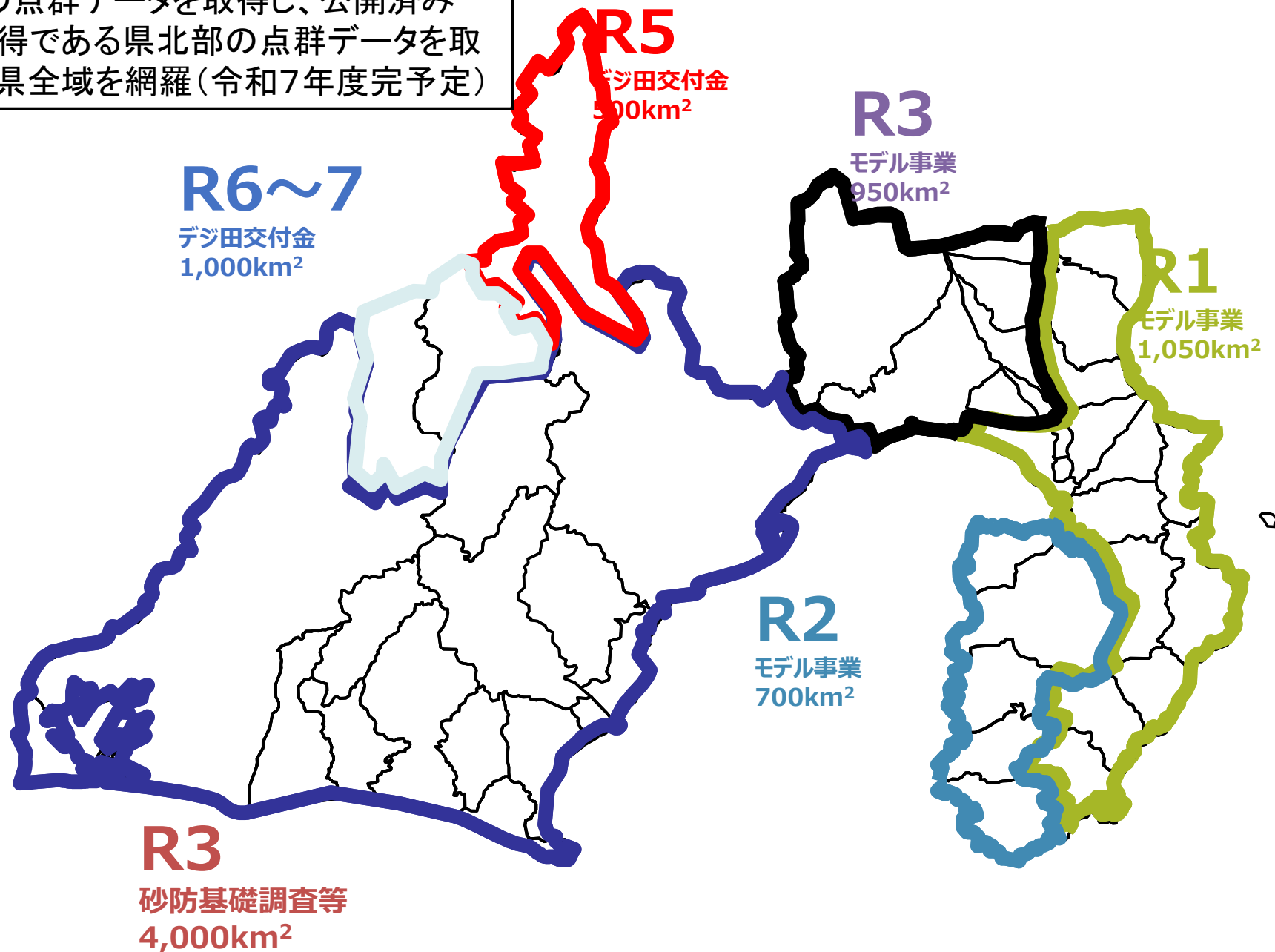
③自動運転の取組



- ・社会実装に向けた実験
- ・自動運転サポート技術等の検証

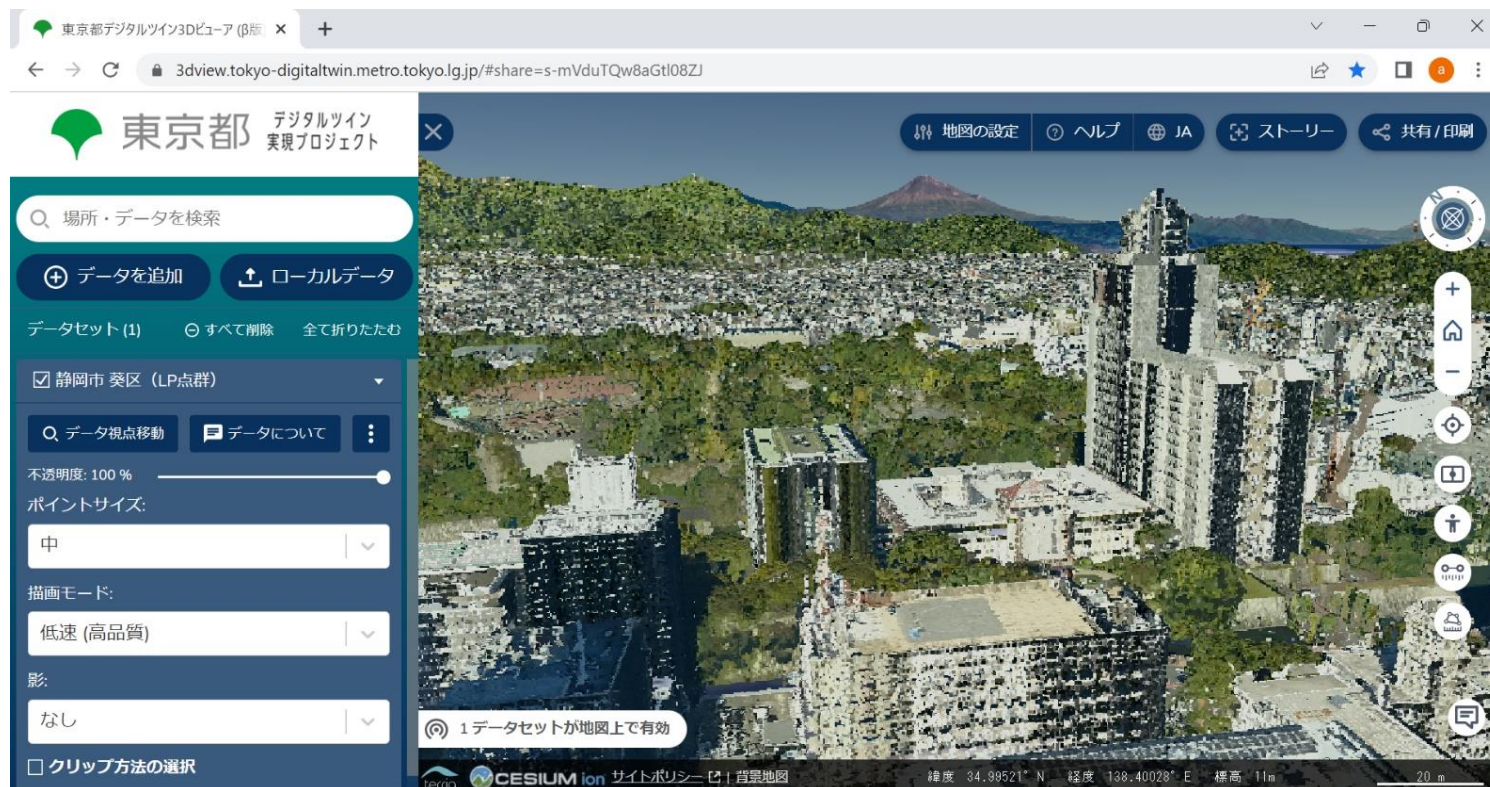
VIRTUAL SHIZUOKA project（点群データの取得）

- ・令和3年度までに人口カバー率100%範囲の点群データを取得し、公開済み
- ・未取得である県北部の点群データを取得し、県全域を網羅（令和7年度完予定）

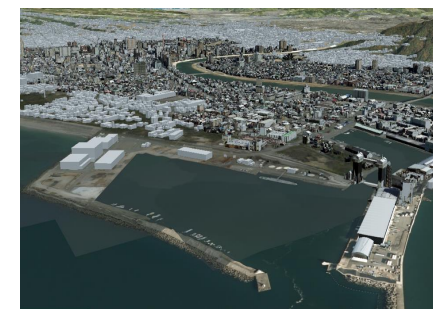
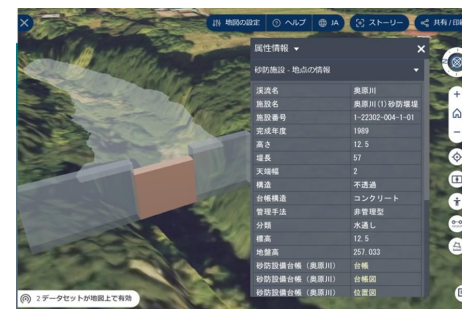


VIRTUAL SHIZUOKA project (プラットフォーム)

2023年4月から 東京都との共同運用の3次元点群データを閲覧・ダウンロードができるプラットフォームの運用を開始 (WEBブラウザで起動が可能)



さらに「次世代のインフラ情報プラットフォーム」として、各インフラ台帳データの集約化及び3次元での可視化表示を実施



道路台帳

中部河川岸台帳データ 砂防関連台帳データ

港湾・漁港台帳データ

VIRTUAL SHIZUOKA project (活用の事例)

3次元点群データの活用事例その1 (通常災害)

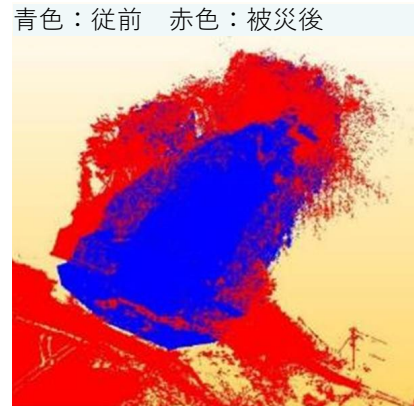
発災



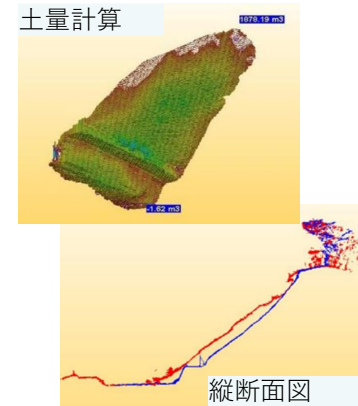
点群計測



被災前後の比較



図面作成



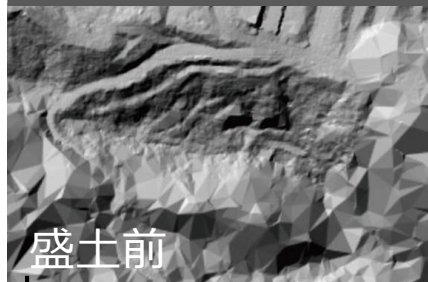
成果

- ・従来測量よりも作業効率 **4割向上**
- ・緊急時測量の迅速化
- ・職員に直営測量が可能

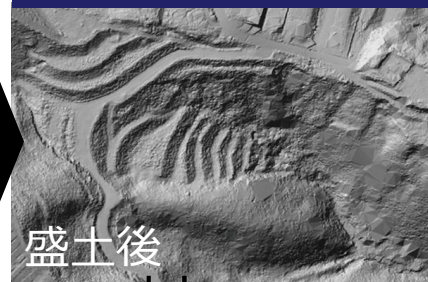


3次元点群データの活用事例その2 (伊豆山土石流災害)

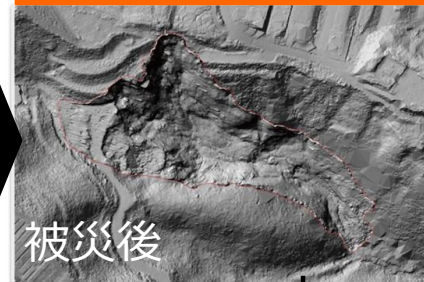
2009年国土交通省データ



2019年:virtual Shizuoka

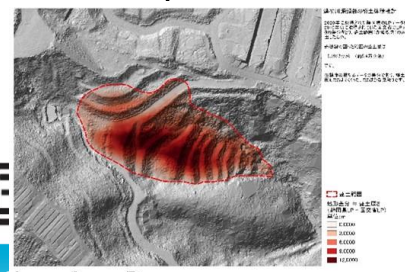


2021年7月測量データ



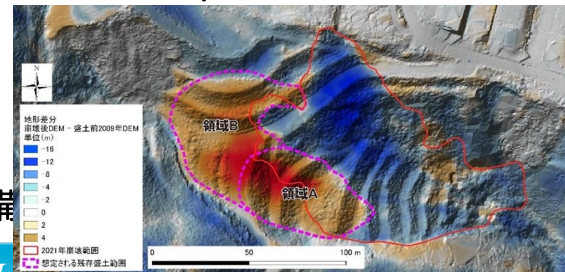
比較

比較



盛土量の把握

一部地方整備



崩壊土量の把握

盛土残量の把握

成果

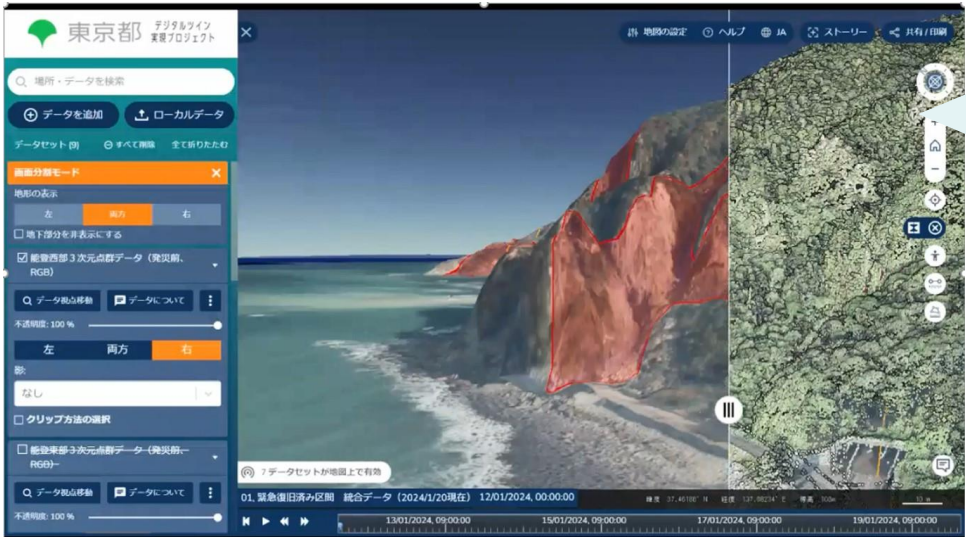


- ・オープンデータによるデータの共有化
- ・迅速な原因究明と応急対策
- ・情報の共有化による被災の顕在化
- ・学識等の第三者の協力
- ・遠隔地支援の可能性

VIRTUAL SHIZUOKA project（今後の展開）

3次元点群データの今後の展開（能登半島地震を教訓にして）

東京都との連携による点群データ閲覧WEBブラウザシステム
【次世代プラットフォーム】R5. 4月～運用開始



令和6年2月にインフラプラットフォームに能登半島の点群データ（被災前）を搭載。（東京都と連携）
【POINT】

- ・被災前の3次元点群データをオープン化
- ・被災後の航空写真のとの状態比較が可能
- ・今後取得する被災後3次元データとの定量解析が可能

期待できる今後の展開

その1（遠隔地からの被災支援）

- ・大規模地震後の復旧支援として、遠隔地から全体の把握や土量（残土）、応急工事計画の策定が可能

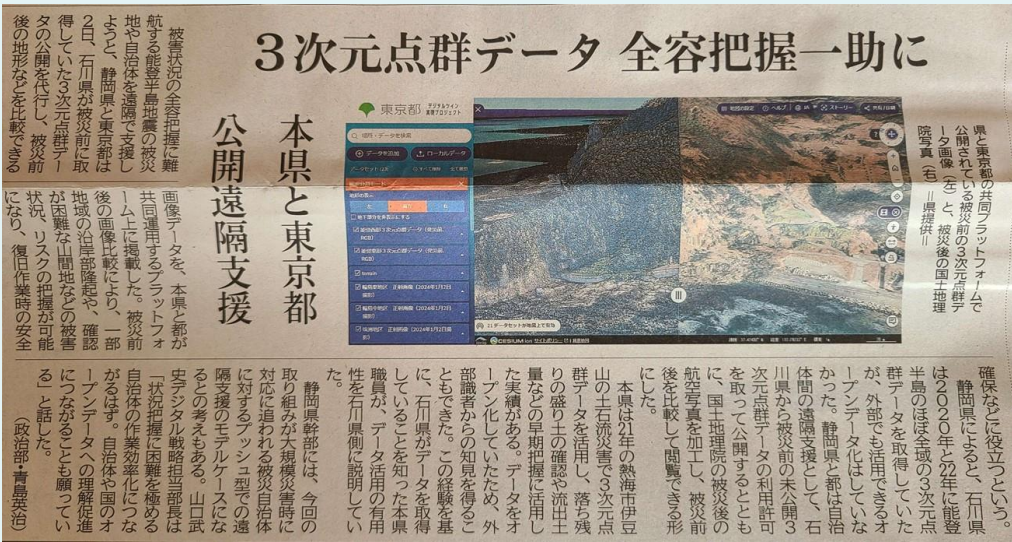
その2（学術支援チームの設置）

- ・被災前から、研究者やエンジニアの支援体制を構築し、原因究明や対策についての情報を共有することが可能

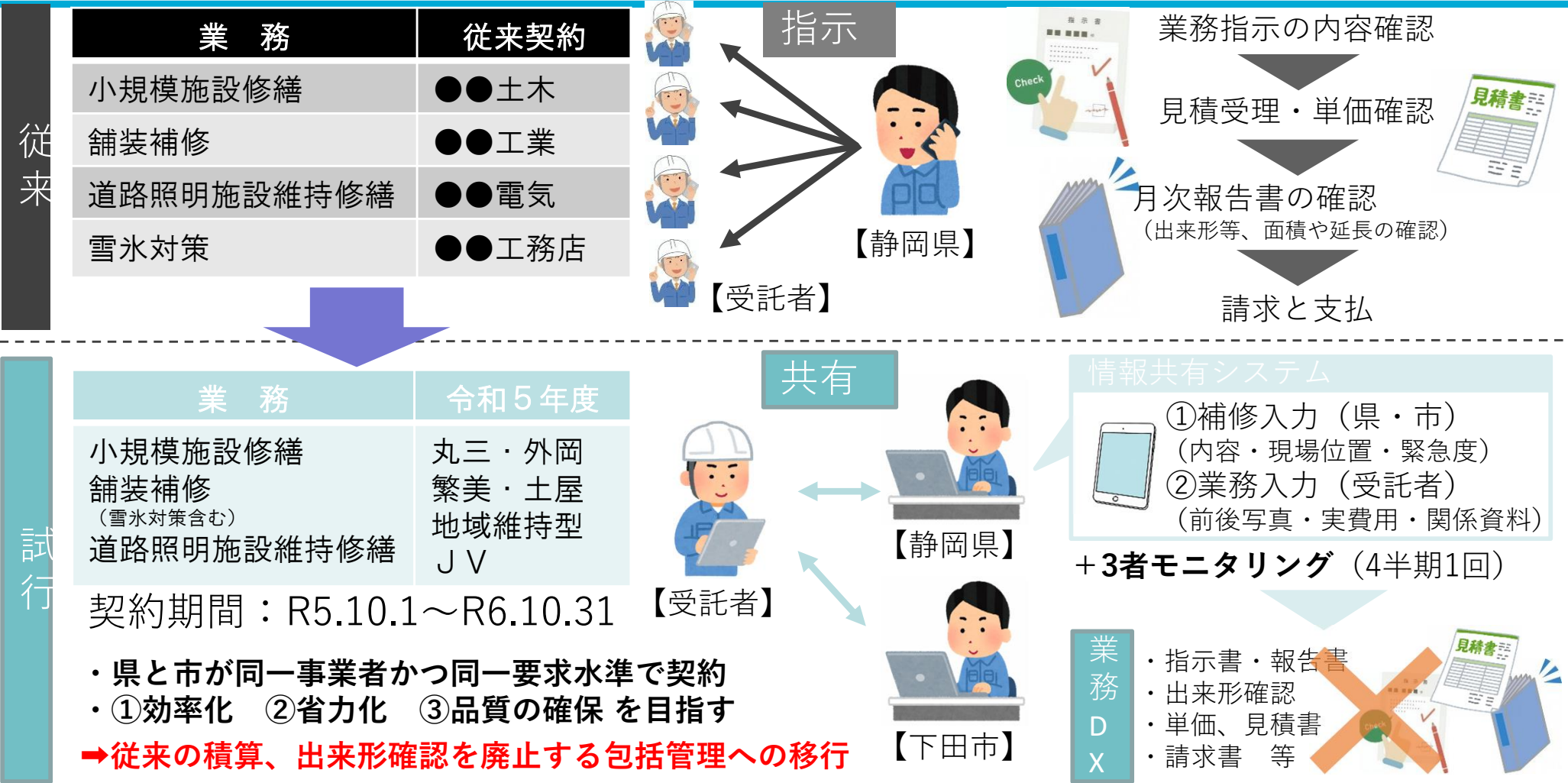
その3（被災シミュレーション）

- ・道路等の脆弱箇所の抽出、3Dによる被災シミュレーションの実施。孤立集落発生時のヘリポート、自動ドローン航路の設定が可能

データ搭載後、SNSや新聞等の各メディアの報道、情報が発信



建設DXへの取組（県・下田市包括管理業務）



区分	従来	試行
契約支払	業務量の単価または見積額の合計	総価契約支払（県：35,420千円 市：9,900千円）
要求水準	なし	要求水準（想定業務回数）以上の業務を行う
出来形確認	月次報告書の作成→支払	3者によるモニタリング（4半期1回）→支払
実施業務	1業務50万円を上限とする	同左

建設DXへの取組（県・下田市包括管理業務）

2023年度

試行業務

STEP 2

STEP 3

視点1 エリア (管理者)	静岡県	静岡県	静岡県
	下田市	下田市	拡大 広域市町
	拡大 近隣市町		

県内全域に拡大

視点2 業務範囲	小規模修繕	小規模修繕	小規模修繕
	舗装補修	舗装補修	舗装補修
	雪氷対策	雪氷対策	雪氷対策
	道路照明	道路照明	道路照明
		拡大 除草・緑化木	除草・緑化木
		道路パトロール	道路パトロール
		情報装置操作	情報装置操作
		住民対応	住民対応
		拡大 全体マネジメント	

道路以外の
他公物に拡大

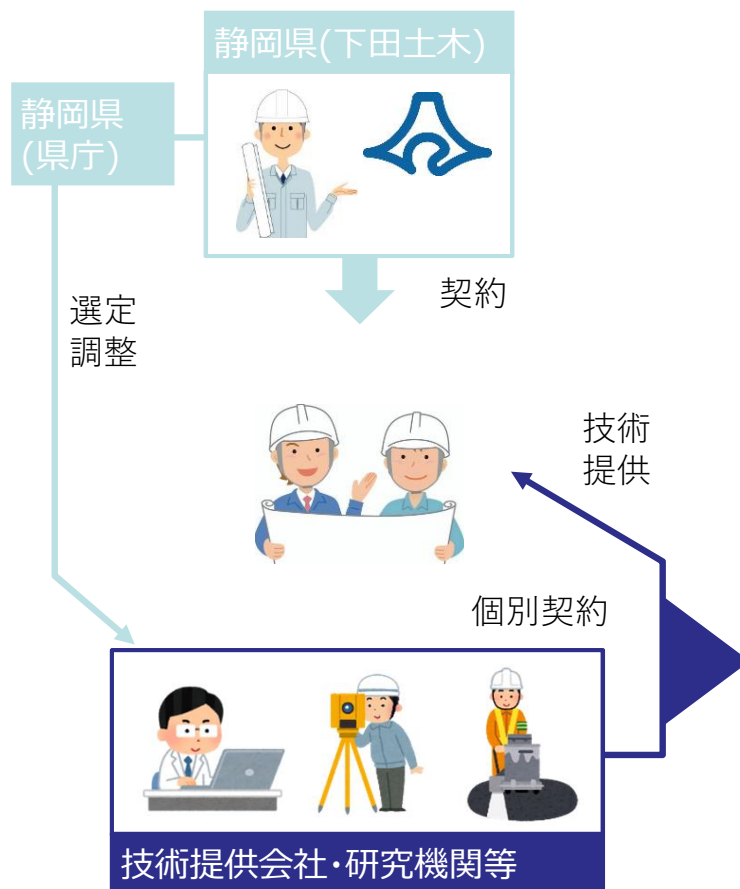
視点3 事業手法	仕様規定	一部性能規定	性能規定
	1年契約	複数年契約	複数年契約
	3者契約	2者契約	2者契約
	通常支払	指標連動	指標／成果連動
	改訂		

新技術の採用、
SIBの活用



建設DXへの取組（イノベーション技術の導入）

道路管理における 最新技術の導入検討（案）



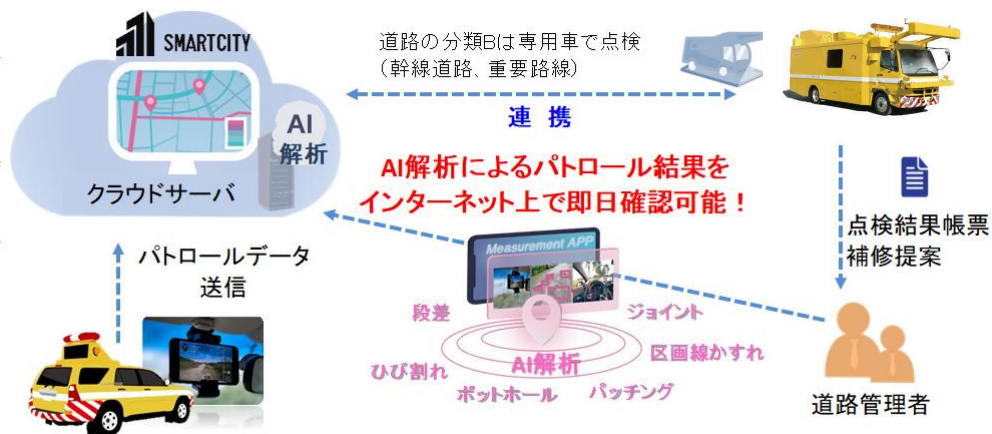
技術A

- 法人契約車のドライブレコーダーからデータを収集し、AI分析による道路の損傷個所を自動的に検出。
- これまで自治体巡回による発見から、民間車両から道路損傷データを自動で集め、路線評価・ポットホール検知が可能



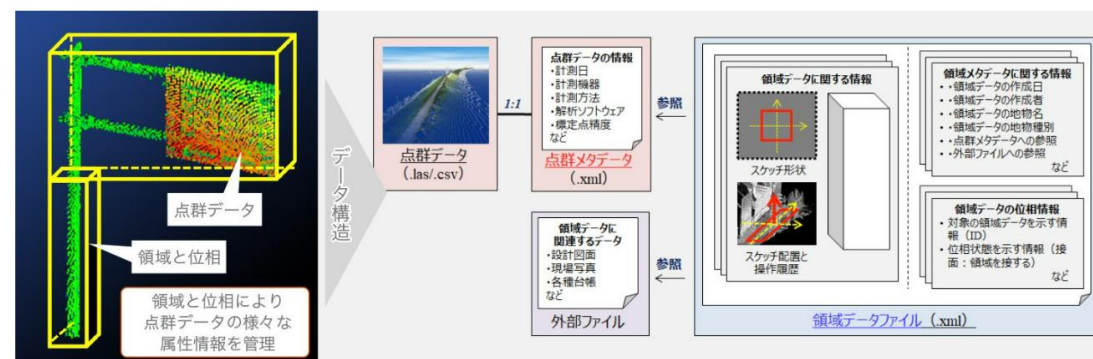
技術B

自治体の巡回車にスマホ等を搭載し、データを収集
舗装の点検から修繕計画を策定



技術C

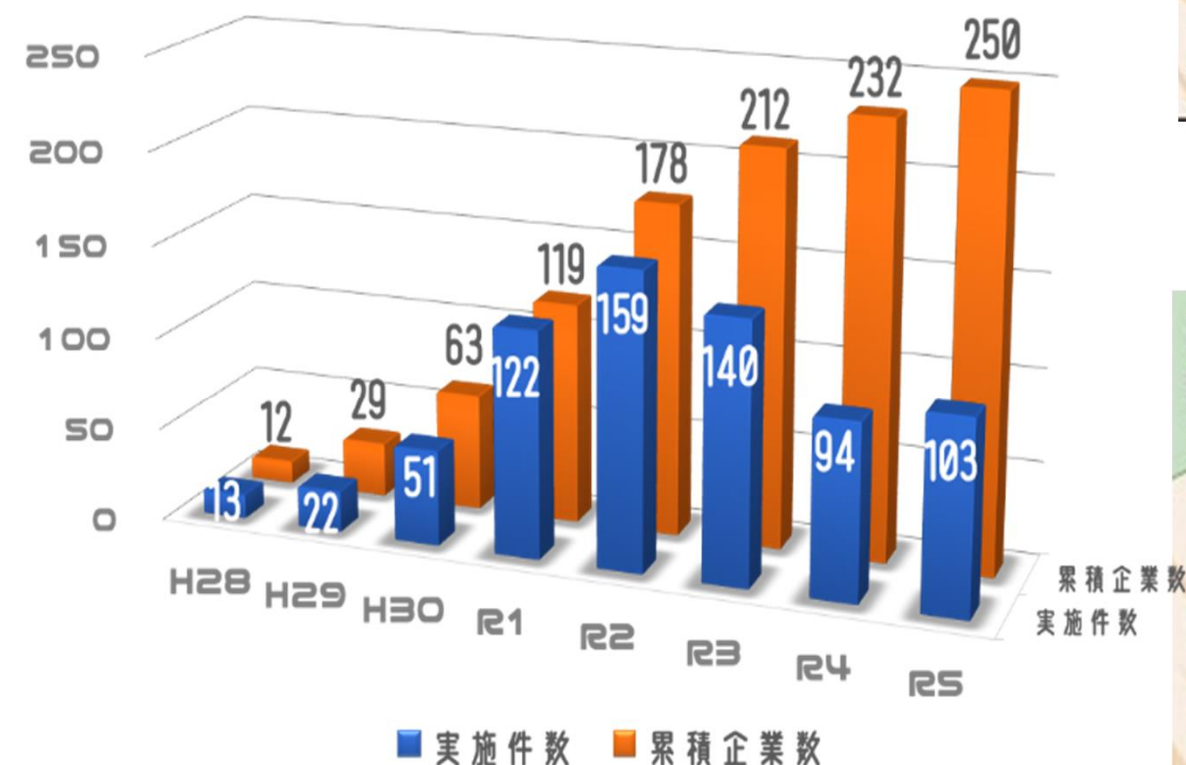
自治体の巡回で取得した3次元点群データによる公物管理を実施



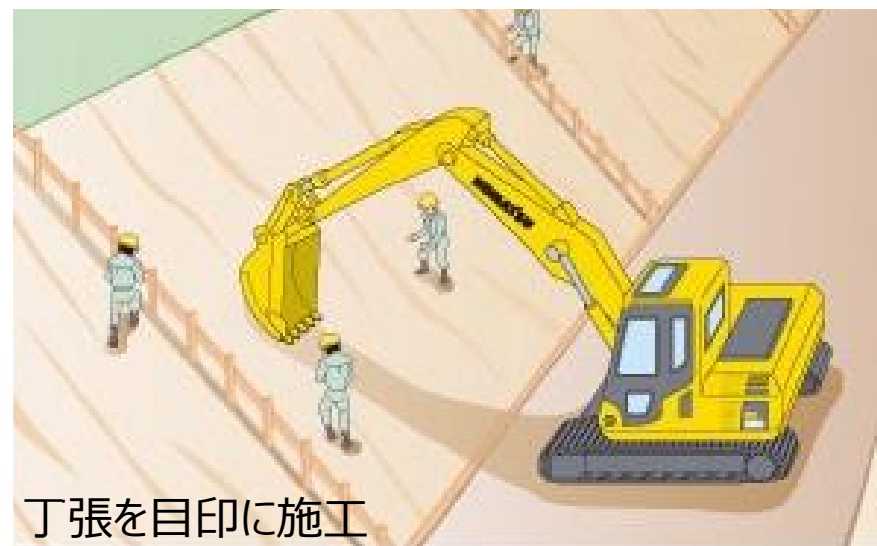
建設DXへの取組（建設ICTの導入）

- 「土工数量1,000m³以上」
の全ての発注工事（工種は以下）
- ・河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・道路土工、作業土工（床掘）
 - ・港湾土工（補助・交付金事業は除く）

実施件数と導入企業数



従前



ICT活用工事

検測員、作業指示・補助員との
接触事故を防ぐことができます。

作業時間
24~30%短縮

省力化
32~45%削減



愛知県の取組みについて

1. 愛知県部会の取組み
2. 愛知県の取組み

令和6年6月

愛知県部会の取組みについて

発注者協議会関連会議

■ 令和5年度実績及び令和6年度予定

年度	協議会等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度 実績	中部ブロック 発注者協議会												
	幹事会			第1回 (6/30)									
	県等調整会議	第1回 (4/26)		第2回 (6/15)					第3回 (11/21)			第4回 (2/20)	
	個別ヒアリング									●幸田町 ●美浜町 ●南知多町	●豊山町		
	愛知県公共事業 発注者協議会												第1回 (3/13)
	推進会議										第1回 (1/17)		
	意見交換会						第1回 (9/14,19,29)						
	個別相談				●西尾市		●犬山市 ●刈谷市 ●岡崎市 ●豊山町 ●弥富市 ●大府市 ●扶桑町 ●半田市	●岡崎市 ●豊根村 ●東栄町	●小牧市	●幸田町 ●美浜町 ●南知多町	●豊山町		
令和6年度 予定	中部ブロック 発注者協議会												
	幹事会			第1回 (6/28)									
	県等調整会議	第1回 (4/26)											
	個別ヒアリング												
	愛知県公共事業 発注者協議会				第1回								第2回
	推進会議 ＋ 意見交換会						第1回						
	個別相談	随 時 実 施											

令和6年度：各種指標の取組好事例を情報提供する予定。各市町村に対し個別相談を随時受付。

意見交換会の開催状況（R5～）

- 目 的 : 中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、市町村の取組状況や事例、課題等を意見交換し、**市町村ならではの課題解決策や取組ポイント**等を共有することで取組の促進を図る。
- 出席者 : 県内全市町村(**実務担当職員**)、愛知県
- 開催日 : 令和5年9月14日（尾張・一宮地区）
令和5年9月19日（三河地区）
令和5年9月29日（海部・知多地区）
- 開催方法 : 地区ごとに**対面形式**で開催
- 議 事 : 1 愛知県より情報提供
 - ・取組の目的、効果、方法等

2 意見交換

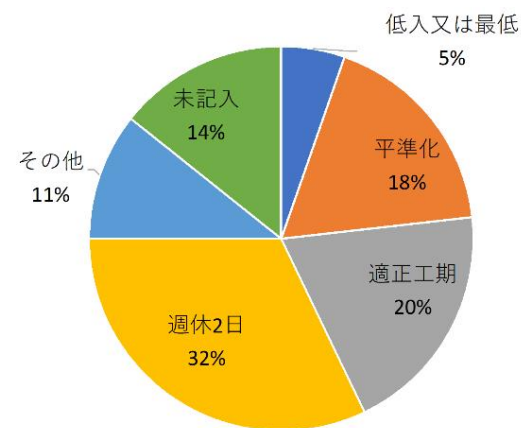
- ・市町村ごとに取組事例の共有、意見交換

3 個別相談

- ・希望のある市町村のみ実施（6市2町）



■ 意見交換会の様子



■ アンケート結果（今後取組めそうな指標）

推進会議の開催状況

■ 目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、市町村の取組を支援、推進、強化する。

■ 出席者：県内全市町村(班長級職員)、中部地方整備局、愛知県

■ 開催日：令和6年1月17日

■ 開催方法：対面＋オンライン形式

■ 議 事：1 中部地方整備局より情報提供

・重点目標(低入札対策、平準化、週休2日)の取組

2 東海財務局より情報提供

・速やかな繰越手続きについて(資料提供のみ)

3 愛知県より情報提供

・意見交換会での課題解決策や取組事例の共有

・取組状況調査結果

・県契約部局、県建築部局、県農林部局の取組状況

4 市町村の取組事例

・平準化：碧南市、豊橋市

・週休2日：武豊町、岡崎市

調査結果まとめ														
三河														
(凡例) ●：令和5年度実績で目標達成見込み、令和6年度実績でも目標達成見込み ○：令和5年度実績で目標達成見込み、令和6年度実績では目標達成見込み △：令和5年度実績で目標達成見込み、令和6年度実績では目標達成見込み														
1	低入札率	●	△	△	△	○	●	○	△	●	○	△	○	●
2	平準化率	△	△	△	○	○	○	△	△	●	△	△	△	○
3	週休2日	●	●	○	●	●	●	△	△	●	○	●	○	●
4	週休2日の割合	●	●	△	△	○	●	○	△	●	○	△	○	●
【課題】														
● 平準化推進のため、毎年ゼロ債務工事拡大を実施しているが、ゼロ債務工事発注も限界に達しており、次の対策が必要。														
● 年度初めは地元要望による少額工事が多いため、500万円未満の工事も対象として欲しい。														
【取組事例】														
● 工事を年度で前半と後半に分け、前半は4月から、後半は10月から契約できるようにしている。														
● 平準化に関する検討会議を、財政部局・発注部局で開催														
● 来年度から建築工事の週休2日を取組予定														
● 9月補正で平準化に資するための工事費を予算化し、その全額を繰り越せるよう繰越明許費補正を設定することを予定している。														
(2023年11月末時点)														

取組状況調査の結果

市町村の取組事例(岡崎市)	
週休2日制工事の本格実施に向けた取組について	
取組背景 来年度から建設業にも罰則付きの時間外労働の上限規制が開始されるため、より一層の取組が必要となることから要領の改正を行う	
取組内容 土木、建築の要領の統合並びに対象工事の拡大	
取組手順 ①要領の見直し ⇒ 県、中核市の要領の確認、取組状況等の聞き取り、仮要領作成 ②関係各課打合せ ⇒ 工事発注部署、建築系部署、財政課 ③入札審で説明 ⇒ 副市長、総務部長、財務部長、技術系4部長 ④庁内外周知 ⇒ 庁内には説明会の実施、庁外にはホームページでお知らせ	
課題と解決策 【建築系部署の課題】 夏休み期間中にしかできない工事 ⇒ QAで対象外工事を整理 日給月給の1人親方が民間工事に流れ、下請け手配が難しくなる ⇒ 他自治体の現状を説明 【財政課の課題】 週休2日による来年度予算増加は難しい ⇒ 工事発注部署に施工範囲、工期を検討させ、予算の範囲内で取組みをする	

岡崎市の好事例紹介

協議会の開催状況

- 目 的 : 中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、**市町村の取組を支援、推進、強化**する。
- 出席者 : 県内全市町村(**課長級職員**)、中部地方整備局
東海財務局、愛知県
- 開催日 : 令和6年3月13日
- 開催方法 : オンライン形式
- 議 事 : 1 中部地方整備局より情報提供

- ・全国統一指標の実績値及び目標値等
- ・まんなかホリデー

2 東海財務局より情報提供

- ・速やかな繰り越し手続き等

3 愛知県より情報提供

- ・自己評価の実施について
- ・**県契約部局、県農林部局、県建築部局の取組状況**
- ・市町村の取組推進について
- ・その他情報提供

市町村の取組推進に向けて

■取組状況（三河地区） R6目標達成困難 △の取組推進を！

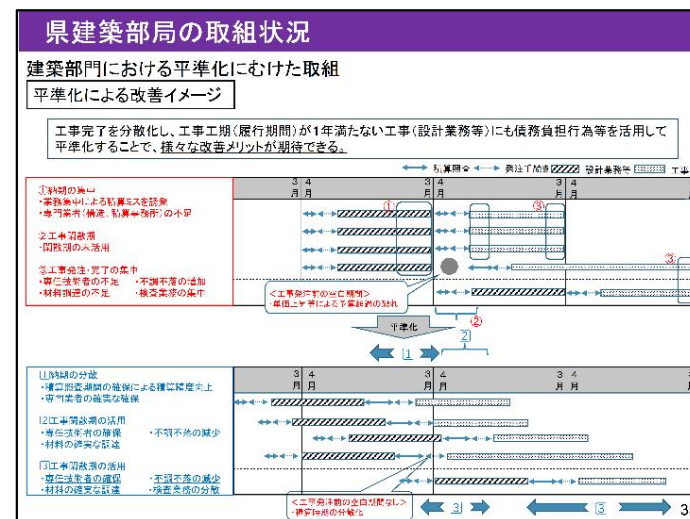
市町村 調査年度 2023	岡崎市	刈谷市	豊田町	豊田市	刈谷市	安城市	知立市	高知市	豊田市
借入又は借入	●	△	△	△	○	●	○	△	●
平準化率	△	△	△	○	○	○	△	△	●
適正工期	●	●	○	●	●	●	△	△	●
延滞2日工事	●	●	△	△	○	●	○	△	●

市町村 調査年度 2023	みよし市	新城市	設楽町	豊田町	豊田市	豊田市	豊田市	豊田市	豊田市
借入又は借入	○	●	●	△	○	●	●	●	●
平準化率	△	△	△	△	○	△	△	△	○
適正工期	●	●	△	●	○	●	●	○	●
延滞2日工事	○	○	△	△	●	○	●	○	●

(凡例) ● 令和5年度実績で目標達成済み、令和6年度実績でも目標達成済み
○ 令和5年度実績で目標達成困難、令和6年度実績でも目標達成困難
△ 令和5年度実績で目標達成困難、令和6年度実績でも目標達成困難

(2023年11月末時点: 推進会議・調査票より)

取組状況調査の結果



県建築部局の取組事例紹介

個別相談の実施状況

■ 目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における各種取組について、**市町村の個別の取組状況や課題等**について助言し、取組の促進を図る。

■ 出席者：希望の市町村、愛知県、中部地方整備局※

令和5年度実績（8市6町1村）

・西尾市 ・犬山市 ・刈谷市 ・岡崎市 ・豊山町※
・弥富市 ・大府市 ・扶桑町 ・半田市 ・豊根村
・東栄町 ・小牧市 ・幸田町※ ・美浜町※ ・南知多町※

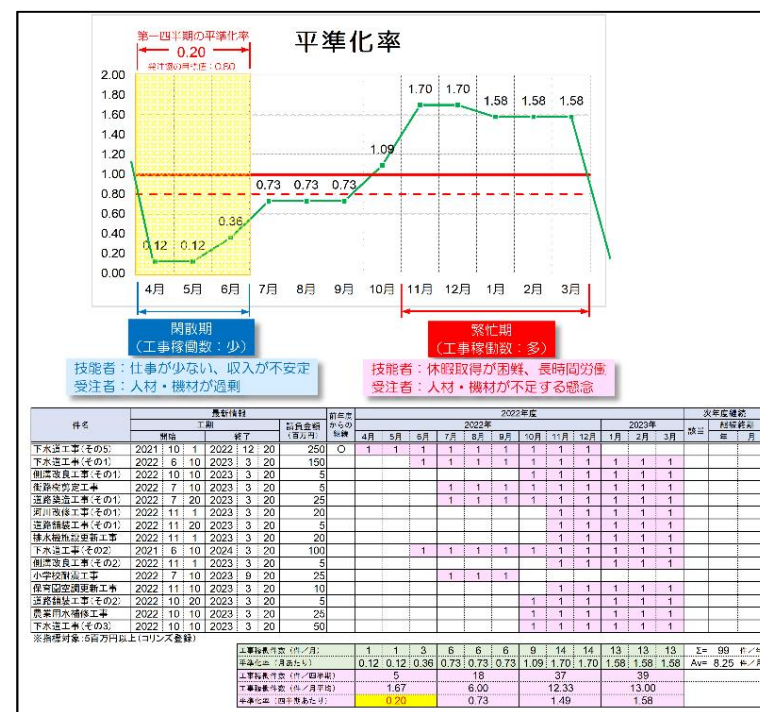
■ 開催日：随時受付

■ 開催方式：対面形式

■ 議 事：・市町村の取組状況と課題把握
(主に低入札対策、平準化、週休2日)

・県や他市町村の課題解決策の共有

・その他相談



■ 課題解決策例(平準化算定シートの活用)

愛知県の取組みについて

1. 愛知県の取組み(平準化・週休2日)

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成のための 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工期間の平準化)	県の取組 ・「さしすせそ」の取組実施 (建築部局は「し」未導入) ・工期が1年未満の債務負担行為等の活用及び第4四半期以外の 工事完了日の設定を工事依頼局へ依頼。 (建築部局)	・財政部局との予算執行に関する更なる調整 ・発注部局の意識強化	・建築部局でも、柔軟な工期設定を導入する。 ・左記取組の継続
		市町村の取組 ・土木発注部局で平準化を考慮した予算編成及び発注計画を策定 した。 ・取組の遅れている建築部局から各施設所管局に対し平準化の主 旨を説明し、それに見合った予算編成がなされるよう求めた。 ・繰越明許費や債務負担行為の活用。 ・早期発注やゼロ債務の活用。 ・ゼロ債務負担行為について、議会へ提案することを財政部局で検 討している。 ・工事を年度で前半と後半に分け、前半は4月から、後半は10月に 積極的に契約するようにしている。	・学校施設の工事は、施工時期が限定され、平準化が伸び悩んで いる。 ・河川工事や田園工事では、出水期等の施工できない期間がある ため、平準化が伸びにくい。 ・一部の工事で積算の前倒しを実施しているが、発注部局の人員に 限界があり、目標達成に至っていない。 ・平準化推進のため、毎年ゼロ債務工事の拡大を実施しているが、 財政部局の平準化に関する理解が得にくく、これ以上の拡大が困 難。 ・年度初めは地元要望による少額工事が多いため、500万円未満の 工事も対象として欲しい。	・改めて発注部局と財政部局に平準化の必要性を訴える。 ・ゼロ債務負担行為の更なる活用 ・年度当初から平準化を考慮した発注計画を策定し、進捗管理を徹 底することで平準化を図る。
	週休2日対象工事の実 施状況 (適正な工期設定)	県の取組 ・原則全ての工事で発注者指定型の発注とした。 (建築部局を除く) ・説明会等による発注部局の意識強化	・受注者の意識改革 ・発注部局の意識強化	・月単位の週休2日制の導入 (建築部局を除く) ・建築部局でも、原則全ての工事で、発注者指定方式の週休2日制 工事として発注する。 ・左記取組の継続
		市町村の取組 ・週休2日の導入を踏まえて、工期に関する勉強会を開催した。 ・週休2日制工事の要綱を制定した。	・本格導入に向けた手順や方法、対象外工事の設定等の更なる理 解が必要。	・対象工事の要件を引き下げること、週休2日制工事の対象工事 の拡大を図る。 ・建築工事における週休2日制工事の推進。
業務	地域平準化 (履行期限の分散)	県の取組 ・債務や繰越の活用 ・発注見通しの公表 ・履行期間が1年未満の債務負担行為等の活用及び第4四半期以 外の納期の設定を工事依頼局へ依頼。 (建築部局)	・財政部局との予算執行に関する更なる調整 ・発注部局の意識強化	・左記取組の継続
		市町村の取組 ・適正な履行期間の設定方法について、発注部局へ情報共有した。	・財政部局に予算単年度主義の意識が強く、債務負担行為の活用 や繰越に関する理解が得にくい。 ・履行期間の長い、第4四半期に完成する業務が多いため、目標値 が0.4以下とならない。	・債務負担の活用等、柔軟な予算措置ができるよう、財政部局と調 整していく。

愛知県における平準化の取組(1／3)

■業務執行マネジメントチーム設置【土木】

【目的】建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注を図る。(R2.2～)

【実績】令和5年度は業務執行マネジメント会議を3回開催。

- 発注計画の作成、地方機関との調整
- 発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認
- 早期執行に向けた取組の検討
- 令和6年度の目標設定

■余裕期間制度（フレックス方式）【土木・建築※(R6～)・農林・企業庁】

【目的】全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。（※建築局は、「発注者指定方式」「任意着手方式」を採用）

(単位:件数)

【実績】

部局名	R2	R3	R4	R5
土木	13	93	268	419
農林	-	24	24	229
企業庁	-	3	5	13
合計	13	120	297	661

※R6.3末時点

愛知県における平準化の取組(2/3)

■当初予算における繰越明許費の拡大見直し【土木】

【内容】 ○年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和2年度当初予算から繰越明許費の計上額を拡大見直し。

○原則として、公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。

■近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】

(単位：億円)

年度 公・単	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
公共	53	59	222	201	201	202	205
単独	0	0	48	45	51	59	63
合計	53	59	270	246	252	261	268

- 【効果】 ○ 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。
- 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。
- 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

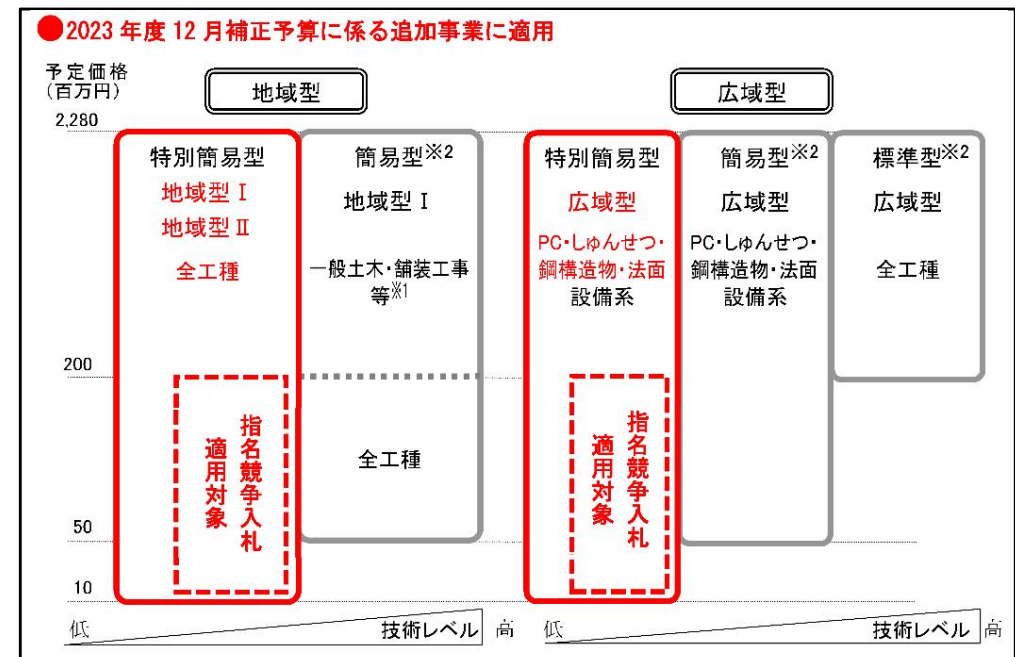
愛知県における平準化の取組(3/3)

■ 愛知県建設部門における令和5年度12月補正予算の円滑な執行に向けた対応 【土木・建築】

【内容】 愛知県の建設部門では、工事の円滑な発注と事業の早期執行を図るため、12月補正予算に係る追加事業の入札・契約の運用について、以下のとおり対応する。

- 指名競争入札の適用拡大
 - ・ 総合評価落札方式のうち技術的な工夫の余地が小さく、施工条件等が簡易な工事において、指名競争入札の適用範囲を5千万円未満から2億円未満に拡大
- 総合評価落札方式に係る運用
 - ・ 2億円以上※の工事についても技術提案を求めないことができる特例的な運用

※建築関係工事について1.5億円以上



愛知県における週休2日制工事の取組

■週休2日制工事の取組経緯【土木】

- 平成28年度～ ・原則として土曜日及び日曜日を休工とする「完全週休2日制工事」を実施
- 令和3年度～ ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事（4週8休）」を導入
 - ・対象工事を原則全ての工事に拡大
 - ・発注者指定型の件数を拡大
- 令和4年度～ ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事（4週8休）」の取組実績を総合評価の加点対象に追加
- 令和5年度～ ・発注者指定型の件数を原則全ての工事に拡大
- 令和6年度～ ・**月単位の週休2日制の導入**

■取組実績【土木・建築・農林・企業庁】

（単位：件数）

部局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
土木	18	100	108	103	119	334 (155)	358 (148)	1311 (274)
建築	-	-	-	-	-	-	4	81
農林	-	-	?	?	102 (102)	72 (72)	177 (112)	424 (178)
企業庁	-	-	-	3 (3)	18 (18)	27 (26)	27 (25)	77 (48)
合計	18	100	108	106 (3)	239 (120)	433 (253)	566 (285)	1893 (500)

※ R6.3末時点

※（ ）は完全週休2日制の件数で内数を示す

※？は件数不明

愛知県におけるICT活用工事の取組

■取組経緯【土木】

R1	➤ 「発注者指定型」の規模要件引き下げ (予定価格8千万以上⇒5千万円以上、土工量10,000m ³ 以上⇒5,000m ³ 以上)
R2	➤ ICT土工に「受注者希望1型」を新設し、土工量1,000m ³ 以上の工事を対象に 実施協議を必須 ➤ ICT建設機械による施工を総合評価の加点対象に追加
R4	➤ ICT土工に「発注者指定簡易型」を新設し、予定価格5,000万円以上かつ土工量1,000m ³ 以上の工事を対象に、 「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」のいずれか必須
R6	➤ 「発注者指定簡易型」の規模要件引き下げ（金額要件の廃止）

■普及促進【土木】

- ICT現場研修会の開催（H30～、R5：4回開催） ➤ 建設技術研修（ICT活用工事实務講座）の開催（R2～年1回）
 【対象】県職員、市町村職員、施工業者 【対象】県職員、市町村職員

■取組実績【土木・農林・企業庁】

（単位：件数）

部局名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
土木	4	2	11 (4)	21 (6)	54 (33)	100 (69)	130 (52)	141 (36)
農林	-	-	-	-	-	9 (9)	11 (11)	21 (21)
企業庁	-	-	-	1 (1)	2 (1)	5 (3)	3 (2)	1 (1)
合計	4	2	11 (4)	22 (7)	56 (34)	114 (81)	144 (65)	163 (58)

※ R6.3末時点

※（ ）は受注者希望型の件数で内数を示す

建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進

■普及促進【土木】

○入契法に基づく指針

「・・・（発注者はCCUSの）現場利用に対する工事成績評価における加点措置など、・・・必要な条件整備を講ずる。」

○業界の声：特に技能労働者の業界団体から普及促進の強い要望あり

○令和5年度～ 工事成績及び入札参加資格で評価

■工事成績での評価【土木・建築・農林（R6～）・企業庁】

○創意工夫のその他で加点評価（工事成績に直接加点されるわけではない）

○県内業者の導入率（約30%※）を踏まえ、取り組みやすい判断基準とした。（※R4.7月時点）

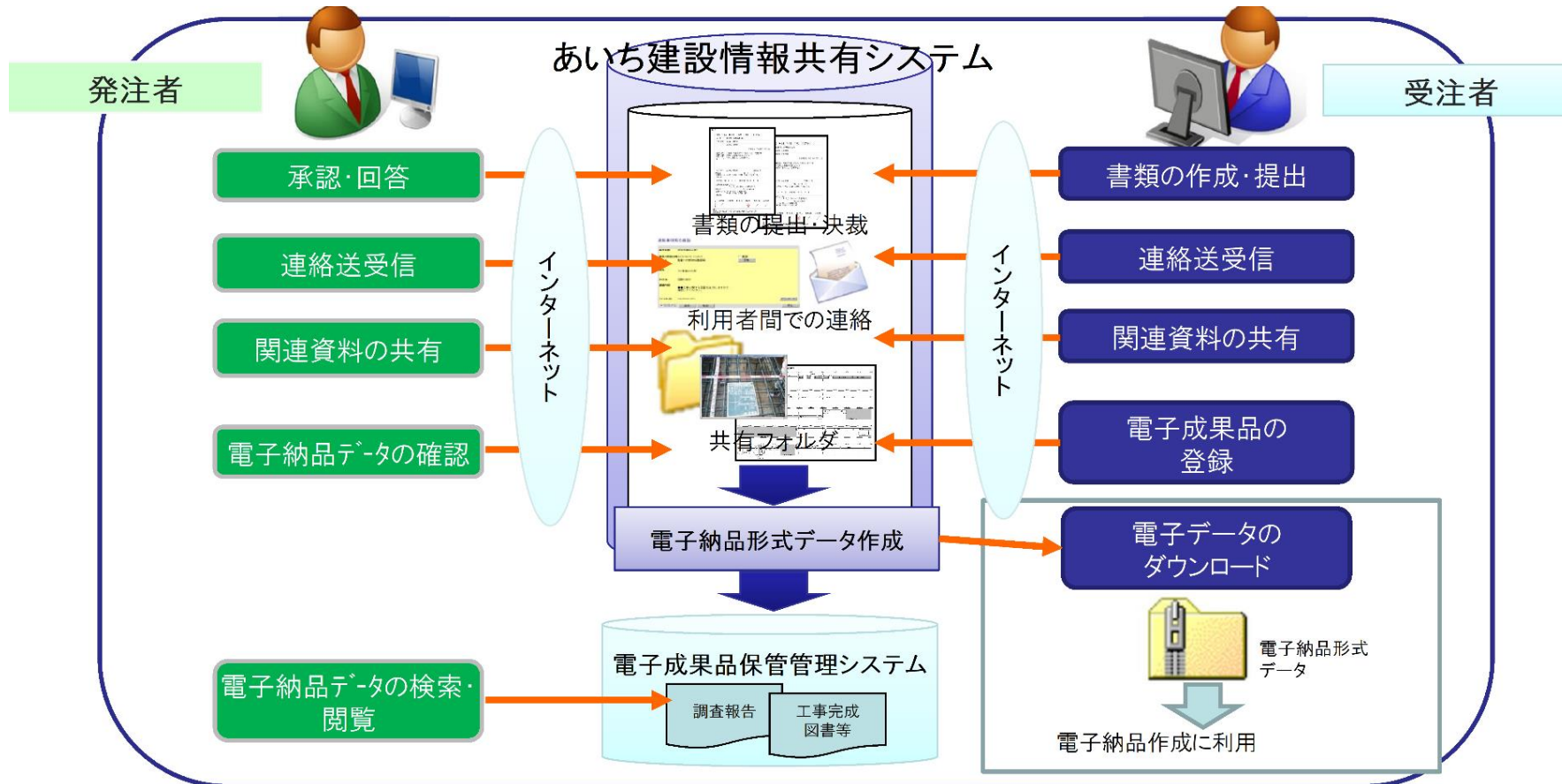
○普及状況を見ながら、判断基準の見直しや総合評価での加点等を検討する予定。

評価対象項目	判断基準	配点
(1) 事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）	1点
(2) CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合せ簿により提出	2点
(3) 技能者登録	1名以上	
(4) 現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録	
(5) 現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること（利用回数は問わない）	

※表は、土木・農林・企業庁の評価基準を示す
※建築局は、(1)～(5)全て達成で1点の加点

あいち建設情報共有システムの運用開始【土木・建築・農林・企業庁】

- インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。
- 令和2年度から建設局及び都市・交通局で本格運用を開始。
- 令和3年度から企業庁、令和4年度から農林基盤局でも本格運用を開始。
- 令和2年度から建築局でも段階的に運用を開始。
- 市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。（29/54市町村で目標達成済み）



担い手確保の取組（建設分野の魅力発信）

■ あいち建設みらいサロン【土木】

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなどの建設分野に携わる技術者とが交流する場として開催し、建設分野の魅力を発信するとともに、建設分野のみらいを担う若手人材の育成を行う。

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	計
H25～R4		635	383	1018
R5	愛知総合工科高等学校	16	7	23
	椋山女学園大学	8	6	14
	名古屋工業高等学校	26	6	32
	名古屋工業大学	49	17	66
	豊田工業高等専門学校	25	7	32



↑ あいち建設みらいサロン

↓ 現場見学会



■ 出前講座・現場見学会【土木】

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小校～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

年度	出前講座		現場・施設見学会		
	学校数	参加人数	学校数	参加人数	その他（一般向け）
R5	20校	1,544人	12校	742人	80回 1787人

■ YouTubeチャンネル【土木】

令和4年8月にチャンネル（愛知県庁・土木[公式]）を開設。

- 動画数：33本
 - チャンネル登録者数：448人。
 - 最新の投稿：R6.3「矢作川・豊川CNプロジェクト」
- チャンネル内最高再生回数8,300回超

（R6.6.5時点）



チャンネル登録



三重県部会の取組状況について

1. 三重県部会の取組
2. 三重県の取組

1. 三重県・市町村の取組(平準化・週休2日)

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成のための 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	県の取組 ・ 債務設定や余裕期間制度の積極的な活用。 ・ 簡易的な平準化率算定ツールにより、平準化をマネジメント。	・ 部局により平準化率が偏在している。	・ 平準化率が低い部局について、取組を促進。
		市町村の取組 ・ 債務設定 県内29市町のうち、21市町が活用。	・ 規模の小さい自治体では、小規模工事が多く債務設定の必要性について理解が得にくい。	・ 取組を進めにくい市町に対しては個別にフォローアップを実施。
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	県の取組 ・ すべての工事を週休2日制工事（発注者指定型）とする。 ・ 令和5年度完成工事の96%が4週8休を達成。	・ 休日の質の向上 ・ 民間発注工事への促進	・ 月単位の週休2日 ・ 民間発注者へ適正な工期設定等を周知（建築確認審査機関への説明）
		市町村の取組 ・ 県内29市町のうち、令和5年度までに28市町が制度導入済み ・ 取組率はR4d:10%⇒R5d:28%へ上昇	・ 県全体の取組率については向上しているものの、取組に積極的な市町とそうでない市町が両極端。	・ 未導入市町や取組率の低い市町に県が個別訪問等により、フォローアップを行う。
業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	県の取組 ・ 債務設定の積極的な活用。	—	・ 債務設定の活用を継続
		市町村の取組 ・ 納期率の低い市では、早期執行を行っている。	・ 委託業務は単年度で行うことが定着しているため、年度末に集中している。	・ 早期発注を促す。 ・ 委託業務についても、繰越や債務設定の活用を促す。

1. 令和5年度の県部会の状況

●第1回県部会（令和5年7月25日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県の取組 他



○第1回地域分科会(令和5年10月対面)

- ・ 取組周知・意見交換



- ・ 重点取組のフォローアップ

(令和6年1月対面)



●第2回県部会（令和6年3月14日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 速やかな繰越手続きについて
- 三重県建設産業活性化プラン2024（最終案）

<中部ブロック発注者協議会>

●第1回発注者協議会

- ・ 令和5年6月30日WEB
- 年度別達成目標値の設定 他

2. 第1回地域分科会（推進会議）の状況

●第1回地域分科会

- ・ 令和5年10月3日～11月2日の間に10建設事務所単位で開催。
- ・ 5つの重点取組について、現状や課題について意見交換。

主な意見

①週休2日制工事

- ・ 施工時期（農繁期等）が限られている工事はなどは、週休二日制工事には適さない。
- ・ 規模の小さい業者（日給月給の企業）の理解が得にくい

②施工時期の平準化

- ・ 小さな町では小規模な工事が多く、短期間で工事が終わるため、債務や繰越の理解が得られない
- ・ 債務、繰越は難しいため、早期発注を行っていく。

③低入対策

- ・ 取組などの情報提供をして欲しい。

④ICT活用工事

- ・ 職員が理解していない部分が大きいのので、市町向けの説明会、研修をお願いしたい。

⑤ASPの導入

- ・ 具体的にどのようなものかほとんど解らない。（お金をかけて、業務がどのように軽減されるかイメージが湧かない。）



10/30 熊野建設事務所管内
(熊野市、御浜町、紀宝町)

- ・ 第1回地域分科会から見える課題や令和5年度の取組状況をもとに、個別にフォローアップを実施

3. 重点取組のフォローアップの状況

週休2日制工事・平準化・低入対策

- 地域の格となる市や週休2日への取組率が低い市町、低入対策の改善が必要な市町を中心に、県幹部から市町幹部職員へ各取組の必要性の説明及び取組の推進を要請（19市町に実施）

フォローアップの結果（市町意見）

【週休2日制工事の推進】

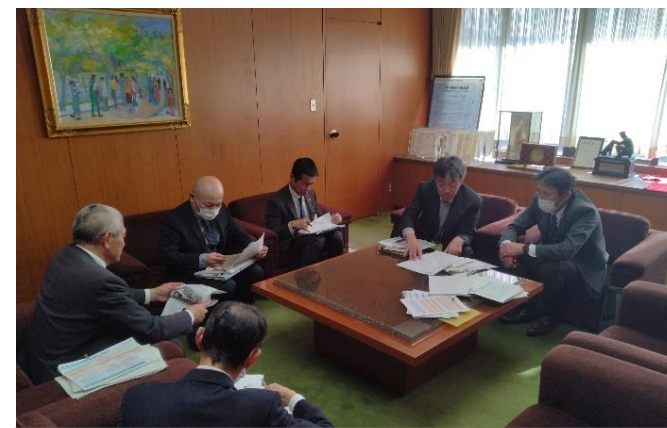
- 週休2日制工事の必要性について理解している。
- 令和6年度からは、週休2日制工事の発注を標準としていく。必要な経費も予算計上している。
- 民間工事への対応も求められるなか、公共の発注工事がしっかり対応していくことが必要と考えている。

【平準化率の向上】

- 議会に対しても取り組んでいくことを説明している。

【低入対策の改善】

- 令和6年度に、低入札調査基準の設定に向けて検討していく。



1/26 津市副市長、関係部長へ週休2日制工事等の取組の推進を要請

3. 重点取組のフォローアップの状況

ICT活用工事・ASPの導入

- 市町の工事担当者向けにICT活用工事、ASPの導入に関する説明会を実施し、担当者の理解を深めるとともに、取組に必要な要領の策定を促す

フォローアップの結果（市町意見）

【ICT活用工事】

- ・受注者から提案があり、ICT活用工事を実施した。2市町では要領を策定中。
- ・工事規模が小さく、ICT活用工事の実施によるメリットがあまり感じられない。
- ・市町工事の受注者は、図面データなどの電子データを扱えない企業もあり、ICT活用工事に対応できない企業もいる。

【ASP導入】

- ・市町のインターネット接続環境(LGWAN)に対応できるASPベンダーを選定する必要がある。
 - ・市町が電子納品に未対応の場合、導入しても検査などで紙媒体による対応が必要。
 - ・受注者の提案で実施したが、市町が電子決裁に対応していないと、紙による決裁も必要となる。
- 受注者からの提案による取組の実施例もあることから、今後もさらに進むICT活用工事、ASPに関する取組に備え、要領等を策定するなどの環境整備を促した。



7. 令和5年度 重点取組結果

(1) 週休2日制工事

取組指標	R4実績	R5実績(目標)
導入済市町数	28	28(全29)
市町発注率	0.1	0.3(0.7)

(参考) 週休2日工事発注件数(市町計) R4d_267件⇒R5d_571件

発注率10%未満 15市町(うち0件 5市町 東員町、菰野町、大紀町、鳥羽市、志摩市)

発注率100% 4市町(桑名市、四日市市、いなべ市、南伊勢町)

(2) 施工時期の平準化

取組指標		R4実績	R5実績(目標)
市町平準化率	工事	0.54	0.55(0.76)
	業務	0.49	0.54(0.4以下)

(3) 低入札対策

取組指標		R4実績	R5実績(目標)
低入札価格調査基準、最低制限価格の設定(市町)	工事	0.96	0.97(0.99)
	業務	0.87	0.87(0.94)

(参考) 未導入市町 1町(度会町)

全発注案件(工事) 設定市町 22市町

全発注案件(業務) 設定市町 18市町

(4) ICT活用工事の導入

取組指標	R4実績	R5実績(目標)	R6目標
導入済市町	2	4(23)	29

(参考) 導入済: 木曽岬町、伊勢市、尾鷲市、紀北町

(5) ASP活用工事の導入

取組指標	R4実績	R5実績(目標)	R6目標
導入済市町	0	2(22)	29

(参考) 導入済: 亀山市、伊勢市

総括

(1) 週休2日制工事

- 発注件数が増加し発注率が向上したものの、**未導入の1町**は今年度も導入に至っていない。(令和6年度は導入予定。)
- すべての工事を週休2日として発注する市町が4市町**となる一方、**発注率10%以下が15市町(うち5市町は未発注)**と多く、取組が後退している市町もあり**定着には至っていない**。

(2) 施工時期の平準化

- 工事は令和4年度実績よりは向上しているが目標には至っていない。
- 業務については、令和4年度より低下している。

(3) 低入札対策

- 1町を除き制度導入済み**。多くの市町が全案件で低入札価格調査基準、最低制限価格の設定済み。(1町は、令和6年度に設定を検討。)

(4) (5) ICT活用工事、ASP活用工事

- 一部の市町で導入がされたが、依然、対象案件が無い事や、**職員の理解不足、職員数の不足等**の課題が払拭できず取組が浸透していない。

●1. 三重県部会の予定

- ・令和6年7月～8月

- ・令和7年2月～3月

●2. 推進会議（地域分科会）の予定

- ・令和6年10月～11月

- ・令和7年1月～2月

第1回地域分科会にて進捗状況の確認を行い、必要に応じてフォローアップしていきます。



三重県建設産業活性化プラン2024

令和6(2024)年度～令和9(2027)年度

地域を支える建設業の将来像イメージ



三重県建設産業活性化プラン2024 HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci400016378.htm>

令和6年4月

1 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ～ 令和9(2027)年度 】

地域の建設業は、社会資本整備・修繕により県民の生活を支えるとともに、災害時には、災害現場の最前線で道路啓開などの緊急対応により、県民の安全・安心を確保するなど「地域の守り手」としての重要な役割を担っています。

このため、今後も地域社会を持続・発展させていくには、とりまく環境の変化の中で地域の建設業が将来にわたり存続し続ける必要があります。

そこで、三重県建設産業活性化プラン2024の将来ビジョンを「時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける」とし、将来ビジョンの実現に向けた各施策を展開し、その効果検証を実施していきます。

2 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンを目指します。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組めます。

【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切にできるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組めます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現を目指すとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組めます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組めます。

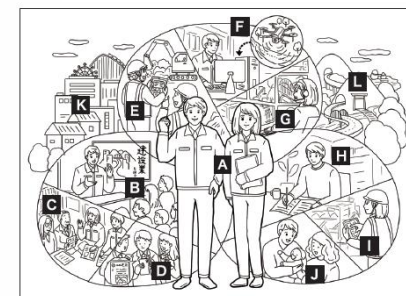
【3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組方針にある施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組めます。

◆ 各取組の関係性のイメージ



◆ 将来像のイメージ



- A** 主人公の2人
 - B** 【担い手の確保】主人公が高校で出前授業をしているシーン
 - C** 【担い手の確保】主人公2人が進路指導教諭と建設業について話しているシーン(学校訪問)
 - D** 【担い手の確保】建設会社が発信するSNSをチェックする高校生
 - E** 【生産性の向上】無人で動くバックホーと、タブレットでデータを確認する作業員2人
 - F** 【生産性の向上】測量するドローンと、そのデータを受信し確認しているシーン
 - G** 【生産性の向上】画面に映し出される現場の様子を確認しながら、遠隔で指示を出しているシーン
 - H** 【労働環境の改善】キャリアアップのために、自宅で資格の勉強をしているシーン
 - I** 【労働環境の改善】バックオフィスの担当者が、現場を見ながらタブレットでデータをチェックする様子
 - J** 【労働環境の改善】主人公が家族との時間を大切にしているシーン
 - K** 家・ビルなど街の建物
 - L** 自然(山・木など)と道路・トンネル・橋

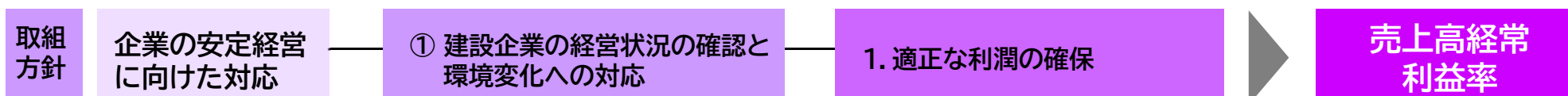


3 施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。



3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針



担い手の確保 取組イメージ

① 学校訪問



進路指導教諭との情報交換
出前授業等、魅力発信機会の開催を依頼

② 出前授業（探究の時間）



テーマに沿って白地図に生徒が考えるまちづくりの計画を県・建設企業のアドバイスを受けながら作成

③ 現場見学会



普段は入れない、建設現場で実際の仕事を体験！

④ 実習授業



専門技術者からレクチャーを受け、
自校の校内でアスファルト舗設を体験！

⑤ 進路指導教諭と建設企業の交流会



先生と地域の建設企業との関係性を強化！
地域の建設企業をPR ☆彡

⑥ 魅力発信（SNS）



jo_ken.jp さんが「いいね！」しました
mie_kendo_ninaite 皇学館高校の進路ガイダンスに建設業協会伊勢支部が初参加
「街づくりの仕事」について説明！
興味のある生徒の皆さんに熱い思いを伝えてくれました
この講座を聞いて、建設業がこれからの進路や就職先を考える際の選択肢になると嬉しいです

学校での取組を中心
に投稿し、
建設業の魅力を発信！



労働環境の改善 取組イメージ

①市町への週休2日制の導入促進



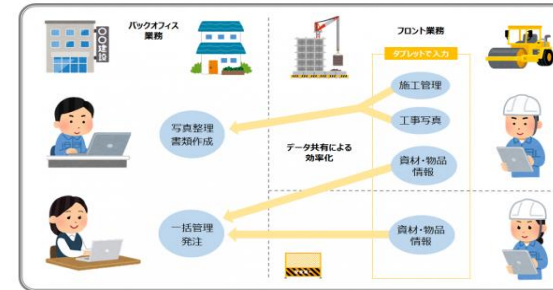
②民間工事への週休2日制の導入促進



③施工現場の安全確保（ライブカメラ）



④施工管理の社内分業化（バックオフィス）

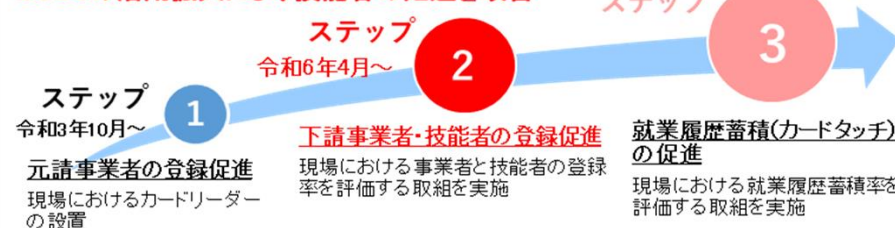


出典：新潟県庁HP

技術者が現場で行っていた、施工管理等の書類作成を会社内（バックオフィス）の別の担当者が支援し分業化！

⑤建設キャリアアップシステム

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進
CCUSの活用拡大により技能者の処遇を改善



生産性の向上 取組イメージ

建設現場の生産性向上・労働環境改善のために、**発注者**が取り組む建設DX推進のイメージ

従来

測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)

発注者 受注者



目指す姿に向けての取組内容

取組方針 生産性の向上

- ② 1 建設DX研修による人材育成
・3次元データを活用できる人材を育成
- ② 2 ICT活用工事の推進
・発注者による3次元測量データの作成・提供
- ② 3 BIM/CIM活用、支援
・BIM/CIMの3次元設計データを提供

取組方針 労働環境の改善

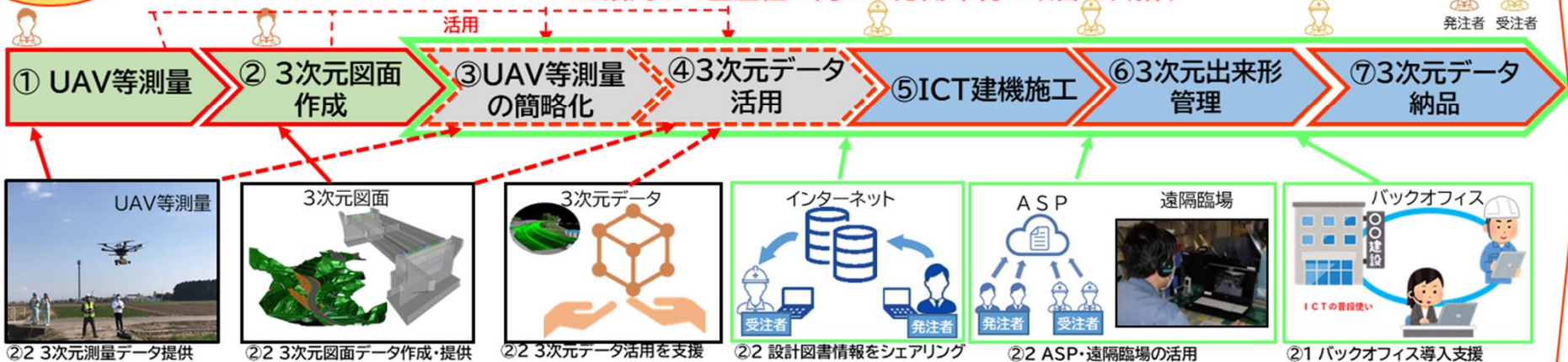
- ② 1 施工管理の社内分業化への支援
・バックオフィスの導入を支援
- ② 2 施工管理の効率化の支援
・ASPや遠隔臨場の活用を推進
・設計図書に関する情報をシェアリング

目指す姿

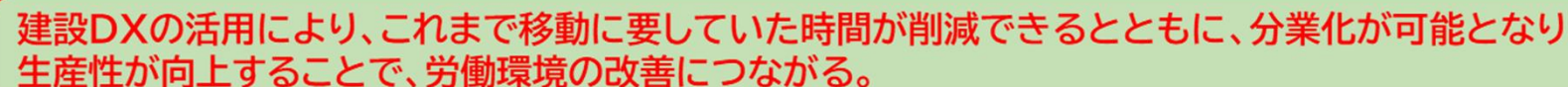
測量～工事完成までのフロー(ICT活用工事)

DXを活用して生産性の向上と労働環境の改善を目指す

発注者 受注者



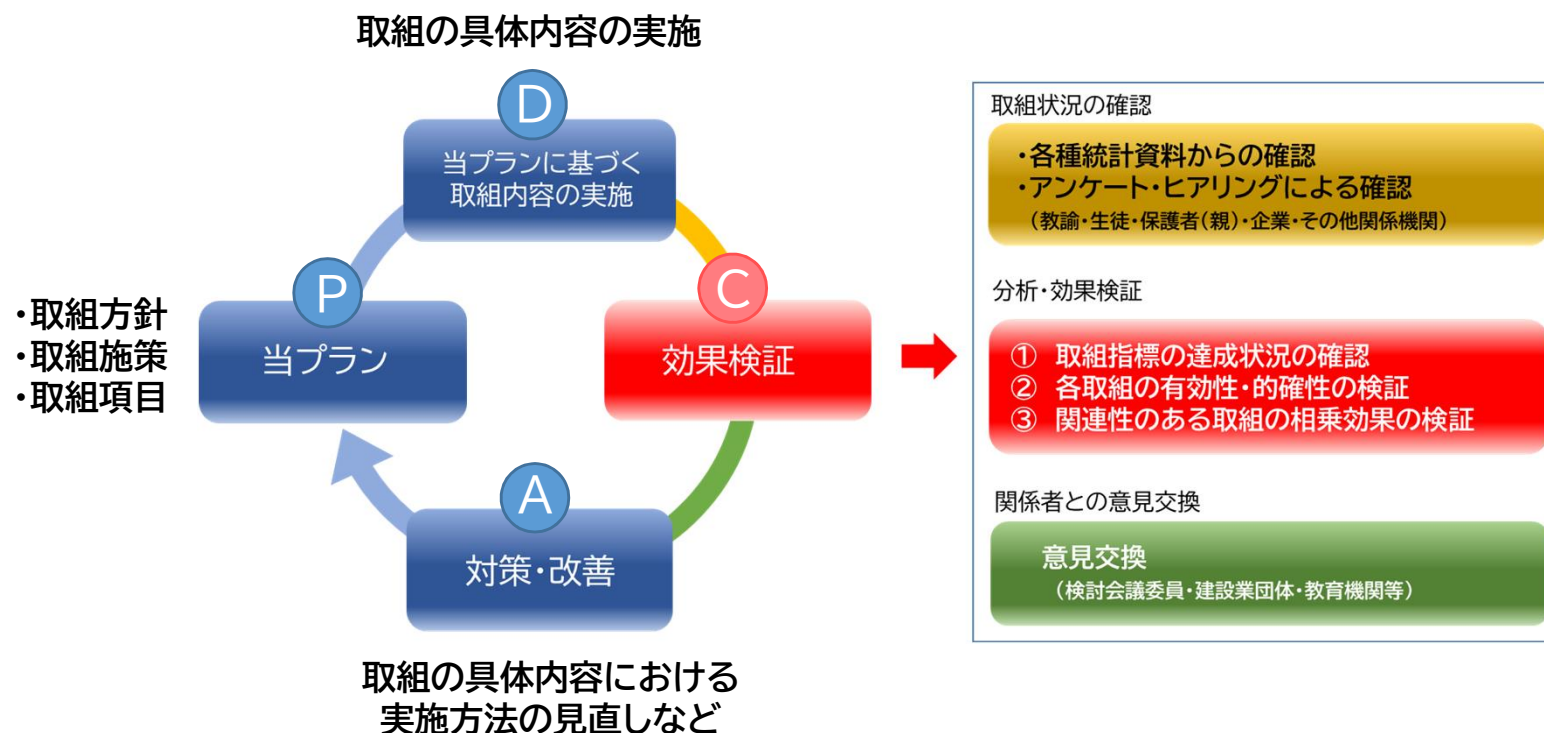
建設現場の生産性向上・労働環境改善のために、建設企業が取り組むDX推進のイメージ



進捗管理の体制

当プランの取組^(※)を効果的に進めるため、建設業団体や教育機関等と随時実施する意見交換や検討会議委員等との定期的（年1回程度）な意見交換を踏まえて、建設業をとりまく状況の変化や各取組の効果を検証し、対策・改善を行いながら取組を推進していきます。

効果検証においては、統計資料や企業へのアンケート調査等により、取組方針の進捗を代表する取組指標の達成状況を確認し、その要因を分析するとともに、多角的な観点から各取組の有効性や的確性を検証し、取組の対策・改善につなげていきます。



(※取組とは施策体系(19ページ)の取組項目を示す)

～～随時情報を発信していきます～～

プラン取組の最新情報はこちら↓



X (旧Twitter)
@mie_kasseika



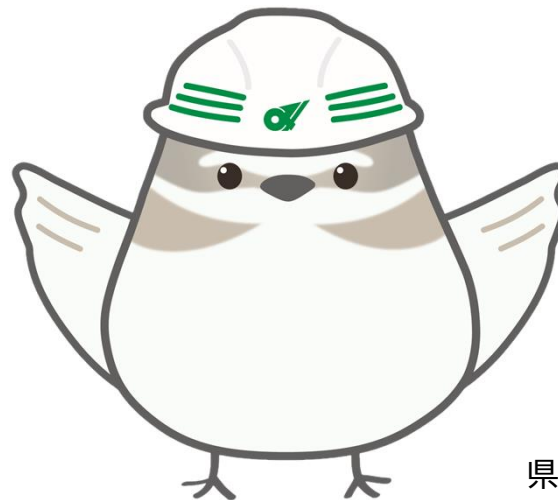
担い手確保支援チームの活動状況↓



Instagram
@MIE_KENDO_NINAITE



＼フォローしてね！！／



県土整備部 公式マスコット「ちどりん」

中部地方整備局の取組について

令和6年6月

1. 中部地方整備局の取組(平準化・週休2日)中部ブロック発注者協議会【中部地方整備局】

		令和5年度の取組	課題	令和6年度目標達成の為に 令和6年度の取組予定
工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	事務局の取組 ・事例調査		・他地整を含む事例調査 ・土木以外の分野の実態調査
		国の取組 R4年度事務連絡(履行期限の平準化)を R5年度も引き続き実施 ・単年度契約で工期末を第3四半期までに 設定するものは、年度開始前の契約手続き の対象とする。 ・国債制度等を積極的に活用し、全体発注 計画に配慮すること。	・国債と繰越制度のバランスをとって、工 事発注計画を立案する。	
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	事務局の取組 ・まんなかホリデーアンケート集計を R6.3月まで実施		
		国の取組		・事務連絡(R6.3.15)より、原則全ての 工事について、全土曜日を「中部地区統一 現場閉所日」と定め、一斉休工を実施。追 加特記仕様書に記載。
業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	事務局の取組		
		国の取組 R4年度事務連絡(履行期限の平準化)を R5年度も引き続き実施 ・単年度契約で履行期限を第3四半期まで に設定するものは、年度開始前の契約手続き の対象とする。 ・国債・翌債・繰越による業務の発注件数 の比率を25%以上とする。 ・当該年度に履行期限を迎える業務件数の 比率を上半期50%、下半期50%とする。	・引き続き、繰越制度を活用するように努 める。 ・実態として、履行期限の延長協議の際に、 繰越で年度を跨ぐことは受注者から拒否さ れることがあるが、協力するように依頼す る。	・R6年度も引き続き実施の方針

○国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債及びゼロ国債）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

○中部地方整備局

	R 2 補正 + R 3 当初	R 3 補正 + R 4 当初	R 4 補正 + R 5 当初	R 5 補正 + R 6 当初
直轄予算額	3,907億円	3,672億円	3,607億円	3,746億円
工事発注件数	850件	820件	768件	748件
うち 国債 件数	239件	311件	279件	290件
うち 事業加速円滑化国債務件数	—	50件	68件	48件
国債での工事発注率	28.1%	37.9%	36.3%	38.8%

※直轄予算額：中部地方整備局関係予算の概要

※発注件数：PPIベース

- 中部地方整備局（港湾空港部除く）発注工事について、①年度前契約手続きの開始、②平準化目標率の設定、③国債制度等の積極活用に関する事務所への事務連絡を発出済みであり、継続して取り組みを実施。

工事・業務 ①R5.11.1付け事務連絡「令和6年度契約等における年度開始前手続きについて」

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）に基づき、適切な工期設定と併せ、施工時期の平準化を「必ず実施すべき事項」として位置付け実施しているところであるが、工事、測量・建設コンサルタント業務等、物品調達・役務の提供等の契約（以下、「契約等」という。）の工期末及び発注手続きが年度末に集中することを避けるため、**第3四半期から契約手続きを開始することができる**こととする。

工事 ②③R5.11.7付け事務連絡「令和5年度補正予算成立日以降の工事の積算及び入札契約等における対応方針について」

工事実施時期の平準化については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（第7条）において発注者の責務とされており、中部ブロック発注者会議においても令和6年度の平準化率として具体的な目標（0.8）を定め、国、地方公共団体等の発注者が主体的に取り組んでいるところである。工事発注担当課においては、**各事業の計画的な工事発注計画を立案し、繰越制度、国庫債務負担行為も活用しつつ、工事実施時期の平準化に努められたい。**

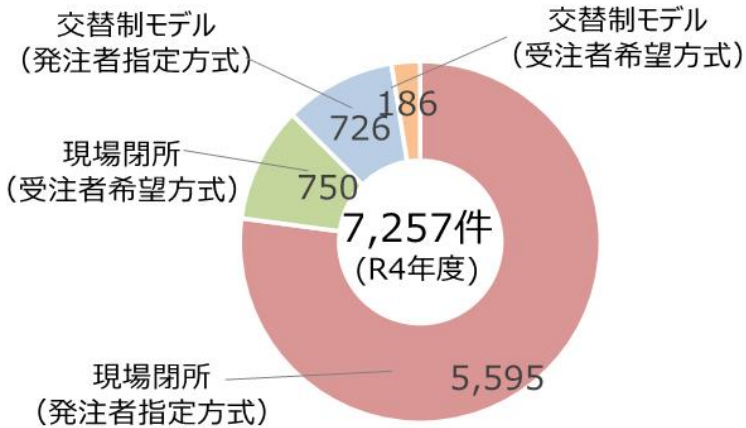
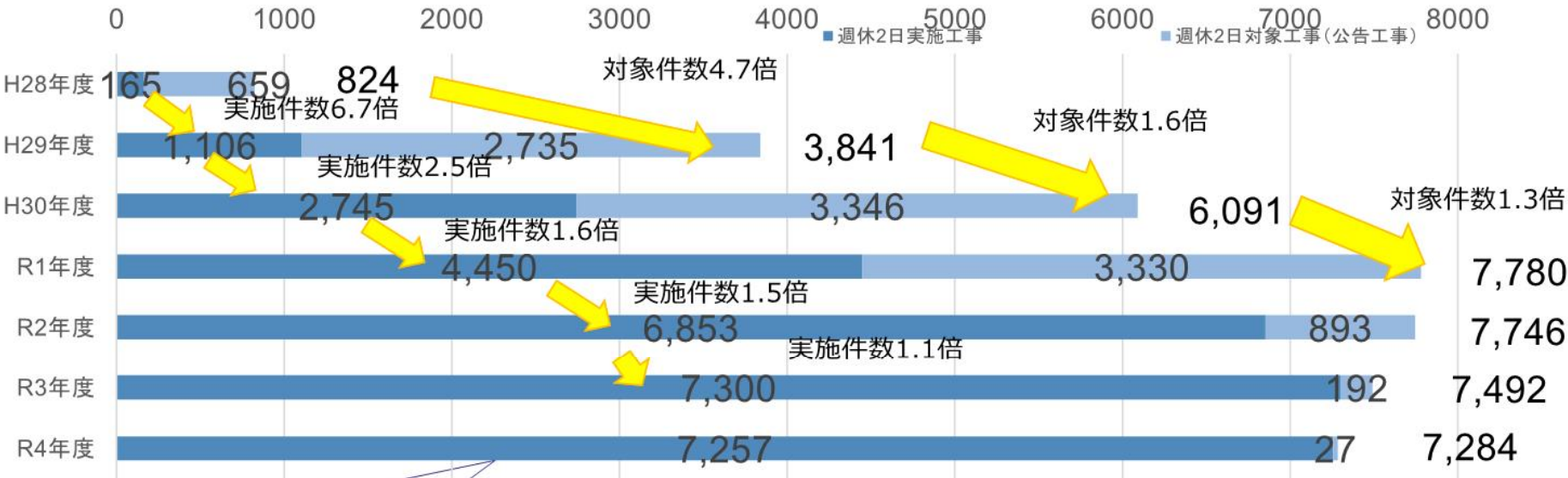
業務 ②③R5.12.4付け事務連絡「令和5年度補正予算成立日以降の『建設コンサルタント等業務』における入札契約及び設計積算等における対応方針について」

- ・ 当該年度に履行期限を迎える業務件数の比率を**上半期50%、下半期50%とすることを目標**とし、履行期限を上期・下期に2分割することを習慣化させる。
- ・ 当初予算発注する業務のうち、対象業務については、『**履行期限としてはならない期間**』を設定する。
→ 当初予算発注業務は第4四半期の履行期限は原則不可、変更契約も同様
- ・ **翌債・繰越制度の活用、業務国債の活用**

3. 週休2日確保に向けた取組

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)	7,284 (7,257)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%	99.6%

※令和5年3月末時点
※令和4年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾・空港除く）
※令和4年度取組件数には取組協議中の件数も含む

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)



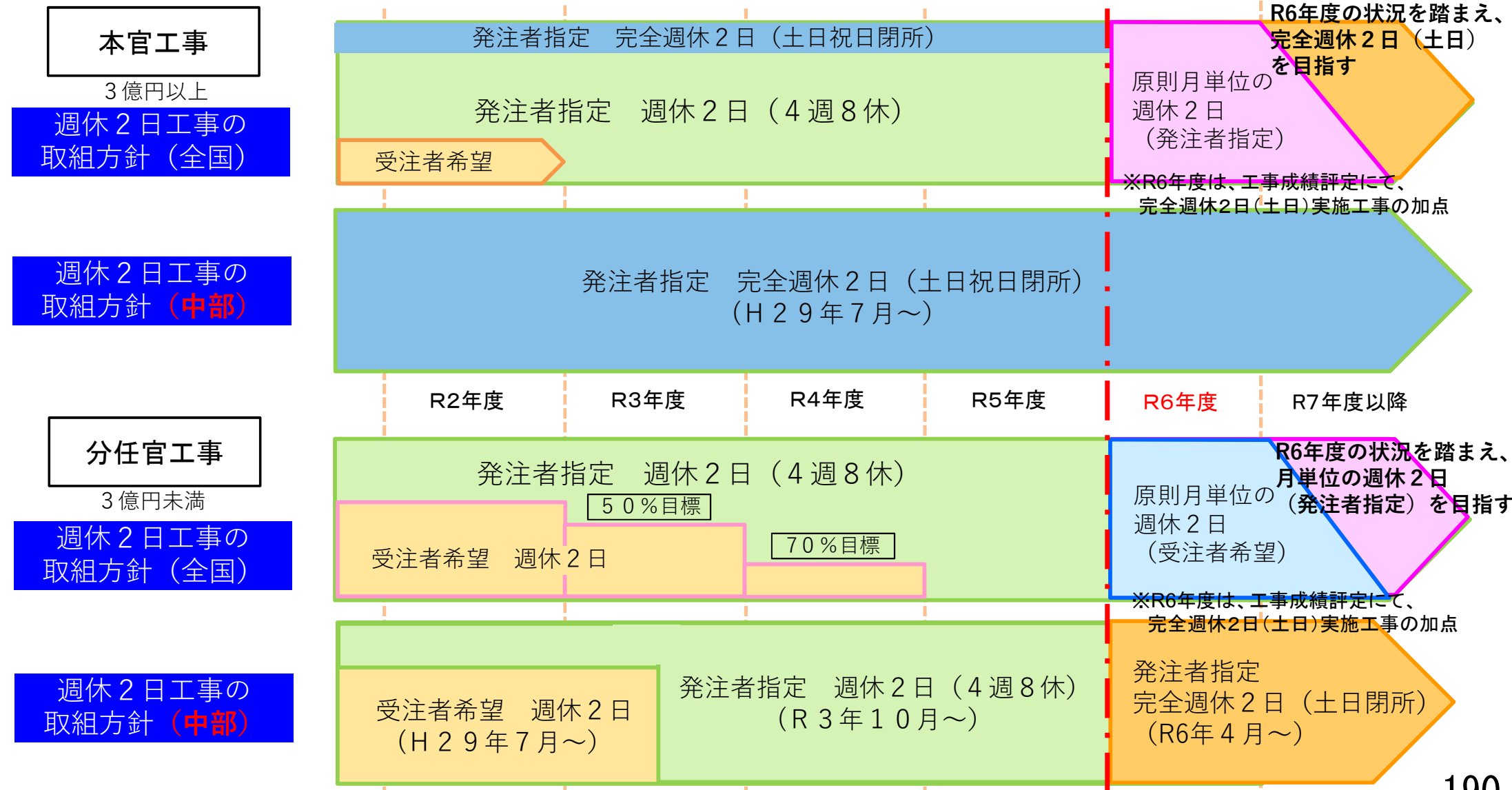
現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ①完全週休2日を標準とした取組への移行【令和6年度より試行】
追加特記仕様書等の基準類を、完全週休2日を標準とした内容に改正
- ②工期設定のさらなる適正化【令和6年度も継続】
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を制定
- ③柔軟な休日の設定【令和6年度も継続】
災害その他避けることのできない事由等を非対象期間と設定
- ④工事成績評価に加点【令和6年度より実施】
完全週休2日を実施した工事に対して加点
- ⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組【令和6年度も継続】
※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

3. 週休2日確保に向けた取組

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制適用工事を順次拡大。
- 中部地方整備局では、本官工事においては平成29年度より発注者指定で完全週休2日（土日祝日閉所）に取り組む、分任官工事においては、令和6年度より新たに発注者指定で完全週休2日（土日閉所）に取り組む。



3. 週休2日確保に向けた取組

若手技術者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が懸念されていることから、建設産業の担い手が、長く安心して働くことができる取り組みとして 原則、**全ての工事で発注者指定型で完全週休2日制を実施**

✓ 本官工事 … **完全週休2日（土日祝閉所）**（毎週土日・祝祭日を原則、休工対象日とする）

- 対象期間 : 工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
- 非対象期間 : 準備・後片付期間、夏期・年末年始休暇、天災（豪雨、地震等）に対する突発的な対応期間等
- 休工対象期間 : 土・日・祝日とする
※天候（降雨・積雪等）により休工した日はカウントする

✓ 分任官工事…**完全週休2日（土日閉所）**（毎週土日を原則、休工対象日とする）

- 対象期間 : 工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間
- 非対象期間 : 準備・後片付期間、夏期・年末年始休暇、天災（豪雨、地震等）に対する突発的な対応期間等
- 休工対象期間 : 土・日とする
※天候（降雨・積雪等）により休工した日はカウントする

週休2日の補正係数

- 月単位の週休2日の補正係数を新設。通期（工期全体）の週休2日についても継続。
- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費、現場管理費の補正係数を継続

現場閉所率	通期 4週8休未満 (28.5%未満)	通期 4週8休以上 (28.5%以上)	月単位 4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	補正無し(1.00)	1.02	1.04
機械経費(賃料)	補正無し(1.00)	1.02	1.02
共通仮設費	補正無し(1.00)	1.02	1.03
現場管理費	補正無し(1.00)	1.03	1.05

※現場閉所率（%）＝ 現場閉所日数 ÷ 対象期間

(旧名称:週休2日交替制モデル工事)

実施方針

週休2日交替制適用工事は、対象工事に従事する技術者及び技能労働者が交替制により週休2日を実施するものであり、現場に従事する技術者及び技能労働者の平均休日率に応じて補正する

対象工事

施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日に作業が必要な工事や社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事

積算方法（補正係数）

- ・ 月単位の週休2日の補正係数を新設。通期（工期全体）の週休2日についても継続。
- ・ 補正対象は、労務費、現場管理費とし、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の休日確保状況に応じて補正する
- ・ 令和6年4月以降公告工事から市場単価も補正対象とする（土木工事標準単価はこれまでどおり補正対象）

現場閉所率	通期 4週8休未満 (28.5%未満)	通期 4週8休以上 (28.5%以上)	月単位 4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	補正無し(1.00)	1.02	1.04
機械経費(賃料)	—	—	—
共通仮設費	—	—	—
現場管理費	補正無し(1.00)	1.01	1.03

※休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の平均休日数 ÷ 対象期間
※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

5. 令和6年度 協議会の進め方

公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律 説明資料

公共工事の品質確保の促進に関する法律 令和6年度 改正内容

担い手3法のこれまでの改正経緯

品確法
(平成17年制定)

Point
価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入



平成26年 担い手3法

Point
発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること
従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



令和元年 新・担い手3法

Point
元請は、下請が利潤・工期を確保できる発注をすること
※5年後見直し規定あり(附則第2項)



令和6年 第3次・担い手3法

Point
担い手の休日・賃金の確保と地域建設業等の維持
※5年後見直し規定あり(附則第2項)

建設業法 ・ 入契法
(昭和24年制定)(平成12年制定)

Point
建設工事の適正な施工の確保・公共工事の入札契約の適正化



Point
ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



Point
働き方改革に向けた適正な工期の確保
※5年後見直し規定あり(附則第8条)



Point
労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止
※5年後見直し規定あり(附則第5条)

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布・施行※
(測量法改正の7年4月施行部分を除く。)

背景・必要性

※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保

働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁

地域建設業等の維持

適切な入札条件での発注、災害対応力の強化

生産性向上

新技術の活用促進、技術開発推進

公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、**公共工事から取組を加速化・牽引**することで、**将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現**

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策※による労務費へのしわ寄せ防止

※ スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置※の実施
- ※ 訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

測量業の担い手確保

・測量士等の確保（養成施設や資格に係る要件の柔軟化、資格の在り方の検討規定）・測量業の登録に係る暴力団排除規定等

★公共工事等（第3条以降）

○公共工事等

公共工事及び公共工事に関する調査等

○公共工事

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事

○公共工事に関する調査等

公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計

★発注者等（第7条見出し）

○公共工事等の発注者

国、特殊法人等又は地方公共団体

○公共工事の目的物の維持管理を行う国、特殊法人等及び地方公共団体（第7条第7項）

道路の権限代行など、発注者と維持管理者が異なる場合においても、国・特殊法人等及び地方公共団体が公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質確保に努めなければならないこととする趣旨

★受注者等（第8条見出し）

○受注者

公共工事等を直接受注する元請業者（第8条第3項、第4項においては受注者となろうとする者を含む。）

○公共工事等を実施する者

受注者（元請）だけでなく、一次下請、孫請等の下請業者も含む全ての請負業者

休日の確保の推進（１）（基本理念、公共工事等を実施する者）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

9 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項及び第二十七条第一項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

（受注者等の責務）

第八条（略）

2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間、**休日**その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結し6
なければならない。

改正のポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（２）（国、地方公共団体）

■背景

時間外労働の罰則付き上限規制を達成できていない建設企業は多く、他産業との人材獲得競争においても長時間労働がネックとなっている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条

2 国は、下請負人等に使用される公共工事に従事する者に対して適切に休日を与えられるよう、その休日の付与の実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（地方公共団体の関係部局の連携）

第三十条 地方公共団体は、公共工事等の実施の時期の平準化を図るための措置に関する施策その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施に当たっては、公共工事等の入札及び契約に関する業務を担当する部局、公共工事等の実施に関する業務を担当する部局、財政に関する業務を担当する部局その他の関係部局の相互の緊密な連携を確保するよう努めなければならない。

改正のポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

処遇改善の推進（１）（国、公共工事等を実施する者）

■背景

公共工事の担い手確保のため、公共工事に従事する者の処遇改善のさらなる推進が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（労務費等に関する実態調査等）

第二十七条 国は、下請負人その他の公共工事を実施する者（以下この項及び次項において「下請負人等」という。）に対して市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金が支払われるとともに、下請負人等により公共工事に従事する者に対して適正な額の賃金が支払われるよう、公共工事の請負契約の締結の状況及び下請負人等が講じた公共工事に従事する者の能力等に即した評価に基づく賃金の支払その他の公共工事に従事する者の適切な処遇を確保するための措置に関する実態の調査を行うよう努めなければならない。

3 国は、前二項の規定による調査の結果を公表するとともに、その結果を踏まえ、公共工事に従事する者の適正な労働条件の確保のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条

4 公共工事等を実施する者は、その使用する者の有する能力に応じた適切な処遇を確保するとともに、外国人等を含む多様な人材がその有する能力を有効に発揮できるよう、その従事する職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努めなければならない。

処遇改善の推進（２）（発注者）

■背景

地方公共団体による発注工事を中心に、資材高騰等を受けた価格転嫁が円滑に進んでいない。適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せの防止が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十三 公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定め適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

改正のポイント1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

担い手確保のための環境整備（国、地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、担い手確保のための様々な取組が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（職業訓練実施者に対する支援等）

第二十六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保のため、工事等に関する専門的な知識又は技術を有する人材を育成するための職業訓練を実施する者に対する支援等、工事等に関する基礎的な知識及び技能を習得させるための教育を行う高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進並びに外国人等を含む多様な人材の確保等に必要な環境の整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の関心及び理解の増進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、公共工事の品質確保及びその担い手の活動（災害時における活動を含む。）の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、それらに関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

第三十二条 国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、公共工事に関する調査等の担い手の中長期的な育成及び確保に留意して、これらに係る資格等の評価及び資格等に係る制度の運用の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

■背景

将来的な安定経営への見通しが持てないこと等により地域建設業者の数が減少。
地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれ。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

七 地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

（競争が存在しないことの確認による方式）

第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（１）（発注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

九 災害からの迅速な復旧復興に資するよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずること。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

改正のポイント2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

災害対応力の強化（２）（発注者、受注者）

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応のさらなる充実・強化が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

- 一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第五項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第五項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

（受注者等の責務）

第八条

- 5 前条第五項の協定に基づき災害応急対策工事等を実施する受注者は、当該災害応急対策工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び当該災害応急対策工事等の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、当該災害応急対策工事等の実施に当たり、適切な保険契約を締結するよう努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（１）（基本理念）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

13 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の活用（当該各段階におけるデータ（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に記録された情報をいう。以下この項において同じ。）の適切な引継ぎ及び多様かつ大量のデータの適正かつ効果的な活用を含む。以下同じ。）等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（２）（発注者、国・特殊法人・地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（３）（基本理念、発注者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条（略）

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（４）（公共工事等を実施する者）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（受注者等の責務）

第八条

3 公共工事等を実施する者（公共工事等を実施する者となろうとする者を含む。次項において同じ。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を効果的に活用する能力を含む。）の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（５）（基本理念）

■背景

脱炭素化が国際的スタンダードかつ政府の重要施策となっており、公共工事においても「環境の保全」(第1条)に一層寄与できる脱炭素化の取組(GX)の強化が求められている。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

14 公共工事の品質確保に当たっては、脱炭素化(脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。)の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。第七条第一項第二号において同じ。)に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならない。

改正のポイント3. 新技術の活用等による生産性向上

技術開発の推進（基本理念、国）

■背景

新技術の開発は、短期的なコスト回収が難しく積極的に行われにくいいため、技術進歩の停滞や将来的な品質確保への支障が懸念される。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

6 公共工事の品質は、公共工事等に関する技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化が適切に推進され、その技術が新たな技術として活用されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（民間事業者等による研究開発の促進）

第二十八条 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発に資するため、第十八条第一項の契約の方式の活用を通じた設計に携わる民間事業者と施工に携わる民間事業者との連携その他の民間事業者等相互間の連携を促進するよう努めなければならない。

2 国は、公共工事等に必要な高度な技術の研究開発を民間事業者等に委託し又は請け負わせる場合には、当該民間事業者等がその成果を有効に活用することができるようにするため、当該成果に係る知的財産権の取扱いについて適切に配慮するよう努めなければならない。

（研究開発の安定的な推進）

第二十九条 国は、公共工事等に関する技術に係る研究機関の機能の強化並びに当該技術の研究開発並びにその成果の普及及び実用化を中長期にわたって安定的に推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（１）（国、都道府県）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十二條

5 国及び都道府県は、発注者が発注関係事務の適切な実施に必要な知識又は技術を有する職員を育成することを支援するため、講習会の開催、自らが実施する研修への発注者の職員の受入れ、民間団体による研修の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の実施に関する助言等）

第二十三條 国は、発注者の発注関係事務の実施の実態を調査し、及びその結果を公表するよう努めるとともに、その結果を踏まえ、発注者が発注関係事務を適切に実施することができるよう、必要な助言を行わなければならない。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（２）（国、国土交通大臣）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正入契法 本文（抜粋）

（適正化指針の策定等）

第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 前項に規定する措置に関する事務を適切に行うために必要な体制の整備に関すること

（要請等）

第二十条

3 第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

改正のポイント4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援の充実（３）（国、特殊法人、地方公共団体）

■背景

地方公共団体において発注関係事務の実施に必要な知識や技術を有する職員が減少、不足。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の主なポイント【令和2年改正】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根絶
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携

運用指針策定に向けた今後のスケジュール(案)

6/12 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

<法律・運用指針の説明会>

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・品確法の改正の主旨説明
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見交換

- 品確法の改正の主旨説明会の開催
 - ・建設業団体等に対し、品確法の改正の内容説明

7
～
8
月
を
目
処

<意見照会>

- 地方公共団体・建設業団体への意見照会
 - ・法改正を踏まえた運用指針改正に関する意見を収集

意見聴取結果を踏まえ、発注関係事務の運用に関する指針(案)の作成

- 発注者協議会(ブロック会議)の開催
- 発注者協議会(県部会)の開催
 - ・改正運用指針(案)の説明

秋
～
冬
頃

- 地方公共団体・建設業団体へ意見照会
- 有識者への意見照会
 - ・改正運用指針(案)に関する意見を収集

発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)の策定

運用指針に基づく発注関係事務の運用開始

① 新・全国統一指標の令和6年度目標達成に向けた取組に重点

1) 低入札対策

⇒ ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理（継続）

2) 平準化

⇒ 債務負担行為の活用、繰越申請手続きの活用の推進（継続）

（当初予算において「繰越明許費」をあらかじめ計上することについて検討・活用）

⇒ 早期発注の実施（継続）

⇒ 地整内、他地整 の取り組みの情報提供（特に市町村の取組の収取・情報提供を進めたい）（継続）

⇒ ヒアリング等で課題を共有し、今後の方針を整理 （継続）

3) 週休2日工事の導入

⇒ まんなかホリデーの推進 （継続）

⇒ 時間外労働規制（労働基準法）の改定（R6.4）についての十分な理解（継続）

⇒ ヒアリング等で課題を共有し今後の方針を整理（継続）

② 情報共有の充実

⇒ 各指標に対する取組み事例をまとめる（特に市町村の取組み事例）（継続）

⇒ 全国事例の収集と提示（継続）

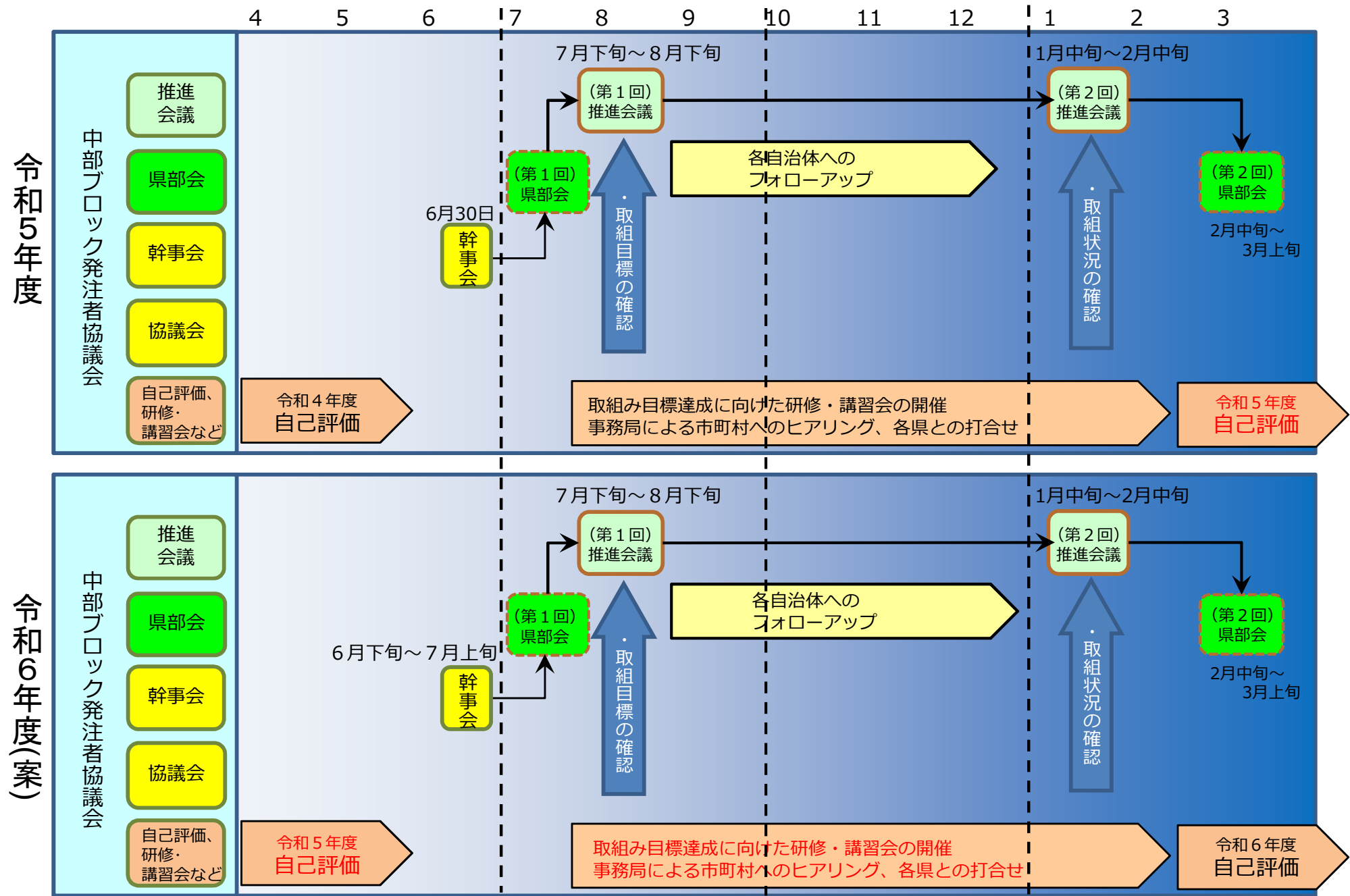
③ その他 指標 工事3項目 業務3項目 令和6年度の段階目標達成に向け取組む

【工事】

- ・最新の積算基準の適用状況等
 - 基準範囲外の変領を含めた最新の積算基準が整備されていない機関： 46
 - ⇒ 他自治体等の整備済基準等を情報提供
- ・適正な工期設定
 - 導入していない機関： 50
 - ⇒ 適正な工期設定指針(中央建設業審査会)の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 33
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供

【業務】

- ・最新の積算基準の適用運用状況等
 - 最新の積算基準が整備されていない機関： 3
 - ⇒ 事務局との直接ヒアリング等で導入を促進
- ・適正な履行期間の設定
 - 導入していない機関： 111
 - ⇒ 本省通達等の情報提供。
- ・設計変更ガイドラインの策定・活用状況
 - ガイドライン未整備機関： 79
 - ⇒ 他自治体等の整備済ガイドライン等を情報提供



◆相談窓口一覧

(R6.4.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	大場 浩樹	052-953-8131	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 課長補佐	西井 里佳	052-953-8197	
	県代表事務所	岐阜県	木曽川上流河川事務所	副所長(技)	桃木 優一	058-251-1321
			岐阜国道事務所	副所長(技)	安藤 裕通	058-271-9811
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	近藤 浩市	054-273-9100
			静岡国道事務所	副所長(技)	辻 英雄	054-250-8900
			清水港湾事務所	副所長(技)	白崎 正浩	054-352-4146
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	諏訪 篤志	054-255-1421
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	林 昌広	052-914-6711
			名古屋国道事務所	副所長(技)	佐野 勇	052-853-7320
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	林 寿史	052-651-6266
			三河港湾事務所	副所長(技)	渡邊 弘	0532-32-3251
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	原 幹彦	052-229-2211
			四日市港湾事務所	副所長(技)	三崎 隆央	059-351-1357
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池 五輪彦	0265-81-6411
			飯田国道事務所	副所長(技)	浅井 直実	0265-53-7200
その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。				

◆メール窓口 cbr-kijun3@milt.go.jp

6. その他

事務連絡
令和6年4月26日

国土交通省 各地方整備局
企画部 技術管理課長 殿
道路部 路政課長 殿
道路工事課長 殿
道路管理課長 殿
国土交通省 北海道開発局
事業振興部 技術管理課長補佐 殿
建設部 建設行政課長補佐 殿
道路建設課長補佐 殿
道路維持課長補佐 殿
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理課長 殿
建設行政課長 殿
建設工務室長 殿
道路管理課長 殿

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 専門調査官
国道・技術課道路メンテナンス企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理の徹底について

標記については、平成28年3月18日付け事務連絡により、適切な処理がなされるよう周知をお願いしているところです。

本取り組みについては、直轄のみでなく、地方公共団体における取り組みが重要であることから、地域発注者協議会や道路工事調整会議、道路メンテナンス会議の場なども活用のうえ、管内の地方公共団体に周知するよう再度お願いします。

(問い合わせ)
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・技術課道路メンテナンス企画室 維持修繕係

事務連絡
平成28年3月18日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
技術管理担当課長 様
道路工事発注担当課長 様
道路占用許可担当課長 様

大臣官房
技術調査課 課長補佐
道路局
路政課道路利用調整室 課長補佐
国道・防災課道路保全企画室 課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成24年3月13日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成26年1月8日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成26年1月8日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

こと等により適正に対応されたい。

また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。

さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。

各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

(問い合わせ)
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道・防災課道路保全企画室 道路工事調整係